

企業内容等の開示に関する内閣府令 改正様式

目 次

第一号様式	.....	2	第十号の三様式	.....	292
第二号様式	.....	6	第十一号様式	.....	294
第二号の二様式	.....	49	第十一号の二様式	.....	297
第二号の三様式	.....	57	第十一号の二の二様式	.....	299
第二号の四様式	.....	64	第十一号の三様式	.....	301
第二号の五様式	.....	77	第十二号様式	.....	303
第二号の六様式	.....	102	第十二号の二様式	.....	310
第二号の七様式	.....	117	第十四号様式	.....	313
第三号様式	.....	126	第十四号の三様式	.....	316
第三号の二様式	.....	143	第十四号の四様式	.....	317
第四号様式	.....	152	第十五号様式	.....	319
第四号の二様式	.....	160	第十七号様式	.....	327
第四号の三様式	.....	162	第十九号様式	.....	330
第五号様式	.....	180			
第五号の二様式	.....	198			
第五号の三様式	.....	207			
第五号の四様式	.....	209			
第六号様式	.....	211			
第七号様式	.....	215			
第七号の二様式	.....	238			
第七号の三様式	.....	245			
第七号の四様式	.....	252			
第八号様式	.....	261			
第九号様式	.....	271			
第九号の二様式	.....	274			
第九号の三様式	.....	276			
第十号様式	.....	283			
第十号の二様式	.....	291			

第一号様式

【表紙】

【提出書類】 有価証券通知書  
 【根拠条文】 企業内容等の開示に関する内閣府令第 条  
 【提出先】 \_\_\_\_財務（支）局長  
 【提出日】 平成 年 月 日  
 【会社名】（2） \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】（3） \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

1 【新規発行（売出）有価証券】（4）

銘柄	種類	発行（売出）数	発行（売出）価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）

2 【有価証券の募集（売出し）の方法及び条件】（5）

(1) 【募集の場合】

区分	発行（売出）数	発行（売出）価格	資本組入額	申込期間	払込期日
株式の株主割当					
株式のその他の者に対する割当					
株式の一般募集					
（発起人の引受株式）					
株式計（総発行株式）		—	—	—	—
新株予約権証券			—		
社債（短期社債を除く。）	—		—		
コマーシャル・ペーパー及び短期社債					
カバードワラント					
預託証券及び有価証券信託受益証券					

(2) 【売出しの場合】

区分	発行（売出）数	発行（売出）価格	申込期間	払込期日
株式				—
社債 コマーシャル・ペーパー	—			—
カバードワラント	—			
預託証券及び有価証券信託受益証券				

3 【有価証券の引受けの概要】（6）

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
計	—		—

#### 4【過去1年以内における募集又は売出し】(7)

##### (1)【募集の場合】

銘柄	種類	発行(売出)価格 (円)	発行(売出)数	発行(売出)価額 の総額(円)

##### (2)【売出しの場合】

銘柄	種類	発行(売出)価格 (円)	発行(売出)数	発行(売出)価額 の総額(円)

#### (記載上の注意)

##### (1) 一般的事項

この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、委員会設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。

##### (2) 会社名

提出者が指定法人である場合には、「会社」を「指定法人」に読み替えて記載すること(以下この様式において同じ。)

##### (3) 代表者の役職氏名

- a 会社設立の場合にあつては、発起人全員の氏名を記入すること。
- b 有価証券通知書(以下この様式において「通知書」という。)を书面で提出する場合には、併せて代表者印(aの場合にあつては、発起人全員の印)を押印すること。

##### (4) 新規発行(売出)有価証券

- a 募集若しくは売出しをしようとする有価証券で当該取得に係る発行価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額)が1億円未満であるものについて記載すること。
- b 「銘柄」欄には、「第何回無担保社債(担保提供禁止特約付)」のように記載すること。
- c 「種類」欄には、「普通株」のように記載すること。優先株、議決権制限株

等の株式を発行する場合には、その内容を欄外に記載すること。

- d 「発行（売出）数」欄は、株式については「種類」欄の区分に従い記載し、社債、コマーシャル・ペーパー及びカバードワラントについては記載を要しない。
  - e 算式表示の場合には、「発行（売出）価額の総額」及び「資本組入額の総額」は通知書提出日現在における見込額により記載し、その旨を注記すること。
  - f (5)のdにより「発行（売出）価格」を見込額によって記載する場合には、当該見込額によって算出した発行（売出）価額の総額を「発行（売出）価額の総額」欄に記載し、その旨を注記すること。  
また、発行価額の一部につき払込みを要しない新株の発行（以下「一部払込発行」という。）の場合には、その払込金額の総額を「発行（売出）価額の総額」欄に内書きすること。
  - g (5)のdにより「資本組入額」を見込額によって記載する場合には、当該見込額によって算出した資本組入額の総額を「資本組入額の総額」欄に記載し、その旨を注記すること。
  - h 新規発行株式、新規発行新株予約権証券又は新規発行社債（社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第66条第1号に規定する短期社債（以下「短期社債」という。）を除く。）については、当該有価証券の発行を決議した取締役会若しくは株主総会の決議年月日又は行政庁の認可を受けた年月日を欄外に記載すること。
  - i 新株予約権証券については、その新株予約権の内容（新株予約権の目的となる株式の種類及び数、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額、新株予約権の行使期間、新株予約権の行使の条件、新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうち資本組入額、新株予約権の譲渡に関する事項等）を欄外に記載すること。
  - j 社債（短期社債を除く。）については、その発行券面額の総額若しくは発行振替社債（社債等の振替に関する法律第66条に規定する振替社債（以下「振替社債」という。）のうち、新規に発行されるものをいう。以下同じ。）の総額又は売出券面額の総額若しくは売出振替社債（振替社債のうち、新規に売出されるものをいう。以下同じ。）の総額及び当該社債が振替社債である場合にはその旨を欄外に記載すること。
  - k カバードワラントについては、当該カバードワラントに表示されるオプションの内容及び決済の方法を欄外に記載すること。
  - l 預託証券及び有価証券信託受益証券については、当該預託証券及び有価証券信託受益証券に表示される権利に係る有価証券の内容を欄外に具体的に記載すること。
- (5) 有価証券の募集（売出し）の方法及び条件
- a 募集又は売出しをしようとする有価証券について記載すること。
  - b 「発行（売出）価格」欄には、株式については1株の発行価額又は売出価額、新株予約権証券については新株予約権1個の発行価額又は売出価額、社債については券面額の金額100円についての発行価額若しくは売出価額又は振替社債の金額100円についての発行価額若しくは売出価額、コマーシャル・ペーパーについては券面額100円についての発行価額又は売出価額、カバードワラント、預託証券及び有価証券信託受益証券については1単位の発行価額又は売出価額を記載すること。

なお、一部払込発行の場合には、払込金額を「発行（売出）価格」欄に内書きすること。

- c 「資本組入額」欄には、1株の発行価額のうち資本に組み入れる金額を記載すること。  
なお、算式表示の場合には、当該算式に基づいて記載すること。
  - d 発行価格若しくは売出価格又は資本組入額が決定されていない場合には、通知書提出日現在における見込額を記載し、その旨及びその決定予定時期を注記すること。
  - e 株主割当については割当日、割当比率等を、一般募集については発行会社が直接募集するものとその他のものに区別しその募集数を、それぞれ欄外に記載すること。  
なお、一般募集の場合であって株主に対し他の者に優先して募入決定を行うときは、その旨、その株数及び優先募入の決定方法等を欄外に記載すること。
  - f 新株予約権証券の「払込期日」欄には、会社法第238条第1項第4号に規定する割当日を内書きすること。
  - g 売出しの場合には、売出しに係る有価証券の所有者の住所、氏名又は名称を欄外に記載すること。
- (6) 有価証券の引受けの概要
- a 「引受けの条件」欄には、買取引受け・残額引受け等の別、引受人に支払う手数料等を記載すること。  
なお、算式表示の場合には、引受人に支払う手数料等は当該算式に基づいて記載すること。
  - b 新株予約権証券の引受けについては引受新株予約権数を、社債（短期社債を除く。）、カバードワラント、預託証券及び有価証券信託受益証券の引受けについては引受金額を「引受株式数」欄に記載すること。
  - c 社債管理を委託する場合（短期社債に係る場合を除く。）には、社債管理者の名称及び委託の条件を欄外に記載すること。
- (7) 過去1年以内における募集又は売出し
- a この通知書の提出日前1年以内における募集又は売出し（法第4条第1項本文の規定により届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。）について記載すること。
  - b 「発行（売出）価格」欄には、株式については1株の発行価額又は売出価額を、新株予約権証券については新株予約権1個の発行価額又は売出価額を、社債については券面額100円についての発行価額若しくは売出価額又は振替社債の金額100円についての発行価額若しくは売出価額を、コマーシャル・ペーパーについては券面額100円についての発行価額又は売出価額を、カバードワラント、預託証券及び有価証券信託受益証券については1単位の発行価額又は売出価額を記載すること。
  - c 社債及びカバードワラントについては、「発行（売出）数」欄の記載を要しない。
  - d 欄外には、aに掲げる募集又は売出しに係る通知書の提出年月日を記載すること。
- (8) 読替え
- a 提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「社会医療法人債」と読み替えて記載すること。
  - b 提出者が、学校法人等である場合には、本様式中「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「学校法人等に対する金銭債権」と読み替えて記載すること。

第二号様式

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書  
 【提出先】 \_\_\_\_財務（支）局長  
 【提出日】 平成 年 月 日  
 【会社名】（2） \_\_\_\_\_  
 【英訳名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】（3） \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】（4） \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集（売出）金額】（5） \_\_\_\_\_  
 【安定操作に関する事項】（6） \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】（7） 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】（8）

種類	発行数

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】（9）

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
募集株式のうち株主割当			
募集株式のうちその他の者に対する割当			
募集株式のうち一般募集			
発起人の引受株式			
計（総発行株式）			

(2)【募集の条件】（10）

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地

3【株式の引受け】（11）

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数（株）	引受けの条件

計	—		—

4【新規発行新株予約権証券】(12)

(1)【募集の条件】

発行数	
発行価額の総額	
発行価格	
申込手数料	
申込単位	
申込期間	
申込証拠金	
申込取扱場所	
割当日	
払込期日	
払込取扱場所	

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3)【新株予約権証券の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受新株予約権数	引受けの条件
------------	----	----------	--------

計	—		—

5【新規発行社債（短期社債を除く。）】(13)

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	
各社債の金額（円）	
発行価額の総額（円）	
発行価格（円）	
利率（%）	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金（円）	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
取得格付	

取得格付

（新株予約権付社債に関する事項）(14)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

6【社債の引受け及び社債管理の委託】(15)

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額(円)	引受けの条件
計	—		

(2)【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件

7【新規発行コマーシャル・ペーパー及び新規発行短期社債】(16)

振出日	
振出地	
発行価格(円)	
券面総額又は短期社債の総額(円)	
発行価額の総額(円)	
発行限度額(円)	
発行限度額残高(円)	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	
取得格付	

8【新規発行カバードワラント】(17)

9【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券】(18)

10【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】(19)

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)

(2)【手取金の使途】(20)

11【会社設立の場合の特記事項】(21)

第2【売出要項】

1【売出有価証券】(22)

(1)【売出株式】

種類	売出数	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称

(2)【売出新株予約権証券】

売出数	売出価額の総額 (円)	売出しに係る新株予約権証券の所有者の住所及び氏名又は名称

(新株予約権の内容等)

(3)【売出社債(売出短期社債を除く。)]

銘柄	売出券面額の総額又は売出振替社債の総額(円)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称

(新株予約権付社債に関する事項)

(4)【売出コマーシャル・ペーパー及び売出短期社債】

支払期日	売出券面額の総額又は売出短期社債の総額(円)	売出価額の総額 (円)	売出しに係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債の所有者の住所及び氏名又は名称

(5)【売出カバードワラント】

(6)【売出預託証券及び売出有価証券信託受益証券】

2【売出しの条件】(23)

売出価格 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠金 (円)	申込受付場所	売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	売出しの委託契約の内容

第3【その他の記載事項】(24)

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】(25)

2【沿革】(26)

3【事業の内容】(27)

4【関係会社の状況】(28)

5【従業員の状況】(29)

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】(30)

2【生産、受注及び販売の状況】(31)

3【対処すべき課題】(32)

- 4 【事業等のリスク】 (33)
- 5 【経営上の重要な契約等】 (34)
- 6 【研究開発活動】 (35)
- 7 【財政状態及び経営成績の分析】 (36)

第3 【設備の状況】

- 1 【設備投資等の概要】 (37)
- 2 【主要な設備の状況】 (38)
- 3 【設備の新設、除却等の計画】 (39)

第4 【提出会社の状況】

- 1 【株式等の状況】
  - (1) 【株式の総数等】 (40)

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
計	

② 【発行済株式】

種類	発行数 (株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
計		—

(2) 【新株予約権等の状況】 (41)

区分	最近事業年度末現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)
新株予約権の数		
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数		
新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(3) 【ライツプランの内容】 (42)

決議年月日	
付与対象者	
新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	

新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
取得条項に関する事項	
信託の設定の状況	
代用払込みに関する事項	

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】 (43)

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額 (円)	資本金残高 (円)	資本準備金 増減額(円)	資本準備金 残高 (円)

(5) 【所有者別状況】 (44) 年 月 日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数 株)								単元未 満株式 の状況 (株)
	政府及 び地方 公共団 体	金融機 関	金融商 品取引 業者	その他 の法人	外国法人等		個人そ の他	計	
					個人以 外	個人			
株主数 (人)									—
所有株式 数(単元)									
所有株式 数の割合 (%)								100	—

(6) 【大株主の状況】 (45) 年 月 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
計	—		

(7) 【議決権の状況】 (46)

① 【発行済株式】 年 月 日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式		—	
議決権制限株式 (自己株式等)		—	
議決権制限株式 (その他)			
完全議決権株式 (自己株式等)		—	
完全議決権株式 (その他)			

単元未満株式		—	
発行済株式総数		—	—
総株主の議決権	—		—

②【自己株式等】 年 月 日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計	—				

(8)【ストックオプション制度の内容】(47)

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

2【自己株式の取得等の状況】(48)

【株式の種類等】 \_\_\_\_\_ (49)

(1)【株主総会決議による取得の状況】(50)

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
株主総会(年月日)での決議状況 (取得期間 年月日～年月日)		
最近事業年度前における取得自己株式		
最近事業年度における取得自己株式 (年月日～年月日)		
残存授権株式の総数及び価額の総額		
最近事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
最近期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)		

(2)【取締役会決議による取得の状況】(51)

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(年月日)での決議状況 (取得期間 年月日～年月日)		
最近事業年度前における取得自己株式		
最近事業年度における取得自己株式 (年月日～年月日)		
残存決議株式の総数及び価額の総額		

最近事業年度の末日現在の未行使割合 (%)		
最近期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合 (%)		

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】 (52)

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】 (53)

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他 ( )				
保有自己株式数		—		—

3 【配当政策】 (54)

4 【株価の推移】 (55)

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次					
決算年月					
最高 (円)					
最低 (円)					

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別					
最高 (円)					
最低 (円)					

5 【役員の状況】 (56)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
計						

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】 (57)

(2) 【監査報酬の内容等】 (58)

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (円)	非監査業務に基づく報酬 (円)	監査証明業務に基づく報酬 (円)	非監査業務に基づく報酬 (円)

提出会社				
連結子会社				
計				

②【その他重要な報酬の内容】

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

④【監査報酬の決定方針】

第5【経理の状況】(59)

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】(60)

①【連結貸借対照表】(61)

②【連結損益計算書】(62)

③【連結株主資本等変動計算書】(63)

④【連結キャッシュ・フロー計算書】(64)

⑤【連結附属明細表】(65)

(2)【その他】(66)

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】(67)

①【貸借対照表】(68)

②【損益計算書】(69)

③【株主資本等変動計算書】(70)

④【キャッシュ・フロー計算書】(71)

⑤【附属明細表】(72)

(2)【主な資産及び負債の内容】(73)

(3)【その他】(74)

第6【提出会社の株式事務の概要】(75)

事業年度	月 日から 月 日まで
定時株主総会	月中
基準日	月 日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	月 日
1単元の株式数	株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	
株主に対する特典	

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】(76)

2【その他の参考情報】(77)

第三部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

1【保証の対象となっている社債】(78)

2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(79)

(1)【保証会社が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)  
平成 年 月 日 財務(支)局長に提出

②【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 期第 四半期(第 期中)(自 平成 年 月 日 至  
平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務(支)局長に提出

③【臨時報告書】

①の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(平成 年 月 日)まで  
に、臨時報告書を平成 年 月 日に 財務(支)局長に提出

④【訂正報告書】

訂正報告書(上記 の訂正報告書)を平成 年 月 日に 財務(支)局長に提出

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】(80)

(1)【会社名・代表者の役職氏名及び本店の所在の場所】

(2)【企業の概況】

(3)【事業の状況】

(4)【設備の状況】

(5)【保証会社の状況】

(6)【経理の状況】

第2【保証会社以外の会社の情報】(81)

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

第3【指数等の情報】(82)

1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

2【当該指数等の推移】

第四部【特別情報】

第1【最近の財務諸表】(83)

1【貸借対照表】

2【損益計算書】

3【株主資本等変動計算書】

4【キャッシュ・フロー計算書】

第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】(84)

1【貸借対照表】

2【損益計算書】

3【株主資本等変動計算書】

4【キャッシュ・フロー計算書】

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
- a 「第一部 証券情報」に係る記載事項及び記載上の注意で、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、投資者に誤解を生じさせない範囲において、これに準じて記載することができる。
  - b 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券届出書（以下この様式において「届出書」という。）の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
  - c 「第二部 企業情報」に係る記載上の注意は主として製造業について示したものであり、他の業種については、これに準じて記載すること。
  - d 「第二部 企業情報」に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
  - e 「第四部 特別情報」のうち、「第1 最近の財務諸表」に掲げる事項にあつては提出会社が継続開示会社である場合、「第2 保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類」に掲げる事項にあつては当該保証会社及び連動子会社が継続開示会社である場合には、それぞれ記載を要しない。
  - f この様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、委員会設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。
- (2) 会社名
- 提出者が指定法人である場合には、「会社」を「指定法人」に読み替えて記載すること。
- (3) 代表者の役職氏名
- a 会社設立の場合にあつては、発起人全員の氏名を記載すること。
  - b 法第27条の30の5第1項の規定により届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印（aの場合にあつては、発起人全員の印）を押印すること。
- (4) 届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類
- 届出書により届出の対象とした募集又は売出しをしようとする有価証券の種類を記載すること。
- (5) 届出の対象とした募集（売出）金額
- 届出の対象とした募集又は売出しごとに発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
- なお、届出の対象とした募集（売出）有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額を併せて記載すること。
- 「発行価格」若しくは「売出価格」を記載しないで届出書を提出する場合又は算式表示により届出書を提出する場合には、届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。
- (6) 安定操作に関する事項
- 令第20条第1項に規定する安定操作取引を行うことがある場合には、令第21条各号に掲げる事項を記載すること。
- (7) 縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する主要な支店、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。

(8) 新規発行株式

- a 「種類」の欄には、「普通株」のように記載すること。
- b 「発行数」の欄には、「種類」の欄の区分に従い発行数を記載すること。
- c 欄外には、新株発行を決議した取締役会若しくは株主総会の決議の年月日又は行政庁の認可を受けた年月日を記載すること。一部払込発行の場合には、その決議内容についても記載すること。

また、会社が会社法第 108 条第 1 項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行するときは、株式の種類を記載し、その種類ごとに株式の具体的な内容を欄外に記載すること。

この場合、取得請求権付株式については取得の対価及び請求期間、取得条項付株式については取得の対価及び取得事由、全部取得条項付種類株式については取得対価の決定方法及び条件、譲渡制限株式については会社が譲渡を承認したとみなす場合の条件、議決権制限株式（無議決権株式を除く。以下同じ。）については議決権行使事項及び条件、拒否権付株式については種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を必要とする事項及び条件、種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役又は監査役を選任する株式については選任する取締役又は監査役の数を欄外に記載すること。

なお、ある種類の株式の内容として会社法第 322 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨定款で定めた場合には、欄外にその旨記載すること。

また、無議決権株式又は議決権制限株式であっても、定款の定めにより議決権を有することとなる場合には、その旨及びその内容を欄外に記載することとし、会社が発行する全部の株式の内容について会社法第 107 条第 1 項各号に規定する事項を定めた場合には、その具体的な内容を欄外に記載すること。

- d 届出書に係る新規発行株式の募集と同時に準備金の資本組入れ等による新規株式の発行が行われる場合には、その旨を注記すること。

(9) 募集の方法

- a 株主割当については割当日、割当比率等を、一般募集については発行会社が直接募集するものとその他のものに区分しその募集数を、それぞれ欄外に記載すること。

なお、一般募集の場合であって株主に対し他の者に優先して募入決定を行うときは、その旨、その株数及び優先募入の決定方法等を欄外に記載すること。

- b 一部払込発行の場合には、払込金額の総額を「発行価額の総額」の欄に内書きすること。
- c 「発行価格」若しくは「資本組入額」を記載しないで届出書を提出する場合又は算式表示により届出書を提出する場合には、「発行価額の総額」又は「資本組入額の総額」は届出書提出日現在における見込額により記載し、その旨を注記すること。
- d 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。

(10) 募集の条件

- a 「発行価格」の欄には、1 株の発行価額を記載すること。一部払込発行の場合には、1 株の払込金額を「発行価格」の欄に内書きすること。

なお、算式表示の場合において、最低発行価額（取締役会等の決議により、当該算式により算出された価額が一定の価額を下回るときには当該一定の価額

を1株の発行価額とすることを定めている場合における当該価額)が定められているときには、その旨及びその金額を記載すること。また、取締役会等の決議により、当該算式により算出された価額が最低発行価額を下回る場合において当該新株の発行を中止すること等を定めているときは、その旨を付記すること。最低発行価額を記載しないで届出書を提出するときには、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること(12)又は(14)において新株予約権証券の新株予約権又は新株予約権付社債の新株予約権の行使により発行する株式の発行価格を算式表示する場合においても同じ。)

b 「資本組入額」の欄には、1株の発行価額のうち資本金に組み入れる金額を記載すること。

なお、算式表示の場合には、当該算式に基づいて記載すること。

c 欄外には、申込みの方法、申込証拠金の利息、申込みがない場合の株式の割当てを受ける権利の消滅、申込みがない株式の処理、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した場合の処理その他申込み及び払込みに関し必要な事項を記載すること。

d 「発行価格」又は「資本組入額」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

e 「申込取扱場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定時期を注記すること。

(11) 株式の引受け

a 元引受契約(株主割当の場合の失権株を引き受けるものを含む。)を締結する金融商品取引業者のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものを記載すること。

b 「引受けの条件」の欄には、買取引受け・残額引受け等の別、引受人に支払う手数料等を記載すること。

なお、算式表示の場合には、引受人に支払う手数料等は当該算式に基づいて記載すること。

c 「引受人の氏名又は名称」、「住所」、「引受株式数」又は「引受けの条件」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの決定予定時期を注記すること。

(12) 新規発行新株予約権証券

a 新株予約権の目的となる株式の種類が異なる場合には、当該株式の種類ごとに区分して記載すること。

b 「発行価格」を記載しないで届出書を提出する場合には、「発行価額の総額」は届出書提出日現在における見込額により記載し、その旨を注記すること。

c 「発行価格」の欄には、新株予約権1個の発行価格を記載すること。

また、「発行価格」を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

d 「申込取扱場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定時期を注記すること。

e 「割当日」の欄には、会社法第238条第1項第4号に規定する割当日を記載すること。

f 欄外には、新株予約権証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の決議年月日を記載すること。

また、申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した場合の処理その他申込み又は払込みに関し必要な事項を記載すること。

- g 新株予約権行使の効力の発生及び新株予約権の行使後第1回目の配当、株券の交付方法等新株予約権の行使により発行し、又は移転する株式に関し必要な事項を欄外に記載すること。
  - h 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の欄には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格及び資本組入額を記載すること。  
 なお、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格について算式表示を行う場合には、資本組入額は当該算式に基づいて記載すること。
  - i 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」又は「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの事項の決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
  - j 「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」の欄には、会社法第236条第1項第7号に規定する事項を記載すること。
  - k 「代用払込みに関する事項」の欄には、金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。
  - l 「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄には、会社法第236条第1項第8号に規定する事項を記載すること。
  - m 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下この様式において「基本方針」という。）を定めている会社については、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権証券を発行する場合はその旨を欄外に記載すること。
  - n 「新株予約権証券の引受け」については、(11)に準じて記載すること。
- (13) 新規発行社債
- a 「銘柄」の欄には、「第何回無担保社債（担保提供禁止特約付）」、「第何回無担保社債（担保提供限定特約付）」、「第何回無担保社債（社債間限定同順位特約付）」のように記載すること。
  - b 当該新規発行社債が振替社債である場合には、「記名・無記名の別」の欄への記載を要しない。
  - c 「発行価格」の欄には、券面額100円についての発行価額を記載すること。
  - d 「振替機関」の欄には、振替機関（社債等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下このdにおいて同じ。）を定めている場合の当該振替機関の名称及び住所を記載すること。
  - e 「募集の方法」の欄には、株主優先募入及び打切発行（社債の応募額が発行価額の総額に達しなくとも当該社債が成立する旨社債申込証に記載した場合における発行をいう。）等の募集方法の概要について記載すること。
  - f 「利息支払の方法」の欄には、利息の計算期間、支払場所等を記載すること。利息の支払場所を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
  - g 「償還の方法」の欄には、償還金額、償還の方法（買入消却、任意償還、減債基金等）を記載すること。
  - h 「担保の保証」の欄には、保証が付されている場合に、その内容及び条件等を記載すること。
  - i 「発行価格」、「利率」又は「申込取扱場所」の記載をしないで届出書を提出する場合には、これらの事項の決定予定時期及び具体的な決定方法を注記す

ること。

- j 「発行価格」を記載しないで届出書を提出する場合には、「発行価額の総額」は届出書提出日現在における見込額により記載し、その旨を注記すること。
- k 「財務上の特約」の欄には、当該発行に係る社債において社債権者保護のために設定されている財務上の特約で、一定の事由の下に期限の利益を喪失させる効果を有するもの及びその効果に変更を与えるものについて、担保提供制限とその他の条項（純資産額維持、利益維持、担付切換等）に分けて、その内容を記載すること。

また、当該発行に係る社債についての保証会社に関して財務上の特約が設定されている場合には、その内容を記載すること。

- l 「取得格付」の欄には、当該発行に係る社債について、発行者が申込みにより取得する格付（指定格付機関から取得するものに限る。）、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらのすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「取得していない」旨を記載すること。

また、当該発行に係る社債が新株予約権付社債である場合において、複数の格付を取得していないときは、「複数の格付を取得していない」旨を記載すること。

(14) 新株予約権付社債に関する事項

(12)の a、g、h、i、j、k、l 及び m に準じて記載すること。

(15) 社債の引受け及び社債管理の委託

- a 短期社債については、記載を要しない。
- b 元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものを記載すること。
- c 社債管理者が決定していない場合には、委託契約を締結する予定の社債管理者を記載すること。
- d 「引受けの条件」の欄には、買取引受け・残額引受け等の別、引受人に支払う手数料等を記載すること。
- e 「委託の条件」の欄には、社債管理者に支払う手数料等を記載すること。
- f 「引受人の氏名又は名称及び住所」、「引受金額及び引受けの条件」、「社債管理者の名称及び住所」又は「委託の条件」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの決定予定時期を注記すること。

(16) 新規発行コマーシャル・ペーパー及び新規発行短期社債

- a 「発行価格」の欄には、券面額 100 円又は短期社債の金額 100 円についての発行価額を記載すること。
- b 「券面総額又は短期社債の総額」の欄には、当該発行に係るコマーシャル・ペーパーの券面額の合計又は短期社債の発行総額を記載すること。
- c 取締役会決議等でコマーシャル・ペーパー又は短期社債の発行総額が決定されている場合には、「発行限度額」の欄には当該限度額を、「発行限度額残高」の欄には届出書提出日の前日現在における発行限度額の残高を記載すること。
- d 「支払期日」の欄には、当該コマーシャル・ペーパー又は短期社債の償還期限を記載すること。
- e 「バックアップラインの設定内容」の欄には、当該金融機関から借入れがでる短期借入枠の金額、条件等を記載すること。

- f 当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債に保証が付されている場合には、「保証者の概要」の欄に保証者の資本金の額及び事業の内容を記載し、「保証の内容」の欄に保証の内容及び条件等を記載すること。
  - g 「取得格付」の欄には、当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債について、発行者が申込みにより取得するすべての格付（指定格付機関から取得するものに限る。）、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。
- (17) 新規発行カバードワラント
- a 届出書に係る新規発行カバードワラントについて、銘柄、発行価額の総額、発行価格、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、オプションの内容、オプション行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を記載すること。
  - b 当該カバードワラントの発行の仕組みについて、明瞭に記載すること。
  - c a及びbに掲げる事項以外の事項で、当該カバードワラントに係るオプションにつき投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を記載すること。
- (18) 新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券
- a 届出書に係る新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を記載すること。
  - b 当該預託証券及び有価証券信託受益証券に表示される権利に係る有価証券の内容について具体的に記載すること。
  - c 当該預託証券及び有価証券信託受益証券の発行の仕組みについて、明瞭に記載すること。
  - d aからcまでに掲げる事項以外の事項で、当該預託証券及び有価証券信託受益証券に係る権利につき投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を記載すること。
- (19) 新規発行による手取金の額
- a 「発行価格」を記載しないで届出書を提出する場合又は算式表示により届出書を提出する場合には、「払込金額の総額」は届出書提出日現在における見込額を記載し、その旨を注記すること。
  - b 「発行諸費用の概算額」の欄には、会社が負担すべき発行諸費用の総額を記載すること。
- (20) 手取金の使途
- a 新規発行による手取金の使途を設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、関係会社に対する出資又は融資等に区分し、その内容及び金額を具体的に記載すること。
  - b 当該手取金を事業の買収に充てる場合には、その事業の内容及び財産について概要を説明すること。
- (21) 会社設立の場合の特記事項
- 会社設立に際し、次の事項を特別に定款に記載した場合には、その内容等について説明すること。
- a 発起人が受ける特別利益
    - 特別利益を受ける発起人の氏名及び特別利益の内容を記載すること。
  - b 会社設立後に譲り受けることを約した財産
    - 譲渡人の氏名並びに譲り受けることを約した財産の内容及び価格を記載する

こと。

- c 会社の負担に帰すべき設立費用及び発起人の報酬  
設立費用及び報酬の額を記載すること。
- (22) 売出有価証券
- a 「売出価格」を記載しないで届出書を提出する場合又は算式表示により届出書を提出する場合には、「売出価額の総額」は届出書提出日現在における見込額により記載し、その旨を注記すること。
  - b 売出しに係る株式、新株予約権証券、社債又はコマーシャル・ペーパーの所有者が2人以上ある場合には、「売出株式」、「売出新株予約権証券」、「売出社債（売出短期社債を除く。）」又は「売出コマーシャル・ペーパー及び売出短期社債」について所有者別に記載すること。
  - c 「売出新株予約権証券」の「新株予約権の内容等」は、(12)に準じて記載すること。
  - d 売出社債（売出短期社債を除く。）に保証が付されている場合には、その内容及び条件等を欄外に記載すること。
  - e 「売出社債（売出短期社債を除く。）」の「新株予約権付社債に関する事項」は、(14)に準じて記載すること。
  - f 売出社債又は売出コマーシャル・ペーパーについて発行者が申込みにより格付（指定格付機関から取得しているものに限る。）を取得している場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を欄外に記載すること。  
なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨を記載すること。
  - g 振替社債については、その旨を欄外に記載すること。
- (23) 売出しの条件
- a 「売出価格」の欄には、株式については1株の売出価額を、新株予約権証券については新株予約権1個の売出価額を記載し、社債及びコマーシャル・ペーパーについては券面額100円又は振替社債の金額100円についての売出価額を記載すること。
  - b 「売出しの委託契約の内容」の欄には、売出しの委託手数料の額、売出残が生じた場合の処理等について記載すること。  
なお、算式表示の場合には、委託手数料の額は当該算式に基づいて記載すること。
  - c 株式受渡期日その他売出しの手続上必要な事項を欄外に記載すること。
  - d 元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものを記載すること。
  - e 「売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称」を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定時期を注記すること。
  - f 「売出価格」又は「申込受付場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの事項の決定予定時期を注記すること。
- (24) その他の記載事項
- 工場、製品等の写真、図面その他特に目論見書に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書の記載箇所を示すこと。
- (25) 主要な経営指標等の推移
- a 最近5連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載

すること。

- (a) 売上高
  - (b) 経常利益金額又は経常損失金額
  - (c) 当期純利益金額又は当期純損失金額
  - (d) 純資産額
  - (e) 総資産額
  - (f) 1株当たり純資産額（連結財務諸表規則第44条の2の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。）
  - (g) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（連結財務諸表規則第65条の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。）
  - (h) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（連結財務諸表規則第65条の2第2項に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。）
  - (i) 自己資本比率（純資産額から連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定による新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する少数株主持分の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。）
  - (j) 自己資本利益率（当期純利益金額を純資産額から連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定による新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する少数株主持分の金額を控除した額で除した割合をいう。）
  - (k) 株価収益率（連結決算日における株価（当該株価がない場合には連結決算日前直近の日における株価）を1株当たり当期純利益金額で除した割合をいう。）
  - (l) 営業活動によるキャッシュ・フロー
  - (m) 投資活動によるキャッシュ・フロー
  - (n) 財務活動によるキャッシュ・フロー
  - (o) 現金及び現金同等物の期末残高
  - (p) 従業員数
- b 提出会社の最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。
- (a) 売上高
  - (b) 経常利益金額又は経常損失金額
  - (c) 当期純利益金額又は当期純損失金額
  - (d) 持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額（財務諸表等規則第8条の9の規定により注記しなければならない投資利益又は投資損失の金額をいう。ただし、連結財務諸表を作成している場合を除く。）
  - (e) 資本金
  - (f) 発行済株式総数
  - (g) 純資産額
  - (h) 総資産額
  - (i) 1株当たり純資産額（財務諸表等規則第68条の4の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。）
  - (j) 1株当たり配当額（会社法第453条の規定に基づき支払われた剰余金の配当（同法第454条第5項に規定する中間配当の金額を含む。）をいう。以下同じ。）
  - (k) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（財務諸表等規則第95条の5の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利

益金額又は当期純損失金額をいう。)

(l) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(財務諸表等規則第95条の5の2第2項に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。)

(m) 自己資本比率(純資産額から財務諸表等規則第68条第1項の規定による新株予約権の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。)

(n) 自己資本利益率(当期純利益金額を純資産額から財務諸表等規則第68条第1項の規定による新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。)

(o) 株価収益率(貸借対照表日における株価(当該株価がない場合には、貸借対照表日前直近の日における株価)を1株当たり当期純利益金額で除した割合をいう。)

(p) 配当性向(1株当たり配当額を1株当たり当期純利益金額で除した割合をいう。)

(q) 営業活動によるキャッシュ・フロー(連結財務諸表を作成している場合を除く。)

(r) 投資活動によるキャッシュ・フロー(連結財務諸表を作成している場合を除く。)

(s) 財務活動によるキャッシュ・フロー(連結財務諸表を作成している場合を除く。)

(t) 現金及び現金同等物の期末残高(連結財務諸表を作成している場合を除く。)

(u) 従業員数

c 「5 従業員の状況」において、連結会社及び提出会社における臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、aの(p)及びbの(u)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。

また、bの(j)に掲げる1株当たり配当額の記載に併せて、1株当たり中間配当額を内書きとして記載すること。

d aの(k)及びbの(o)に掲げる株価収益率については、1株当たり当期純利益金額に代えて、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額により計算することができる。ただし、その場合にはその旨を付記すること。

## (26) 沿革

提出会社の設立日(設立登記日とする。)から届出書提出日までの間につき、創立経緯、商号の変更及び企業集団に係る重要な事項(合併、事業内容の変更、主要な関係会社の設立・買収、上場等)について簡潔に記載すること。

## (27) 事業の内容

a 届出書提出日の最近日(以下「最近日」という。)現在における提出会社及び関係会社において営まれている主な事業の内容、当該事業を構成している提出会社又は当該関係会社の当該事業における位置付け等について、事業の種類別セグメント(事業の種類別セグメント情報(連結財務諸表規則第15条の2第1項に規定する事業の種類別セグメント情報をいう。以下同じ。))を記載していない場合は事業部門等。以下同じ。)との関連を含め系統的に分かりやすく説明するとともに、その状況を事業系統図等によって示すこと。

なお、事業の種類別セグメントの区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社の名称を併せて記載すること。

b 提出会社と提出会社の関連当事者(提出会社の関係会社を除く。)との間に継続的で緊密な事業上の関係がある場合には、当該事業の内容、当該関連当事

者の当該事業における位置付け等について系統的に分かりやすく説明するとともに、その状況を事業系統図等に含めて示すこと。

(28) 関係会社の状況

- a 最近連結会計年度に係る提出会社の関係会社（非連結子会社、持分法を適用していない関連会社を除く。以下この(28)において同じ。）について、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社に分けて、その名称、住所、資本金又は出資金、主要な事業の内容、議決権に対する提出会社の所有割合及び提出会社と関係会社との関係内容（例えば、役員の兼任等、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借、業務提携等の関係内容をいう。）を記載すること。ただし、重要性の乏しい関係会社については、その社数のみを記載することに止めることができる。

なお、連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度に係る提出会社の親会社、関連会社及びその他の関係会社の状況について、これに準じて記載すること。

- b 住所については、市町村（政令指定都市にあっては区）程度の記載で差し支えない。また、主要な事業の内容については、事業の種類別セグメントの名称を記載することで差し支えない。
- c 関係会社の議決権に対する提出会社の所有割合については、提出会社の他の子会社による間接所有の議決権がある場合には、当該関係会社の議決権の総数に対する提出会社及び当該他の子会社が所有する当該関係会社の議決権の合計の割合を記載するとともに、間接所有の議決権の合計の割合を内書きとして記載すること。
- d 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が存在することにより、子会社又は関連会社として判定された会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）がある場合には、これらの者が所有する議決権の割合を併せて記載すること。
- e 関係会社が親会社又はその他の関係会社である場合には、提出会社の議決権に対する当該親会社又はその他の関係会社の所有割合を記載すること。
- f 関係会社の住所等が「関連当事者との取引」の項において記載されている場合には、その旨を明記することによって、その記載を省略することができる。
- g それぞれの関係会社について、次に掲げる事項を記載すること。
- (a) 最近日現在において特定子会社に該当する関係会社があるときは、その旨
- (b) 最近日現在において有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している関係会社があるときは、その旨
- (c) 連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況（負債の総額が資産の総額を上回っている状況をいう。以下このgにおいて同じ。）にある関係会社があるときは、その旨及び債務超過の金額
- (d) 連結財務諸表を作成していない場合において、重要な債務超過の状況にある関係会社があるときは、その旨及び債務超過の金額
- h 最近連結会計年度における連結財務諸表の売上高に占める連結子会社の売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の割合が100分の10を超える場合には、その旨及び当該連結子会社の最近連結会計年度における売上高、経常利益金額（又は経常損失金額）、当期純利益金額（又は当期純損失金額）、純

資産額及び総資産額（以下このhにおいて「主要な損益情報等」という。）を記載すること。

ただし、当該連結子会社が有価証券届出書若しくは有価証券報告書を提出している場合又は最近連結会計年度における事業の種類別セグメント若しくは所在地別セグメントの売上高に占める当該連結子会社の売上高（セグメント間の内部売上高又は振替高を含む。）の割合が100分の90を超える場合には、当該理由を明記することによって、主要な損益情報等の記載を省略することができる。

(29) 従業員の状況

a 最近日現在の連結会社における従業員数（就業人員数をいう。以下この(29)において同じ。）を事業の種類別セグメントに関連付けて記載すること。

また、提出会社の最近日現在の従業員について、その数、平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与（賞与を含む。）を記載すること。

b 連結会社又は提出会社において、臨時従業員が相当数以上ある場合には、最近日までの1年間におけるその平均雇用人員を外書きで示すこと。ただし、当該臨時従業員の総数が従業員数の100分の10未満であるときは、記載を省略することができる。

c 最近日までの1年間において、連結会社又は提出会社の従業員の人員に著しい増減があった場合にはその事情を、労働組合との間に特記すべき事項等があった場合にはその旨を簡潔に記載すること。

(30) 業績等の概要

a 最近連結会計年度及び(61)ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合にあっては当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間（四半期財務諸表等規則第3条第7号に規定する四半期連結累計期間をいう。以下この様式において同じ。）又は中間連結貸借対照表を掲げた場合にあっては当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間（以下この様式において「最近連結会計年度等」という。）における業績及びキャッシュ・フローの状況について、前年同期（前年同四半期連結累計期間又は前中間連結会計期間を除く。）と比較して分析的に記載すること。

なお、業績については、事業の種類別セグメント及び所在地別セグメントの区分により記載すること。

b 連結財務諸表を作成していない場合で、最近事業年度及び(68)ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合にあっては当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間（四半期財務諸表等規則第3条第6号に規定する四半期累計期間をいう。以下この様式において同じ。）又は中間貸借対照表を掲げた場合にあっては当該中間貸借対照表に係る中間会計期間（以下この様式において「最近事業年度等」という。）における業績及びキャッシュ・フローの状況について、前年同期（前年同四半期累計期間又は前中間会計期間を除く。）と比較して分析的に記載すること。

(31) 生産、受注及び販売の状況

a 最近連結会計年度等における生産、受注及び販売の実績について、前年同期（前中間連結会計期間を除く。）と比較して事業の種類別セグメントに関連付けて記載すること。ただし、業種・業態によりこれによりがたい場合には、「業績等の概要」の記載に含めて生産、受注及び販売の状況について記載することができる。

b 連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度等における生産、受注及び販売の実績について前年同期（前中間会計期間を除く。）と比較して事

業部門等に関連付けて記載すること。また、最近2事業年度等における輸出高の総額及び総販売実績に対する輸出高の割合並びに輸出高の総額に対する主要な輸出先国又は地域別の輸出の割合を記載すること。ただし、総販売実績に対する輸出高の割合が100分の10未満である場合には記載を省略することができる。

c 生産能力、主要な原材料価格、主要な製商品の仕入価格・販売価格等に著しい変化があった場合、その他生産、受注及び販売等に関して特記すべき事項があるときは、事業の種類別セグメントに関連付けてその内容について記載すること。

d 主要な販売先がある場合には、最近2連結会計年度等（連結財務諸表を作成していない場合には最近2事業年度等）における相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合を記載すること。

ただし、当該割合が100分の10未満の相手先については記載を省略することができる。

(32) 対処すべき課題

最近日現在における連結会社（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社）の事業上及び財務上の対処すべき課題について、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。

なお、基本方針を定めている会社については、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第127条各号に掲げる事項を記載すること。

(33) 事業等のリスク

a 届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（連結財務諸表規則第2条第13号及び財務諸表等規則第8条第18項に規定するキャッシュ・フローをいう。）の状況の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を一括して具体的に、分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。

b 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

(34) 経営上の重要な契約等

a 最近連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度。以下この(34)において同じ。）の開始日から届出書提出日までの間において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社（吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

b 最近連結会計年度の開始日から届出書提出日までの間において、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は重要な事業の全部若しくは一部の譲受けが行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、その概要に

について記載すること。

- c 連結会社（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社）において事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結している場合には、その概要を記載すること。最近連結会計年度の開始日から届出書提出日までの間において、これらの契約について重要な変更又は解約があった場合には、その内容を記載すること。
- d 最近連結会計年度の開始日から届出書提出日までの間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社（以下この様式において「株式交換完全子会社等」という。）の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社（以下この様式において「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換及び株式移転の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。
- e 最近連結会計年度の開始日から届出書提出日までの間において、吸収分割又は新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収分割又は新設分割の目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況、吸収分割会社となる会社又は新設分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収分割承継会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収分割又は新設分割の後の吸収分割承継会社となる会社（吸収分割会社に割り当てられる財産が吸収分割承継会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設分割設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

(35) 研究開発活動

最近連結会計年度等（連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度等）における研究開発活動の状況（例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等）及び研究開発費の金額を、事業の種類別セグメントに関連付けて記載すること。

(36) 財政状態及び経営成績の分析

- a 届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、提出会社の代表者による財政状態及び経営成績に関する分析・検討内容（例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- b 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

(37) 設備投資等の概要

最近連結会計年度等（連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度等）における設備投資の目的、内容及び投資金額を事業の種類別セグメントに関

連付けて概括的に説明すること。この場合、有形固定資産の他、無形固定資産・長期前払費用、繰延資産等への投資を含めて記載することが適当であると認められるときは、これらを含めて記載し、その旨を明らかにすること。

また、重要な設備の除却、売却等があった場合には、その内容及び金額を事業の種類別セグメントに関連付けて記載すること。

(38) 主要な設備の状況

a 最近連結会計年度末（(61)ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結決算日現在、中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結決算日現在）における主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む。）について、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名（提出会社の場合を除く。）、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額（土地については、その面積も示す。）及び従業員数を、事業の種類別セグメントに関連付けて記載すること。

なお、類似の事業を営む事業所が多数設立されている場合には、代表的な事業所名を示したうえで、事業の種類別又は地域別に一括して記載することができる。

b 連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度末（(68)ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期決算日現在、中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る中間決算日現在）における主要な設備（賃借しているものを含む。）について、aに準じて記載すること。

c 主要な設備のうちに、連結会社以外の者（連結財務諸表を作成していない場合は他の者。以下このcにおいて同じ。）から賃借している設備若しくは連結会社以外の者へ賃貸している設備がある場合又は生産能力に重要な影響を及ぼすような機械装置等の休止がある場合（生産能力に100分の10以上の影響を及ぼす場合をいう。）には、その内容を記載すること。

(39) 設備の新設、除却等の計画

最近日現在において連結会社（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社）に重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画がある場合には、その内容（例えば、事業所名、所在地、設備の内容、投資予定金額（総額及び既支払額）、資金調達方法（増資資金、社債発行資金、自己資金、借入金等の別をいう。）、着手及び完了予定年月、完成後における増加能力等）を、事業の種類別セグメントに関連付けて記載すること。

(40) 株式の総数等

a 「発行可能株式総数」の欄には、届出書提出日現在の定款に定められた発行可能株式総数を記載すること。

b 「発行済株式」の「種類」の欄には、会社が会社法第108条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行するときは、株式の種類を記載し、その種類ごとに株式の具体的な内容を欄外に記載すること。

この場合、取得請求権付株式については取得の対価及び請求期間、取得条項付株式については取得の対価及び取得事由、全部取得条項付種類株式については取得対価の決定方法及び条件、譲渡制限株式については会社が譲渡を承認したとみなす場合の条件、議決権制限株式については議決権行使事項及び条件、拒否権付株式については種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を必要とする事項及び条件、種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役又は

監査役を選任する株式会社については選任する取締役又は監査役の数を欄外に記載すること。

なお、ある種類の株式の内容として会社法第 322 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨定款で定めた場合には、欄外にその旨記載すること。

また、無議決権株式又は議決権制限株式であっても、定款の定めにより議決権を有することとなる場合には、その旨及びその内容を欄外に記載することとし、会社が発行する全部の株式の内容について会社法第 107 条第 1 項各号に規定する事項を定めた場合には、その具体的な内容を欄外に記載すること。

- c 「発行数」の欄には、最近日現在の発行数を記載すること。
- d 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を欄外に記載すること。
- e 協同組織金融機関の場合には、普通出資及び優先出資に区分して記載すること（「1 株式等の状況」の「(4) 発行済株式総数、資本金等の推移」から「3 配当政策」までにおいて同じ。）。
- f 相互会社にあつては、記載を要しない（「1 株式等の状況」の「(5) 所有者別状況」から「(8) ストックオプション制度の内容」まで及び「4 株価の推移」において同じ。）。

(41) 新株予約権等の状況

- a 新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、最近事業年度の末日並びに届出書提出日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の数、目的となる株式の種類及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項並びに組織再編成行為に伴う交付に関する事項（(47)において「新株予約権の内容」という。）を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。
- b その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権又は新株予約権付社債に準じて記載すること。
- c 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 13 年法律第 129 号。（47）において「商法等改正整備法」という。）第 19 条第 2 項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第 3 項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券（(43)において「旧転換社債等」という。）を発行している場合には、最近事業年度の末日並びに届出書提出日の属する月の前月末現在における転換社債の残高、転換価格及び資本組入額又は新株引受権の残高、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を記載すること。
- d 「代用払込みに関する事項」の欄には、金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。
- e 「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄には、会社法第 236 条第 1 項第 8 号に規定する事項を記載すること。
- f 会社法第 236 条第 1 項各号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる新株予約権を発行した場合には、内容の異なる新株予約権ごとに記載すること。

(42) ライツプランの内容

- a 「第二部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「3 対処すべき課題」において記載を要する基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行している場合には、「ライツプランの内容」の欄に記載すること。なお、「(2) 新株予約権等の状況」の記載と重複している場合には、その旨のみを記載することができる。
  - b 「ライツプランの内容」の欄には、発行済みの新株予約権について記載することを要し、未発行の場合には記載を要しない。
- (43) 発行済株式総数、資本金等の推移
- a 最近5年間における（最近5年間に発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減がない場合には、その直近の）発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減について記載すること。
  - b 新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。  
合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。  
新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。  
利益準備金、資本準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本に組入れた場合又は剰余金処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。  
発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。
  - c 相互会社にあつては、発行済株式総数に係る記載を省略し、a及びbにおいて「資本金及び資本準備金」を「基金等の総額」に読み替えて記載し、基金等の概要及び基金償却積立金の額を注記すること。なお、「基金等」とは、基金及び保険業法第56条に規定する基金償却積立金をいう。
- (44) 所有者別状況
- a 最近日現在の「所有者別状況」について記載すること。ただし、最近日現在のものを記載することが困難な場合には、最近事業年度の末日（1年を1事業年度とする会社にあつては、6箇月を1事業年度とする会社とみなした場合にこの日に対応する日）現在のものによることができる。  
また、その発行する株券等を、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和59年法律第30号）に基づき、保管振替機関（同法第2条第2項に規定する保管振替機関をいう。）がその保管振替事業において取り扱うことに同意した会社（この様式において「保管振替に係る同意会社」という。）にあつては、株式の状況全体について、直近の実質株主の通知の基準日（同法第31条第1項の規定による実質株主の通知の基準となった日をいう。）現在のものにより記載することができる。
  - b 「所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。
  - c 「外国法人等」の欄には、外国の法令に基づいて設立された法人等個人以外及び外国国籍を有する個人に区分して記載すること。
  - d 「単元未満株式の状況」の欄には、単元未満株式の総数を記載すること。
- (45) 大株主の状況
- a 最近日現在の「大株主の状況」について記載すること。

- b 「所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。
  - c 大株主は所有株式数の多い順に 10 名程度について記載し、会社法施行規則第 67 条第 1 項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。  
 なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所については、市町村（政令指定都市にあつては区）程度の記載で差し支えない。  
 保管振替に係る同意会社が最近日以外の日現在のものにより記載した場合において、当該記載時点となる日後最近日までの間における大株主の異動について当該同意会社が把握しているものがあるときは、当該異動の内容を注記すること。
  - d 最近事業年度の末日後最近日までの間において、主要株主の異動があった場合には、その旨を注記すること。
  - e 会社が大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合（法第 27 条の 30 の 11 第 4 項の規定により送付したとみなされる場合を含む。）であつて、当該大量保有報告書等に記載された当該書類の提出者の株券等の保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載すること。  
 なお、記載内容が大幅に相違している場合であつて実質所有状況の確認ができないときには、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記すること。
- (46) 議決権の状況
- a 最近日現在の「議決権の状況」について記載すること。
  - b 「無議決権株式」の欄には、無議決権株式（単元未満株式を除く。e において同じ。）の総数及び内容を記載すること。
  - c 「議決権制限株式（自己株式等）」の欄には、議決権制限株式（単元未満株式を除く。d 及び e において同じ。）のうち、会社法第 308 条第 2 項の規定により議決権を有しない株式（この様式、第三号様式、第四号の三様式及び第五号様式において「自己保有株式」という。）及び会社法施行規則第 67 条の規定による議決権を有しない株式（この様式、第三号様式、第四号の三様式及び第五号様式において「相互保有株式」という。）について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。
  - d 「議決権制限株式（その他）」の欄には、c に該当する議決権制限株式以外の議決権制限株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。
  - e 「完全議決権株式（自己株式等）」の欄には、無議決権株式及び議決権制限株式以外の株式（単元未満株式を除く。この様式、第三号様式、第四号の三様式及び第五号様式において「完全議決権株式」という。）のうち、自己保有株式及び相互保有株式について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。
  - f 「完全議決権株式（その他）」の欄には、e に該当する完全議決権株式以外の完全議決権株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。
  - g 「単元未満株式」の欄には、単元未満株式の総数を種類ごとに記載すること。
  - h 「他人名義所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を記載するとともに、欄外に他人名義で所有している理由並びにその名義人の氏名又は名称及び住所を記載すること。  
 なお、株主名簿において所有者となっている場合であつても実質的に所有していない株式については、その旨及びその株式数を欄外に記載すること。
- (47) ストックオプション制度の内容

- a 取締役、使用人等に対して新株予約権証券を付与する決議がされている場合には、当該決議に係る決議年月日、付与対象者の区分及び対象者数を決議ごとに記載すること。
  - b 当該決議により新株予約権証券を付与する、又は付与している場合には、新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数並びに新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項及び組織再編成行為に伴う交付に関する事項を記載すること。  
 なお、「(2) 新株予約権等の状況」において新株予約権の内容を記載している場合には、その旨のみを記載することができる。
  - c 商法等改正整備法第 19 条第 1 項の規定により新株予約権とみなされる新株の引受権又はあらかじめ定めた価額をもって会社からその株式を取得できる権利を付与している場合には、b に準じて記載すること。
  - d 当該決議がされていない場合には、「ストックオプション制度の内容」について表を作成せず、該当ない旨のみの記載をすることができる。
- (48) 自己株式の取得等の状況
- 最近事業年度及び最近事業年度の末日の翌日から届出書提出日までの期間（この様式において「最近期間」という。）における自己株式の取得等の状況について、自己株式の取得の事由及び株式の種類ごとに記載すること。なお、株主総会決議又は取締役会決議による自己株式を取得することができる期間（この様式において「取得期間」という。）又はその一部が最近事業年度又は最近期間に含まれる場合には、最近事業年度又は最近期間において当該株主総会決議又は取締役会決議による自己株式の取得が行われていないときであっても記載すること。
- (49) 株式の種類等
- 自己株式の取得の事由及び当該取得に係る株式の種類を記載すること。なお、取得の事由については、会社法第 155 条各号に掲げる場合のいずれに該当するものかを記載すればよいこととする。
- (50) 株主総会決議による取得の状況
- a 「株主総会での決議状況」の欄には、株主総会における決議日並びに決議された取得期間、株式の総数（この様式において「授権株式数」という。）及び価額の総額（この様式において「授権株式総額」という。）を記載すること。  
 なお、当該株主総会において自己株式の取得に関し取得期間、授権株式数及び授権株式総額以外の事項を決議している場合は、その決議内容を欄外に記載すること。
  - b 「残存授権株式の総数及び価額の総額」の欄には、授権株式数から最近事業年度及び最近事業年度前に取得した当該決議に係る自己株式の総数を減じた数（この様式において「残存授権株式数」という。）並びに授権株式総額から最近事業年度及び最近事業年度前に取得した当該決議に係る自己株式の価額の総額を減じた額（この様式において「残存授権株式総額」という。）を記載すること。
  - c 「最近事業年度の末日現在の未行使割合」の欄には、残存授権株式数を授権株式数で除して計算した割合及び残存授権株式総額を授権株式総額で除して計算した割合を記載すること。
  - d 「提出日現在の未行使割合」の欄には、残存授権株式数から最近期間に取得した当該決議に係る自己株式の総数を減じた数を授権株式数で除して計算した割合及び残存授権株式総額から最近期間に取得した当該決議に係る自己株式の価額の総額を減じた額を授権株式総額で除して計算した割合を記載すること。
  - e 欄外には、会社法第 465 条に規定する欠損が生じた場合の支払額、公開買付

けにより自己株式を取得した場合のその概要等を記載すること。

(51) 取締役会決議による取得の状況

- a 「取締役会での決議状況」の欄には、取締役会における決議日並びに決議された取得期間、株式の総数（この様式において「決議株式数」という。）及び価額の総額（この様式において「決議株式総額」という。）を記載すること。  
なお、当該取締役会において自己株式の取得に関し取得期間、決議株式数及び決議株式総額以外の事項を決議している場合は、その決議内容を欄外に記載すること。
- b 「残存決議株式の総数及び価額の総額」の欄には、決議株式数から最近事業年度及び最近事業年度前に取得した当該決議に係る自己株式の総数を減じた数（この様式において「残存決議株式数」という。）並びに決議株式総額から最近事業年度及び最近事業年度前に取得した当該決議に係る自己株式の価額の総額を減じた額（この様式において「残存決議株式総額」という。）を記載すること。
- c 「最近事業年度の末日現在の未行使割合」の欄には、残存決議株式数を決議株式数で除して計算した割合及び残存決議株式総額を決議株式総額で除して計算した割合を記載すること。
- d 「提出日現在の未行使割合」の欄には、残存決議株式数から最近期間に取得した当該決議に係る自己株式の総数を減じた数を決議株式数で除して計算した割合及び残存決議株式総額から最近期間に取得した当該決議に係る自己株式の価額の総額を減じた額を決議株式総額で除して計算した割合を記載すること。
- e 欄外には、会社法第 465 条に規定する欠損が生じた場合の支払額、公開買付けにより自己株式を取得した場合のその概要等を記載すること。

(52) 株主総会決議又は取締役会決議に基づかないもの内容

自己株式の取得が、株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものについて、その内容を(50)に準じて記載すること。

(53) 取得自己株式の処理状況及び保有状況

- a 取得自己株式の処理状況について、「引き受ける者の募集（会社法第 199 条第 1 項の規定による募集をいう。）を行った取得自己株式」、「消却の処分を行った取得自己株式」及び「合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式」に分けて記載すること。  
なお、それ以外の方法により処理を行った場合は、その内容について「その他」の欄に分かりやすく記載すること。
- b 自己株式の保有状況について、最近事業年度末日現在及び届出書提出日現在の保有自己株式数について記載すること。

(54) 配当政策

- a 配当政策については、配当（相互会社にあつては、契約者配当）の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、配当の決定機関、最近事業年度の配当決定に当たっての考え方及び内部留保資金の用途について記載すること。  
なお、配当財産が金銭以外の財産であるときはその内容を記載し、当該配当財産に代えて金銭を交付することを株式会社に対して請求する権利を与えている場合にはその内容を記載すること。  
また、会社法第 454 条第 5 項に規定する中間配当をすることができる旨を定款で定めたときは、その旨を記載すること。
- b 最近事業年度に会社法第 453 条に規定する剰余金の配当（以下「剰余金の配当」という。）をしたときは、当該剰余金の配当についての株主総会又は取締

役会の決議の年月日並びに各決議ごとの配当金の総額及び1株当たりの配当額を注記すること。

- c 届出書提出日の属する事業年度開始の日から届出書提出日までの間に剰余金の配当について株主総会又は取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該剰余金の配当による配当金の総額及び1株当たりの額を注記すること。

(55) 株価の推移

- a 株式が金融商品取引所に上場されている場合には、主要な1金融商品取引所の市場相場を記載し、当該金融商品取引所名を注記すること。
- b 株式が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、当該認可金融商品取引業協会の発表する相場を記載するとともに、その旨を注記すること。
- c その他の銘柄で気配相場がある場合には、当該気配相場を記載し、その旨を注記すること。

(56) 役員の状態

- a 「略歴」の欄には、届出書提出日現在における役員の主要略歴（例えば、入社年月、役員就任直前の役職名、役員就任後の主要職歴、他の主要な会社の代表取締役等に就任している場合の当該役職名、中途入社の場合における前職）を記載すること。
- b 「所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。
- c 会社設立の場合にあつては、発起人について役員に準じて記載すること。この場合、「所有株式数」の欄には、引受予定株式数を記載すること。
- d 役員間において二親等内の親族関係がある場合には、その内容を注記すること。
- e 相互会社の場合にあつては、「所有株式数」の欄の記載を要しない。
- f 会計参与設置会社であつて会計参与が法人である場合には、「氏名」欄に当該会計参与の名称を、「略歴」欄に当該会計参与の簡単な沿革を記載すること。
- g 会社が、会社法第108条第1項第9号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合に、当該種類の株主によって選任された役員がいる場合はその旨を欄外に注記すること。

(57) コーポレート・ガバナンスの状態

- a 提出会社の企業統治に関する事項（例えば、会社の機関の内容、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、役員報酬の内容（社内取締役と社外取締役に区分した内容））について具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、社外取締役、会計参与、社外監査役又は会計監査人との間で会社法第427条第1項に規定する契約（いわゆる責任限定契約）を締結した場合は、当該契約の内容の概要を記載すること。

また、会社法第373条第1項に規定する特別取締役による取締役会の決議制度を定めた場合には、その内容を記載すること。

- b 内部監査及び監査役（監査委員会）監査の組織、人員及び手続並びに内部監査、監査役（監査委員会）監査及び会計監査の相互連携について具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- c 社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係について具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- d 業務を執行した公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外

国公認会計士を含む。)の氏名、所属する監査法人名及び提出会社の財務書類について連続して監査関連業務(同法第24条の3第3項に規定する監査関連業務をいう。)を行っている場合における監査年数(当該年数が7年を超える場合に限り。)、監査業務に係る補助者の構成並びに監査証明を個人会計士が行っている場合の審査体制について具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

- e 提出会社の企業統治に関する事項に代えて連結会社の企業統治に関する事項について記載することができる。その場合には、その旨を記載すること。
- f 定款で取締役の定数又は取締役の資格制限について定め、また、取締役の選解任の決議要件につき、会社法と異なる別段の定めをした場合には、その内容を記載すること。
- g 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした場合にはその事項及びその理由、取締役会決議事項を株主総会では決議できないことを定款で定めた場合にはその事項及びその理由並びに株主総会の特別決議要件を変更した場合にはその内容及びその理由を記載すること。

(58) 監査報酬の内容等

- a 最近2連結会計年度(連結財務諸表を作成していない場合には最近2事業年度。以下この様式において同じ。)において、提出会社及び提出会社の連結子会社が監査公認会計士等(第19条第2項第9号の2に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。)に対して支払った、又は支払うべき報酬について、監査証明業務(公認会計士法第2条第1項に規定する業務をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。)に基づく報酬とそれ以外の業務(以下この様式及び第二号の五様式において「非監査業務」という。)に基づく報酬に区分して記載すること。
- b aにより記載する報酬の内容のほか、提出会社の監査報酬等の内容として重要な報酬の内容(例えば、提出会社の連結子会社の財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行う者(監査公認会計士等と同一のネットワーク(共通の名称を用いるなどして2以上の国においてその業務を行う公認会計士又は監査法人及び外国監査事務所等(外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者をいう。))によって構成される組織をいう。)に属する者に限り。)に対して、当該連結子会社及び提出会社がそれぞれ支払った、又は支払うべき報酬の内容)について具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- c 最近2連結会計年度において、非監査業務に基づく報酬(提出会社が監査公認会計士等に対して支払った、又は支払うべきものに限り。)があるときは、当該非監査業務の内容を記載すること。
- d 提出会社が監査公認会計士等に対する報酬の額の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の概要を記載すること。

(59) 経理の状況

- a 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令又は準則の定めるところにより若しくはこれらに準じて連結財務諸表、四半期連結財務諸表、中間連結財務諸表、財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表(cにおいて「連結財務諸表等」という。)を作成している場合には、その旨を記載すること。
- b 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表若しくは中間連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及び作成していない理由を記載すること。
- c 連結財務諸表等について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場

合には、その旨及び公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。

また、最近2連結会計年度等（連結財務諸表を作成していない場合には最近2事業年度等）において監査公認会計士等の異動（第19条第2項第9号の2に規定する異動をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。）があった場合には、その旨を記載すること。なお、当該異動について同号の規定に基づいて臨時報告書を提出した場合には、当該臨時報告書に記載した事項（同号ハ(2)から(6)までに掲げる事項については、その概要）も記載すること。

- d 最近連結会計年度等（連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度等）において決算期を変更した場合には、その旨及び変更の内容を記載すること。

(60) 連結財務諸表

- a 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

なお、(61)ただし書、(62)ただし書、(63)ただし書及び(64)ただし書により、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書又は中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書を掲げる場合には、(61)、(62)、(63)及び(64)により掲げた連結財務諸表の下にそれぞれ記載すること。

- b 連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則、四半期連結財務諸表規則及び中間連結財務諸表規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表等を会社の実態に即して適正に記載すること。
- c 連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表に対する監査報告書、四半期レビュー報告書及び中間監査報告書は、連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表に添付すること。

なお、連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項から第3項まで、第24条の4の7第1項若しくは第2項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書に含まれた連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表に対する監査報告書、四半期レビュー報告書又は中間監査報告書によるものとする。

(61) 連結貸借対照表

最近2連結会計年度末現在における連結貸借対照表を掲げて比較すること。

ただし、四半期報告書を提出する会社において、1年を1連結会計年度とする会社が最近連結会計年度の次の連結会計年度開始の日から起算して次のaからcまでに定める期間を経過した後に届出書を提出する場合には、それぞれaからcまでに定める期間に係る直近の四半期連結貸借対照表（特定事業会社（第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）がbに定める期間を経過した後に届出書を提出する場合は中間連結貸借対照表）を併せて掲げること。

- a 最近連結会計年度の次の連結会計年度開始の日から起算して3箇月を経過した日以後令第4条の2の10第3項に規定する期間（提出会社が特定事業会社

である場合には令第4条の2の10第4項に規定する期間。以下この様式において「提出期間」という。)を経過した日 当該次の連結会計年度の最初の四半期連結会計期間

- b 最近連結会計年度の次の連結会計年度開始の日から起算して6箇月を経過した日以後提出期間を経過した日 当該次の連結会計年度における最初の四半期連結会計期間の翌四半期連結会計期間
- c 最近連結会計年度の次の連結会計年度開始の日から起算して9箇月を経過した日以後提出期間を経過した日 当該次の連結会計年度における最初の四半期連結会計期間の翌々四半期連結会計期間

また、半期報告書を提出する会社において、1年を1連結会計年度とする会社が最近連結会計年度の次の連結会計年度開始の日から起算して9箇月を経過する日以後に届出書を提出する場合には、当該次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表を併せて掲げること。

(62) 連結損益計算書

最近2連結会計年度の連結損益計算書を掲げて比較すること。

ただし、(61)ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書を、また、(61)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書を併せて掲げること。

(63) 連結株主資本等変動計算書

最近2連結会計年度の連結株主資本等変動計算書を掲げること。

ただし、(61)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結株主資本等変動計算書を併せて掲げること。

(64) 連結キャッシュ・フロー計算書

最近2連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書を掲げること。

ただし、(61)ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間の四半期連結キャッシュ・フロー計算書を、また、(61)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結キャッシュ・フロー計算書を併せて掲げること。

(65) 連結附属明細表

最近連結会計年度の連結附属明細表を示すこと。

(66) その他

- a 最近連結会計年度終了後届出書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。

ただし、当該届出書の他の箇所に含めて記載したものについては記載を要しない。

- b 次の(a)から(e)までに掲げる場合に依り、当該(a)から(e)までに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。

(a) 四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね3箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合((61)ただし書により四半期連結貸借対照表を掲

- げた場合を除く。) 当該次の連結会計年度開始後3箇月の業績の概要(四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)
- (b) 四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合((61)ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間連結貸借対照表を掲げた場合を含む。))を除く。) 当該次の連結会計年度開始後6箇月の業績の概要(四半期連結財務諸表(特定事業会社の場合には、中間連結財務諸表)の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)
- (c) 四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね9箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合((61)ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。) 当該次の連結会計年度開始後9箇月の業績の概要(四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)
- (d) 半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね7箇月から9箇月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合((61)ただし書により中間連結貸借対照表を掲げた場合を除く。) 当該次の連結会計年度開始後6箇月の業績の概要(中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)
- (e) 最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね13箇月経過後に届出書を提出する場合 当該次の連結会計年度の業績の概要(連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)
- c 提出会社が、法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により四半期報告書を提出した場合には、最近連結会計年度における各四半期連結会計期間(当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間(以下このcにおいて「最終四半期連結会計期間」という。))を含む。)に係る次に掲げる項目の金額について、四半期連結会計期間の順に記載すること。
- (a) 売上高
- (b) 税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額(四半期連結財務諸表規則第76条第1項第3号の規定により記載しなければならない税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額(最終四半期連結会計期間に係る税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの)をいう。)
- (c) 四半期純利益金額又は四半期純損失金額(四半期連結財務諸表規則第77条第3項の規定により記載しなければならない四半期純利益金額又は四半期純損失金額(最終四半期連結会計期間に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの)をいう。)
- (d) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(四半期連結財務諸表規則第78条第1項の規定により記載しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(最終四半期連結会計期間に係る1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの)をいう。)
- d 企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があるときは、その概要を記載すること。

(67) 財務諸表

- a 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成している場合にはキャッシュ・フロー計算書を除く。以下このaにおいて同じ。）については、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。

なお、(68)ただし書、(69)のaただし書、(70)ただし書及び(71)ただし書により、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書又は中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成している場合には中間キャッシュ・フロー計算書を除く。）を掲げる場合には、(68)、(69)のa、(70)及び(71)により掲げた貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の下にそれぞれ記載すること。

- b 財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則、四半期財務諸表等規則及び中間財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、附属明細表等を会社の実態に即して適正に記載すること。
- c 財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書、四半期レビュー報告書及び中間監査報告書は、財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項から第3項まで、第24条の4の7第1項若しくは第2項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書、四半期レビュー報告書又は中間監査報告書によるものとする。

- d 財務諸表には、合併により消滅した会社の最終事業年度（合併後最初の事業年度の決算が株主総会により承認又は報告されていない場合には、最終事業年度とその前事業年度）に係るものが含まれることに留意すること。この場合、消滅した会社の期末に合併が行われたときには、当該消滅した会社について、合併期日の前日現在における貸借対照表及び最終事業年度の末日の翌日から合併期日の前日までの損益計算書を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること。

ただし、消滅した会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。

- e 株式交換又は株式移転による株式交換完全親会社等として最近2事業年度を経過していない場合には、当該株式交換又は株式移転による株式交換完全子会社等となった会社（当該株式交換完全親会社等の連結子会社であった会社を除く。）の最近2事業年度に係る財務諸表（連結財務諸表を作成している場合には最近2連結会計年度に係る連結財務諸表）を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること。

ただし、株式交換完全子会社等となった会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。

- f 会社の分割により事業を承継し、最近2事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近2事業年度に係る財務諸表を「2 財務諸

表等」の「(3) その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。

ただし、当該会社の分割を行った会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。

(68) 貸借対照表

最近2事業年度末現在における貸借対照表を掲げて比較すること。

ただし、四半期報告書を提出する会社（特定事業会社及び四半期連結財務諸表を作成していない会社に限る。（74）において同じ。）において、1年を1事業年度とする会社が最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して次のaからcまでに定める期間を経過した後に届出書を提出する場合（特定事業会社（四半期連結財務諸表を作成していない会社を除く。）がa及びcに定める期間を経過した後に届出書を提出する場合を除く。）には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表（特定事業会社がbに定める期間を経過した後に届出書を提出する場合は、中間貸借対照表）を併せて掲げること。

a 最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して3箇月を経過した日以後提出期間を経過した日 当該次の事業年度の最初の四半期会計期間

b 最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して6箇月を経過した日以後提出期間を経過した日 当該次の事業年度における最初の四半期会計期間の翌四半期会計期間

c 最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9箇月を経過した日以後提出期間を経過した日 当該次の事業年度における最初の四半期会計期間の翌々四半期会計期間

また、半期報告書を提出する会社において、1年を1事業年度とする会社が最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9箇月を経過する日以後に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度に係る中間貸借対照表を併せて掲げること。

(69) 損益計算書

a 最近2事業年度の損益計算書を掲げて比較すること。

ただし、(68)ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期会計期間及び四半期累計期間に係る四半期損益計算書を、また、(68)ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書を併せて掲げること。

b 最近2事業年度の製造原価又は売上原価について、製造原価明細書又は売上原価明細書を掲げて比較すること。

なお、原価の構成比を示し、かつ、会社の採用している原価計算の方法を説明すること。

(70) 株主資本等変動計算書

最近2事業年度の株主資本等変動計算書を掲げること。

ただし、(68)ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間株主資本等変動計算書を併せて掲げること。

(71) キャッシュ・フロー計算書

連結財務諸表を作成していない場合には、最近2事業年度のキャッシュ・フロー計算書を掲げること。

ただし、(68)ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を、

また、(68)ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間キャッシュ・フロー計算書を併せて掲げること。

(72) 附属明細表

最近事業年度の附属明細表を示すこと。

(73) 主な資産及び負債の内容

(68)により掲げた貸借対照表のうち最近事業年度のものについて、次の科目の内容又は内訳をおおむねそれぞれに掲げるところに従い記載すること。

ただし、附属明細表に掲げた科目については、記載を省略することができる。

a 流動資産のうち、現金及び預金については、現金と預金に区分し、預金についてはその主な内訳を記載すること。

b 流動資産のうち、受取手形及び売掛金については、主な相手先（金額の多い順に上位5社程度をいう。）別の金額を示すこと。

ただし、相手先業種別等の区分によりその金額を示した方が適切な場合には、当該相手先業種別等の区分による金額を示すとともに、その区分ごとに主な相手先（金額の多い順に上位3社程度をいう。）別の金額を示すこと。

また、受取手形についてはその期日別内訳を、売掛金についてはその滞留状況を記載すること。

c 流動資産のうち、製品、半製品、原材料、仕掛品等棚卸資産に属する科目については、主な内訳を記載すること。

d 流動負債のうち、支払手形及び買掛金については、主な相手先（金額の多い順に上位5社程度をいう。）別の金額を示すこと。

ただし、相手先業種別等の区分によりその金額を示した方が適切な場合には、当該相手先業種別等の区分による金額を示すとともに、その区分ごとに主な相手先（金額の多い順に上位3社程度をいう。）別の金額を示すこと。

また、支払手形についてはその期日別内訳を記載すること。

e a から d までの記載に係る資産及び負債以外の資産及び負債のうち、その額が資産総額の100分の5を超える科目の主な内容又は内訳を記載すること。

(74) その他

a 最近事業年度終了後届出書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。ただし、当該届出書の他の箇所に含めて記載したものについては記載を要しない。

b 1年を1事業年度とする会社においては、次の(a)から(e)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(e)までに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。ただし、(66)のbに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。

(a) 四半期報告書を提出する会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね3箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(68)ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。）当該次の事業年度開始後3箇月の業績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能ときは、当該形式により記載すること。）

(b) 四半期報告書を提出する会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(68)ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。）当該次の事業年度開始後6箇月の業績の概要（四半期財務諸表（特定事業会社の場合

には、中間財務諸表)の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

- (c) 四半期報告書を提出する会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね9箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合((68)ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。)当該次の事業年度開始後9箇月の業績の概要(四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)
  - (d) 半期報告書を提出する会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね7箇月から9箇月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合((68)ただし書により中間貸借対照表を掲げた場合を除く。)当該次の事業年度開始後6箇月の業績の概要(中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)
  - (e) 最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね13箇月経過後に届出書を提出する場合 当該次の事業年度の業績の概要(財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)
- c 6箇月を1事業年度とする会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね7箇月経過後に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度の業績の概要を前年同期と比較して記載すること。なお、財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。ただし、(66)のbに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。
- d 提出会社が、法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により四半期報告書を提出した場合であって、四半期連結財務諸表を作成していないときには、最近事業年度における各四半期会計期間(当該事業年度の最後の四半期会計期間(以下このdにおいて「最終四半期会計期間」という。)を含む。)に係る次に掲げる項目の金額について、四半期会計期間の順に記載すること。
- (a) 売上高
  - (b) 税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額(四半期財務諸表等規則第68条の規定により記載しなければならない税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額(最終四半期会計期間に係る税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの)をいう。)
  - (c) 四半期純利益金額又は四半期純損失金額(四半期財務諸表等規則第69条第3項の規定により記載しなければならない四半期純利益金額又は四半期純損失金額(最終四半期会計期間に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの)をいう。)
  - (d) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(四半期財務諸表等規則第70条第1項の規定により記載しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(最終四半期会計期間に係る1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの)をいう。)
  - e 提出会社の営業その他に関し重要な訴訟事件等があるときは、その概要を記載すること。
- (75) 提出会社の株式事務の概要
- a 株式事務の概要は、届出書提出日現在で記載すること。
  - b 株主総会に出席する権利を有する株主を確定するため又は配当を受ける優先出資者を確定するための基準日(会社法第124条第1項又は優先出資法第26条において準用する会社法第124条第1項に規定する基準日をいう。以下同

じ。)を設けている場合には、当該基準日を「基準日」の欄に記載すること。

なお、基準日後に株式を取得した者の全部又は一部に議決権行使を認める場合には、その旨及びその理由を記載すること。

- c 剰余金の配当を受ける株主を確定するための基準日を設けている場合には、「剰余金の配当の基準日」の欄に記載すること。
  - d 定款で株主に株式の割当てを受ける権利を与えている場合、株式の譲渡制限を行っている場合、その他株式事務に関し投資者に示すことが特に必要であると思われるものがある場合には、別に欄を設けて記載しても差支えない。
  - e 6箇月を1事業年度とする会社にあつては、「事業年度」、「定時株主総会」及び「基準日」の各欄は、2事業年度分について記載すること。
  - f 定款で単元未満株主の権利を制限している場合には、その内容を欄外に注記すること。
  - g 定款で株主提案権の行使期間について株主総会の日の8週間前を下回る期間と定めた場合には、その旨を欄外に注記すること。
  - h 相互会社にあつては、記載を要しない。
- (76) 提出会社の親会社等の情報
- 法第24条の7第1項に規定する親会社等の会社名等及び当該親会社等がない場合にはその旨を記載すること。
- (77) その他の参考情報
- a 最近事業年度の開始日から届出書提出日までの間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること。
  - b 臨時報告書が当該書類に含まれている場合には、その提出理由について、第19条第2項各号若しくは第3項又は第19条の2のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを併せて記載すること。
  - c 訂正報告書が当該書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを併せて記載すること。
- (78) 保証の対象となっている社債（短期社債を除く。）
- 当該届出が売出しに係るものである場合に、保証の対象となっている社債（短期社債を除く。）について、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債の総額、償還額、提出会社の最近事業年度末日の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。
- (79) 継続開示会社たる保証会社に関する事項
- a 当該届出に係る社債が保証の対象となっており、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者である場合に記載すること。
  - b 当該届出書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）、半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。
  - c 「③ 臨時報告書」については、その提出理由について、第19条第2項各号若しくは第3項又は第19条の2のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。
  - d 「④ 訂正報告書」については、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを付記すること。
- (80) 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項
- a 当該届出に係る社債が保証の対象となっており、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者でない場合に記載すること。

- b 「(2) 企業の概況」から「(6) 経理の状況」までの事項については、本様式「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。
- なお、連結キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。
- (81) 保証会社以外の会社の情報
- 当該届出に係る有価証券に関し、連動子会社（第19条第3項に規定する連動子会社をいう。以下同じ。）その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社（例えば、当該届出に係る有価証券がカバードワラントにあつてはオプションの行使の対象となる有価証券の発行者、預託証券にあつては預託を受ける者、有価証券信託受益証券にあつては受託者）の企業情報について記載すること。
- a 「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、発行価額又は売出価額の総額、上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名等を記載すること。
- b 「2 継続開示会社たる当該会社に関する事項」及び「3 継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項」については、第三部中「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」及び「3 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項」に準じて記載すること。
- c 連動子会社については、最近2連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書又は最近2事業年度のキャッシュ・フロー計算書を掲げること。ただし、連結キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書を作成していない場合には、これらに準じて、連結キャッシュ・フロー又はキャッシュ・フローの状況を記載すること。
- (82) 指数等の情報
- 当該届出に係る有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報について記載すること。
- a 「1 当該指数等の情報の開示を必要とする理由」については、理由及び当該指数等の内容を記載すること。
- b 「2 当該指数等の推移」については、当該指数等の有価証券届出書提出日の直近5年間の年別最高・最低値及び直近6箇月間の月別最高・最低値を記載すること。
- (83) 最近の財務諸表
- 最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）の貸借対照表、損益計算書（製造原価明細書及び売上原価明細書を除く。）、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書のうち、第二部に掲げたもの以外のものを第二部の記載に準じて掲げること。
- なお、キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。
- (84) 保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類
- 保証会社及び連動子会社について提出会社に準じて記載すること。
- (85) 読替え
- a 提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「社会医療法人債」と、「企業」とあるのは「法人」と、「会社」とあるのは「法人」と読み替えて記載すること。
- b 提出者が、学校法人等である場合には、本様式中「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「学校法人等に対する

る金銭債権」と、「企業」とあるのは「学校法人等」と、「会社」とあるのは「学校法人等」と読み替えて記載すること。

(86) 社会医療法人債券の特例

提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第二部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」の項目を「2 医療事業等の状況」に代えて、次に掲げる事項について、重要性の乏しいものを除き、施設ごと（病院、診療所、介護老人保健施設等ごと）に記載すること。ただし、施設ごとに区分できない事業については、事業区分ごとに、本様式記載上の注意(31)に準じて記載すること。

- (a) 最近日現在の診療科目
- (b) 最近日現在の病床数（一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床及び結核病床の内訳についても記載すること。）又は入所定員及び通所定員数等
- (c) 最近日現在の従業員数（医師、歯科医師、看護師、薬剤師、その他の医療従事者、事務員等の内訳についても記載すること。）
- (d) 最近事業年度の総診療患者数、1日平均外来患者数、1日平均入院患者数等の診療の実績
- (e) 最近事業年度の診療収入合計金額及びその内訳（社会保険診療、労働保険診療、健康診査及び自由診療等に区分して記載すること。）
- (f) 最近事業年度の救急医療等確保事業の実績（前年同期と比較して記載すること。）
- (g) 最近事業年度の収益と経費の割合（総収入金額及び総経費金額についても記載すること。また、経費については、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等の内訳も記載すること。）

(87) 学校法人等の特例

a 提出者が、学校法人等である場合には、「第二部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」の項目を「2 事業の概要」に代えて、次に掲げる事項について、重要性の乏しいものを除き、学校法人等の活動ごとに記載すること。

- (a) 最近日現在の当該学校法人等が運営する学校、専修学校及び各種学校（以下「学校等」という。）の種類及びその数
- (b) 最近日現在における学校等の収容定員及び在籍者数（大学にあつては学部ごと、大学院にあつては研究科ごと、短期大学及び高等専門学校にあつては学科ごとに記載すること。また、高等学校については収容定員に代えて募集定員を記載すること。）
- (c) 最近日現在における教員数（大学院及び大学にあつては教授、准教授及び専任教員、高等学校、中学校、小学校及び幼稚園等にあつては教員とその他職員に分けて記載すること。）と教員以外の職員数を記載し、教員については常勤と非常勤とに分けた人数も記載すること。
- (d) 最近事業年度において補助金の交付を受けた場合には、交付を受けた補助金の合計額とその内訳（経常費補助金、施設・設備等の整備に対する補助金及びそれ以外の補助金）を記載すること。それ以外の補助金については、交付を受けた金額の多いもの上位5件について、当該補助金の名称及びこれに係る申請内容（教育研究課題等の名称及びその概要）を分かりやすく記載すること。

b 提出者が、学校法人等である場合には、「第二部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「7 財政状態及び経営成績の分析」の項目において、当該学校法人等の基本金（学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）第29条に

規定する基本金をいう。)について同令第 30 条第 1 項各号に掲げる各金額ごとに、前会計年度末残高、会計年度中の変動額(増減)及び当会計年度末残高並びに対象資産及びその組み入れ目的などを具体的に記載すること。当該記載に当たっては投資者に誤解を生じさせることとならないように特に注意しなければならない。

- c 提出者が、学校法人等である場合には、「第二部 企業情報」の「第 5 経理の状況」の記載に当たっては、平成 19 年 9 月 30 日前に終了する連結会計年度又は事業年度に係る連結財務諸表又は財務諸表について、記載しないことができる。
- d 提出者が、学校法人等である場合には、「第四部 特別情報」の「第 1 最近の財務諸表」の記載に当たっては、平成 19 年 9 月 30 日前に終了する事業年度に係る財務諸表について、記載しないことができる。

第二号の二様式

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書  
 【提出先】 〃 財務（支）局長  
 【提出日】 平成 年 月 日  
 【会社名】 \_\_\_\_\_  
 【英訳名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集（売出）金額】 \_\_\_\_\_  
 【安定操作に関する事項】 \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当			
一般募集			
計（総発行株式）			

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地

3【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
計	—		—

#### 4 【新規発行新株予約権証券】

##### (1) 【募集の条件】

発行数	
発行価額の総額	
発行価格	
申込手数料	
申込単位	
申込期間	
申込証拠金	
申込取扱場所	
払込期日	
割当日	
払込取扱場所	

##### (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取扱場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

##### (3) 【新株予約権証券の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受新株予約権数	引受けの条件

計	—		—

5【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	
各社債の金額(円)	
発行価額の総額(円)	
発行価格(円)	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金(円)	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
取得格付	

（新株予約権付社債に関する事項）

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

#### 6 【社債の引受け及び社債管理の委託】

##### (1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額（円）	引受けの条件
計	—		—

##### (2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件

#### 7 【新規発行コマーシャル・ペーパー及び新規発行短期社債】

振出日	
振出地	
発行価格（円）	
券面総額又は短期社債の総額（円）	
発行価額の総額（円）	
発行限度額（円）	
発行限度額残高（円）	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	

保証の内容	
取得格付	

8【新規発行カバードワラント】

9【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券】

10【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)

(2)【手取金の使途】

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

(1)【売出株式】

種類	売出数	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称

(2)【売出新株予約権証券】

売出数	売出価額の総額 (円)	売出しに係る新株予約権証券の所有者の住所及び氏名又は名称

(新株予約権の内容等)

(3)【売出社債 (短期社債を除く。)]

銘柄	売出券面額の総額又は売出振替社債の総額 (円)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称

(新株予約権付社債に関する事項)

(4)【売出コマーシャル・ペーパー及び売出短期社債】

支払期日	売出券面額の総額又は売出短期社債の総額 (円)	売出価額の総額 (円)	売出しに係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債の所有者の住所及び氏名又は名称

(5)【売出カバードワラント】

(6)【売出預託証券及び売出有価証券信託受益証券】

2【売出しの条件】

売出価格 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠金 (円)	申込受付場所	売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	売出しの委託契約の内容

第3【その他の記載事項】

第二部【公開買付けに関する情報】(1)

第1【公開買付けの概要】

1【公開買付けの目的等】

2【公開買付けの当事会社の概要】

3【公開買付けに係る契約】

4【公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠】

5【対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行 (交付) される有価証券との相違】

6【公開買付けに関する手続】

第2【統合財務情報】

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

第三部【追完情報】（2）

第四部【組込情報】（3）

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

1【貸借対照表】

2【損益計算書】

3【株主資本等変動計算書】

4【キャッシュ・フロー計算書】

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

（1）公開買付けに関する情報

第二号の六様式記載上の注意（1）から（9）までに準じて記載すること。

（2）追完情報

a （3）のaの有価証券報告書の提出日以後有価証券届出書（以下この様式において「届出書」という。）の提出日までの間において、次に掲げる場合に該当することとなったときは、その内容を記載すること。

（a）法第7条前段に規定する重要な事項の変更があった場合又は第11条第1号若しくは第2号に掲げる事情が生じた場合

（b）第19条第2項各号若しくは第3項又は第19条の2に掲げる場合

（c）その他財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象が生じた場合

b （3）のaの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間において資本金の増減があった場合には、その旨及びその額を記載すること。

c （3）のaの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、当該有価証券報告書に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。

d （3）のaの有価証券報告書に連結財務諸表を記載している会社においては、次の（a）から（e）までに掲げる場合に依り、当該（a）から（e）までに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。

（a）四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね3月を経過した日から令第4条の2の10第3項に規定する期間（提出会社が特定事業会社（第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）である場合には令第4条の2の10第4項に規定する期間。以下この様式において「提出期間」という。）を経過する日までの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度の最初の四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）当該次の連結会計年度開始後3月の業績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能ときは、当該形式により記載すること。）

（b）四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね6月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度における最初の四半期連結

- 会計期間の翌四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間連結貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。）当該次の連結会計年度開始後6月の業績の概要（四半期連結財務諸表（特定事業会社の場合には、中間連結財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）
- (c) 四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね9月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度における最初の四半期連結会計期間の翌々四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）当該次の連結会計年度開始後9月の業績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）
- (d) 半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね7月から9月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）当該次の連結会計年度開始後6月の業績の概要（中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）
- (e) 最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね13月経過後に届出書を提出する場合 当該次の連結会計年度の業績の概要（連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）
- e (3)のaの有価証券報告書に連結財務諸表を記載していない1年を1事業年度とする会社及び特定事業会社においては、次の(a)から(e)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(e)までに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。
- (a) 四半期報告書を提出する会社（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社を除く。）において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね3月を経過した日から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度の最初の四半期会計期間に係る四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。）当該次の事業年度開始後3月の業績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）
- (b) 四半期報告書を提出する会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね6月を経過した日から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度における最初の四半期会計期間の翌々四半期会計期間に係る四半期貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。）当該次の事業年度開始後6月の業績の概要（四半期財務諸表（特定事業会社の場合には、中間財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）
- (c) 四半期報告書を提出する会社（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社を除く。）において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね9月から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度における最初の四半期会計期間の翌々四半期会計期間に係る四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。）当該次の事業年度開始後9月の業績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）
- (d) 半期報告書を提出する会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね7月から9月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度に係る中間貸借対照表を掲げた場合を除く。）当

該次の事業年度開始後6月の業績の概要（中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

- (e) 最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね13月経過後に届出書を提出する場合 当該次の事業年度の業績の概要（財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）
  - f (3)のaの有価証券報告書に連結財務諸表を記載していない6月を1事業年度とする会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね7月経過後に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度の業績の概要を前年同期と比較して記載すること。なお、財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。
  - g 届出書提出日の直近の株主総会において自己株式に係る株主総会決議があった場合には、(3)のaの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日の間における当該自己株式の取得状況等について、法第24条の6第1項の規定による自己株券買付状況報告書の記載事項に準じて記載すること。
- (3) 組込情報
- 次に掲げる書類を届出書に添付し、その旨を記載すること。
- a 最近事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類
  - b aの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に四半期報告書又は半期報告書を提出している場合にあつては、当該四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書
  - c aの有価証券報告書又はbの四半期報告書若しくは半期報告書に係る訂正報告書を提出している場合にあつては、当該訂正報告書
- (4) 読替え
- a 提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「医療法人名」と、「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「社会医療法人債」と、「会社」とあるのは「法人」と読み替えて記載すること。
  - b 提出者が、学校法人等である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「学校法人等名」と、「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「学校法人等に対する金銭債権」と、「会社」とあるのは「学校法人等」と読み替えて記載すること。

第二号の三様式

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書  
 【提出先】 \_\_\_\_財務（支）局長  
 【提出日】 平成 年 月 日  
 【会社名】 \_\_\_\_\_  
 【英訳名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集（売出）金額】 \_\_\_\_\_  
 【安定操作に関する事項】 \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当			
一般募集			
計（総発行株式）			

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地

3【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
計	—		—

#### 4 【新規発行新株予約権証券】

##### (1) 【募集の条件】

発行数	
発行価額の総額	
発行価格	
申込手数料	
申込単位	
申込期間	
申込証拠金	
申込取扱場所	
払込期日	
割当日	
払込取扱場所	

##### (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
--------------------------	--

(3) 【新株予約権証券の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受新株予約権数	引受けの条件
計	—		—

5 【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	
各社債の金額(円)	
発行価額の総額(円)	
発行価格(円)	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金(円)	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

#### 6 【社債の引受け及び社債管理の委託】

##### (1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (円)	引受けの条件
計	—		—

##### (2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件

#### 7 【新規発行コマーシャル・ペーパー及び新規発行短期社債】

振出日	
振出地	
発行価格 (円)	
券面総額又は短期社債の総額 (円)	
発行価額の総額 (円)	
発行限度額 (円)	
発行限度額残高 (円)	

支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	
取得格付	

8【新規発行カバードワラント】

9【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券】

10【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)

(2)【手取金の使途】

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

(1)【売出株式】

種類	売出数	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称

(2)【売出新株予約権証券】

売出数	売出価額の総額 (円)	売出しに係る新株予約権証券の所有者の住所及び氏名又は名称

(新株予約権の内容等)

(3)【売出社債 (短期社債を除く。)]

銘柄	売出券面額の総額又は売出振替社債の総額 (円)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称

(新株予約権付社債に関する事項)

(4)【売出コマーシャル・ペーパー及び売出短期社債】

支払期日	売出券面額の総額又は売出短期社債の総額 (円)	売出価額の総額 (円)	売出しに係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債の所有者の住所及び氏名又は名称

(5)【売出カバードワラント】

(6)【売出預託証券及び売出有価証券信託受益証券】

2【売出しの条件】

売出価格 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠金 (円)	申込受付場所	売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	売出しの委託契約の内容

第3【その他の記載事項】

## 第二部【公開買付けに関する情報】(1)

### 第1【公開買付けの概要】

- 1【公開買付けの目的等】
- 2【公開買付けの当事会社の概要】
- 3【公開買付けに係る契約】
- 4【公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠】
- 5【対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行(交付)される有価証券との相違】
- 6【公開買付けに関する手続】

### 第2【統合財務情報】

### 第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

## 第三部【参照情報】(2)

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務(支)局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 期第 四半期(第 期中)(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務(支)局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成 年 月 日)までに、臨時報告書を平成 年 月 日に 財務(支)局長に提出

#### 4【訂正報告書】

訂正報告書(上記 の訂正報告書)を平成 年 月 日に 財務(支)局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

## 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

## 第五部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

- 1【貸借対照表】
- 2【損益計算書】
- 3【株主資本等変動計算書】
- 4【キャッシュ・フロー計算書】

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

#### (1) 公開買付けに関する情報

第二号の六様式記載上の注意(1)から(9)までに準じて記載すること。

#### (2) 参照情報

- a 臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第19条第2項各号若しくは第3項又は第19条の2のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。
- b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、いずれ

の書類の訂正報告書であるのかを付記すること。

- c 参照書類としての有価証券報告書の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- d 参照書類としての有価証券報告書に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は有価証券届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。

第二号の四様式

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書  
 【提出先】 \_\_\_\_財務（支）局長  
 【提出日】 平成 年 月 日  
 【会社名】 \_\_\_\_\_  
 【英訳名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集（売出）金額】 \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】(1)

種類	発行数

2【募集の方法】(2)

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式			
計(総発行株式)			

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

①【入札による募集】(3)

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	入札申込日	入札日	申込証拠金(円)	払込期日

イ【入札申込取扱場所】

ロ【払込取扱場所】

店名	所在地

②【入札によらない募集】(4)

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日

イ【申込取扱場所】

店名	所在地

ロ【払込取扱場所】

店名	所在地

(2)【ブックビルディング方式】(5)

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日

①【申込取扱場所】

店名	所在地

②【払込取扱場所】

店名	所在地

4【株式の引受け】(6)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
計	—		—

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)

(2)【手取金の使途】

第2【売出要項】

1【売出株式】(7)

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札による売出し		
	入札方式のうち入札によらない売出し		
	ブックビルディング方式		
	計(総売出株式)		

2【売出しの条件】

(1)【入札方式】

①【入札による売出し】(8)

売出価格(円)	入札最低価格(円)	申込株数単位	入札申込日	入札日	申込証拠金(円)

--	--	--	--	--	--

②【入札によらない売出し】(9)

売出価格 (円)	申込期間	申込株数 単位	申込証拠 金 (円)	申込受付 場所	売出しの委託を 受けた者の住所 及び氏名又は名 称	売出しの委託契 約の内容

(2)【ブックビルディング方式】(10)

売出価格 (円)	申込期間	申込株数 単位	申込証拠 金 (円)	申込受付 場所	売出しの委託を 受けた者の住所 及び氏名又は名 称	売出しの委託契 約の内容

第3【その他の記載事項】

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

- 1【主要な経営指標等の推移】
- 2【沿革】
- 3【事業の内容】
- 4【関係会社の状況】
- 5【従業員の状況】

第2【事業の状況】

- 1【業績等の概要】
- 2【生産、受注及び販売の状況】
- 3【対処すべき課題】
- 4【事業等のリスク】
- 5【経営上の重要な契約等】
- 6【研究開発活動】
- 7【財政状態及び経営成績の分析】

第3【設備の状況】

- 1【設備投資等の概要】
- 2【主要な設備の状況】
- 3【設備の新設、除却等の計画】

第4【提出会社の状況】

- 1【株式等の状況】
  - (1)【株式の総数等】
    - ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
計	

②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融 商品取引業協会名
計		—

(2)【新株予約権等の状況】

区分	最近事業年度末現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)
新株予約権の数		
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数		
新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(3) 【ライツプランの内容】

決議年月日	
付与対象者	
新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
取得条項に関する事項	
信託の設定の状況	
代用払込みに関する事項	

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額 (円)	資本金残高 (円)	資本準備金 増減額(円)	資本準備金 残高 (円)

(5) 【所有者別状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）								単元未 満株式 の状況 (株)
	政府及 び地方 公共団 体	金融機 関	金融商 品取引 業者	その他 の法人	外国法人等		個人そ の他	計	
					個人以 外	個人			
株主数 (人)									—
所有株式 数(単元)									
所有株式 数の割合 (%)								100	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

年 月 日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式		—	
議決権制限株式(自己株式等)		—	
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)		—	
完全議決権株式(その他)			
単元未満株式		—	
発行済株式総数		—	—
総株主の議決権	—		—

② 【自己株式等】

年 月 日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
計	—				

(7) 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 \_\_\_\_\_

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
株主総会 ( 年 月 日) での決議状況 (取得期間 年 月 日～ 年 月 日)		
最近事業年度前における取得自己株式		
最近事業年度における取得自己株式 ( 年 月 日～ 年 月 日)		
残存授権株式の総数及び価額の総額		
最近事業年度の末日現在の未行使割合 (%)		
最近期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合 (%)		

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 ( 年 月 日) での決議状況 (取得期間 年 月 日～ 年 月 日)		
最近事業年度前における取得自己株式		
最近事業年度における取得自己株式 ( 年 月 日～ 年 月 日)		
残存決議株式の総数及び価額の総額		
最近事業年度の末日現在の未行使割合 (%)		
最近期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合 (%)		

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他 ( )				
保有自己株式数		—		—

3 【配当政策】

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次					
決算年月					
最高 (円)					
最低 (円)					

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別					
最高 (円)					
最低 (円)					

5 【役員の状態】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)

計						

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(円)	非監査業務に基づく報酬(円)	監査証明業務に基づく報酬(円)	非監査業務に基づく報酬(円)
提出会社				
連結子会社				
計				

② 【その他重要な報酬の内容】

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

④ 【監査報酬の決定方針】

第5 【経理の状況】

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

② 【連結損益計算書】

③ 【連結株主資本等変動計算書】

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

⑤ 【連結附属明細表】

(2) 【その他】

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

② 【損益計算書】

③ 【株主資本等変動計算書】

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

⑤ 【附属明細表】

(2) 【主な資産及び負債の内容】

(3) 【その他】

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	月 日から 月 日まで
定時株主総会	月中
基準日	月 日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	月 日
1単元の株式数	株

株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	
株主に対する特典	

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

2【その他の参考情報】

第三部【特別情報】

第1【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1【貸借対照表】

2【損益計算書】

3【株主資本等変動計算書】

4【キャッシュ・フロー計算書】

第四部【株式公開情報】(11)

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】(12)

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由

第2【第三者割当等の概況】(13)

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	新株予約権	新株予約権付社債
発行年月日			
種類			
発行数			
発行価格			
資本組入額			
発行価額の総額			
資本組入額の総額			
発行方法			
保有期間等に関する確約			

2【取得者の概況】

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係

3【取得者の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由

第3【株主の状況】(14)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計	—		

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

- (1) 新規発行株式
  - a 「種類」の欄には、「普通株」のように記載すること。
  - b 「発行数」の欄には、「種類」の欄の区分に従い発行数を記載すること。
  - c 欄外には、新株発行を決議した取締役会若しくは株主総会の決議年月日又は行政庁の認可を受けた年月日を記載すること。
- (2) 募集の方法
  - a 「発行価額の総額」の欄及び「資本組入額の総額」の欄は、取締役会決議若しくは株主総会の決議又は行政庁の認可により決定した発行価格及び資本金に組み入れる額に基づいて算出した額を記載し、その旨を注記すること。
  - b 欄外には、募集を行うに際しての手續等を定めた金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則その他募集に当たっての重要な事項を記載すること。
- (3) 入札による募集
  - a 「発行価格」の欄には、1株の発行価額を記載すること。
  - b 「資本組入額」の欄には、1株の発行価額のうち資本金に組み入れる金額を記載すること。
  - c 欄外には、入札依頼の方法、入札に参加できない者、落札者の決定方法、入札及び開札の場所、申込証拠金の利息及び申込証拠金の払込金への振替充当その他入札に関し必要な事項を記載すること。
- (4) 入札によらない募集
  - a 「発行価格」の欄には、1株の発行価額を記載すること。
  - b 「資本組入額」の欄には、1株の発行価額のうち資本金に組み入れる金額を記載すること。
  - c 欄外には、申込みの方法、申込みに参加できない者、申込証拠金の利息、申込みがない場合の株式の処理、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した場合の処理その他申込み及び払込みに関し必要な事項を記載すること。  
 なお、従業員持株会に取得させる場合には、その旨及び取得株数を記載すること。
  - d 「発行価格」を記載しないで有価証券届出書(以下この様式において「届出書」という。)を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

- e 「申込取扱場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定時期を注記すること。
- (5) ブックビルディング方式
- a 「発行価格」の欄には、1株の発行価額を記載すること。
  - b 「資本組入額」の欄には、1株の発行価額のうち資本金に組み入れる金額を記載すること。
  - c 欄外には、申込みの方法、申込みに参加できない者、申込証拠金の利息、申込みがない場合の株式の処理、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した場合の処理その他申込み及び払込みに関し必要な事項、発行価格の決定方法（仮条件の決定方法を含む。）並びに配分方針（引受人が定める株式の配分に関する基本方針をいう。以下同じ。）を記載すること。  
なお、配分方針については、引受人が相手方を申込みに先立って需要の申告を行った者と行わなかった者に区分してそれぞれに対し異なった販売手法を採用する場合には、その区分ごとに販売手法を記載すること。
  - d 「発行価格」を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
- (6) 株式の引受け
- a 元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものを記載すること。
  - b 「引受けの条件」の欄には、買取引受け・残額引受け等の別、引受人に支払う手数料等を記載すること。
  - c 「引受人の氏名又は名称」、「住所」、「引受株式数」又は「引受けの条件」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの決定予定時期を注記すること。
- (7) 売出株式
- a 「売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称」の欄には、所有者が2人以上ある場合には、所有者別にその売出株数を記載すること。
  - b 欄外には、売出しを行うに際しての手續等を定めた金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則その他売出しに当たっての重要な事項を記載すること。
- (8) 入札による売出し
- a 「売出価格」の欄には、1株の売出価額を記載すること。
  - b 「入札最低価格」の欄には、入札を行うに当たって定められている1株当たりの最低価格を記載すること。
  - c 欄外には、入札依頼の方法、入札に参加できない者、落札者の決定方法、入札及び開札の場所、申込証拠金の利息その他入札に関し必要な事項を記載すること。
- (9) 入札によらない売出し
- a 「売出価格」の欄には、1株の売出価額を記載すること。
  - b 「売出しの委託契約の内容」の欄には、売出しの委託手数料の額、売出残が生じた場合の処理等について記載すること。
  - c 欄外には、申込みの方法、申込みに参加できない者、株式受渡期日その他売出しの手續上必要な事項を記載すること。  
なお、従業員持株会に取得させる場合には、その旨及び取得株数を記載すること。
  - d 元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものが決定していない

場合には、元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものを記載すること。

- e 「売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称」を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定時期を注記すること。
  - f 「売出価格」又は「申込受付場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの決定予定時期を注記すること。
- (10) ブックビルディング方式
- a 「売出価格」の欄には、1株の売出価額を記載すること。
  - b 「売出しの委託契約の内容」の欄には、売出しの委託手数料の額、売出残が生じた場合の処理等について記載すること。
  - c 欄外には、申込みの方法、申込みに参加できない者、株式受渡期日その他売出しの事務上必要な事項、売出し価格の決定方法（仮条件の決定方法を含む。）及び配分方針を記載すること。  
なお、配分方針については、引受人が相手方を申込みに先立って需要の申告を行った者を行わなかった者に区分して、それぞれに対し異なった販売手法を採る場合には、その区分ごとに販売手法を記載すること。
  - d 「売出価格」を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(11) 株式公開情報

当該株式が日本証券業協会におけるグリーンシート銘柄である場合にはその旨を記載し、「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」から「第3 株主の状況」までの項目に代えて、「第1 最近2年間の株式の月別売買高」及び「第2 最近2年間の月別最高・最低株価」の項目を設け、最近事業年度末日の2年前の日から届出書提出日までの間における当該募集又は売出しに係る当該株式の月別売買高及び月別最高・最低株価を記載すること。

(12) 特別利害関係者等の株式等の移動状況

- a 最近事業年度の末日の2年前の日から届出書提出日までの間において、特別利害関係者等が提出会社の発行する株式、新株予約権又は新株予約権付社債の譲渡又は譲受け（新株予約権及び新株予約権付社債に係る新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行った場合（金融商品取引業者が特別利害関係者等以外の者との間で株式等の移動（認可金融商品取引業協会が定める規則により当該認可金融商品取引業協会が売買内容を発表するものに限る。）を行った場合を除く。）について記載すること。その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権に準じて記載すること。
- b 「移動年月日」の欄には、株式等の移動があった年月日を記載すること。
- c 「氏名又は名称」の欄には、法人である場合には、その代表者の氏名も記載すること。
- d 個人所有者の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。
- e 「提出会社との関係等」の欄には、移動前所有者又は移動後所有者が特別利害関係者等に該当する場合にはその旨及びその内容（例えば、「当社の役員」、「当社の役員の配偶者」、「当社の子会社」、「当社の株主で上位10名の者」、「当社の資金的関係会社」、「金融商品取引業者」）を、特別利害関係者等でない場合であって提出会社との関係があるときはその旨及びその内容（例えば、「当社の従業員」、「当社の従業員持株会」、「当社の取引先」）を記載すること。

- f 「価格（単価）」の欄には、1株当たりの株価を内書きすること。また、贈与等により無償で移動した場合には、その旨を記載すること。
  - g 「移動理由」の欄には、株式等の移動を行った場合には、その理由について記載すること。
  - h 欄外には、1株当たりの株価の算定根拠等について記載すること。
  - i 以下の事項について簡単に注記すること。
    - (a) 特別利害関係者等の株式等の移動に関する金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則等
    - (b) 特別利害関係者等の範囲
  - j 協同組織金融機関が優先出資証券を発行する場合には、当該記載は要しない。
- (13) 第三者割当等の概況
- a 第三者割当等による株式等の発行の内容
    - (a) 最近事業年度の末日の2年前の日から届出書提出日までの間における、株主割当以外の方法（以下「第三者割当等」という。）による新株発行又は第三者割当等による新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行（以下「第三者割当等による株式等の発行」という。）について記載すること。その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権又は新株予約権付社債に準じて記載すること。
    - (b) 「種類」の欄には、株式の場合には株式の種類、新株予約権又は新株予約権付社債の場合にはその銘柄を記載すること。
    - (c) 「発行数」の欄には、新株予約権又は新株予約権付社債の場合には当該新株予約権の目的となる株式の数を記載すること。
    - (d) 「発行価格」、「資本組入額」、「発行価額の総額」及び「資本組入額の総額」の欄には、新株予約権又は新株予約権付社債の場合には、それぞれ、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格、資本組入額、発行価額の総額及び資本組入額の総額を記載すること。
    - (e) 「保有期間等に関する確約」の欄には、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則による保有期間その他当該株券等の保有に関する事項についての取得者（第三者割当等による株式等の発行により、新株発行の割当を受けた者又は新株予約権若しくは新株予約権付社債を取得した者をいう。以下この様式、第三号様式及び第五号様式において同じ。）と提出会社との間の取決めの内容（以下「保有期間等に関する確約」という。）について記載すること。
    - (f) 欄外には、1株当たりの株価の算定根拠等について記載すること。また、これに加えて、新株予約権の場合には当該新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項、新株予約権付社債の場合にはその利率、当該新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項を記載すること。
    - (g) 第三者割当等による株式等の発行の制限及び禁止に関し、その根拠となる金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則等並びに第三者割当等による株式等の発行の制限期間及び禁止期間について注記すること。
  - b 取得者の概況
    - (a) aの取得者について記載すること。
    - (b) 「取得者の氏名又は名称」等の欄には、取得者が法人の場合には代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容を、個人の場合には職業を記載すること。
    - (c) 個人所有者の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差

し支えない。

- (d) 「取得者と提出会社との関係」の欄には、提出会社と取得者との間に出資関係、取引関係及び人事関係等の関係がある場合には、その旨及びその内容を記載すること。

なお、取得者が特別利害関係者等又は提出会社の従業員である場合には、その旨を記載すること。

c 取得者の株式等の移動状況

- (a) 最近事業年度の末日の1年前の日から届出書提出日までの間において、aの取得者が当該第三者割当等による株式等の発行により取得した株式等（最近事業年度の末日の1年前の日から届出書提出日までの間に取得したものに限る。）の譲渡を行った場合又は返還を受けた場合（新株予約権の行使を含む。）には、(12)に準じて記載すること。その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権又は新株予約権付社債に準じて記載すること。

- (b) 最近事業年度の末日の1年前の日前に発行された新株予約権又は新株予約権付社債について、最近事業年度の末日の1年前の日から届出書提出日までの間に当該株式の割当てを受ける権利の行使により取得した株式の譲渡を行った場合又は返還を受けた場合には、(12)に準じて記載すること。

- (c) (a)及び(b)については、「第四部 株式公開情報」の「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」において記載したものについては、記載を要しない。

(14) 株主の状況

- a 届出書提出日現在の株主の状況について記載すること。
- b 所有株式数（他人（仮設人を含む。）名義のもの及び新株予約権の行使その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利の行使により発行される可能性のあるものを含む。）の多い順に50名程度について記載し、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を付記すること。ただし、所有株式数が1,000株以下である者については、所有株式数ごとに人数のみを記載しても差し支えない。
- c 個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。
- d 所有株式数の記載に当たっては、新株予約権の行使等により発行される可能性のある株式数を内書きし、その旨を注記すること。
- e 株式総数に対する所有株式数の割合の記載に当たっては、新株予約権の行使等により発行される可能性のある株式数を含んだ株式総数に対する所有株式数の割合を記載すること。
- f 欄外には、株主が特別利害関係者等又は提出会社の従業員である場合には、その旨及びその内容を記載すること。
- g 最近事業年度の末日後届出書提出日の最近日までの間において、主要株主の異動があった場合には、その旨を注記すること。

第二号の五様式

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 \_\_\_\_財務（支）局長

【提出日】 平成 年 月 日

【会社名】（2） \_\_\_\_\_

【英訳名】 \_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】（3） \_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】（4） \_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）金額】（5） \_\_\_\_\_

【安定操作に関する事項】（6） \_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】（7） 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】（8）

種類	発行数

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】（9）

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
募集株式のうち株主割当			
募集株式のうちその他の者に対する割当			
募集株式のうち一般募集			
発起人の引受株式			
計（総発行株式）			

(2)【募集の条件】（10）

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地

3【株式の引受け】(11)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
計	—		—

4【新規発行新株予約権証券】(12)

(1)【募集の条件】

発行数	
発行価額の総額	
発行価格	
申込手数料	
申込単位	
申込期間	
申込証拠金	
申込取扱場所	
割当日	
払込期日	
払込取扱場所	

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) 【新株予約権証券の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受新株予約権数	引受けの条件
計	—		—

5 【新規発行社債（短期社債を除く。）】 (13)

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	
各社債の金額(円)	
発行価額の総額(円)	
発行価格(円)	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金(円)	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	

担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
取得格付	

（新株予約権付社債に関する事項）（14）

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

6【社債の引受け及び社債管理の委託】（15）

（1）【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額（円）	引受けの条件
計	—		—

(2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件

7 【新規発行コマーシャル・ペーパー及び新規発行短期社債】 (16)

振出日	
振出地	
発行価格 (円)	
券面総額又は短期社債の総額 (円)	
発行価額の総額 (円)	
発行限度額 (円)	
発行限度額残高 (円)	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	
取得格付	

8 【新規発行カバードワラント】 (17)

9 【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券】 (18)

10 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】 (19)

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)

(2) 【手取金の使途】 (20)

11 【会社設立の場合の特記事項】 (21)

第2 【売出要項】

1 【売出有価証券】 (22)

(1) 【売出株式】

種類	売出数	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称

(2) 【売出新株予約権証券】

売出数	売出価額の総額 (円)	売出しに係る新株予約権証券の所有者の住所及び氏名又は名称

(新株予約権の内容等)

(3) 【売出社債 (売出短期社債を除く。)】

銘柄	売出券面額の総額又は売出振替社債の総額 (円)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称

(新株予約権付社債に関する事項)

(4) 【売出コマーシャル・ペーパー及び売出短期社債】

支払期日	売出券面額の総額又は売出短期社債の総額 (円)	売出価額の総額 (円)	売出しに係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債の所有者の住所及び氏名又は名称

(5) 【売出カバードワラント】

(6) 【売出預託証券及び売出有価証券信託受益証券】

2 【売出しの条件】 (23)

売出価格 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠金 (円)	申込受付場所	売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	売出しの委託契約の内容

第3 【その他の記載事項】 (24)

第二部 【組織再編成 (公開買付け) に関する情報】 (25)

第1 【組織再編成 (公開買付け) の概要】

- 1 【組織再編成 (公開買付け) の目的等】
- 2 【組織再編成 (公開買付け) の当事会社の概要】
- 3 【組織再編成 (公開買付け) に係る契約】
- 4 【組織再編成 (公開買付け) に係る割当ての内容及びその算定根拠】
- 5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行 (交付) される有価証券との相違 (対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行 (交付) される有価証券との相違)】
- 6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】
- 7 【組織再編成に関する手続 (公開買付けに関する手続)】

第2 【統合財務情報】

第3 【発行者 (その関連者) と組織再編成対象会社との重要な契約 (発行者 (その関連者) と対象者との重要な契約)】

第三部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

- 1 【主要な経営指標等の推移】 (26)
- 2 【沿革】 (27)
- 3 【事業の内容】 (28)
- 4 【株式等の状況】 (29)
  - (1) 【株式の総数等】
    - ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
計	

②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
計		—

(2)【新株予約権等の状況】

区分	最近事業年度末現在 (年月日)	提出日の前月末現在 (年月日)
新株予約権の数		
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数		
新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(3)【ライツプランの内容】

決議年月日	
付与対象者	
新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	

取得条項に関する事項	
信託の設定の状況	
代用払込みに関する事項	

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額 (円)	資本金残高 (円)	資本準備金 増減額(円)	資本準備金 残高 (円)

(5) 【所有者別状況】 年 月 日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数 株)								単元未 満株式 の状況 (株)
	政府及 び地方 公共団 体	金融機 関	金融商 品取引 業者	その他 の法人	外国法人等		個人そ の他	計	
					個人以 外	個人			
株主数 (人)									—
所有株式 数(単元)									
所有株式 数の割合 (%)								100	—

(6) 【大株主の状況】 年 月 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
計	—		

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】 年 月 日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式		—	
議決権制限株式 (自己株式等)		—	
議決権制限株式 (その他)			
完全議決権株式 (自己株式等)		—	

完全議決権株式（その他）			
単元未満株式		—	
発行済株式総数		—	—
総株主の議決権	—		—

②【自己株式等】

年 月 日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数 の合計（株）	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合（％）
計	—				

(8)【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

5【配当政策】(30)

6【株価の推移】(31)

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次					
決算年月					
最高(円)					
最低(円)					

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別					
最高(円)					
最低(円)					

7【役員の方況】(32)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
計						

8【従業員の状況】(33)

9【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】(34)

(2)【監査報酬の内容等】(35)

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (円)	非監査業務に基づく報酬 (円)	監査証明業務に基づく報酬 (円)	非監査業務に基づく報酬 (円)
提出会社				

②【その他重要な報酬の内容】

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

④【監査報酬の決定方針】

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】(36)

2【生産、受注及び販売の状況】(37)

3【対処すべき課題】(38)

4【事業等のリスク】(39)

5【経営上の重要な契約等】(40)

6【研究開発活動】(41)

7【財政状態及び経営成績の分析】(42)

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】(43)

2【主要な設備の状況】(44)

3【設備の新設、除却等の計画】(45)

第4【経理の状況】(46)

1【財務諸表】(47)

(1)【貸借対照表】

(2)【損益計算書】

(3)【株主資本等変動計算書】

(4)【キャッシュ・フロー計算書】

(5)【附属明細表】

2【主な資産及び負債の内容】(48)

3【その他】(49)

第5【提出会社の株式事務の概要】(50)

事業年度	月 日から 月 日まで
定時株主総会	月中

基準日	月 日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	月 日
1単元の株式数	株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	
株主に対する特典	

第6【提出会社の参考情報】

- 1【提出会社の親会社等の情報】(51)
- 2【その他の参考情報】(52)

第四部【関係会社の情報】(53)

第五部【提出会社の保証会社等の情報】(54)

第1【保証会社情報】

- 1【保証の対象となっている社債】
- 2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

(1)【保証会社が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務(支)局長に提出

②【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 期 第 四半期(第 期中) (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務(支)局長に提出

③【臨時報告書】

①の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(平成 年 月 日)までに、臨時報告書を平成 年 月 日に 財務(支)局長に提出

④【訂正報告書】

訂正報告書(上記 の訂正報告書)を平成 年 月 日に 財務(支)局長に提出

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

- (1) 【会社名・代表者の役職氏名及び本店の所在の場所】
- (2) 【企業の概況】
- (3) 【事業の状況】
- (4) 【設備の状況】
- (5) 【経理の状況】

第2 【保証会社以外の会社の情報】

- 1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】
- 2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】
- 3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

第3 【指数等の情報】

- 1 【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】
- 2 【当該指数等の推移】

第六部 【特別情報】 (55)

第1 【最近の財務諸表】

- 1 【貸借対照表】
- 2 【損益計算書】
- 3 【株主資本等変動計算書】
- 4 【キャッシュ・フロー計算書】

第2 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

- 1 【貸借対照表】
- 2 【損益計算書】
- 3 【株主資本等変動計算書】
- 4 【キャッシュ・フロー計算書】

第七部 【組織再編成対象会社情報】 (56)

第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務 (支) 局長に提出

② 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 期 第 四半期 (第 期中) (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務 (支) 局長に提出

③ 【臨時報告書】

①の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日 (平成 年 月 日) までに、臨時報告書を平成 年 月 日に 財務 (支) 局長に提出

④ 【訂正報告書】

訂正報告書 (上記 訂正報告書) を平成 年 月 日に 財務 (支) 局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 「第一部 証券情報」に係る記載事項及び記載上の注意で、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、投資者に誤解を生じさせない範囲内にお

いて、これに準じて記載することができる。

- b 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券届出書（以下この様式において「届出書」という。）の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
- c 「第三部 企業情報」に係る記載上の注意は主として製造業について示したものであり、他の業種については、これに準じて記載すること。
- d 「第三部 企業情報」に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
- e 「第六部 特別情報」のうち「第1 最近の財務諸表」に掲げる事項にあつては提出会社が継続開示会社である場合、「第2 保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類」に掲げる事項にあつては当該保証会社及び連動子会社が継続開示会社である場合には、それぞれ記載を要しない。
- f この様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、委員会設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。

(2) 会社名

提出者が指定法人である場合には、「会社」を「指定法人」に読み替えて記載すること。

(3) 代表者の役職氏名

- a 会社設立の場合にあつては、発起人全員の氏名を記載すること。
- b 法第27条の30の5第1項の規定により届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印（aの場合にあつては、発起人全員の印）を押印すること。

(4) 届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類

届出書により募集又は売出しをしようとする有価証券の種類を記載すること。

(5) 届出の対象とした募集（売出）金額

募集又は売出しごとに発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。

なお、募集（売出）有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額を併せて記載すること。

「発行価格」若しくは「売出価格」を記載しないで届出書を提出する場合又は算式表示により届出書を提出する場合には、届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(6) 安定操作に関する事項

令第20条第1項に規定する安定操作取引を行うことがある場合には、令第21条各号に掲げる事項を記載すること。

(7) 縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する主要な支店、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。

(8) 新規発行株式

- a 「種類」の欄には、「普通株」のように記載すること。
- b 「発行数」の欄には、「種類」の欄の区分に従い発行数を記載すること。
- c 欄外には、新株発行を決議した取締役会若しくは株主総会の決議の年月日又

は行政庁の認可を受けた年月日を記載すること。一部払込発行の場合には、その決議内容についても記載すること。

また、会社が会社法第108条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行するときは、株式の種類を記載し、その種類ごとに株式の具体的な内容を欄外に記載すること。

この場合、取得請求権付株式については取得の対価及び請求期間、取得条項付株式については取得の対価及び取得事由、全部取得条項付種類株式については取得対価の決定方法及び条件、譲渡制限株式については会社が譲渡を承認したとみなす場合の条件、議決権制限株式については議決権行使事項及び条件、拒否権付株式については種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を必要とする事項及び条件、種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役又は監査役を選任する株式については選任する取締役又は監査役の数を欄外に記載すること。

なお、ある種類の株式の内容として会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨定款で定めた場合には、欄外にその旨記載すること。

また、無議決権株式又は議決権制限株式であっても、定款の定めにより議決権を有することとなる場合には、その旨及びその内容を欄外に記載することとし、会社が発行する全部の株式の内容について会社法第107条第1項各号に規定する事項を定めた場合には、その具体的な内容を欄外に記載すること。

d 届出書に係る新規発行株式の募集と同時に準備金の資本組入れ等による新規株式の発行が行われる場合には、その旨注記すること。

#### (9) 募集の方法

a 株主割当については割当日、割当比率等を、一般募集については発行会社が直接募集するものとその他のものに区分しその募集数を、それぞれ欄外に記載すること。

なお、一般募集の場合であって株主に対し他の者に優先して募入決定を行うときは、その旨、その株数及び優先募入の決定方法等を欄外に記載すること。

b 一部払込発行の場合には、払込金額の総額を「発行価額の総額」の欄に内書きすること。

c 「発行価格」若しくは「資本組入額」を記載しないで届出書を提出する場合又は算式表示により届出書を提出する場合には、「発行価額の総額」又は「資本組入額の総額」は届出書提出日現在における見込額により記載し、その旨注記すること。

d 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。

#### (10) 募集の条件

a 「発行価格」の欄には、1株の発行価額を記載すること。一部払込発行の場合には、1株の払込金額を「発行価格」の欄に内書きすること。

なお、算式表示の場合において、最低発行価額（取締役会等の決議により、当該算式により算出された価額が一定の価額を下回るときには当該一定の価額を1株の発行価額とすることを定めている場合における当該価額）が定められているときには、その旨及びその金額を記載すること。また、取締役会等の決議により、当該算式により算出された価額が最低発行価額を下回る場合において当該新株の発行を中止すること等を定めているときは、その旨を付記すること。最低発行価額を記載しないで届出書を提出するときには、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること（(12)又は(14)において新株予約権証

券の新株予約権又は新株予約権付社債の新株予約権の行使により発行する株式の発行価格を算式表示する場合においても同じ。)

- b 「資本組入額」の欄には、1株の発行価額のうち資本金に組み入れる金額を記載すること。  
なお、算式表示の場合には、当該算式に基づいて記載すること。
  - c 欄外には、申込みの方法、申込証拠金の利息、申込みがない場合の株式の割当てを受ける権利の消滅、申込みがない株式の処理、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した場合の処理その他申込み及び払込みに関し必要な事項を記載すること。
  - d 「発行価格」又は「資本組入額」を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
  - e 「申込取扱場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定時期を注記すること。
- (11) 株式の引受け
- a 元引受契約（株主割当の場合の失権株を引き受けるものを含む。）を締結する金融商品取引業者のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものを記載すること。
  - b 「引受けの条件」の欄には、買取引受け・残額引受け等の別、引受人に支払う手数料等を記載すること。  
なお、算式表示の場合には、引受人に支払う手数料等は当該算式に基づいて記載すること。
  - c 「引受人の氏名又は名称」、「住所」、「引受株式数」又は「引受けの条件」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの事項の決定予定時期を注記すること。
- (12) 新規発行新株予約権証券
- a 新株予約権の目的となる株式の種類が異なる場合には、当該株式の種類ごとに区分して記載すること。
  - b 「発行価格」を記載しないで届出書を提出する場合には、「発行価額の総額」は届出書提出日現在における見込額により記載し、その旨を注記すること。
  - c 「発行価格」の欄には、新株予約権1個の発行価格を記載すること。  
また、「発行価格」を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
  - d 「申込取扱場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定時期を注記すること。
  - e 「割当日」の欄には、会社法第238条第1項第4号に規定する割当日を記載すること。
  - f 欄外には、新株予約権証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の決議年月日を記載すること。  
また、申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した場合の処理その他申込み又は払込みに関し必要な事項を記載すること。
  - g 新株予約権行使の効力の発生及び新株予約権の行使後第1回目の配当、株券の交付方法等新株予約権の行使により発行し、又は移転する株式に関し必要な事項を欄外に記載すること。
  - h 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の欄には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格及び資本組入額を記載すること。

- なお、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格について算式表示を行う場合には、資本組入額は当該算式に基づいて記載すること。
- i 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」又は「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの事項の決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
  - j 「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」の欄には、会社法第236条第1項第7号に規定する事項を記載すること。
  - k 「代用払込みに関する事項」の欄には、金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。
  - l 「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄には、会社法第236条第1項第8号に規定する事項を記載すること。
  - m 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下この様式において「基本方針」という。）を定めている会社については、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権証券を発行する場合はその旨を欄外に記載すること。
  - n 「新株予約権証券の引受け」については、(11)に準じて記載すること。
- (13) 新規発行社債（短期社債を除く。）
- a 「銘柄」の欄には、「第何回物上担保付転換社債」、「第何回無担保社債（担保提供禁止特約付）」、「第何回無担保社債（担保提供限定特約付）」、「第何回無担保社債（社債間限定同順位特約付）」のように記載すること。
  - b 当該新規発行社債が振替社債である場合には、「記名・無記名の別」の欄への記載を要しない。
  - c 「発行価格」の欄には、券面額100円についての発行価額を記載すること。
  - d 「振替機関」の欄には、振替機関（社債等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下このdにおいて同じ。）を定めている場合の当該振替機関の名称及び住所を記載すること。
  - e 「募集の方法」の欄には、株主優先募入及び打切発行（社債の応募額が発行価額の総額に達しなくとも当該社債が成立する旨社債申込証に記載した場合における発行をいう。）等の募集方法の概要について記載すること。
  - f 「利息支払の方法」の欄には、利息の計算期間、支払場所等を記載すること。利息の支払場所を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
  - g 「償還の方法」の欄には、償還金額、償還の方法（買入消却、任意償還、減債基金等）を記載すること。
  - h 「担保の保証」の欄には、保証が付されている場合に、その内容及び条件等を記載すること。
  - i 「発行価格」、「利率」又は「申込取扱場所」の記載をしないで届出書を提出する場合には、これらの事項の決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
  - j 「発行価格」を記載しないで届出書を提出する場合には、「発行価額の総額」は届出書提出日現在における見込額により記載し、その旨注記すること。
  - k 「財務上の特約」の欄には、当該発行に係る社債において社債権者保護のために設定されている財務上の特約で、一定の事由の下に期限の利益を喪失させる効果を有するもの及びその効果に変更を与えるものについて、担保提供制限

とその他の条項（純資産額維持、利益維持、担付切換等）に分けて、その内容を記載すること。

また、当該発行に係る社債についての保証会社に関して財務上の特約が設定されている場合には、その内容を記載すること。

- 1 「取得格付」の欄には、当該発行に係る社債について、発行者が申込みにより取得する格付（指定格付機関から取得するものに限る。）、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらのすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「取得していない」旨記載すること。

また、当該発行に係る社債が新株予約権付社債である場合において、複数の格付を取得していないときは、「複数の格付を取得していない」旨記載すること。

- (14) 新株予約権付社債に関する事項
  - (12)の a、g、h、i、j、k、l 及び m に準じて記載すること。
- (15) 社債の引受け及び社債管理の委託
  - a 短期社債については、記載を要しない。
  - b 元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものを記載すること。
  - c 社債管理者が決定していない場合には、委託契約を締結する予定の社債管理者を記載すること。
  - d 「引受けの条件」の欄には、買取引受け・残額引受け等の別、引受人に支払う手数料等を記載すること。
  - e 「委託の条件」の欄には、社債管理者に支払う手数料等を記載すること。
  - f 「引受人の氏名又は名称及び住所」、「引受金額及び引受けの条件」、「社債管理者の名称及び住所」又は「委託の条件」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの事項の決定予定時期を注記すること。
- (16) 新規発行コマーシャル・ペーパー及び新規発行短期社債
  - a 「発行価格」の欄には、券面額 100 円又は短期社債の金額 100 円についての発行価額を記載すること。
  - b 「券面総額又は短期社債の総額」の欄には、当該発行に係るコマーシャル・ペーパーの券面額又は短期社債の発行総額の合計を記載すること。
  - c 取締役会決議等でコマーシャル・ペーパー又は短期社債の発行総額が決定されている場合には、「発行限度額」の欄に当該限度額を、「発行限度額残高」の欄には届出書提出日の前日現在における発行限度額の残高を記載すること。
  - d 「支払期日」の欄には、当該コマーシャル・ペーパー又は短期社債の償還期限を記載すること。
  - e 「バックアップラインの設定内容」の欄には、当該金融機関から借入れがでる短期借入枠の金額及び条件等を記載すること。
  - f 当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債に保証が付されている場合には、「保証者の概要」の欄に保証者の資本金の額及び事業の内容を記載し、「保証の内容」の欄に保証の内容及び条件等を記載すること。
  - g 「取得格付」の欄には、当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債について、発行者が申込みにより取得するすべての格付（指定格付機関から取得するものに限る。）、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその

- 内容を記載すること。
- (17) 新規発行カバードワラント
- a 届出書に係る新規発行カバードワラントについて、銘柄、発行価額の総額、発行価格、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、オプションの内容、オプション行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を記載すること。
  - b 当該カバードワラントの発行の仕組みについて、明瞭に記載すること。
  - c a及びbの記載事項以外の事項で、当該カバードワラントに係るオプションにつき投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を記載すること。
- (18) 新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券
- a 届出書に係る新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を記載すること。
  - b 当該預託証券及び有価証券信託受益証券に表示される権利に係る有価証券の内容について具体的に記載すること。
  - c 当該預託証券及び有価証券信託受益証券の発行の仕組みについて、明瞭に記載すること。
  - d aからcまでの記載事項以外の事項で、当該預託証券及び有価証券信託受益証券に係る権利につき投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を記載すること。
- (19) 新規発行による手取金の額
- a 「発行価格」を記載しないで届出書を提出する場合又は算式表示により届出書を提出する場合には、「払込金額の総額」は届出書提出日現在における見込額を記載し、その旨注記すること。
  - b 「発行諸費用の概算額」の欄には、会社が負担すべき発行諸費用の総額を記載すること。
- (20) 手取金の使途
- a 新規発行による手取金の使途を設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、関係会社に対する出資又は融資等に区分し、その内容及び金額を具体的に記載すること。
  - b 当該手取金を事業の買収に充てる場合には、その事業の内容及び財産について概要を説明すること。
- (21) 会社設立の場合の特記事項
- 会社設立に際し、次の事項を特別に定款に記載した場合には、その内容等について説明すること。
- a 発起人が受ける特別利益  
特別利益を受ける発起人の氏名及び特別利益の内容を記載すること。
  - b 会社設立後に譲り受けることを約した財産  
譲渡人の氏名、譲り受けることを約した財産の内容及び価格を記載すること。
  - c 会社の負担に帰すべき設立費用及び発起人の報酬  
設立費用及び報酬の額を記載すること。
- (22) 売出有価証券
- a 「売出価格」を記載しないで届出書を提出する場合又は算式表示により届出書を提出する場合には、「売出価額の総額」は届出書提出日現在における見込額により記載し、その旨注記すること。
  - b 売出しに係る株式、新株予約権証券、社債又はコマーシャル・ペーパーの所

有者が2人以上ある場合には、「売出株式」、「売出新株予約権証券」、「売出社債（売出短期社債を除く。）」又は「売出コマーシャル・ペーパー及び売出短期社債」について所有者別に記載すること。

- c 「売出新株予約権証券」の「新株予約権の内容等」は、(12)に準じて記載すること。
- d 売出社債（売出短期社債を除く。）に保証が付されている場合には、その内容及び条件等を欄外に記載すること。
- e 「売出社債（売出短期社債を除く。）」の「新株予約権付社債に関する事項」は、(14)に準じて記載すること。
- f 売出社債又は売出コマーシャル・ペーパーについて発行者が申込みにより格付（指定格付機関から取得しているものに限る。）を取得している場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を欄外に記載すること。

なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。

- g 振替社債については、その旨を欄外に記載すること。

(23) 売出しの条件

- a 「売出価格」の欄には、株式については1株の売出価額を、新株予約権証券については新株予約権1個の売出価額を記載し、社債及びコマーシャル・ペーパーについては券面額100円についての売出価額を記載すること。
- b 「売出しの委託契約の内容」の欄には、売出しの委託手数料の額、売出残が生じた場合の処理等について記載すること。  
なお、算式表示の場合には、委託手数料の額は当該算式に基づいて記載すること。
- c 株式受渡期日その他売出しの手續上必要な事項を欄外に記載すること。
- d 元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものを記載すること。
- e 「売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称」を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定時期を注記すること。
- f 「売出価格」又は「申込受付場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの事項の決定予定時期を注記すること。

(24) その他の記載事項

工場、製品等の写真、図面その他特に目論見書に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書の記載箇所を示すこと。

(25) 組織再編成（公開買付け）に関する情報

第二号の六様式の記載上の注意(1)から(9)までに準じて記載すること。

(26) 主要な経営指標等の推移

- a 最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度。）に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。
  - (a) 売上高
  - (b) 経常利益金額又は経常損失金額
  - (c) 当期純利益金額又は当期純損失金額
  - (d) 資本金
  - (e) 発行済株式総数
  - (f) 純資産額

- (g) 総資産額
  - (h) 1株当たり純資産額（財務諸表等規則第 68 条の 4 の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。）
  - (i) 1株当たり配当額（会社法第 453 条の規定に基づき支払われた剰余金の配当（同法第 454 条第 5 項に規定する中間配当の金額（bにおいて「中間配当額」という。）を含む。）をいう。）
  - (j) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（財務諸表等規則第 95 条の 5 の 2 第 1 項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。）
  - (k) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（財務諸表等規則第 95 条の 5 の 2 第 2 項に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。）
  - (l) 自己資本比率（純資産額から財務諸表等規則第 68 条第 1 項の規定による新株予約権の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。）
  - (m) 自己資本利益率（当期純利益金額を純資産額から財務諸表等規則第 68 条第 1 項の規定による新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。）
  - (n) 株価収益率（貸借対照表日における株価（当該株価がない場合には、貸借対照表日前直近の日における株価）を1株当たり当期純利益金額で除した割合をいう。）
  - (o) 配当性向（1株当たり配当額を1株当たり当期純利益金額で除した割合をいう。）
  - (p) 営業活動によるキャッシュ・フロー
  - (q) 投資活動によるキャッシュ・フロー
  - (r) 財務活動によるキャッシュ・フロー
  - (s) 現金及び現金同等物の期末残高
  - (t) 従業員数
- b 「8 従業員の状況」において、臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、a の(t)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。
- また、a の(i)に掲げる1株当たり配当額の記載に併せて、1株当たり中間配当額を内書きとして記載すること。
- c a の(n)に掲げる株価収益率については、1株当たり当期純利益金額に代えて、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額により計算することができる。ただし、その場合には、その旨付記すること。
- (27) 沿革
- 会社の設立日（設立登記日とする。）から届出書提出日までの間につき、創立経緯、商号の変更及び提出会社に係る重要な事項（合併、事業内容の変更、主要な関係会社の設立・買収、上場等）について簡潔に記載すること。
- (28) 事業の内容
- a 届出書提出日の最近日（以下「最近日」という。）現在における提出会社において営まれている主な事業の内容について事業部門等との関連を含め系統的に分かりやすく説明するとともに、その状況を事業系統図等によって示すこと。
- b 提出会社と提出会社の関係会社で緊密な事業上の関係がある場合には、当該事業の内容、当該関係会社の当該事業における位置付け等について系統的に分かりやすく説明するとともに、その状況を事業系統図等に含めて示すこと。
- (29) 株式等の状況

第二号様式記載上の注意(40)から(47)までに準じて記載すること。

- (30) 配当政策  
第二号様式記載上の注意(54)に準じて記載すること。
- (31) 株価の推移  
第二号様式記載上の注意(55)に準じて記載すること。
- (32) 役員の状況  
第二号様式記載上の注意(56)に準じて記載すること。
- (33) 従業員の状況
- a 最近日現在の従業員について、その数、平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与（賞与を含む。）を記載すること。  
また、事業部門別の従業員数を記載すること。
  - b 臨時従業員が相当数以上ある場合には、最近日までの1年間におけるその平均雇用人員を外書きで示すこと。ただし、当該臨時従業員の総数が従業員数の100分の10未満であるときは、記載を省略することができる。
  - c 最近日までの1年間において、従業員の人員に著しい増減があった場合にはその事情を、労働組合との間に特記すべき事項等があった場合にはその旨を簡潔に記載すること。
- (34) コーポレート・ガバナンスの状況  
第二号様式記載上の注意(57)に準じて記載すること。
- (35) 監査報酬の内容等
- a 最近2事業年度において、提出会社が監査公認会計士等に対して支払った、又は支払うべき報酬について、監査証明業務に基づく報酬と非監査業務に基づく報酬に区分して記載すること。
  - b aにより記載する報酬の内容のほか、提出会社の監査報酬等の内容として重要な報酬の内容（例えば、提出会社の連結子会社が監査公認会計士等に対して支払った、又は支払うべき報酬）について具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
  - c 最近2事業年度において、非監査業務に基づく報酬（提出会社が監査公認会計士等に対して支払った、又は支払うべきものに限る。）があるときは、当該非監査業務の内容を記載すること。
  - d 提出会社が監査公認会計士等に対する報酬の額の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の概要を記載すること。
- (36) 業績等の概要  
最近事業年度及び(47)により中間貸借対照表を掲げた場合にあっては当該中間貸借対照表に係る中間会計期間（以下この様式において「最近事業年度等」という。）における業績及びキャッシュ・フローの状況について、前年同期（前中間会計期間を除く。）と比較して分析的に記載すること。
- (37) 生産、受注及び販売の状況
- a 最近事業年度等における生産、受注及び販売の実績について前年同期（前中間会計期間を除く。）と比較して事業部門等に関連付けて記載すること。また、最近2事業年度等における輸出高の総額及び総販売実績に対する輸出高の割合並びに輸出高の総額に対する主要な輸出先国又は地域別の輸出の割合を記載すること。ただし、総販売実績に対する輸出高の割合が100分の10未満である場合には記載を省略することができる。
  - b 生産能力、主要な原材料価格、主要な製商品の仕入価格・販売価格等に著しい変化があった場合、その他生産、受注及び販売等に関して特記すべき事項があるときは、事業部門等に関連づけてその内容について記載すること。

- c 主要な販売先がある場合には、最近2事業年度等における相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合を記載すること。  
ただし、当該割合が100分の10未満の相手先については記載を省略することができる。
- (38) 対処すべき課題  
最近日現在における事業上及び財務上の対処すべき課題について、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。  
なお、基本方針を定めている会社については、会社法施行規則第127条各号に掲げる事項を記載すること。
- (39) 事業等のリスク  
第二号様式記載上の注意(33)に準じて記載すること。
- (40) 経営上の重要な契約等
- a 最近事業年度の開始日から届出書提出日までの間において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社（吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。
- b 事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結している場合には、その概要を記載すること。最近事業年度の開始日から届出書提出日までの間において、これらの契約について重要な変更又は解約があった場合には、その内容を記載すること。
- c 最近事業年度の開始日から届出書提出日までの間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社（以下この様式において「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換及び株式移転の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。
- d 最近事業年度の開始日から届出書提出日までの間において、吸収分割又は新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収分割又は新設分割の目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況、吸収分割会社となる会社又は新設分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収分割承継会社となる会社

以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。)及びその算定根拠並びに当該吸収分割又は新設分割の後の吸収分割承継会社となる会社(吸収分割会社に割り当てられる財産が吸収分割承継会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。)又は新設分割設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

(41) 研究開発活動

最近事業年度等における研究開発活動の状況(例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等)及び研究開発費の金額を、事業部門等に関連付けて記載すること。

(42) 財政状態及び経営成績の分析

第二号様式記載上の注意(36)に準じて記載すること。

(43) 設備投資等の概要

最近事業年度等における設備投資の目的、内容及び投資金額を事業部門等に関連付けて概括的に説明すること。この場合、有形固定資産の他、無形固定資産・長期前払費用、繰延資産等への投資を含めて記載することが適当であると認められるときはこれらを含めて記載し、その旨を明らかにすること。

また、重要な設備の除却、売却等があった場合には、その内容、金額を事業部門等に関連付けて記載すること。

(44) 主要な設備の状況

a 最近事業年度末((47)により中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る中間決算日現在)における主要な設備(賃借しているものを含む。)について、事業所名、所在地、設備の内容、関連する事業部門等設備の種類別の帳簿価額(土地については、その面積も示す。)及び従業員数を記載すること。

なお、類似の事業を営む事業所が多数設立されている場合には、代表的な事業所名を示したうえで、事業部門別又は地域別に一括して記載することができる。

b 主要な設備のうちに、賃借している設備若しくは賃貸している設備がある場合又は生産能力に重要な影響を及ぼすような機械装置等の休止がある場合(生産能力に100分の10以上の影響を及ぼす場合をいう。)にはその内容を記載すること。

(45) 設備の新設、除却等の計画

最近日現在において重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画がある場合には、その内容(例えば、事業所名、所在地、設備の内容、関連する事業部門等、投資予定金額(総額及び既支払額)、資金調達方法(増資資金、社債発行資金、自己資金、借入金等の別をいう。)、着手及び完了予定年月、完成後における増加能力等)を記載すること。

(46) 経理の状況

a 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれらに準じて財務諸表及び中間財務諸表(bにおいて「財務諸表等」という。)を作成している場合には、その旨記載すること。

b 財務諸表等について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨及び公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。

また、最近2事業年度等において監査公認会計士等の異動があった場合には、その旨を記載すること。なお、当該異動について第19条第2項第9号の2の規定に基づいて臨時報告書を提出した場合には、当該臨時報告書に記載した事項(同号ハ(2)から(6)までに掲げる事項については、その概要)も記載する

- こと。
- c 最近事業年度等において決算期を変更した場合には、その旨及び変更の内容を記載すること。
- (47) 財務諸表
- 第二号様式記載上の注意(67)から(72)までに準じて記載すること。
- (48) 主な資産及び負債の内容
- 第二号様式記載上の注意(73)に準じて記載すること。
- (49) その他
- 第二号様式記載上の注意(74)に準じて記載すること。
- (50) 提出会社の株式事務の概要
- 第二号様式記載上の注意(75)に準じて記載すること。
- (51) 提出会社の親会社等の情報
- 第二号様式記載上の注意(76)に準じて記載すること。
- (52) その他の参考情報
- 第二号様式記載上の注意(77)に準じて記載すること。
- (53) 関係会社の情報
- a 最近事業年度に係る関係会社について、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社に分けて、その名称、住所、資本金又は出資金、主要な事業の内容、議決権に対する提出会社の所有割合及び提出会社と関係会社との関係内容（例えば、役員の兼任等、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借、業務提携等の関係内容をいう。）を記載すること。ただし、重要性の乏しい関係会社については、その社数のみを記載することに止めることができる。
  - b 住所については、市町村（政令指定都市にあつては区）程度の記載で差し支えない。また、主要な事業の内容については、事業の種類別セグメントの名称を記載することで差し支えない。
  - c 関係会社の議決権に対する提出会社の所有割合については、提出会社の他の子会社による間接所有の議決権がある場合には、当該関係会社の議決権の総数に対する提出会社及び当該他の子会社が所有する当該関係会社の議決権の合計の割合を記載するとともに、間接所有の議決権の合計の割合を内書きとして記載すること。
  - d 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が存在することにより、子会社又は関連会社として判定された会社等がある場合には、これらの者が所有する議決権の割合を併せて記載すること。
  - e 関係会社が親会社又はその他の関係会社である場合には、提出会社の議決権に対する当該親会社又はその他の関係会社の所有割合を記載すること。
  - f 関係会社の住所等が「関連当事者との取引」の項において記載されている場合には、その旨明記することによって、その記載を省略することができる。
  - g それぞれの関係会社について、次に掲げる事項を記載すること。
    - (a) 最近日現在において特定子会社に該当する関係会社があるときは、その旨
    - (b) 最近日現在において有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している関係会社がある時は、その旨
    - (c) 重要な債務超過の状況（負債の総額が資産の総額を上回っている状況をいう。）にある関係会社があるときは、その旨及び債務超過の金額
- (54) 提出会社の保証会社等の情報

第二号様式記載上の注意(78)から(82)までに準じて記載すること。ただし、本様式「第1 保証会社情報」の「3 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項」の「(2) 企業の概況」から「(5) 経理の状況」までの事項については、本様式「第三部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第4 経理の状況」までに準じて記載すること。

(55) 特別情報

第二号様式記載上の注意(83)及び(84)に準じて記載すること。

(56) 組織再編成対象会社情報

第二号の六様式記載上の注意(10)に準じて記載すること。

(57) 読替え

- a 提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「社会医療法人債」と、「企業」とあるのは「法人」と、「会社」とあるのは「法人」と読み替えて記載すること。
- b 提出者が、学校法人等である場合には、本様式中「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「学校法人等に対する金銭債権」と、「企業」とあるのは「学校法人等」と、「会社」とあるのは「学校法人等」と読み替えて記載すること。

(58) 社会医療法人債券の特例

提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第三部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」の項目については、第二号様式記載上の注意(86)に準じて記載すること。

(59) 学校法人等の特例

提出者が、学校法人等である場合には、「第三部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」及び「7 財政状態及び経営成績の分析」並びに「第4 経理の状況」並びに「第六部 特別情報」の「第1 最近の財務諸表」の項目については、第二号様式記載上の注意(87)に準じて記載すること。

第二号の六様式

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書  
 【提出先】 \_\_\_\_財務（支）局長  
 【提出日】 平成 年 月 日  
 【会社名】 \_\_\_\_\_  
 【英訳名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集（売出）金額】 \_\_\_\_\_  
 【安定操作に関する事項】 \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
募集株式のうち株主割当			
募集株式のうちその他の者に対する割当			
募集株式のうち一般募集			
発起人の引受株式			
計（総発行株式）			

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地

3【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数(株)	引受けの条件
計	—		—

4【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	
発行価額の総額	
発行価格	
申込手数料	
申込単位	
申込期間	
申込証拠金	
申込取扱場所	
割当日	
払込期日	
払込取扱場所	

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) 【新株予約権証券の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受新株予約権数	引受けの条件
計	—		—

5 【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	
各社債の金額（円）	
発行価額の総額（円）	
発行価格（円）	
利率（％）	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	

募集の方法	
申込証拠金（円）	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
取得格付	

（新株予約権付社債に関する事項）

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

6 【社債の引受け及び社債管理の委託】

（1）【社債の引受け】

引受人の氏名 又は名称	住所	引受金額（円）	引受けの条件

計	—		—

(2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件

7 【新規発行コマーシャル・ペーパー及び新規発行短期社債】

振出日	
振出地	
発行価格 (円)	
券面総額又は短期社債の総額 (円)	
発行価額の総額 (円)	
発行限度額 (円)	
発行限度額残高 (円)	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定 金融機関	
バックアップラインの設定 内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	
取得格付	

8 【新規発行カバードワラント】

9 【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券】

10 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)

(2) 【手取金の使途】

第2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

(1) 【売出株式】

種類	売出数	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称

(2) 【売出新株予約権証券】

売出数	売出価額の総額 (円)	売出しに係る新株予約権証券の所有者の住所及び氏名又は名称

(新株予約権の内容等)

(3) 【売出社債 (売出短期社債を除く。)】

銘柄	売出券面額の総額又は売出振替社債の総額 (円)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称

(新株予約権付社債に関する事項)

(4) 【売出コマーシャル・ペーパー及び売出短期社債】

支払期日	売出券面額の総額又は売出短期社債の総額 (円)	売出価額の総額 (円)	売出しに係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債の所有者の住所及び氏名又は名称

(5) 【売出カバードワラント】

(6) 【売出預託証券及び売出有価証券信託受益証券】

2 【売出しの条件】

売出価格 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠金 (円)	申込受付場所	売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	売出しの委託契約の内容

第3 【その他の記載事項】

第二部 【組織再編成 (公開買付け) に関する情報】

第1 【組織再編成 (公開買付け) の概要】

- 1 【組織再編成 (公開買付け) の目的等】 (1)
- 2 【組織再編成 (公開買付け) の当事会社の概要】 (2)
- 3 【組織再編成 (公開買付け) に係る契約】 (3)
- 4 【組織再編成 (公開買付け) に係る割当ての内容及びその算定根拠】 (4)
- 5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行 (交付) される有価証券との相違 (対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行 (交付) される有価証券との相違)】 (5)
- 6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】 (6)
- 7 【組織再編成に関する手続 (公開買付けに関する手続)】 (7)

第2 【統合財務情報】 (8)

第3 【発行者 (その関連者) と組織再編成対象会社との重要な契約 (発行者 (その関連者) と対象者との重要な契約)】 (9)

第三部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

- 1 【主要な経営指標等の推移】
- 2 【沿革】
- 3 【事業の内容】
- 4 【関係会社の状況】
- 5 【従業員の状況】

第2 【事業の状況】

- 1 【業績等の概要】
- 2 【生産、受注及び販売の状況】
- 3 【対処すべき課題】
- 4 【事業等のリスク】

- 5 【経営上の重要な契約等】
- 6 【研究開発活動】
- 7 【財政状態及び経営成績の分析】

第3 【設備の状況】

- 1 【設備投資等の概要】
- 2 【主要な設備の状況】
- 3 【設備の新設、除却等の計画】

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
計	

② 【発行済株式】

種類	発行数 (株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
計		—

(2) 【新株予約権等の状況】

区分	最近事業年度末現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)
新株予約権の数		
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数		
新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(3) 【ライツプランの内容】

決議年月日	
付与対象者	
新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	

新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
取得条項に関する事項	
信託の設定の状況	
代用払込みに関する事項	

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(円)	資本金残高(円)	資本準備金増減額(円)	資本準備金残高(円)

(5) 【所有者別状況】 年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)								—	
所有株式数(単元)									
所有株式数の割合(%)							100	—	

(6) 【大株主の状況】 年 月 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計	—		

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】 年 月 日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式		—	
議決権制限株式(自己株式等)		—	

議決権制限株式（その他）			
完全議決権株式（自己株式等）		—	
完全議決権株式（その他）			
単元未満株式		—	
発行済株式総数		—	—
総株主の議決権	—		—

②【自己株式等】

年 月 日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計	—				

(8)【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 \_\_\_\_\_

(1)【株主総会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
株主総会(年月日)での決議状況 (取得期間 年月日～年月日)		
最近事業年度前における取得自己株式		
最近事業年度における取得自己株式 (年月日～年月日)		
残存授権株式の総数及び価額の総額		
最近事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
最近期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)		

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(年月日)での決議状況 (取得期間 年月日～年月日)		

最近事業年度前における取得自己株式		
最近事業年度における取得自己株式 (年 月 日～年 月 日)		
残存決議株式の総数及び価額の総額		
最近事業年度の末日現在の未行使割合 (%)		
最近期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合 (%)		

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総 額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総 額 (円)
引き受ける者の募集を行 った取得自己株式				
消却の処分を行った取得 自己株式				
合併、株式交換、会社分 割に係る移転を行った取 得自己株式				
その他 ( )				
保有自己株式数		—		—

3 【配当政策】

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次					
決算年月					
最高(円)					
最低(円)					

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別					
最高(円)					
最低(円)					

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株 式数 (株)
計						

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(円)	非監査業務に基づく報酬(円)	監査証明業務に基づく報酬(円)	非監査業務に基づく報酬(円)
提出会社				
連結子会社				
計				

- ②【その他重要な報酬の内容】
- ③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】
- ④【監査報酬の決定方針】

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

- (1)【連結財務諸表】
  - ①【連結貸借対照表】
  - ②【連結損益計算書】
  - ③【連結株主資本等変動計算書】
  - ④【連結キャッシュ・フロー計算書】
  - ⑤【連結附属明細表】
- (2)【その他】

2【財務諸表等】

- (1)【財務諸表】
  - ①【貸借対照表】
  - ②【損益計算書】
  - ③【株主資本等変動計算書】
  - ④【キャッシュ・フロー計算書】
  - ⑤【附属明細表】
- (2)【主な資産及び負債の内容】
- (3)【その他】

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	月 日から 月 日まで
定時株主総会	月中
基準日	月 日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	月 日
1単元の株式数	株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	

公告掲載方法	
株主に対する特典	

第7【提出会社の参考情報】

- 1【提出会社の親会社等の情報】
- 2【その他の参考情報】

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

- 1【保証の対象となっている社債】
- 2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】
  - (1)【保証会社が提出した書類】
    - ①【有価証券報告書及びその添付書類】  
事業年度 第 期（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）平成 年 月 日\_\_財務（支）局長に提出
    - ②【四半期報告書又は半期報告書】  
事業年度 第 期第 四半期（第 期中）（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）平成 年 月 日\_\_財務（支）局長に提出
    - ③【臨時報告書】  
①の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成 年 月 日）までに、臨時報告書を平成 年 月 日に\_\_財務（支）局長に提出
    - ④【訂正報告書】  
訂正報告書（上記 \_\_\_\_\_ の訂正報告書）を平成 年 月 日に財務（支）局長に提出

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

名称

\_\_\_\_\_  
(所在地)

3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

- (1)【会社名・代表者の役職氏名及び本店の所在の場所】
- (2)【企業の概況】
- (3)【事業の状況】
- (4)【設備の状況】
- (5)【保証会社の状況】
- (6)【経理の状況】

第2【保証会社以外の会社の情報】

- 1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】
- 2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】
- 3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

第3【指数等の情報】

- 1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】
- 2【当該指数等の推移】

第五部【提出会社の特別情報】

第1【最近の財務諸表】

- 1【貸借対照表】
- 2【損益計算書】
- 3【株主資本等変動計算書】
- 4【キャッシュ・フロー計算書】

第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

- 1【貸借対照表】

- 2【損益計算書】
- 3【株主資本等変動計算書】
- 4【キャッシュ・フロー計算書】

第六部【組織再編成対象会社情報】(10)

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務(支)局長に提出

②【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 期 第 四半期 (第 期中) (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務(支)局長に提出

③【臨時報告書】

①の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(平成 年 月 日)までに、臨時報告書を平成 年 月 日に 財務(支)局長に提出

④【訂正報告書】

訂正報告書(上記 の訂正報告書)を平成 年 月 日に 財務(支)局長に提出

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

名称

所在地

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式の記載上の注意に準じて記載すること。

(1) 組織再編成(公開買付け)の目的等

- a 組織再編成の目的(経営統合、関係会社化による経営参加等)及び理由を具体的に分かりやすく記載すること。当該組織再編成後に、組織再編成当事会社(当該組織再編成における組織再編成対象会社以外の会社をいい、当該会社が提出会社以外である場合には提出会社を含む。以下同じ。)の企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他提出会社の企業集団の経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容も記載すること。
- b 組織再編成の効力の発生後、提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団との関係(資本関係、役員の兼任関係、取引関係等)について、図表等を用いて、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- c 公開買付者(法第27条の3第2項に規定する公開買付者をいう。以下同じ。)である提出会社は、当該提出会社が、法第27条の4第1項の規定により本届出書と同時に提出を行った公開買付届出書(発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第二号様式に基づく公開買付届出書をいう。以下同じ。)中「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」欄に記載された事項を記載すること。
- d 提出会社以外の者が公開買付けを行う場合であって、当該公開買付けにつき提出会社(以下「公開買付者でない提出会社」という。)が発行する有価証券をもって当該公開買付けの対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付届出書と同時に本届出書の提出がなされる場合にあつては、当該公開買付けに係る公開買付届出書に記載された公

公開買付けの目的と提出会社の企業集団との関係（資本関係、役員の兼任関係、取引関係等）について、図表等を用いて、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。この場合、公開買付けの目的については、当該公開買付届出書の提出日及び提出先並びに当該公開買付届出書中「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」欄に記載された事項を記載すること。

(2) 組織再編成（公開買付け）の当事会社の概要

- a 組織再編成当事会社が提出会社以外の会社であって、継続開示会社に該当しない場合には、当該組織再編成当事会社について、商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額、事業の内容及び大株主（発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合の多い順に5名をいう。eにおいて同じ。）並びに最近3事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益について分かりやすく記載すること。また、提出会社との関係（資本関係、役員の兼任関係、取引関係等）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- b 組織再編成当事会社が提出会社以外の会社であって、継続開示会社に該当する場合には、本様式中第六部に準じて、当該組織再編成当事会社が提出した書類及びその提出年月日を記載すること。また、提出会社との関係（資本関係、役員の兼任関係、取引関係等）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- c 提出会社が組織再編成当事会社である場合には、記載を要しない。
- d 公開買付者である提出会社は、その届出を行った公開買付届出書中「第2 公開買付者の状況」の「1 会社の場合」の「(1) 会社の概要」欄に記載された事項を記載すること。
- e 公開買付者でない提出会社は、商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額、事業の内容及び大株主並びに最近3事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益について分かりやすく記載すること。また、提出会社との関係（資本関係、役員の兼任関係、取引関係等）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(3) 組織再編成（公開買付け）に係る契約

- a 組織再編成に係る契約の内容の概要について具体的に、かつ、分かりやすく説明すること。
- b 組織再編成に係る契約の内容を記載すること。
- c 公開買付者である提出会社は、当該提出会社が、提出を行った公開買付届出書中「第4 公開買付者と対象者との取引等」欄に記載された事項を記載すること。

(4) 組織再編成（公開買付け）に係る割当ての内容及びその算定根拠

- a 組織再編成対象会社の有価証券の所有者に割り当てられる有価証券の種類及び数又は算定方法（以下この様式において「組織再編成に係る割当ての内容」という。）及び組織再編成に係る割当ての内容の算定根拠を具体的に記載すること。

また、組織再編成対象会社が発行者である有価証券の種類に応じて組織再編成に係る割当ての内容に差を設ける場合について、組織再編成に係る割当ての内容を異にすることとした考え方等の内容を具体的に記載すること。

- b 組織再編成当事会社が、組織再編成に係る割当ての内容を決定する際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて組織再編成に係る割当ての内容を決定するに至った経緯を記載すること。なお、組織再編成当事会社が共通支配下関係（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第31号に規定する共通支配下関係をいう。）にあ

- るときは、組織再編成対象会社の発行する有価証券の所有者の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合にあつては、その旨）を記載すること。
- c 公開買付者である提出会社及び公開買付者でない提出会社（以下「公開買付けに係る提出会社」という。）は、公開買付届出書中「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」欄に記載された事項を記載すること。
- (5) 組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行（交付）される有価証券との相違（対象者の発行有価証券と公開買付けによって発行（交付）される有価証券との相違）
- a 組織再編成対象会社が発行者である有価証券に関する権利と第一部に記載される有価証券に関する権利との間の重要な相違事項（例えば、有価証券に係る配当、残余財産の分配、有価証券の買受け、議決権を行使することができる事項、有価証券の処分に関する制限等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- b 公開買付けに係る提出会社は、公開買付けの対象となっている有価証券に関する権利と第一部に記載される有価証券に関する権利との間の重要な相違事項（例えば、有価証券に係る配当、残余財産の分配、有価証券の買受け、議決権を行使することができる事項、有価証券の処分に関する制限等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (6) 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利
- a 組織再編成対象会社の発行する証券保有者が、組織再編成に関して有する権利（有価証券の買取請求権、議決権の行使の方法、組織再編成によって発行（交付）される有価証券の受取方法）について、当該権利行使の方法等について分かりやすく記載すること。
- b 公開買付けに係る提出会社は、記載を要しない。
- (7) 組織再編成に関する手続（公開買付けに関する手続）
- a 組織再編成に関する手続（組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要、当該書類の閲覧方法、株主総会等の組織再編成に係る手続の方法、日程、組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に関して有価証券の買取請求権の行使方法（当該権利がない場合にあつては、その旨）等）を、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- b 公開買付けに係る提出会社は、公開買付けに関する手続について、公開買付届出書中「第1 公開買付要項」の「7 応募及び契約の解除の方法」、「10 決済の方法」及び「11 その他買付け等の条件及び方法」欄に記載された事項を記載すること。
- (8) 統合財務情報
- a 提出会社が、特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続に関して本届出書を提出する場合には、組織再編成対象会社（二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をするときには各新設分割会社、二以上の株式会社が共同して株式移転をするときには各株式移転完全子会社をいう。）及び提出会社について、最近連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度）に係る主要な経営指標等（以下(8)において「主要な経営指標等」という。）を第二号様式記載上の注意(25)のaの(a)から(o)まで（連結財務諸表を作成していない場合には、同記載上の注意(25)のbの(a)から(t)まで）に掲げる主要な経営指標等を同記載上の注意に準じて記載すること。ま

た、これらの主要な経営指標等に基づき、当該組織再編成後の提出会社に係るものとして算出した主要な経営指標等を記載すること。

なお、組織再編成後の提出会社に係る主要な経営指標等の算出において必要な調整を行った場合にはその旨を明示すること。

組織再編成後の提出会社に係る主要な経営指標等は、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けていない財務情報に基づく記載である旨を明示すること。

- b 提出会社が、公開買付けに関して本届出書を提出する場合には、提出会社（提出会社が公開買付者でない場合には、当該公開買付者である会社をいう。）及び当該公開買付けの対象者について最近事業年度に係る主要な経営指標等を第二号様式記載上の注意(25)に準じて記載すること。
- (9) 発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約（発行者（その関連者）と対象者との重要な契約）
- a 最近連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度）において、組織再編成対象会社（その関係会社を含む。以下この(9)において同じ。）と組織再編成当事会社（その関係会社を含む。組織再編成当事会社が提出会社でない場合には、提出会社及びその関係会社も含む。以下この(9)において同じ。）の間において、吸収合併、新設合併、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は重要な事業の全部若しくは一部の譲受け、株式交換、株式移転、吸収分割又は新設分割が行われることが、組織再編成当事会社の業務執行を決定する機関により決定された場合には、第二号様式記載上の注意(34)に準じて記載すること（組織再編成当事会社（組織再編成当事会社が提出会社以外の会社である場合には、当該会社をいう。）が組織再編成対象会社と締結する組織再編成に係る契約を除く。）。
- b 組織再編成対象会社と組織再編成当事会社において事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結している場合には、その概要を記載すること。最近連結会計年度の開始日から本届出書提出日までの間において、これらの契約について重要な変更又は解約があった場合には、その内容を記載すること。
- c 公開買付けに係る提出会社が、本届出書を提出する場合には、公開買付けに係る提出会社と当該提出会社に係る公開買付けに係る対象者（その関係会社を含む。）との間で締結された契約について、上記 a 及び b に準じて記載すること。ただし、公開買付届出書中「第 4 公開買付者と対象者との取引等」に記載している事項がある場合には、記載を省略することができる。
- (10) 組織再編成対象会社情報
- a 組織再編成対象会社が継続開示会社に該当する者である場合に記載すること。
- b 当該届出書の提出日において既に提出されている組織再編成対象会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書若しくは半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。
- c 「③ 臨時報告書」については、その提出理由について、第 19 条第 2 項各号若しくは第 3 項又は第 19 条の 2 のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。
- d 「④ 訂正報告書」については、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを付記すること。

第二号の七様式

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書  
 【提出先】 \_\_\_\_財務（支）局長  
 【提出日】 平成 年 月 日  
 【会社名】 \_\_\_\_\_  
 【英訳名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集（売出）金額】 \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数

2【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額 (円)	資本組入額の総額 (円)
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式			
計（総発行株式）			

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

①【入札による募集】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	入札申込 日	入札日	申込証拠金 (円)	払込期日

イ【入札申込取扱場所】

ロ【払込取扱場所】

店名	所在地

②【入札によらない募集】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日

イ【申込取扱場所】

店名	所在地

ロ【払込取扱場所】

店名	所在地

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日

①【申込取扱場所】

店名	所在地

②【払込取扱場所】

店名	所在地

4【株式の引受け】

引受人の氏名又 は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
計	—		—

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)

(2)【手取金の使途】

第2【売出要項】

1【売出株式】

種類	売出数	売出価額の総 額(円)	売出しに係る株 式の所有者の住 所及び氏名又は 名称
	入札方式のうち入札 による売出し		
	入札方式のうち入札 によらない売出し		
	ブックビルディング 方式		
計 (総売出 株式)			

2【売出しの条件】

(1)【入札方式】

①【入札による売出し】

売出価格 (円)	入札最低価格 (円)	申込株数単位	入札申込日	入札日	申込証拠金 (円)

②【入札によらない売出し】

売出価格 (円)	申込 期間	申込株 数単位	申込証 金 (円)	申込受 付場所	売出しの委託を受 けた者の住所及び 氏名又は名称	売出しの 委託契約 の内容

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込 期間	申込株 数単位	申込証 金 (円)	申込受 付場所	売出しの委託を受 けた者の住所及び 氏名又は名称	売出しの 委託契約 の内容

第3 【その他の記載事項】

第二部 【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1 【組織再編成（公開買付け）の概要】

- 1 【組織再編成（公開買付け）の目的等】
- 2 【組織再編成（公開買付け）の当事会社の概要】
- 3 【組織再編成（公開買付け）に係る契約】
- 4 【組織再編成（公開買付け）に係る割当ての内容及びその算定根拠】
- 5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行（交付）される有価証券との相違（対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行（交付）される有価証券との相違）】
- 6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】
- 7 【組織再編成に関する手続（公開買付けに関する手続）】

第2 【統合財務情報】

第3 【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約（発行者（その関連者）と対象者との重要な契約）】

第三部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

- 1 【主要な経営指標等の推移】
- 2 【沿革】
- 3 【事業の内容】
- 4 【関係会社の状況】
- 5 【従業員の状況】

第2 【事業の状況】

- 1 【業績等の概要】
- 2 【生産、受注及び販売の状況】
- 3 【対処すべき課題】
- 4 【事業等のリスク】
- 5 【経営上の重要な契約等】
- 6 【研究開発活動】
- 7 【財政状態及び経営成績の分析】

第3 【設備の状況】

- 1 【設備投資等の概要】
- 2 【主要な設備の状況】
- 3 【設備の新設、除却等の計画】

第4 【提出会社の状況】

- 1 【株式等の状況】
  - (1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）

計	

②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
計		—

(2)【新株予約権等の状況】

区分	最近事業年度末現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)
新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数		
新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(3)【ライツプランの内容】

決議年月日	
付与対象者	
新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
取得条項に関する事項	
信託の設定の状況	
代用払込みに関する事項	

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(円)	資本金残高(円)	資本準備金増減額(円)	資本準備金残高(円)

## (5) 【所有者別状況】 年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）							単元未 満株式 状況（ 株）
	政府及 び地方 公共団 体	金融 機関	金融 商品 取引 業者	その 他の 法人	外国法人等		個人 その 他	
					個人 以外	個人		
株主数（人）								—
所有株式数 （単元）								
所有株式数の 割合（%）							100	—

## (6) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

年 月 日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式		—	
議決権制限株式（自己 株式等）		—	
議決権制限株式（その 他）			
完全議決権株式（自己 株式等）		—	
完全議決権株式（その 他）			
単元未満株式		—	
発行済株式総数		—	—
総株主の議決権	—		—

## ② 【自己株式等】

年 月 日現在

所有者の 氏名又は 名称	所有者 の住所	自己名義所 有株式数 （株）	他人名義所 有株式数 （株）	所有株式数 の合計（株）	発行済株式 総数に対す る所有株式 数の割合 （%）
計	—				

## (7) 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の 種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約 権の交付に関する事項	

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 \_\_\_\_\_

## (1) 【株主総会決議による取得の状況】

区分	株式数（株）	価額の総額 （円）
株主総会（年 月 日）での決議状況 （取得期間 年 月 日～ 年 月 日）		

最近事業年度前における取得自己株式		
最近事業年度における取得自己株式 (年 月 日～年 月 日)		
残存授権株式の総数及び価額の総額		
最近事業年度の末日現在の未行使割合 (%)		
最近期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合 (%)		

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (年 月 日) での決議状況 (取得期間 年 月 日～年 月 日)		
最近事業年度前における取得自己株式		
最近事業年度における取得自己株式 (年 月 日～年 月 日)		
残存決議株式の総数及び価額の総額		
最近事業年度の末日現在の未行使割合 (%)		
最近期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合 (%)		

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他 ( )				
保有自己株式数		—		—

3 【配当政策】

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次					
決算年月					
最高 (円)					
最低 (円)					

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別						
最高 (円)						
最低 (円)						

5 【役員 の 状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)

計						

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(2)【監査報酬の内容等】

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(円)	非監査業務に基づく報酬(円)	監査証明業務に基づく報酬(円)	非監査業務に基づく報酬(円)
提出会社				
連結子会社				
計				

②【その他重要な報酬の内容】

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

④【監査報酬の決定方針】

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

①【連結貸借対照表】

②【連結損益計算書】

③【連結株主資本等変動計算書】

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

⑤【連結附属明細表】

(2)【その他】

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

②【損益計算書】

③【株主資本等変動計算書】

④【キャッシュ・フロー計算書】

⑤【附属明細表】

(2)【主な資産及び負債の内容】

(3)【その他】

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	月 日から 月 日まで
定時株主総会	月中
基準日	月 日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	月 日
1単元の株式数	株

株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	
株主に対する特典	

第7【提出会社の参考情報】

- 1【提出会社の親会社等の情報】
- 2【その他の参考情報】

第四部【特別情報】

第1【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

- 1【貸借対照表】
- 2【損益計算書】
- 3【株主資本等変動計算書】
- 4【キャッシュ・フロー計算書】

第五部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務 (支) 局長に提出

②【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 期第 四半期 (第 期中) (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務 (支) 局長に提出

③【臨時報告書】

①の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日 (平成 年 月 日) までに、臨時報告書を平成 年 月 日に 財務 (支) 局長に提出

④【訂正報告書】

訂正報告書 (上記 の訂正報告書) を平成 年 月 日に 財務 (支) 局長に提出

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

第六部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由

第2【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	新株予約権	新株予約権付社債
発行年月日			
種類			
発行数			
発行価格			
資本組入額			
発行価額の総額			
資本組入額の総額			
発行方法			
保有期間等に関する確約			

2 【取得者の概況】

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係

3 【取得者の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計	—		

(記載上の注意)

「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報」及び「第五部 組織再編成対象会社情報」については、第二号の六様式に記載上の注意に、それ以外の項目については、第二号の四様式に記載上の注意に準じて記載すること。

第三号様式

【表紙】  
【提出書類】 有価証券報告書  
【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項  
【提出先】 \_\_\_\_\_財務（支）局長  
【提出日】 平成 年 月 日  
【事業年度】 第 期（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）  
【会社名】（2） \_\_\_\_\_  
【英訳名】 \_\_\_\_\_  
【代表者の役職氏名】（3） \_\_\_\_\_  
【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
【電話番号】 \_\_\_\_\_  
【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
【電話番号】 \_\_\_\_\_  
【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
【縦覧に供する場所】（4） 名称 \_\_\_\_\_  
（所在地） \_\_\_\_\_

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

- 1【主要な経営指標等の推移】（5）
- 2【沿革】（6）
- 3【事業の内容】（7）
- 4【関係会社の状況】（8）
- 5【従業員の状況】（9）

第2【事業の状況】

- 1【業績等の概要】（10）
- 2【生産、受注及び販売の状況】（11）
- 3【対処すべき課題】（12）
- 4【事業等のリスク】（13）
- 5【経営上の重要な契約等】（14）
- 6【研究開発活動】（15）
- 7【財政状態及び経営成績の分析】（16）

第3【設備の状況】

- 1【設備投資等の概要】（17）
- 2【主要な設備の状況】（18）
- 3【設備の新設、除却等の計画】（19）

第4【提出会社の状況】

- 1【株式等の状況】
  - (1)【株式の総数等】（20）
    - ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
計	

- ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (年 月 日)	提出日現在発行数(株) (年 月 日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
計			—	—

(2) 【新株予約権等の状況】 (21)

	事業年度末現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)
新株予約権の数		
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数		
新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(3) 【ライツプランの内容】 (22)

決議年月日	
付与対象者	
新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
取得条項に関する事項	
信託の設定の状況	
代用払込みに関する事項	

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】 (23)

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(円)	資本金残高(円)	資本準備金増減額(円)	資本準備金残高(円)

--	--	--	--	--	--	--

(5) 【所有者別状況】(24) 年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）							単元未 満株式 の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融 機関	金融 商品 取引 業者	その 他の 法人	外国法人等		個人 その 他		計
					個人以 外	個人			
株主数 (人)									—
所有株式 数(単元)									
所有株式 数の割合 (%)								100	—

(6) 【大株主の状況】(25) 年 月 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対 する所有株式数の割 合(%)
計	—		

(7) 【議決権の状況】(26)

① 【発行済株式】 年 月 日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式		—	
議決権制限株式（自己株式等）		—	
議決権制限株式（その他）			
完全議決権株式（自己株式等）		—	
完全議決権株式（その他）			
単元未満株式		—	
発行済株式総数		—	—
総株主の議決権	—		—

② 【自己株式等】 年 月 日現在

所有者の氏 名又は名称	所有者の住所	自己名義所 有株式数 (株)	他人名義所 有株式数 (株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
計	—				

(8) 【ストックオプション制度の内容】(27)

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	

株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

2 【自己株式の取得等の状況】 (28)

【株式の種類等】 \_\_\_\_\_ (29)

(1) 【株主総会決議による取得の状況】 (30)

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
株主総会( 年 月 日)での決議状況 (取得期間 年 月 日～ 年 月 日)		
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式		
残存授權株式の総数及び価額の総額		
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)		

(2) 【取締役会決議による取得の状況】 (31)

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会( 年 月 日)での決議状況 (取得期間 年 月 日～ 年 月 日)		
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式		
残存決議株式の総数及び価額の総額		
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)		

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】 (32)

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】 (33)

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他 ( )				

保有自己株式数		—		—
---------	--	---	--	---

3【配当政策】(34)

4【株価の推移】(35)

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次					
決算年月					
最高(円)					
最低(円)					

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別					
最高(円)					
最低(円)					

5【役員の状況】(36)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
計						

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】(37)

(2)【監査報酬の内容等】(38)

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(円)	非監査業務に基づく報酬(円)	監査証明業務に基づく報酬(円)	非監査業務に基づく報酬(円)
提出会社				
連結子会社				
計				

②【その他重要な報酬の内容】

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

④【監査報酬の決定方針】

第5【経理の状況】(39)

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】(40)

①【連結貸借対照表】(41)

②【連結損益計算書】(42)

③【連結株主資本等変動計算書】(43)

④【連結キャッシュ・フロー計算書】(44)

⑤【連結附属明細表】(45)

(2)【その他】(46)

2【財務諸表等】

- (1)【財務諸表】(47)
  - ①【貸借対照表】(48)
  - ②【損益計算書】(49)
  - ③【株主資本等変動計算書】(50)
  - ④【キャッシュ・フロー計算書】(51)
  - ⑤【附属明細表】(52)
- (2)【主な資産及び負債の内容】(53)
- (3)【その他】(54)

第6【提出会社の株式事務の概要】(55)

事業年度	月 日から 月 日まで
定時株主総会	月中
基準日	月 日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	月 日
1単元の株式数	株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	
株主に対する特典	

第7【提出会社の参考情報】

- 1【提出会社の親会社等の情報】(56)
- 2【その他の参考情報】(57)

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

- 1【保証の対象となっている社債】(58)
- 2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(59)

(1)【保証会社が提出した書類】

- ①【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】  
事業年度 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務(支)局長に提出

②【臨時報告書】

- ①の書類の提出後、本有価証券報告書提出日(平成 年 月 日)までに、臨時報告書を平成 年 月 日に 財務(支)局長に提出

③【訂正報告書】

訂正報告書（上記 \_\_\_\_\_ の訂正報告書）を平成 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日に\_\_\_\_  
財務（支）局長に提出

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

名称 \_\_\_\_\_

(所在地) \_\_\_\_\_

3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】(60)

第2【保証会社以外の会社の情報】(61)

- 1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】
- 2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】
- 3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

第3【指数等の情報】(62)

- 1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】
- 2【当該指数等の推移】

(記載上の注意)

以下の規定により第二号様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、「第一部 企業情報」の「第4 提出会社の状況」の「2 自己株式の取得等の状況」を除き、第二号様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当連結会計年度末」（連結財務諸表を作成していない場合には「当事業年度末」）と、「最近5連結会計年度」とあるのは「当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近2連結会計年度」及び「最近2連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近連結会計年度」及び「最近連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度」と、「最近連結会計年度末」及び「最近連結会計年度末等」とあるのは「当連結会計年度末」と、「最近5事業年度」とあるのは「当事業年度の前4事業年度及び当事業年度」と、「最近2事業年度」及び「最近2事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。

(1) 一般的事項

- a 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券報告書（以下この様式において「報告書」という。）の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
- b 「第一部 企業情報」に係る記載上の注意は主として製造業について示したものであり、他の業種については、これに準じて記載すること。
- c 「第一部 企業情報」に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
- d この様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、委員会設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。

(2) 会社名

提出者が指定法人である場合には、「会社」を「指定法人」に読み替えて記載すること。

(3) 代表者の役職氏名

法第 27 条の 30 の 5 第 1 項の規定により報告書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。

(4) 縦覧に供する場所

第二号様式記載上の注意(7)に準じて記載すること。

(5) 主要な経営指標等の推移

第二号様式記載上の注意(25)に準じて記載すること。

(6) 沿革

第二号様式記載上の注意(26)に準じて記載すること。

(7) 事業の内容

第二号様式記載上の注意(27)に準じて記載すること。

(8) 関係会社の状況

第二号様式記載上の注意(28)に準じて記載すること。

(9) 従業員の状況

第二号様式記載上の注意(29)に準じて記載すること。

(10) 業績等の概要

第二号様式記載上の注意(30)に準じて記載すること。

(11) 生産、受注及び販売の状況

第二号様式記載上の注意(31)に準じて記載すること。

(12) 対処すべき課題

第二号様式記載上の注意(32)に準じて記載すること。

(13) 事業等のリスク

第二号様式記載上の注意(33)に準じて記載すること。

(14) 経営上の重要な契約等

第二号様式記載上の注意(34)に準じて記載すること。

(15) 研究開発活動

第二号様式記載上の注意(35)に準じて記載すること。

(16) 財政状態及び経営成績の分析

第二号様式記載上の注意(36)に準じて記載すること。

(17) 設備投資等の概要

第二号様式記載上の注意(37)に準じて記載すること。

(18) 主要な設備の状況

第二号様式記載上の注意(38)に準じて記載すること。

(19) 設備の新設、除却等の計画

第二号様式記載上の注意(39)に準じて記載すること。

(20) 株式の総数等

- a 「発行可能株式総数」の欄には、当事業年度末現在の定款に定められた発行可能株式総数を記載すること。

なお、当事業年度の末日後報告書の提出日までの間に定款に定められた発行可能株式総数に増減があった場合には、その旨、その決議があった日、株式数が増(減)した日、増(減)株式数及び増(減)後の株式の総数を欄外に記載すること。

- b 「発行済株式」の「種類」の欄には、会社が会社法第 108 条第 1 項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行するときは、株式の種類を記載し、その種類ごとに株式の具体的な内容を欄外に

記載すること。

この場合、取得請求権付株式については取得の対価及び請求期間、取得条項付株式については取得の対価及び取得事由、全部取得条項付種類株式については取得対価の決定方法及び条件、譲渡制限株式については会社が譲渡を承認したとみなす場合の条件、議決権制限株式については議決権行使事項及び条件、拒否権付株式については種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を必要とする事項及び条件、種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役又は監査役を選任する株式については選任する取締役又は監査役の数を欄外に記載すること。

なお、ある種類の株式の内容として、会社法第 322 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨定款で定めた場合には、欄外にその旨記載すること。

また、無議決権株式又は議決権制限株式であっても、定款の定めにより議決権を有することとなる場合には、その旨及びその内容を欄外に記載することとし、会社が発行する全部の株式の内容について会社法第 107 条第 1 項各号に規定する事項を定めた場合には、その具体的な内容を欄外に記載すること。

c 「発行数」の欄には、当事業年度末現在及び報告書提出日現在の発行数を記載すること。

なお、新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合（商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 13 年法律第 129 号）第 19 条第 2 項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第 3 項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券（以下この c、(21)及び(23)において「旧転換社債等」という。）を発行している場合を含む。）の「提出日現在」の欄に記載すべき発行数については、当該新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）によるものに限り、報告書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。

d 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を欄外に記載すること。

e 協同組織金融機関の場合には、普通出資及び優先出資に区分して記載すること（「1 株式等の状況」の「(4) 発行済株式総数、資本金等の推移」から「3 配当政策」までにおいて同じ。）。

f 相互会社にあつては、記載を要しない（「1 株式等の状況」の「(5) 所有者別状況」から「(8) ストックオプション制度の内容」まで及び「4 株価の推移」において同じ。）。

#### (21) 新株予約権等の状況

a 新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、当事業年度の末日並びに報告書提出日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の数、目的となる株式の種類及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項並びに組織再編成行為に伴う交付に関する事項を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。

b その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権又は新株予約権付社債に準じて記載すること。

c 旧転換社債等が発行している場合には、当事業年度の末日並びに報告書提出

日の属する月の前月末現在における転換社債の残高、転換価格及び資本組入額又は新株引受権の残高、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を記載すること。

- d 「代用払込みに関する事項」の欄には、金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。
- e 「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄には、会社法第236条第1項第8号に規定する事項を記載すること。
- f 会社法第236条第1項各号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる新株予約権を発行した場合には、内容の異なる新株予約権ごとに記載すること。

(22) ライツプランの内容

- a 「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「3 対処すべき課題」において記載を要する財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行している場合には、「ライツプランの内容」の欄に記載すること。なお、「(2) 新株予約権等の状況」の記載と重複している場合には、その旨のみを記載することができる。
- b 「ライツプランの内容」の欄には、発行済みの新株予約権について記載することを要し、未発行の場合には記載を要しない。

(23) 発行済株式総数、資本金等の推移

- a 最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）における（この間に発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減がない場合には、その直近の）発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減について記載すること。

また、当事業年度の末日後報告書の提出日までに発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減がある場合には、その旨、増減があった日及び増減の内訳を注記すること。

なお、新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当事業年度の末日後報告書の提出日の属する月の前月末までのものについて注記すること。

- b 新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。

利益準備金、資本準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本金に組入れた場合又は剰余金処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。

発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

- c 相互会社にあつては、発行済株式総数に係る記載を省略し、「資本金及び資本準備金」を「基金等の総額」に読み替えて記載し、基金等の概要及び基金償却積立金の額を注記すること。なお、「基金等」とは、基金及び保険業法第

56 条に規定する基金償却積立金をいう。

(24) 所有者別状況

- a 当事業年度末現在の「所有者別状況」について記載すること。
- b 「所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。
- c 「外国法人等」の欄には、外国の法令に基づいて設立された法人等個人以外及び外国国籍を有する個人に区分して記載すること。
- d 「単元未満株式の状況」の欄には、単元未満株式の総数を記載すること。

(25) 大株主の状況

- a 当事業年度末現在の「大株主の状況」について記載すること。
- b 「所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。
- c 大株主は所有株式数の多い順に 10 名程度について記載し、会社法施行規則第 67 条の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。

なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。

- d 当事業年度において主要株主の異動があった場合には、その旨を注記すること。
- e 会社が大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合（法第 27 条の 30 の 11 第 4 項の規定により送付したとみなされる場合を含む。）であって、当該大量保有報告書等に記載された当該書類の提出者の株券等の保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載すること。

なお、記載内容が大幅に相違している場合であって実質所有状況の確認ができないときには、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記すること。

(26) 議決権の状況

- a 当事業年度末現在の「議決権の状況」について記載すること。
- b 「無議決権株式」の欄には、無議決権株式（単元未満株式を除く。）の総数及び内容を記載すること。
- c 「議決権制限株式（自己株式等）」の欄には、議決権制限株式（単元未満株式を除く。d において同じ。）のうち、自己保有株式及び相互保有株式について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。
- d 「議決権制限株式（その他）」の欄には、c に該当する議決権制限株式以外の議決権制限株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。
- e 「完全議決権株式（自己株式等）」の欄には、完全議決権株式のうち、自己保有株式及び相互保有株式について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。
- f 「完全議決権株式（その他）」の欄には、e に該当する完全議決権株式以外の完全議決権株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。
- g 「単元未満株式」の欄には、単元未満株式の総数を種類ごとに記載すること。
- h 「他人名義所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を記載するとともに、欄外に他人名義で所有している理由並びにその名義人の氏名又は名称及び住所を記載すること。

なお、株主名簿において所有者となっている場合であっても実質的に所有していない株式については、その旨及びその株式数を欄外に記載すること。

- i 当事業年度の開始日から報告書の提出日までの間に、保有期間等に関する確

約を取得者等との間で締結している株式（当該株式の発行時において、既に金融商品取引所に発行株式が上場されている会社又は認可金融商品取引業協会に発行株式が店頭売買有価証券として登録されている会社にあつては、当該株式の発行価額の総額が1億円以上のものに限る。）について当該取得者により移動（譲受けを除く。）が行われた場合には、移動年月日、移動前所有者、移動後所有者、移動内容、移動理由等について、第二号の四様式第四部第2の3「取得者の株式等の移動状況」に準じて記載すること。

(27) ストックオプション制度の内容

第二号様式記載上の注意(47)に準じて記載すること。

(28) 自己株式の取得等の状況

当事業年度及び当事業年度の末日の翌日から報告書提出日までの期間（この様式において「当期間」という。）における自己株式の取得等の状況について、自己株式の取得の事由及び株式の種類ごとに記載すること。なお、株主総会決議又は取締役会決議による自己株式を取得することができる取得期間又はその一部が当事業年度又は当期間に含まれる場合には、当事業年度又は当期間において当該株主総会決議又は取締役会決議による自己株式の取得が行われていないときであっても記載すること。

(29) 株式の種類等

第二号様式記載上の注意(49)に準じて記載すること。

(30) 株主総会決議による取得の状況

第二号様式記載上の注意(50)に準じて記載すること。この場合において、「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「最近期間」とあるのは「当期間」と読み替えるものとする。

(31) 取締役会決議による取得の状況

第二号様式記載上の注意(51)に準じて記載すること。この場合において、「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「最近期間」とあるのは「当期間」と読み替えるものとする。

(32) 株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容

第二号様式記載上の注意(52)に準じて記載すること。

(33) 取得自己株式の処理状況及び保有状況

第二号様式記載上の注意(53)に準じて記載すること。この場合において、「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「届出書」とあるのは「報告書」と読み替えるものとする。

(34) 配当政策

- a 配当政策については、配当（相互会社にあつては、契約者配当）の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、配当の決定機関、当事業年度の配当決定に当たっての考え方及び内部留保資金の用途について記載すること。

なお、配当財産が金銭以外の財産であるときはその内容を記載し、当該配当財産に代えて金銭を交付することを株式会社に対して請求する権利を与えている場合にはその内容を記載すること。

また、会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款で定めたときは、その旨を記載すること。

- b 当事業年度に会社法第453条に規定する剰余金の配当（以下「剰余金の配当」という。）をしたときは、当該剰余金の配当についての株主総会又は取締役会の決議の年月日並びに各決議ごとの配当金の総額及び1株当たりの配当額を注記すること。

- (35) 株価の推移  
第二号様式記載上の注意(55)に準じて記載すること。
- (36) 役員状況
- a 「略歴」の欄には報告書提出日現在における役員の主要略歴(例えば、入社年月、役員就任直前の役職名、役員就任後の主要職歴、他の主要な会社の代表取締役役に就任している場合の当該役職名、中途入社の場合における前職)を記載すること。
  - b 役員間において二親等内の親族関係がある場合には、その内容を注記すること。
  - c 「所有株式数」の欄には、他人(仮設人を含む。)名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。
  - d 相互会社の場合にあつては、「所有株式数」の欄の記載を要しない。
  - e 会計参与設置会社であつて会計参与が法人である場合には、「氏名」欄に当該会計参与の名称を、「略歴」欄に当該会計参与の簡単な沿革を記載すること。
  - f 会社が、会社法第108条第1項第9号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合に、当該種類の株主によって選任された役員がいる場合はその旨を欄外に注記すること。
- (37) コーポレート・ガバナンスの状況  
第二号様式記載上の注意(57)に準じて記載すること。
- (38) 監査報酬の内容等  
第二号様式記載上の注意(58)に準じて記載すること。
- (39) 経理の状況  
第二号様式記載上の注意(59)に準じて記載すること。
- (40) 連結財務諸表
- a 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度分を左側に、当連結会計年度分を右側に配列して記載すること。
  - b 連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表等を会社の実態に即して適正に記載すること。
  - c 連結財務諸表に対する監査報告書は、連結財務諸表に添付すること。  
なお、連結財務諸表のうち、従前において法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された有価証券届出書又は報告書に含まれた連結財務諸表と同一の内容のものであつて新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該連結財務諸表に対する監査報告書によるものとする。
- (41) 連結貸借対照表  
第二号様式記載上の注意(61)の本文に準じて記載すること。
- (42) 連結損益計算書  
第二号様式記載上の注意(62)の本文に準じて記載すること。
- (43) 連結株主資本等変動計算書  
第二号様式記載上の注意(63)の本文に準じて記載すること。
- (44) 連結キャッシュ・フロー計算書  
第二号様式記載上の注意(64)の本文に準じて記載すること。
- (45) 連結附属明細表  
第二号様式記載上の注意(65)に準じて記載すること。

(46) その他

- a 当連結会計年度終了後報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。ただし、臨時報告書又はこの報告書の他の箇所に含めて記載したものについては記載を要しない。
- b 第二号様式記載上の注意(66)のcに準じて記載すること。
- c 企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があるときは、その概要を記載すること。

(47) 財務諸表

- a 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書(連結財務諸表を作成している場合にはキャッシュ・フロー計算書を除く。)については、前事業年度分を左側に、当事業年度分を右側に配列して記載すること。
- b 財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、附属明細表等を会社の実態に即して記載すること。
- c 財務諸表に対する監査報告書は、財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表のうち、従前において法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された有価証券届出書又は報告書に含まれた財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該財務諸表に対する監査報告書によるものとする。

- d 財務諸表には、合併により消滅した会社の最終事業年度(合併後最初の事業年度の決算が株主総会により承認又は報告されていない場合には、最終事業年度とその前事業年度)に係るものが含まれることに留意すること。この場合、消滅した会社の期末に合併が行われたときには、当該消滅した会社について、合併期日の前日現在における貸借対照表及び最終事業年度の末日の翌日から合併期日の前日までの損益計算書を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること。

ただし、消滅した会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。

- e 株式交換又は株式移転による株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下この様式において「株式交換完全親会社等」という。)として最近2事業年度を経過していない場合には、当該株式交換又は株式移転による株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社(以下この様式において「株式交換完全子会社等」という。)となった会社(当該株式交換完全親会社等の連結子会社であった会社を除く。)の最近2事業年度に係る財務諸表(連結財務諸表を作成している場合には最近2連結会計年度に係る連結財務諸表)を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること。

ただし、株式交換完全子会社等となった会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。

- f 会社の分割により事業を承継し、最近2事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近2事業年度に係る財務諸表を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること(当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。)

ただし、当該会社の分割を行った会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。

(48) 貸借対照表

- 第二号様式記載上の注意(68)の本文に準じて記載すること。
- (49) 損益計算書  
第二号様式記載上の注意(69)のa本文及びbに準じて記載すること。
- (50) 株主資本等変動計算書  
第二号様式記載上の注意(70)の本文に準じて記載すること。
- (51) キャッシュ・フロー計算書  
第二号様式記載上の注意(71)の本文に準じて記載すること。
- (52) 附属明細表  
第二号様式記載上の注意(72)に準じて記載すること。
- (53) 主な資産及び負債の内容  
第二号様式記載上の注意(73)に準じて記載すること。
- (54) その他
- a 当事業年度終了後報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。ただし、臨時報告書又はこの報告書の他の箇所に含めて記載したものについては記載を要しない。
  - b 第二号様式記載上の注意(74)のdに準じて記載すること。
  - c 提出会社の営業その他に関し重要な訴訟事件等があるときは、その概要を記載すること。
- (55) 提出会社の株式事務の概要  
第二号様式記載上の注意(75)に準じて記載すること。この場合において、「届出書提出日」とあるのは「当事業年度末」と読み替えるものとする。  
なお、当事業年度の末日後報告書の提出日までに記載された内容に変更があった場合には、その旨及び当該変更の内容を注記すること。
- (56) 提出会社の親会社等の情報  
法第24条の7第1項に規定する親会社等の会社名等及び当該親会社等がない場合にはその旨を記載すること。
- (57) その他の参考情報
- a 当事業年度の開始日から報告書提出日までの間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること。
  - b 臨時報告書が当該書類に含まれている場合には、その提出理由について、第19条第2項各号若しくは第3項又は第19条の2のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを併せて記載すること。
  - c 訂正報告書が当該書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを併せて記載すること。
- (58) 保証の対象となっている社債（短期社債を除く。）  
提出会社の発行している社債（法第24条第1項第1号から第3号までに掲げる有価証券に該当するものに限り、短期社債を除く。以下「公募社債等」という。）のうち、保証の対象となっているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は社債等の振替に関する法律第129条第1項に規定する振替社債等（以下「振替社債等」という。）の総額、償還額、提出会社の当事業年度末現在の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。
- (59) 継続開示会社たる保証会社に関する事項
- a 提出会社の発行している公募社債等に保証の対象となっているものがあり、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者である場合に記載するこ

と。

- b 本報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の四半期報告書又は半期報告書が提出されている場合には、当該四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類又は本報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る四半期報告書又は半期報告書が本報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を付記すること。

- c 「② 臨時報告書」については、その提出理由について、第 19 条第 2 項各号若しくは第 3 項又は第 19 条の 2 のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。
- d 「③ 訂正報告書」については、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを付記すること。
- (60) 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項
- a 提出会社の発行している公募社債等に保証の対象となっているものがあり、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者でない場合に記載すること。
- b 当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に関する当該保証会社の業績の概要について、本様式「第一部 企業情報」の「第 1 企業の概況」から「第 5 経理の状況」までに準じて記載すること。ただし、当該保証会社の事業年度が 1 年である場合であって、本報告書の提出日の属する保証会社の事業年度が開始した日からおおむね 9 箇月経過後に本報告書が提出された場合には、当該事業年度が開始した日以後 6 箇月の当該保証会社の業績の概要について、第五号様式「第一部 企業情報」の「第 1 企業の概況」から「第 5 経理の状況」までに準じて記載すること。
- なお、連結キャッシュ・フロー計算書、キャッシュ・フロー計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

(61) 保証会社以外の会社の情報

提出会社の発行している有価証券に関し、連動子会社（第 19 条第 3 項に規定する連動子会社をいう。）その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社（例えば、提出会社の発行している有価証券がカバードワラントにあってはオプションの行使の対象となる有価証券の発行者、預託証券にあっては預託を受けている者、有価証券信託受益証券にあっては受託者）の企業情報について記載すること。

- a 「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、発行価額又は売出価額の総額、上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名等を記載すること。
- b 「2 継続開示会社たる当該会社に関する事項」及び「3 継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項」については、第二部中「第 1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」及び「3 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項」に準じて記載すること。
- c 連動子会社については、最近 2 連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算

書又は最近2事業年度のキャッシュ・フロー計算書を掲げること。ただし、連結キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書を作成していない場合には、これらに準じて、連結キャッシュ・フロー又はキャッシュ・フローの状況を記載すること。

(62) 指数等の情報

提出会社の発行している有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報について記載すること。

- a 「1 当該指数等の情報の開示を必要とする理由」については、理由及び当該指数等の内容を記載すること。
- b 「2 当該指数等の推移」については、当該指数等の最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）の年度別最高・最低値及び当事業年度中最近6箇月間の月別最高・最低値を記載すること。

(63) 読替え

- a 提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「社会医療法人債」と、「企業」とあるのは「法人」と、「会社」とあるのは「法人」と読み替えて記載すること。
- b 提出者が、学校法人等である場合には、本様式中「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「学校法人等に対する金銭債権」と、「企業」とあるのは「学校法人等」と、「会社」とあるのは「学校法人等」と読み替えて記載すること。

(64) 社会医療法人債券の特例

提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」の項目については、第二号様式記載上の注意(86)に準じて記載すること。

(65) 学校法人等の特例

提出者が、学校法人等である場合には、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」及び「7 財政状態及び経営成績の分析」並びに「第5 経理の状況」の項目については、第二号様式記載上の注意(87)に準じて記載すること。



新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数		
新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(3) 【ライツプランの内容】

決議年月日	
付与対象者	
新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
取得条項に関する事項	
信託の設定の状況	
代用払込みに関する事項	

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増 減額(円)	資本金残 高(円)	資本準備 金増減額 (円)	資本準備 金残高 (円)

(5) 【所有者別状況】 年 月 日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数 株)								単元未 満株式 の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融 機関	金融 商品 引 取 業 者	その 他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以 外	個人			
株主数 (人)									—
所有株式 数(単元)									

所有株式数の割合 (%)								100	—
--------------	--	--	--	--	--	--	--	-----	---

(6) 【大株主の状況】 年 月 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
計	—		

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】 年 月 日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式		—	
議決権制限株式 (自己株式等)		—	
議決権制限株式 (その他)			
完全議決権株式 (自己株式等)		—	
完全議決権株式 (その他)			
単元未満株式		—	
発行済株式総数		—	—
総株主の議決権	—		—

② 【自己株式等】 年 月 日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
計	—				

(8) 【ストックオプション制度の内容】 (9)

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
--------------------------	--

5【配当政策】(10)

6【株価の推移】(11)

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次					
決算年月					
最高(円)					
最低(円)					

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別					
最高(円)					
最低(円)					

7【役員の状況】(12)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
計						

8【従業員の状況】(13)

9【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】(14)

(2)【監査報酬の内容等】(15)

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(円)	非監査業務に基づく報酬(円)	監査証明業務に基づく報酬(円)	非監査業務に基づく報酬(円)
提出会社				

②【その他重要な報酬の内容】

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

④【監査報酬の決定方針】

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】(16)

2【生産、受注及び販売の状況】(17)

3【対処すべき課題】(18)

4【事業等のリスク】(19)

5【経営上の重要な契約等】(20)

6【研究開発活動】(21)

7【財政状態及び経営成績の分析】(22)

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】(23)

- 2 【主要な設備の状況】 (24)
- 3 【設備の新設、除却等の計画】 (25)

第4 【経理の状況】 (26)

- 1 【財務諸表】 (27)
  - (1) 【貸借対照表】 (28)
  - (2) 【損益計算書】 (29)
  - (3) 【株主資本等変動計算書】 (30)
  - (4) 【キャッシュ・フロー計算書】 (31)
  - (5) 【附属明細表】 (32)
- 2 【主な資産及び負債の内容】 (33)
- 3 【その他】 (34)

第5 【提出会社の株式事務の概要】 (35)

事業年度	月 日から 月 日まで
定時株主総会	月中
基準日	月 日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	月 日
1単元の株式数	株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	
株主に対する特典	

第6 【提出会社の参考情報】

- 1 【提出会社の親会社等の情報】 (36)
- 2 【その他の参考情報】 (37)

第二部 【関係会社の情報】 (38)

第三部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

- 1 【保証の対象となっている社債】 (39)
- 2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】 (40)

(1) 【保証会社が提出した書類】

- ① 【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】  
事業年度 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務(支)局長に提出



法第27条の30の5第1項の規定により報告書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。

- (4) 縦覧に供する場所  
第二号の五様式記載上の注意(7)に準じて記載すること。
- (5) 主要な経営指標等の推移  
第二号の五様式記載上の注意(26)に準じて記載すること。
- (6) 沿革  
第二号の五様式記載上の注意(27)に準じて記載すること。
- (7) 事業の内容  
第二号の五様式記載上の注意(28)に準じて記載すること。
- (8) 株式等の状況  
「(7) ストックオプション制度の内容」を除き、第三号様式記載上の注意(20)から(26)までに準じて記載すること。
- (9) ストックオプション制度の内容  
第二号様式記載上の注意(47)に準じて記載すること。
- (10) 配当政策  
第三号様式記載上の注意(34)に準じて記載すること。
- (11) 株価の推移  
第二号様式記載上の注意(55)に準じて記載すること。
- (12) 役員の状況  
第三号様式記載上の注意(36)に準じて記載すること。
- (13) 従業員の状況  
第二号の五様式記載上の注意(33)に準じて記載すること。
- (14) コーポレート・ガバナンスの状況  
第二号様式記載上の注意(57) a に準じて記載すること。
- (15) 監査報酬の内容等  
第二号の五様式記載上の注意(35)に準じて記載すること。
- (16) 業績等の概要  
第二号の五様式記載上の注意(36)に準じて記載すること。
- (17) 生産、受注及び販売の状況  
第二号の五様式記載上の注意(37)に準じて記載すること。
- (18) 対処すべき課題  
第二号の五様式記載上の注意(38)に準じて記載すること。
- (19) 事業等のリスク  
第二号様式記載上の注意(33)に準じて記載すること。
- (20) 経営上の重要な契約等  
第二号の五様式記載上の注意(40)に準じて記載すること。
- (21) 研究開発活動  
第二号の五様式記載上の注意(41)に準じて記載すること。
- (22) 財政状態及び経営成績の分析  
第二号様式記載上の注意(36)に準じて記載すること。
- (23) 設備投資等の概要  
第二号の五様式記載上の注意(43)に準じて記載すること。
- (24) 主要な設備の状況  
第二号の五様式記載上の注意(44)に準じて記載すること。
- (25) 設備の新設、除却等の計画  
第二号の五様式記載上の注意(45)に準じて記載すること。

- (26) 経理の状況  
第二号の様式記載上の注意(46)に準じて記載すること。
- (27) 財務諸表
- a 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書については、前事業年度分を左側に、当事業年度分を右側に配列して記載すること。
- b 財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、附属明細表等を会社の実態に即して適正に記載すること。
- c 財務諸表に対する監査報告書は、財務諸表に添付すること。  
なお、財務諸表のうち、従前において法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された有価証券届出書又は報告書に含まれた財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該財務諸表に対する監査報告書によるものとする。
- d 財務諸表には、合併により消滅した会社の最終事業年度（合併後最初の事業年度の決算が株主総会により承認又は報告されていない場合には、最終事業年度とその前事業年度）に係るものが含まれることに留意すること。この場合、消滅した会社の期末に合併が行われたときには、当該消滅した会社について、合併期日の前日現在における貸借対照表及び最終事業年度の末日の翌日から合併期日の前日までの損益計算書を「3 その他」に記載すること。  
ただし、消滅した会社が報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。
- e 会社の分割により事業を承継し、最近2事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近2事業年度に係る財務諸表を「3 その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。  
ただし、当該会社の分割を行った会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。
- (28) 貸借対照表  
第二号様式記載上の注意(68)の本文に準じて記載すること。
- (29) 損益計算書  
第二号様式記載上の注意(69)のa本文及びbに準じて記載すること。
- (30) 株主資本等変動計算書  
第二号様式記載上の注意(70)の本文に準じて記載すること。
- (31) キャッシュ・フロー計算書  
第二号様式記載上の注意(71)の本文に準じて記載すること。
- (32) 附属明細表  
第二号様式記載上の注意(72)に準じて記載すること。
- (33) 主な資産及び負債の内容  
第二号様式記載上の注意(73)に準じて記載すること。
- (34) その他  
第三号様式記載上の注意(54)に準じて記載すること。
- (35) 提出会社の株式事務の概要  
第二号様式記載上の注意(75)に準じて記載すること。  
なお、当事業年度の末日後報告書の提出日までに記載された内容に変更があった場合には、その旨及び当該変更の内容を注記すること。
- (36) 提出会社の親会社等の情報

- 第三号様式記載上の注意(56)に準じて記載すること。
- (37) その他の参考情報  
第三号様式記載上の注意(57)に準じて記載すること。
- (38) 関係会社の情報  
第二号の五様式記載上の注意(53)に準じて記載すること。
- (39) 保証の対象となっている社債  
第三号様式記載上の注意(58)に準じて記載すること。
- (40) 継続開示会社たる保証会社に関する事項  
第三号様式記載上の注意(59)に準じて記載すること。
- (41) 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項  
第三号様式記載上の注意(60)に準じて記載すること。この場合「第5 経理の状況」とあるのは「第4 経理の状況」と、「第五号様式」とあるのは「第五号の二様式」と読み替えるものとする。
- (42) 保証会社以外の会社の情報  
第三号様式記載上の注意(61)に準じて記載すること。
- (43) 指数等の情報  
第三号様式記載上の注意(62)に準じて記載すること。
- (44) 読替え
- a 提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「社会医療法人債」と、「企業」とあるのは「法人」と、「会社」とあるのは「法人」と読み替えて記載すること。
- b 提出者が、学校法人等である場合には、本様式中「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「学校法人等に対する金銭債権」と、「企業」とあるのは「学校法人等」と、「会社」とあるのは「学校法人等」と読み替えて記載すること。
- (45) 社会医療法人債券の特例  
提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」の項目については、第二号様式記載上の注意(86)に準じて記載すること。
- (46) 学校法人等の特例  
提出者が、学校法人等である場合には、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」及び「7 財政状態及び経営成績の分析」並びに「第4 経理の状況」の項目については、第二号様式記載上の注意(87)に準じて記載すること。



②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行 数(株) (年 月 日)	提出日現在発行数 (株) (年 月 日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
計			—	—

(2)【新株予約権等の状況】

	事業年度末現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)
新株予約権の数		
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数		
新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入 額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交 付に関する事項		

(3)【ライツプランの内容】

決議年月日	
付与対象者	
新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行 する場合の株式の発行価格及び資本 組入額	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	

取得条項に関する事項	
信託の設定の状況	
代用払込みに関する事項	

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額 (円)	資本金残 高 (円)	資本準備 金増減額 (円)	資本準備 金残高 (円)

(5) 【所有者別状況】 年 月 日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数 株)								単元未 満株式 の状況 (株)
	政府及 び地方 公共団 体	金融 機関	金融 商品 取引 業者	その 他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人 以外	個人			
株主数(人)									—
所有株式 数(単元)									
所有株式 数の割合 (%)								100	—

(6) 【議決権の状況】(1)

① 【発行済株式】

イ 【事業年度末現在】 年 月 日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式		—	
議決権制限株式 (自己株式等)		—	
議決権制限株式 (その他)			
完全議決権株式 (自己株式等)		—	
完全議決権株式 (その他)			
単元未満株式		—	
発行済株式総数		—	—
総株主の議決権	—		—

ロ 【最近日現在】 年 月 日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式		—	
議決権制限株式 (自己株式等)		—	
議決権制限株式 (その他)			

完全議決権株式（自己株式等）		—	
完全議決権株式（その他）			
単元未満株式		—	
発行済株式総数		—	—
総株主の議決権	—		—

②【自己株式等】

イ【事業年度末現在】

年 月 日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計	—				

ロ【最近日現在】

年 月 日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計	—				

(7)【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

2【配当政策】

3【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次					
----	--	--	--	--	--

決算年月					
最高(円)					
最低(円)					

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別					
最高(円)					
最低(円)					

4 【役員の様況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
計						

5 【コーポレート・ガバナンスの様況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの様況】

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(円)	非監査業務に基づく報酬(円)	監査証明業務に基づく報酬(円)	非監査業務に基づく報酬(円)
提出会社				
連結子会社				
計				

② 【その他重要な報酬の内容】

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

④ 【監査報酬の決定方針】

第5 【経理の様況】

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

② 【連結損益計算書】

③ 【連結株主資本等変動計算書】

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

⑤ 【連結附属明細表】

(2) 【その他】

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

② 【損益計算書】

③ 【株主資本等変動計算書】

- ④【キャッシュ・フロー計算書】
- ⑤【附属明細表】
- (2)【主な資産及び負債の内容】
- (3)【その他】
- 3【最近の財務諸表】(1)
  - (1)【貸借対照表】
  - (2)【損益計算書】
  - (3)【株主資本等変動計算書】
  - (4)【キャッシュ・フロー計算書】

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	月 日から 月 日まで
定時株主総会	月中
基準日	月 日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	月 日
1単元の株式数	株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	
株主に対する特典	

第7【株式公開情報】(2)

1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者と提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者と提出会社との関係等	移動株数(株)	移動価格(単価)(円)	移動理由

2【第三者割当等の概況】

(1)【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	新株予約権	新株予約権付社債

発行年月日			
種類			
発行数			
発行価格			
資本組入額			
発行価額の総額			
資本組入額の総額			
発行方法			
保有期間等に関する確約			

(2) 【取得者の概況】

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出 会社との関係

(3) 【取得者の株式等の移動状況】

移動 年月 日	移動前 所有者 の氏名 又は名 称	移動前 所有者 の住所	移動前 所有者 と提出 会社と の関係 等	移動後 所有者 の氏名 又は名 称	移動後 所有者 の住所	移動後 所有者 と提出 会社と の関係 等	移動株 数(株)	移動価 格(単 価) (円)	移動 理由

3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対す る所有株式数の割合 (%)
計	—		

第8 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

2 【その他の参考情報】

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第三号様式に準じて記載すること。

(1) 「第4 提出会社の状況」中「1 株式等の状況」の「(6) 議決権の状況」については、当事業年度末現在及び有価証券報告書提出日の最近日現在について記載し、「第5 経理の状況」の「3 最近の財務諸表」については、最近5事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度)の貸借対照表、損益計算書(製造原価明細書及び売上原価明細書を除く。)、株主資本等変

動計算書及びキャッシュ・フロー計算書のうち、「第5 経理の状況」の「2 財務諸表等」に記載したもの以外のものを、第二号様式記載上の注意(83)に準じて掲げること。

(2) 「第7 株式公開情報」については、第二号の四様式第四部に準じて記載すること。



(8) 読替え

- a 提出者が、四半期報告書についての確認書を提出する場合には、本様式中「有価証券報告書」とあるのは「四半期報告書」と、「事業年度」とあるのは「四半期会計期間」と読み替えて記載すること。
- b 提出者が、半期報告書についての確認書を提出する場合には、本様式中「有価証券報告書」とあるのは「半期報告書」と、「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と読み替えて記載すること。

第四号の三様式

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書  
 【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7 第 項  
 【提出先】 \_\_\_\_\_財務（支）局長  
 【提出日】 平成 年 月 日  
 【四半期会計期間】 第 期第 四半期（自 平成 年 月 日  
 至 平成 年 月 日）

【会社名】（2） \_\_\_\_\_  
 【英訳名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】（3） \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】（4） 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

- 1【主要な経営指標等の推移】（5）
- 2【事業の内容】（6）
- 3【関係会社の状況】（7）
- 4【従業員の状況】（8）

第2【事業の状況】

- 1【生産、受注及び販売の状況】（9）
- 2【経営上の重要な契約等】（10）
- 3【財政状態及び経営成績の分析】（11）

第3【設備の状況】（12）

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】（13）

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
計	

②【発行済株式】

種類	第 四半期会計期間末 現在発行数（株） （年 月 日）	提出日現在発行数 （株） （年 月 日）	上場金融商品 取引所名 又は登録認可 金融商品 取引業協会 名	内容
計			—	—

(2)【新株予約権等の状況】（14）

	第 四半期会計期間末現在 ( 年 月 日)
新株予約権の数	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) 【ライツプランの内容】 (15)

決議年月日	
付与対象者	
新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
取得条項に関する事項	
信託の設定の状況	
代用払込みに関する事項	

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】 (16)

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (円)	資本金残高 (円)	資本準備金増減額 (円)	資本準備金残高 (円)

(5) 【大株主の状況】 (17)

年 月 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)

計	—		

(6) 【議決権の状況】(18)

① 【発行済株式】 年 月 日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式		—	
議決権制限株式(自己株式等)		—	
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)		—	
完全議決権株式(その他)			
単元未満株式		—	
発行済株式総数		—	—
総株主の議決権	—		—

② 【自己株式等】 年 月 日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計	—				

2 【株価の推移】(19)

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別									
最高(円)									
最低(円)									

3 【役員】(20)

第5 【経理】(21)

1 【四半期連結財務諸表】(22)

- (1) 【四半期連結貸借対照表】(23)
- (2) 【四半期連結損益計算書】(24)
- (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】(25)

2 【その他】(26)

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

- 1 【保証の対象となっている社債】(33)
- 2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(34)

(1) 【保証会社が提出した書類】

- ① 【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】  
事業年度 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務(支)局長に提出
- ② 【臨時報告書】

①の書類の提出後、本四半期報告書提出日(平成 年 月 日)までに、  
臨時報告書を平成 年 月 日に\_\_\_\_財務(支)局長に提出

③【訂正報告書】

訂正報告書(上記 \_\_\_\_\_ の訂正報告書)を平成 年 月 日に\_\_\_\_財  
務(支)局長に提出

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

名称

\_\_\_\_\_  
(所在地)

3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】(35)

第2【保証会社以外の会社の情報】(36)

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

第3【指数等の情報】(37)

1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

2【当該指数等の推移】

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、四半期報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
- b 「第一部 企業情報」に係る記載上の注意は主として製造業について示したものであり、他の業種については、これに準じて記載すること。
- c 四半期報告書に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
- d この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、委員会設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。
- e この様式において、「四半期連結累計期間」とは、四半期財務諸表等規則第3条第7号に規定する四半期連結累計期間をいい、「四半期累計期間」とは、同条第6号に規定する四半期累計期間をいう。

(2) 会社名

提出者が指定法人である場合には、「会社」を「指定法人」に読み替えて記載すること。

(3) 代表者の役職氏名

法第27条の30の5第1項の規定により四半期報告書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。

(4) 縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する主要な支店、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。

(5) 主要な経営指標等の推移

- a 提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合(当該提出会社が特定事業会社(第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)をいう。以下この様式に

において同じ。) であって、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間(当連結会計年度の最初の四半期連結会計期間(以下この様式において「第1四半期連結会計期間」という。)の翌四半期連結会計期間をいう。以下この様式において同じ。)である場合を除く。)には、当四半期連結会計期間及び当四半期連結累計期間、当四半期連結会計期間に対応する前年の四半期連結会計期間(以下この様式において「前年同四半期連結会計期間」という。)及び当四半期連結累計期間に対応する前年の四半期連結累計期間(以下この様式において「前年同四半期連結累計期間」という。)並びに最近連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、(e)、(f)、(g)、(l)、(p)及び(q)については、当四半期連結会計期間及び前年同四半期連結会計期間の末日並びに最近連結会計年度の末日に係るものを記載し、(m)、(n)及び(o)については、当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間並びに最近連結会計年度に係るものを記載すること。

- (a) 売上高
  - (b) 経常利益金額又は経常損失金額
  - (c) 四半期純利益金額又は四半期純損失金額
  - (d) 当期純利益金額又は当期純損失金額
  - (e) 純資産額
  - (f) 総資産額
  - (g) 1株当たり純資産額(四半期連結財務諸表規則第59条及び連結財務諸表規則第44条の2の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。)
  - (h) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額(四半期連結財務諸表規則第78条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額をいう。)
  - (i) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(連結財務諸表規則第65条の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。)
  - (j) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額(四半期連結財務諸表規則第78条第2項に規定する潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額をいう。)
  - (k) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(連結財務諸表規則第65条の2第2項に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。)
  - (l) 自己資本比率(四半期連結会計期間に係るものにあつては、四半期連結会計期間に係る純資産額から四半期連結財務諸表規則第57条の規定による新株予約権の金額及び四半期連結財務諸表規則第58条に規定する少数株主持分の金額を控除した額を当該四半期連結会計期間に係る総資産額で除した割合を、連結会計年度に係るものにあつては、連結会計年度に係る純資産額から連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定による新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する少数株主持分の金額を控除した額を当該連結会計年度に係る総資産額で除した割合をいう。)
  - (m) 営業活動によるキャッシュ・フロー
  - (n) 投資活動によるキャッシュ・フロー
  - (o) 財務活動によるキャッシュ・フロー
  - (p) 現金及び現金同等物の四半期末残高又は期末残高
  - (q) 従業員数
- b 提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合(当該提出会社が特定

事業会社であって、当四半期会計期間が第2四半期会計期間（当事業年度の最初の四半期会計期間（以下この様式において「第1四半期会計期間」という。）の翌四半期会計期間をいう。以下この様式において同じ。）である場合を除く。）には、提出会社の当四半期会計期間及び当四半期累計期間、当四半期会計期間に対応する前年の四半期会計期間（以下この様式において「前年同四半期会計期間」という。）及び当四半期累計期間に対応する前年の四半期累計期間（以下この様式において「前年同四半期累計期間」という。）並びに最近事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、(f)、(g)、(h)、(i)、(j)、(p)、(t)及び(u)については、当四半期会計期間及び前年同四半期会計期間の末日並びに最近事業年度の末日に係るものを記載し、(q)、(r)及び(s)については、当四半期累計期間及び前年同四半期累計期間並びに最近事業年度に係るものを記載すること。

- (a) 売上高
- (b) 経常利益金額又は経常損失金額
- (c) 四半期純利益金額又は四半期純損失金額
- (d) 当期純利益金額又は当期純損失金額
- (e) 持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額（四半期財務諸表等規則第12条の規定により注記しなければならない投資利益又は投資損失の金額をいう。）
- (f) 資本金
- (g) 発行済株式総数
- (h) 純資産額
- (i) 総資産額
- (j) 1株当たり純資産額（四半期財務諸表等規則第52条及び財務諸表等規則第68条の4の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。）
- (k) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第70条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額をいう。）
- (l) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（財務諸表等規則第95条の5の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。）
- (m) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額（四半期財務諸表等規則第70条第2項に規定する潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額をいう。）
- (n) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（財務諸表等規則第95条の5の2第2項に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。）
- (o) 1株当たり配当額（会社法第453条の規定に基づき支払われた剰余金の配当（同法第454条第5項に規定する中間配当の金額を含む。）をいう。）
- (p) 自己資本比率（四半期会計期間に係るものにあつては、四半期会計期間に係る純資産額から四半期財務諸表等規則第51条の規定による新株予約権の金額を控除した額を当該四半期会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあつては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第68条第1項の規定による新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。）
- (q) 営業活動によるキャッシュ・フロー
- (r) 投資活動によるキャッシュ・フロー

- (s) 財務活動によるキャッシュ・フロー
  - (t) 現金及び現金同等物の四半期末残高又は期末残高
  - (u) 従業員数
- c 提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合は、第2四半期会計期間）である場合には、第五号様式の記載上の注意(5)に準じて記載すること。
- (6) 事業の内容
- 当四半期連結会計期間において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があった場合には、その内容を記載すること。
- なお、事業の種類別セグメントの区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載すること。
- (7) 関係会社の状況
- a 当四半期連結会計期間において、提出会社の関係会社（重要性の乏しい関係会社を除く。以下この(7)において同じ。）に異動があった場合には、その内容を記載すること。
- また、新たに提出会社の関係会社となった会社等については、当該関係会社の名称、住所、資本金又は出資金、主要な事業の内容、議決権に対する提出会社の所有割合及び提出会社と関係会社との関係内容（例えば、役員の兼任等、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借、業務提携等の関係内容をいう。）について記載すること。
- なお、四半期連結財務諸表を作成していない場合には、当四半期会計期間における提出会社の関係会社の異動の状況について、これに準じて記載すること。
- b 住所については、市町村（政令指定都市にあつては区）程度の記載で差し支えない。また、主要な事業の内容については、事業の種類別セグメントの名称を記載することで差し支えない。
- c 関係会社の議決権に対する提出会社の所有割合については、提出会社の他の子会社による間接所有の議決権がある場合には、当該関係会社の議決権の総数に対する提出会社及び当該他の子会社が所有する当該関係会社の議決権の合計の割合を記載するとともに、間接所有の議決権の合計の割合を内書きとして記載すること。
- d 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が存在することにより、新たに子会社又は関連会社として判定された会社等がある場合には、これらの者が所有する議決権の割合を併せて記載すること。
- e 新たに関係会社となった会社等が親会社又はその他の関係会社である場合には、提出会社の議決権に対する当該親会社又はその他の関係会社の所有割合を記載すること。
- f 新たに関係会社となった会社等について、次に掲げる事項を記載すること。
- (a) 特定子会社に該当する関係会社があるときは、その旨
  - (b) 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している関係会社があるときは、その旨
  - (c) 四半期連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況（負債の総額が資産の総額を上回っている状況をいう。（d）において同じ。）にある関係会社があるときは、その旨及び債務超過の金額
  - (d) 四半期連結財務諸表を作成していない場合において、重要な債務超過の状況にある関係会社があるときは、その旨及び債務超過の金額

- (8) 従業員の状況
- a 当四半期連結会計期間の末日現在の連結会社における従業員数（就業人員数をいう。以下この様式において同じ。）を記載すること。また、提出会社の当四半期会計期間の末日現在の従業員について、その数を記載すること。
  - b 連結会社又は提出会社において、臨時従業員が相当数以上ある場合には、当四半期連結会計期間又は当四半期会計期間におけるその平均雇用人員を外書きで示すこと。ただし、当該臨時従業員の総数が従業員数の100分の10未満であるときは、記載を省略することができる。
  - c 当四半期連結会計期間又は当四半期会計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数に著しい増減があった場合には、事業の種類別セグメントに関連づけて、その事情及び内容を記載すること。
- (9) 生産、受注及び販売の状況
- a 当四半期連結会計期間における生産、受注及び販売の実績について、前年同四半期連結会計期間と比較して事業の種類別セグメントに関連付けて記載すること。ただし、業種・業態によりこれによりがたい場合には、「3 財政状態及び経営成績の分析」の記載に含めて生産、受注及び販売の状況について記載することができる。
  - b 四半期連結財務諸表を作成していない場合には、当四半期会計期間における生産、受注及び販売の実績について前年同四半期会計期間と比較して事業部門等に関連付けて記載すること。また、前年同四半期会計期間及び当四半期会計期間における輸出高の総額及び総販売実績に対する輸出高の割合並びに輸出高の総額に対する主要な輸出先国又は地域別の輸出の割合を記載すること。ただし、総販売実績に対する輸出高の割合が100分の10未満である場合には、記載を省略することができる。
  - c 生産能力、主要な原材料価格、主要な製商品の仕入価格・販売価格等に著しい変化があった場合、季節的変動が大きい場合、その他生産、受注及び販売等に関して特記すべき事項があるときは、事業の種類別セグメントに関連付けてその内容について記載すること。
  - d 主要な販売先がある場合には、前年同四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には前年同四半期会計期間及び当四半期会計期間）における相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合を記載すること。ただし、当該割合が100分の10未満の相手先については記載を省略することができる。
- (10) 経営上の重要な契約等
- a 当四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間。以下この(10)において同じ。）において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社（吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

- b 当四半期連結会計期間において、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は重要な事業の全部若しくは一部の譲受けが行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、その概要について記載すること。
  - c 当四半期連結会計期間において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、その内容を記載すること。
  - d 当四半期連結会計期間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社（以下この様式において「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換及び株式移転の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。
  - e 当四半期連結会計期間において、吸収分割又は新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収分割又は新設分割の目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況、吸収分割会社となる会社又は新設分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収分割承継会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収分割又は新設分割の後の吸収分割承継会社となる会社（吸収分割会社に割り当てられる財産が吸収分割承継会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設分割設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。
- (11) 財政状態及び経営成績の分析
- a この報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、提出会社の代表者による財政状態及び経営成績に関する分析・検討内容（次に掲げるもののほか、例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
    - (a) 当四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間。以下このaにおいて同じ。）における事業の種類別セグメント及び所在地別セグメントごとの業績の状況及びキャッシュ・フロー（四半期連結財務諸表規則第2条第13号に規定するキャッシュ・フロー（四半期連結財務諸表を作成していない場合には四半期財務諸表等規則第3条第8号に規定するキャッシュ・フロー））の状況についての前年同四半期連結会計期間との比較・分析。
    - (b) 当四半期連結会計期間において、連結会社（四半期連結財務諸表を作成していない場合には提出会社）の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合におけるその内容、対処方針等。

なお、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下この様式において「基本方針」という。）を定めている会社については、会社法施行規則第127条各号に掲げる事項。

(c) 当四半期連結会計期間における研究開発活動の金額。加えて、研究開発活動の状況（例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等）に重要な変更があった場合には、事業の種類別セグメントに関連付けた内容。

b 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は報告書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

(12) 設備の状況

a 主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む。）について、当四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間。以下この(12)において同じ。）において重要な異動があった場合には、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名（提出会社の場合を除く。）、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額（土地については、その面積も示す。）及び従業員数を、事業の種類別セグメントに関連付けて記載し、当四半期連結会計期間において主要な設備のうちに生産能力に重要な影響を及ぼすような機械装置等の休止があった場合には、その内容を記載すること。

b 前四半期連結会計期間末（当該四半期連結会計期間が第1四半期連結会計期間である場合には前連結会計年度末）において計画中であった重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等について、当四半期連結会計期間に重要な変更があった場合には、事業の種類別セグメントに関連付けて、変更の内容を記載し、当該四半期連結会計期間において完了したものがある場合には、その旨及び完了年月を記載すること。

c 当四半期連結会計期間において、新たに重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画が確定した場合には、その内容（例えば、事業所名、所在地、事業の内容、設備の内容、投資予定金額（総額及び既支払額）、資金調達方法（増資資金、社債発行資金、自己資金、借入金等の別をいう。）、着手及び完了予定年月、完成後における増加能力等）を、事業の種類別セグメントに関連付けて記載すること。

(13) 株式の総数等

a 「発行可能株式総数」の欄には、当四半期会計期間の末日現在の定款に定められた発行可能株式総数を記載すること。

なお、当四半期会計期間の末日後四半期報告書の提出日までの間に定款に定められた会社が発行する株式の総数に増減があった場合には、その旨、その決議があった日、株式数が増（減）した日、増（減）株式数及び増（減）後の株式の総数を欄外に記載すること。

b 「発行済株式」の「種類」の欄には、会社が会社法第108条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行するときは、株式の種類を記載し、その種類ごとに株式の具体的な内容を欄外に記載すること。

この場合、取得請求権付株式については取得の対価及び請求期間、取得条項付株式については取得の対価及び取得事由、全部取得条項付種類株式については取得対価の決定方法及び条件、譲渡制限株式については会社が譲渡を承認したとみなす場合の条件、議決権制限株式については議決権行使事項及び条件、拒否権付株式については種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を必要とする事項及び条件、種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役又は

監査役を選任する株式会社については選任する取締役又は監査役の数を含めて欄外に記載すること。

なお、ある種類の株式の内容として、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨定款で定めた場合には、欄外にその旨記載すること。

また、無議決権株式又は議決権制限株式であっても、定款の定めにより議決権を有することとなる場合には、その旨及びその内容を欄外に記載することとし、会社が発行する全部の株式の内容について会社法第107条第1項各号に規定する事項を定めた場合には、その具体的な内容を欄外に記載すること。

c 「発行数」の欄には、当四半期会計期間の末日現在及び提出日現在の発行数を記載すること。

なお、新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合（商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券（以下このc、(14)及び(16)において「旧転換社債等」という。）を発行している場合を含む。）の「提出日現在」の欄に記載すべき発行数については、当該新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）によるものに限り、四半期報告書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。

d 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を欄外に記載すること。

e 協同組織金融機関の場合には、普通出資及び優先出資に区分して記載すること（「1 株式等の状況」の「(4) 発行済株式総数、資本金等の推移」から「(6) 議決権の状況」までにおいて同じ。）。

f 相互会社にあつては、記載を要しない（「1 株式等の状況」の「(5) 大株主の状況」から「2 株価の推移」までにおいて同じ。）。

(14) 新株予約権等の状況

a 新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、当四半期会計期間の末日現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の数、目的となる株式の種類及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項並びに組織再編成行為に伴う交付に関する事項を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。

b その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権又は新株予約権付社債に準じて記載すること。

c 旧転換社債等を発行している場合には、当四半期会計期間の末日現在における転換社債の残高、転換価格及び資本組入額又は新株引受権の残高、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を記載すること。

d 「代用払込みに関する事項」の欄には、金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。

e 「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄には、会社法第236条第1項第8号に規定する事項を記載すること。

f 会社法第236条第1項各号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる新株予約権を発行した場合には、内容の異なる新株予約権ごとに記載するこ

- と。
- (15) ライツプランの内容
- a 「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「3 財政状態及び経営成績の分析」において記載を要する、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行している場合には、「ライツプランの内容」の欄に記載すること。
- なお、「(2) 新株予約権等の状況」の記載と重複している場合には、その旨のみを記載することができる。
- b 「ライツプランの内容」には、発行済みの新株予約権について記載することを要し、未発行の場合には記載を要しない。
- (16) 発行済株式総数、資本金等の推移
- a 当四半期会計期間における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減について記載すること。
- b 新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。
- 合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。
- 新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当四半期会計期間中の合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。
- 準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本金に組入れた場合又は剰余金の処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。
- 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。
- c 相互会社にあつては、発行済株式総数に係る記載を省略し、「資本金及び資本準備金」を「基金等の総額」に読み替えて記載し、基金等の概要及び基金償却積立金の額を注記すること。なお、基金等とは、基金及び保険業法第56条に規定する基金償却積立金をいう。
- (17) 大株主の状況
- a 当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合について、当四半期会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。
- b 「所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。
- c 「大株主」は、所有株式数の多い順に10名程度について記載し、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。
- なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。
- d 当四半期会計期間が第1四半期会計期間及び第3四半期会計期間（第2四半期会計期間の翌四半期会計期間をいう。以下この様式において同じ。）である場合について、当四半期会計期間において大株主の異動があつた場合には、その旨を注記すること。
- e 会社が大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合（法第27条の30の11第4項の規定により送付したとみなされる場合を含む。）であつて、当該大量保有報告書等に記載された当該書類の提出者の株券等の保有状況が株主名簿の記載

内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載すること。

なお、記載内容が大幅に相違している場合であって実質所有状況の確認ができないときには、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記すること。

(18) 議決権の状況

- a 当四半期会計期間の末日現在の「議決権の状況」について記載すること。
- b 「無議決権株式」の欄には、無議決権株式（単元未満株式を除く。）の総数及び内容を記載すること。
- c 「議決権制限株式（自己株式等）」の欄には、議決権制限株式（単元未満株式を除く。dにおいて同じ。）のうち、自己保有株式及び相互保有株式について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。
- d 「議決権制限株式（その他）」の欄には、cに該当する議決権制限株式以外の議決権制限株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。
- e 「完全議決権株式（自己株式等）」の欄には、完全議決権株式のうち、自己保有株式及び相互保有株式について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。
- f 「完全議決権株式（その他）」の欄には、eに該当する完全議決権株式以外の完全議決権株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。
- g 「単元未満株式」の欄には、単元未満株式の総数を種類ごとに記載すること。
- h 「他人名義所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を記載するとともに、欄外に他人名義で所有している理由並びにその名義人の氏名又は名称及び住所を記載すること。

なお、株主名簿において所有者となっている場合であっても実質的に所有していない株式については、その旨及びその株式数を欄外に記載すること。

(19) 株価の推移

- a 株式が金融商品取引所に上場されている場合には、主要な1金融商品取引所の市場相場を記載し、当該金融商品取引所名を注記すること。
- b 株式が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、当該認可金融商品取引業協会の発表する相場を記載するとともに、その旨を注記すること。
- c その他の銘柄で気配相場がある場合には、当該気配相場を記載し、その旨を注記すること。

(20) 役員の場合

- a 前事業年度の有価証券報告書の提出日後この報告書の提出日までに役員に異動があった場合に記載すること。
- b 新任役員については、その役職名、氏名、生年月日、主要略歴（例えば、入社年月、役員就任直前の役職名、役員就任年月、他の主要な会社の代表取締役等に就任している場合の当該役職名、中途入社の場合における前職）、任期及び所有株式数を記載すること（所有株式数は、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。）。また、他の役員と二親等内の親族関係がある場合には、その内容を記載すること。

なお、相互会社の場合にあつては、「所有株式数」の記載を要しない。

- c 退任役員については、その役職名、氏名及び退任年月日を記載すること。
- d 役員の場合の異動については、当該役員の場合、新旧役職名及び異動年月日を記載すること。
- e 会社が、会社法第108条第1項第9号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合に、当該種類の株主によって選任され

た役員がいる場合はその旨を注記すること。

(21) 経理の状況

- a 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれに準じて四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表（dにおいて「四半期連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。
- b 四半期連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及び作成していない理由を記載すること。
- c 提出会社が特定事業会社であって、(32)により中間連結財務諸表及び中間財務諸表（dにおいて「中間連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。
- d 四半期連結財務諸表等又は中間連結財務諸表等について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨及び公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。

なお、当四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間）において、公認会計士又は監査法人が交代した場合には、その旨を記載すること。

(22) 四半期連結財務諸表

- a 四半期連結貸借対照表については、当四半期連結会計期間に係るものを記載すること。なお、(23)の規定により、前連結会計年度に係る要約連結貸借対照表（有価証券報告書に記載された連結貸借対照表を四半期連結貸借対照表の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。）を掲げる場合には、当四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表の右側に配列して記載すること。
- b 四半期連結損益計算書については、四半期連結累計期間に係るもの（前年同四半期連結累計期間に係るものを左側に、当四半期連結累計期間に係るものを右側に配列して記載すること。）及び四半期連結会計期間に係るもの（前年同四半期連結会計期間に係るものを左側に、当四半期連結会計期間に係るものを右側に配列して記載すること。）を記載すること。
- c 四半期連結キャッシュ・フロー計算書については、前年同四半期連結累計期間に係るものを左側に、当四半期連結累計期間に係るものを右側に配列して記載すること。
- d 四半期連結財務諸表の作成に当たっては、四半期連結財務諸表規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。
- e 四半期連結財務諸表に対する四半期レビュー報告書は、四半期連結財務諸表に添付すること。なお、四半期連結財務諸表のうち、従前において法第5条第1項又は第24条の4の7第1項若しくは同条第2項の規定により提出された有価証券届出書又は四半期報告書に含まれた四半期連結財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該四半期連結財務諸表に対する四半期レビュー報告書によるものとする。

(23) 四半期連結貸借対照表

当四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げる。なお、この場合には、前連結会計年度に係る要約連結貸借対照表を併せて掲げて比較すること。

(24) 四半期連結損益計算書

- a 当四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書と前年同四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書を掲げて比較すること。
  - b 当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書と前年同四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書を掲げて比較すること。  
ただし、当四半期連結会計期間が第1四半期連結会計期間である場合又は提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第3四半期連結会計期間である場合には、記載を要しない。
- (25) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書
- 当四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書と前年同四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を掲げること。
- (26) その他
- a 当四半期連結会計期間終了後四半期報告書提出日まで、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。  
ただし、この四半期報告書の他の箇所に含めて記載したものについては、記載を要しない。
  - b 当四半期連結会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。
  - c 当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間終了後四半期報告書提出日までの間に配当について、提出会社の取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び1株当たりの金額を注記すること。
  - d 提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第3四半期連結会計期間である場合には、第3四半期連結会計期間及び前年同四半期連結会計期間に係る損益の状況を四半期連結損益計算書の形式により記載すること。
- (27) 四半期財務諸表
- a 四半期報告書提出会社が、四半期連結財務諸表を作成していない場合には、四半期財務諸表を記載すること。
  - b 四半期貸借対照表については、当四半期会計期間に係るものを記載すること。  
なお、(28)の規定により、要約貸借対照表（有価証券報告書に記載された貸借対照表を四半期貸借対照表の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。）を掲げる場合には、当四半期会計期間に係る四半期貸借対照表の右側に配列して記載すること。
  - c 四半期損益計算書については、四半期累計期間に係るもの（前年同四半期累計期間に係るものを左側に、当四半期累計期間に係るものを右側に配列して記載すること。）及び四半期会計期間に係るもの（前年同四半期会計期間に係るものを左側に、当四半期会計期間に係るものを右側に配列して記載すること。）を記載すること。
  - d 四半期キャッシュ・フロー計算書については、前年同四半期累計期間に係るものを左側に、当四半期累計期間に係るものを右側に配列して記載すること。
  - e 四半期財務諸表の作成に当たっては、四半期財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。
  - f 四半期財務諸表に対する四半期レビュー報告書は、四半期財務諸表に添付すること。なお、四半期財務諸表のうち、従前において法第5条第1項又は第24条の4の7第1項若しくは同条第2項の規定により提出された有価証券届出書

又は四半期報告書に含まれた四半期財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該四半期財務諸表に対する四半期レビュー報告書によるものとする。

(28) 四半期貸借対照表

当四半期会計期間に係る四半期貸借対照表を掲げること。なお、この場合には、前事業年度に係る要約貸借対照表を併せて掲げて比較すること。

(29) 四半期損益計算書

a 当四半期累計期間に係る四半期損益計算書と前年同四半期累計期間に係る四半期損益計算書を掲げて比較すること。

b 当四半期会計期間に係る四半期損益計算書と前年同四半期会計期間に係る四半期損益計算書を掲げて比較すること。

ただし、当四半期会計期間が第1四半期会計期間である場合又は提出会社が特定事業会社であって、当四半期会計期間が第3四半期会計期間である場合には、記載を要しない。

(30) 四半期キャッシュ・フロー計算書

当四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書と前年同四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を掲げること。

(31) その他

a 当四半期会計期間終了後四半期報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。

ただし、この四半期報告書の他の箇所に含めて記載したものについては、記載を要しない。

b 当四半期会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。

c 当四半期会計期間及び当四半期会計期間終了後四半期報告書提出日までの間に配当について、提出会社の取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び1株当たりの金額を注記すること。

d 提出会社が特定事業会社であって、当四半期会計期間が第3四半期会計期間である場合には、第3四半期会計期間及び前年同四半期会計期間に係る損益の状況を四半期損益計算書の形式により記載すること。

(32) 中間連結財務諸表及び中間財務諸表

提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間に該当する場合は、「1 四半期連結財務諸表」及び「2 その他」を「1 中間連結財務諸表」、「2 その他」、「3 中間財務諸表」及び「4 その他」とし、第五号様式の記載上の注意(25)から(36)までに準じて、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書並びに中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成していない場合に限る。）を記載すること。

なお、これらに加えて、第2四半期連結会計期間及び前年同四半期連結会計期間に係る損益の状況を四半期連結損益計算書の形式により「2 その他」（四半期連結財務諸表を作成していない場合には、第2四半期会計期間及び前年同四半期会計期間に係る損益の状況を四半期損益計算書の形式により「4 その他」）に記載すること。

(33) 保証の対象となっている社債（短期社債を除く。）

提出会社の発行している公募社債等のうち、保証の対象となっているものにつ

いて、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債等の総額、償還額、提出会社の当四半期会計期間の末日現在の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。

(34) 継続開示会社たる保証会社に関する事項

a 提出会社の発行している公募社債等に保証の対象となっているものがあり、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者である場合に記載すること。

b 本四半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の四半期報告書又は半期報告書が提出されている場合には、当該四半期報告書又は当該半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本四半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本四半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る四半期報告書又は半期報告書が本四半期報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を併せて記載すること。

c 「② 臨時報告書」については、その提出理由について、第19条第2項各号若しくは第3項又は第19条の2のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを併せて記載すること。

d 「③ 訂正報告書」については、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを併せて記載すること。

(35) 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項

a 提出会社の発行している公募社債等に保証の対象となっているものがあり、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者でない場合に記載すること。

b 当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本四半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度（以下このbにおいて「直近事業年度」という。）に関する当該保証会社の業績の概要について、第三号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

なお、連結キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

ただし、当該保証会社の直近事業年度が3月を超える場合であって、おおむね、直近事業年度が開始した日から次の(a)から(c)までに掲げる日までの期間を経過した後に本四半期報告書が提出される場合には、それぞれ(a)から(c)までに定める期間の当該保証会社の業績の概要について、本様式「第一部 企業情報」に準じて記載すること。

(a) 直近事業年度が開始した日から3月を経過した日以後令第4条の2の10第3項に規定する期間（(b)及び(c)において「提出期間」という。）を経過した日 当該事業年度が開始した日以後3月間

(b) 直近事業年度が開始した日から6月を経過した日以後提出期間を経過した日 直近事業年度が開始した日から3月を経過した日以後3月間

(c) 直近事業年度が開始した日から9月を経過した日以後提出期間を経過した日 直近事業年度が開始した日から6月を経過した日以後3月間

なお、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

(36) 保証会社以外の会社の情報

提出会社の発行している有価証券に関し、連動子会社（第19条第3項に規定する連動子会社をいう。）その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社の企業情報について記載すること。

- a 「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、発行価額又は売価額の総額、上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名等を記載すること。
- b 「2 継続開示会社たる当該会社に関する事項」及び「3 継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項」については、第二部中「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」及び「3 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項」に準じて記載すること。
- c 連動子会社については、当四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び前年同四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書又は当四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書及び前年同四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を掲げること。ただし、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合には、これらに準じて、四半期連結キャッシュ・フロー又は四半期キャッシュ・フローの状況を記載すること。

(37) 指数等の情報

提出会社の発行している有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報について記載すること。

- a 「1 当該指数等の情報の開示を必要とする理由」については、理由及び当該指数等の内容を記載すること。
- b 「2 当該指数等の推移」については、当該指数等の最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）の年度別最高・最低値及び当四半期累計期間の月別最高・最低値を記載すること。

第五号様式

【表紙】

【提出書類】 半期報告書  
 【提出先】 \_\_\_\_財務（支）局長  
 【提出日】 平成 年 月 日  
 【中間会計期間】 第 期中（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）  
 【会社名】（2） \_\_\_\_\_  
 【英訳名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】（3） \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】（4） 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

- 1【主要な経営指標等の推移】（5）
- 2【事業の内容】（6）
- 3【関係会社の状況】（7）
- 4【従業員の状況】（8）

第2【事業の状況】

- 1【業績等の概要】（9）
- 2【生産、受注及び販売の状況】（10）
- 3【対処すべき課題】（11）
- 4【経営上の重要な契約等】（12）
- 5【研究開発活動】（13）

第3【設備の状況】

- 1【主要な設備の状況】（14）
- 2【設備の新設、除却等の計画】（15）

第4【提出会社の状況】

- 1【株式等の状況】
  - (1)【株式の総数等】（16）

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
計	

②【発行済株式】

種類	中間会計期末現在 発行数(株) (年 月 日)	提出日現在発行数 (株) (年 月 日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
計			—	—

- (2)【新株予約権等の状況】（17）

	中間会計期間末現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)
新株予約権の数		
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数		
新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(3) 【ライツプランの内容】 (18)

決議年月日	
付与対象者	
新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
取得条項に関する事項	
信託の設定の状況	
代用払込みに関する事項	

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】 (19)

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増 減額 (円)	資本金残 高 (円)	資本準備 金増減額 (円)	資本準備 金残高 (円)

(5) 【大株主の状況】 (20)

年 月 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計	—		

(6) 【議決権の状況】 (21)

① 【発行済株式】

年 月 日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式		—	
議決権制限株式(自己株式等)		—	
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)		—	
完全議決権株式(その他)			
単元未満株式		—	
発行済株式総数		—	—
総株主の議決権	—		—

②【自己株式等】 年 月 日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計	—				

2【株価の推移】(22)

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別						
最高(円)						
最低(円)						

3【役員の場合】(23)

第5【経理の場合】(24)

1【中間連結財務諸表等】

(1)【中間連結財務諸表】(25)

①【中間連結貸借対照表】(26)

②【中間連結損益計算書】(27)

③【中間連結株主資本等変動計算書】(28)

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】(29)

(2)【その他】(30)

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】(31)

①【中間貸借対照表】(32)

②【中間損益計算書】(33)

③【中間株主資本等変動計算書】(34)

④【中間キャッシュ・フロー計算書】(35)

(2)【その他】(36)

第6【提出会社の参考情報】(37)

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

1【保証の対象となっている社債】(38)

2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(39)

(1)【保証会社が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】  
事業年度 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平

成 年 月 日 \_\_\_\_財務（支）局長に提出

②【臨時報告書】

①の書類の提出後、本半期報告書提出日（平成 年 月 日）までに、臨時報告書を平成 年 月 日に \_\_\_\_財務（支）局長に提出

③【訂正報告書】

訂正報告書（上記 \_\_\_\_\_ の訂正報告書）を平成 年 月 日に \_\_\_\_財務（支）局長に提出

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

名称

\_\_\_\_\_  
(所在地)

3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】(40)

第2【保証会社以外の会社の情報】(41)

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

第3【指数等の情報】(42)

1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

2【当該指数等の推移】

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、半期報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。

b 「第一部 企業情報」に係る記載上の注意は主として製造業について示したものであり、他の業種については、これに準じて記載すること。

c 半期報告書に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。

d この様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、委員会設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。

(2) 会社名

提出者が指定法人である場合には、「会社」を「指定法人」に読み替えて記載すること。

(3) 代表者の役職氏名

法第27条の30の5第1項の規定により半期報告書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。

(4) 縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する主要な支店、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。

(5) 主要な経営指標等の推移

a 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。

(a) 売上高

- (b) 経常利益金額又は経常損失金額
  - (c) 中間純利益金額又は中間純損失金額
  - (d) 当期純利益金額又は当期純損失金額
  - (e) 純資産額
  - (f) 総資産額
  - (g) 1株当たり純資産額（中間連結財務諸表規則第46条及び連結財務諸表規則第44条の2の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。）
  - (h) 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（中間連結財務諸表規則第65条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）
  - (i) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（連結財務諸表規則第65条の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。）
  - (j) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額（中間連結財務諸表規則第65条第2項に規定する潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額をいう。）
  - (k) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（連結財務諸表規則第65条の2第2項に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。）
  - (l) 自己資本比率（中間連結会計期間に係るものにあつては、中間連結会計期間に係る純資産額から中間連結財務諸表規則第45条の3の規定による新株予約権の金額及び中間連結財務諸表規則第2条第9号に規定する少数株主持分の金額を控除した額を当該中間連結会計期間に係る総資産額で除した割合を、連結会計年度に係るものにあつては、連結会計年度に係る純資産額から連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定による新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する少数株主持分の金額を控除した額を当該連結会計年度に係る総資産額で除した割合をいう。）
  - (m) 営業活動によるキャッシュ・フロー
  - (n) 投資活動によるキャッシュ・フロー
  - (o) 財務活動によるキャッシュ・フロー
  - (p) 現金及び現金同等物の中間期末残高又は期末残高
  - (q) 従業員数
- b 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、中間連結財務諸表を作成している場合において中間財務諸表に1株当たり純資産額、1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を注記していないときは、(j)から(n)までに掲げる事項の記載を省略することができる。
- (a) 売上高
  - (b) 経常利益金額又は経常損失金額
  - (c) 中間純利益金額又は中間純損失金額
  - (d) 当期純利益金額又は当期純損失金額
  - (e) 持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額（中間財務諸表等規則第5条の7の規定により注記しなければならない投資利益又は投資損失の金額をいう。ただし、中間連結財務諸表を作成している場合を除く。）
  - (f) 資本金
  - (g) 発行済株式総数
  - (h) 純資産額

- (i) 総資産額
  - (j) 1株当たり純資産額（中間財務諸表等規則第36条の3及び財務諸表等規則第68条の4の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。）
  - (k) 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（中間財務諸表等規則第52条の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）
  - (l) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（財務諸表等規則第95条の5の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。）
  - (m) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額（中間財務諸表等規則第52条の2第2項に規定する潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額をいう。）
  - (n) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（財務諸表等規則第95条の5の2第2項に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。）
  - (o) 1株当たり配当額（会社法第453条の規定に基づき支払われた剰余金の配当（同法第454条第5項に規定する中間配当の金額を含む。）をいう。）
  - (p) 自己資本比率（中間会計期間に係るものにあつては、中間会計期間に係る純資産額から中間財務諸表等規則第36条の2の4の規定による新株予約権の金額を控除した額を当該中間会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあつては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第68条第1項の規定による新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。）
  - (q) 営業活動によるキャッシュ・フロー（中間連結財務諸表を作成している場合を除く。）
  - (r) 投資活動によるキャッシュ・フロー（中間連結財務諸表を作成している場合を除く。）
  - (s) 財務活動によるキャッシュ・フロー（中間連結財務諸表を作成している場合を除く。）
  - (t) 現金及び現金同等物の中間期末残高又は期末残高（中間連結財務諸表を作成している場合を除く。）
  - (u) 従業員数
- c 「4 従業員の状況」において、連結会社及び提出会社における臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、aの(q)及びbの(u)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。
- (6) 事業の内容
- 当中間連結会計期間において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があった場合には、その内容を記載すること。
- なお、事業の種類別セグメントの区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載すること。
- (7) 関係会社の状況
- a 当中間連結会計期間において、提出会社の関係会社（重要性の乏しい関係会社を除く。以下この(7)において同じ。）に異動があった場合には、その内容を記載すること。
- また、新たに提出会社の関係会社となった会社等については、当該関係会社の名称、住所、資本金又は出資金、主要な事業の内容、議決権に対する提出会社の所有割合及び提出会社と関係会社との関係内容（例えば、役員の兼任等、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借、業務提携等の関係内容をいう。）に

ついて記載すること。

なお、中間連結財務諸表を作成していない場合には、当中間会計期間における提出会社の関係会社の異動の状況について、これに準じて記載すること。

- b 住所については、市町村（政令指定都市にあっては区）程度の記載で差し支えない。また、主要な事業の内容については、事業の種類別セグメントの名称を記載することで差し支えない。
  - c 関係会社の議決権に対する提出会社の所有割合については、提出会社の他の子会社による間接所有の議決権がある場合には、当該関係会社の議決権の総数に対する提出会社及び当該他の子会社が所有する当該関係会社の議決権の合計の割合を記載するとともに、間接所有の議決権の合計の割合を内書きとして記載すること。
  - d 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が存在することにより、新たに子会社又は関連会社として判定された会社等がある場合には、これらの者が所有する議決権の割合を併せて記載すること。
  - e 新たに関係会社となった会社等が親会社又はその他の関係会社である場合には、提出会社の議決権に対する当該親会社又はその他の関係会社の所有割合を記載すること。
  - f 新たに関係会社となった会社等について、次に掲げる事項を記載すること。
    - (a) 特定子会社に該当する関係会社があるときは、その旨
    - (b) 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している関係会社があるときは、その旨
    - (c) 中間連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況（負債の総額が資産の総額を上回っている状況をいう。以下このfにおいて同じ。）にある関係会社があるときは、その旨及び債務超過の金額
    - (d) 中間連結財務諸表を作成していない場合において、重要な債務超過の状況にある関係会社があるときは、その旨及び債務超過の金額
- (8) 従業員の状況
- a 当中間連結会計期間の末日現在の連結会社における従業員数（就業人員数をいう。以下この様式において同じ。）を事業の種類別セグメントに関連付けて記載すること。また、提出会社の当中間会計期間の末日現在の従業員について、その数を記載すること。
  - b 連結会社又は提出会社において、臨時従業員が相当数以上ある場合には、当中間連結会計期間又は当中間会計期間におけるその平均雇用人員を外書きで示すこと。ただし、当該臨時従業員の総数が従業員数の100分の10未満であるときは、記載を省略することができる。
  - c 当中間連結会計期間又は当中間会計期間において、連結会社又は提出会社の従業員の人員に著しい増減があった場合にはその事情を、労働組合との間に特記すべき事項等があった場合にはその旨を簡潔に記載すること。
- (9) 業績等の概要
- a 当中間連結会計期間における業績及びキャッシュ・フロー（中間連結財務諸表規則第2条第10号に規定するキャッシュ・フローをいう。）の状況について、前年同期と比較して分析的に記載すること。

なお、業績については、事業の種類別セグメント及び所在地別セグメントの区分により記載すること。
  - b 中間連結財務諸表を作成していない場合には、当中間会計期間における業績

及びキャッシュ・フロー（中間財務諸表等規則第2条の2第4号に規定するキャッシュ・フローをいう。）の状況について、前年同期と比較して分析的に記載すること。

(10) 生産、受注及び販売の状況

- a 当中間連結会計期間における生産、受注及び販売の実績について、前年同期と比較して、事業の種類別セグメントに関連付けて記載すること。ただし、業種・業態によりこれによりがたい場合には、「業績等の概要」の記載に含めて生産、受注及び販売の状況について記載することができる。
- b 中間連結財務諸表を作成していない場合には、当中間会計期間における生産、受注及び販売の実績について前年同期と比較して事業部門等に関連付けて記載すること。また、当中間会計期間の前中間会計期間及び当中間会計期間における輸出高の総額及び総販売実績に対する輸出高の割合並びに輸出高の総額に対する主要な輸出先国又は地域別の輸出の割合を記載すること。ただし、総販売実績に対する輸出高の割合が100分の10未満である場合には、記載を省略することができる。
- c 生産能力、主要な原材料価格、主要な製商品の仕入価格・販売価格等に著しい変化があった場合、季節的変動が大きい場合、その他生産、受注及び販売等に関して特記すべき事項があるときは、事業の種類別セグメントに関連付けてその内容について記載すること。
- d 主要な販売先がある場合には、当中間連結会計期間の前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間の前中間会計期間及び当中間会計期間）における相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合を記載すること。ただし、当該割合が100分の10未満の相手先については記載を省略することができる。

(11) 対処すべき課題

当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間）において、連結会社（中間連結財務諸表を作成していない場合には提出会社）の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合には、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。

なお、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下この様式において「基本方針」という。）を定めている会社については、会社法施行規則第127条各号に掲げる事項を記載すること。

(12) 経営上の重要な契約等

- a 当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間。以下この(12)において同じ。）において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社（吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

- b 当中間連結会計期間において、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は重要な事業の全部若しくは一部の譲受けが行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、その概要について記載すること。
  - c 当中間連結会計期間において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、その内容を記載すること。
  - d 当中間連結会計期間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社（以下この様式において「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換及び株式移転の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。
  - e 当中間連結会計期間において、吸収分割又は新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収分割又は新設分割の目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況、吸収分割会社となる会社又は新設分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収分割承継会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収分割又は新設分割の後の吸収分割承継会社となる会社（吸収分割会社に割り当てられる財産が吸収分割承継会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設分割設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。
- (13) 研究開発活動
- 当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間）における研究開発活動の状況（例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等）及び研究開発費の金額を、事業の種類別セグメントに関連付けて概括的に記載すること。
- (14) 主要な設備の状況
- a 当中間連結会計期間において、主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む。）に重要な異動があった場合には、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名（提出会社の場合を除く。）、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額（土地については、その面積も示す。）及び従業員数を、事業の種類別セグメントに関連付けて記載すること。
- 当中間連結財務諸表を作成していない場合には、当中間会計期間における主要な設備の異動の状況について、これに準じて記載すること。
- b 当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間）において、主要な設備のうちに生産能力に重要な影響を及ぼすような機械装置等の休止があった場合には、その内容を記載すること。
- (15) 設備の新設、除却等の計画

- a 前連結会計年度末（中間連結財務諸表を作成していない場合には前事業年度末。以下この(15)において同じ。）において計画中であった重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等について、当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間。以下この(15)において同じ。）に重要な変更があった場合には、事業の種類別セグメントに関連付けて、変更の内容を記載すること。
- b 前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等のうち、当中間連結会計期間において完了したものがあるときは、その旨及び完了年月を記載すること。なお、「主要な設備の状況」の項で記載しても差し支えない。
- c 当中間連結会計期間において、新たに重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画が確定した場合には、その内容（例えば、事業所名、所在地、事業の内容、設備の内容、投資予定金額（総額及び既支払額）、資金調達方法（増資資金、社債発行資金、自己資金、借入金等の別をいう。）、着手及び完了予定年月、完成後における増加能力等）を、事業の種類別セグメントに関連付けて記載すること。
- (16) 株式の総数等
- a 「発行可能株式総数」の欄には、当中間会計期間の末日現在の定款に定められた発行可能株式総数を記載すること。
- なお、当中間会計期間の末日後半期報告書の提出日までの間に定款に定められた発行可能株式総数に増減があった場合には、その旨、その決議があった日、株式数が増（減）した日、増（減）株式数及び増（減）後の株式の総数を欄外に記載すること。
- b 「発行済株式」の「種類」の欄には、会社が会社法第108条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行するときは、株式の種類を記載し、その種類ごとに株式の具体的な内容を欄外に記載すること。
- この場合、取得請求権付株式については取得の対価及び請求期間、取得条項付株式については取得の対価及び取得事由、全部取得条項付種類株式については取得対価の決定方法及び条件、譲渡制限株式については会社が譲渡を承認したとみなす場合の条件、議決権制限株式については議決権行使事項及び条件、拒否権付株式については種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を必要とする事項及び条件、種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役又は監査役を選任する株式については選任する取締役又は監査役の数を欄外に記載すること。
- なお、ある種類の株式の内容として会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨定款で定めた場合には、欄外にその旨記載すること。
- また、無議決権株式又は議決権制限株式であっても、定款の定めにより議決権を有することとなる場合には、その旨及びその内容を欄外に記載することとし、会社が発行する全部の株式の内容について会社法第107条第1項各号に規定する事項を定めた場合には、その具体的な内容を欄外に記載すること。
- c 「発行数」の欄には、当中間会計期間の末日現在及び提出日現在の発行数を記載すること。
- なお、新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合（商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若

- しくは新株引受権付社債又は同条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券（以下このc、(17)及び(19)において「旧転換社債等」という。）を発行している場合を含む。）の「提出日現在」の欄に記載すべき発行数については、当該新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）によるもの限り、半期報告書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。
- d 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を欄外に記載すること。
- e 協同組織金融機関の場合には、普通出資及び優先出資に区分して記載すること（「1 株式等の状況」の「(4) 発行済株式総数、資本金等の状況」から「(6) 議決権の状況」までにおいて同じ。）。
- f 相互会社にあつては、記載を要しない（「1 株式等の状況」の「(5) 大株主の状況」から「2 株価の推移」までにおいて同じ。）。
- (17) 新株予約権等の状況
- a 新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、当中間会計期間の末日現在並びに報告書提出日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の数、目的となる株式の種類及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項並びに組織再編成行為に伴う交付に関する事項を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。
- b その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権又は新株予約権付社債に準じて記載すること。
- c 旧転換社債等が発行している場合には、当中間会計期間の末日現在並びに報告書提出日の属する月の前月末現在における転換社債の残高、転換価格及び資本組入額又は新株引受権の残高、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を記載すること。
- d 「代用払込みに関する事項」の欄には、金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。
- e 「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄には、会社法第236条第1項第8号に規定する事項を記載すること。
- f 会社法第236条第1項各号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる新株予約権を発行した場合には、内容の異なる新株予約権ごとに記載すること。
- (18) ライツプランの内容
- a 「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「3 対処すべき課題」において記載を要する基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行している場合には、「ライツプランの内容」の欄に記載すること。なお、「(2) 新株予約権等の状況」の記載と重複している場合には、その旨のみを記載することができる。
- b 「ライツプランの内容」の欄には、発行済みの新株予約権について記載することを要し、未発行の場合には記載を要しない。
- (19) 発行済株式総数、資本金等の状況
- a 当中間会計期間における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減につ

いて記載すること。

- b 新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当中間会計期間中の合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。

利益準備金、資本準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本金に組入れた場合又は利益処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。

発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

- c 相互会社にあつては、発行済株式総数に係る記載を省略し、「資本金及び資本準備金」を「基金等の総額」に読み替えて記載し、基金等の概要及び基金償却積立金の額を注記すること。なお、基金等とは、基金及び保険業法第56条に規定する基金償却積立金をいう。

#### (20) 大株主の状況

- a 当中間会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。
- b 「所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。
- c 「大株主」は、所有株式数の多い順に10名程度について記載し、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。

なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。

- d 当中間会計期間において主要株主の異動があつた場合には、その旨を注記すること。
- e 会社が大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合（法第27条の30の11第4項の規定により送付したとみなされる場合を含む。）であつて、当該大量保有報告書等に記載された当該書類の提出者の株券等の保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載すること。

なお、記載内容が大幅に相違している場合であつて実質所有状況の確認ができないときには、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記すること。

#### (21) 議決権の状況

- a 当中間会計期間の末日現在の「議決権の状況」について記載すること。
- b 「無議決権株式」の欄には、無議決権株式（単元未満株式を除く。）の総数及び内容を記載すること。
- c 「議決権制限株式（自己株式等）」の欄には、議決権制限株式（単元未満株式を除く。dにおいて同じ。）のうち、自己保有株式及び相互保有株式について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。
- d 「議決権制限株式（その他）」の欄には、cに該当する議決権制限株式以外の議決権制限株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。
- e 「完全議決権株式（自己株式等）」の欄には、完全議決権株式のうち、自己保有株式及び相互保有株式について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。
- f 「完全議決権株式（その他）」の欄には、eに該当する完全議決権株式以外

の完全議決権株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。

g 「単元未満株式」の欄には、単元未満株式の総数を種類ごとに記載すること。

h 「他人名義」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を記載するとともに、欄外に他人名義で所有している理由並びにその名義人の氏名又は名称及び住所を記載すること。

なお、株主名簿において所有者となっている場合であっても実質的に所有していない株式については、その旨及びその株式数を欄外に記載すること。

(22) 株価の推移

a 株式が金融商品取引所に上場されている場合には、主要な1金融商品取引所の市場相場を記載し、当該金融商品取引所名を注記すること。

b 株式が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、当該認可金融商品取引業協会の発表する相場を記載するとともに、その旨を注記すること。

c その他の銘柄で気配相場がある場合には、当該気配相場を記載し、その旨を注記すること。

(23) 役員 の 状 況

a 前事業年度の有価証券報告書の提出日後半期報告書の提出日までに役員に異動があった場合に記載すること。

b 新任役員については、その役職名、氏名、生年月日、主要略歴（例えば、入社年月、役員就任直前の役職名、役員就任年月、他の主要な会社の代表取締役 に就任している場合の当該役職名、中途入社の場合における前職）、任期及び所有株式数を記載すること（所有株式数は、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。）。また、他の役員と二親等内の親族関係がある場合には、その内容を記載すること。

なお、相互会社の場合にあつては、「所有株式数」の記載を要しない。

c 退任役員については、その役職名、氏名及び退任年月日を記載すること。

d 役員 の 役 職 の 異 動 に つ い て は 、 当 該 役 員 の 氏 名 、 新 旧 役 職 名 及 び 異 動 年 月 日 を 記 載 する こと 。

e 会社が、会社法第108条第1項第9号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合に、当該種類の株主によって選任された役員がいる場合はその旨を欄外に注記すること。

(24) 経理の状況

a 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれに準じて中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下この(24)において「中間連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。

b 中間連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及び作成していない理由を記載すること。

c 中間連結財務諸表等について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨及び公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。

なお、当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間）において、公認会計士又は監査法人が交代した場合には、その旨を記載すること。

(25) 中間連結財務諸表

a 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書については、当中間連結会計期間の前

中間連結会計期間（以下この様式において「前中間連結会計期間」という。）に係るものを左側に、当中間連結会計期間に係るものを右側に配列して記載すること。

なお、(26)、(27)、(28)及び(29)の規定により、要約連結貸借対照表（有価証券報告書に記載された連結貸借対照表を中間連結貸借対照表の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。）、要約連結損益計算書（有価証券報告書に記載された連結損益計算書を中間連結損益計算書の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。）、連結株主資本等変動計算書又は要約連結株主資本等変動計算書（有価証券報告書に記載された連結株主資本等変動計算書を中間連結株主資本等変動計算書の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。）及び連結キャッシュ・フロー計算書又は要約連結キャッシュ・フロー計算書（有価証券報告書に記載された連結キャッシュ・フロー計算書を中間連結キャッシュ・フロー計算書の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。）を掲げる場合には、当中間連結会計期間に係る中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書の右側に配列してそれぞれ記載すること。

b 中間連結財務諸表の作成に当たっては、中間連結財務諸表規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。

c 中間連結財務諸表に対する中間監査報告書は、中間連結財務諸表に添付すること。

なお、中間連結財務諸表のうち、従前において法第5条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された有価証券届出書又は半期報告書に含まれた中間連結財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該中間連結財務諸表に対する中間監査報告書によるものとする。

(26) 中間連結貸借対照表

当中間連結会計期間に係る中間連結貸借対照表と前中間連結会計期間に係る中間連結貸借対照表を掲げて比較すること。

なお、この場合には、前連結会計年度に係る要約連結貸借対照表を併せて掲げること。

(27) 中間連結損益計算書

当中間連結会計期間に係る中間連結損益計算書と前中間連結会計期間に係る中間連結損益計算書を掲げて比較すること。

なお、この場合には、前連結会計年度に係る要約連結損益計算書を併せて掲げること。

(28) 中間連結株主資本等変動計算書

当中間連結会計期間に係る中間連結株主資本等変動計算書と前中間連結会計期間に係る中間連結株主資本等変動計算書を掲げること。

なお、この場合には、前連結会計年度に係る連結株主資本等変動計算書又は要約連結株主資本等変動計算書を併せて掲げること。

(29) 中間連結キャッシュ・フロー計算書

当中間連結会計期間に係る中間連結キャッシュ・フロー計算書と前中間連結会計期間に係る中間連結キャッシュ・フロー計算書を掲げること。

なお、この場合には、前連結会計年度に係る連結キャッシュ・フロー計算書又

は要約連結キャッシュ・フロー計算書を併せて掲げること。

(30) その他

- a 当中間連結会計期間終了後半期報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。

ただし、この半期報告書の他の箇所に含めて記載したものについては、記載を要しない。

- b 当中間連結会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。

(31) 中間財務諸表

- a 中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成している場合には中間キャッシュ・フロー計算書を除く。）について、当中間会計期間の前中間会計期間（以下この様式において「前中間会計期間」という。）に係るものを左側に、当中間会計期間に係るものを右側に配列して記載すること。

なお、(32)、(33)、(34)及び(35)の規定により、要約貸借対照表（有価証券報告書に記載された貸借対照表を中間貸借対照表の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。）、要約損益計算書（有価証券報告書に記載された損益計算書を中間損益計算書の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。）、株主資本等変動計算書又は要約株主資本等変動計算書（有価証券報告書に記載された株主資本等変動計算書を中間株主資本等変動計算書の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。）及びキャッシュ・フロー計算書又は要約キャッシュ・フロー計算書（有価証券報告書に記載されたキャッシュ・フロー計算書を中間キャッシュ・フロー計算書の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。）を掲げる場合には、当中間会計期間に係る中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書の右側に配列してそれぞれ記載すること。

- b 中間財務諸表の作成に当たっては、中間財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。

- c 中間財務諸表に対する中間監査報告書は、中間財務諸表に添付すること。

なお、中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された有価証券届出書又は半期報告書に含まれた中間財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該中間財務諸表に対する中間監査報告書によるものとする。

(32) 中間貸借対照表

当中間会計期間に係る中間貸借対照表と前中間会計期間に係る中間貸借対照表を掲げて比較すること。

なお、この場合には、前事業年度に係る要約貸借対照表を併せて掲げること。

(33) 中間損益計算書

当中間会計期間に係る中間損益計算書と前中間会計期間に係る中間損益計算書を掲げて比較すること。

なお、この場合には、前事業年度に係る要約損益計算書を併せて掲げること。

(34) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間に係る中間株主資本等変動計算書と前中間会計期間に係る中間

株主資本等変動計算書を掲げること。

なお、この場合には、前事業年度に係る株主資本等変動計算書又は要約株主資本等変動計算書を併せて掲げること。

(35) 中間キャッシュ・フロー計算書

中間連結財務諸表を作成していない場合には、当中間会計期間に係る中間キャッシュ・フロー計算書と前中間会計期間に係る中間キャッシュ・フロー計算書を掲げて比較すること。

なお、この場合には、前事業年度に係るキャッシュ・フロー計算書又は要約キャッシュ・フロー計算書を併せて掲げること。

(36) その他

a 当中間会計期間及び当中間会計期間終了後半期報告書提出日までの間に中間配当について取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該中間配当による配当金の総額及び1株当たりの金額を注記すること。

b 当中間会計期間終了後半期報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。

ただし、この半期報告書の他の箇所に含めて記載したものについては、記載を要しない。

c 当中間会計期間において、提出会社の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。

(37) 提出会社の参考情報

a 当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること。

b 臨時報告書が当該書類に含まれている場合には、その提出理由について、第19条第2項各号若しくは第3項又は第19条の2のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを併せて記載すること。

c 訂正報告書が当該書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを併せて記載すること。

(38) 保証の対象となっている社債（短期社債を除く。）

提出会社の発行している公募社債等のうち、保証の対象となっているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債等の総額、償還額、提出会社の当該半期末現在の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。

(39) 継続開示会社たる保証会社に関する事項

a 提出会社の発行している公募社債等に保証の対象となっているものがあり、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者である場合に記載すること。

b 本半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の四半期報告書又は半期報告書が提出されている場合には、当該四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る四半期報告書又は半期報告書が本半期報告書提出後に遅滞なく提

出されることが見込まれる場合にはその旨を併せて記載すること。

- c 「② 臨時報告書」については、その提出理由について、第19条第2項各号若しくは第3項又は第19条の2のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを併せて記載すること。
  - d 「③ 訂正報告書」については、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを併せて記載すること。
- (40) 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項
- a 提出会社の発行している公募社債等に保証の対象となっているものがあり、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者でない場合に記載すること。
  - b 当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に関する当該保証会社の業績の概要について、第三号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。  
なお、連結キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。  
ただし、当該保証会社の事業年度が1年である場合であって、本半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度が開始した日からおおむね9箇月経過後に本半期報告書が提出された場合には、当該事業年度が開始した日以後6箇月の当該保証会社の業績の概要について、本様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。  
なお、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

(41) 保証会社以外の会社の情報

提出会社の発行している有価証券に関し、連動子会社（第19条第3項に規定する連動子会社をいう。）その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社の企業情報について記載すること。

- a 「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、発行価額又は売出価額の総額、上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名等を記載すること。
- b 「2 継続開示会社たる当該会社に関する事項」及び「3 継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項」については、第二部中「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」及び「3 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項」に準じて記載すること。
- c 連動子会社については、当中間連結会計期間に係る中間連結キャッシュ・フロー計算書及び前中間連結会計期間に係る中間連結キャッシュ・フロー計算書又は当中間会計期間に係る中間キャッシュ・フロー計算書及び前中間会計期間に係る中間キャッシュ・フロー計算書を掲げること。ただし、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合には、これらに準じて、中間連結キャッシュ・フロー又は中間キャッシュ・フローの状況を記載すること。

(42) 指数等の情報

提出会社の発行している有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報について記載すること。

- a 「1 当該指数等の情報の開示を必要とする理由」については、理由及び当該指数等の内容を記載すること。
- b 「2 当該指数等の推移」については、当該指数等の最近5事業年度（6箇

月を1事業年度とする会社(あつては10事業年度)の年度別最高・最低値及び当半期中6箇月間の月別最高・最低値を記載すること。

(43) 読替え

- a 提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「社会医療法人債」と、「企業」とあるのは「法人」と、「会社」とあるのは「法人」と読み替えて記載すること。
- b 提出者が、学校法人等である場合には、本様式中「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「学校法人等に対する金銭債権」と、「企業」とあるのは「学校法人等」と、「会社」とあるのは「学校法人等」と読み替えて記載すること。

(44) 社会医療法人債券の特例

提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」の項目については、第二号様式記載上の注意(86)に準じて記載すること。なお、第二号様式記載上の注意(86)中「最近事業年度」とあるのは「最近中間会計期間」と読み替えて記載すること。

(45) 学校法人等の特例

提出者が、学校法人等である場合には、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」の項目については、第二号様式記載上の注意(87)に準じて記載すること。なお、第二号様式記載上の注意(87)中「最近事業年度」とあるのは「最近中間会計期間」と読み替えて記載すること。

第五号の二様式

【表紙】

【提出書類】 半期報告書  
 【提出先】 \_\_\_\_財務（支）局長  
 【提出日】 平成 年 月 日  
 【中間会計期間】 第 期中（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）  
 【会社名】（2） \_\_\_\_\_  
 【英訳名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】（3） \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】（4） 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

- 1【主要な経営指標等の推移】（5）  
 2【事業の内容】（6）  
 3【株式等の状況】（7）

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
計	

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (年 月 日)	提出日現在発行数 (株) (年 月 日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
計			—	—

(2)【新株予約権等の状況】

	中間会計期間末現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)
新株予約権の数		
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数		
新株予約権の行使時の払込金額		

新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(3) 【ライツプランの内容】

決議年月日	
付与対象者	
新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
取得条項に関する事項	
信託の設定の状況	
代用払込みに関する事項	

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増 減額(円)	資本金残 高(円)	資本準備 金増減額 (円)	資本準備 金残高 (円)

(5) 【大株主の状況】 年 月 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計	—		

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】 年 月 日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式		—	
議決権制限株式(自己株式等)		—	

議決権制限株式（その他）			
完全議決権株式（自己株式等）		—	
完全議決権株式（その他）			
単元未満株式		—	
発行済株式総数		—	—
総株主の議決権	—		—

②【自己株式等】 年 月 日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計	—				

4【株価の推移】(8)

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別						
最高(円)						
最低(円)						

5【役員の状態】(9)

6【従業員の状態】(10)

第2【事業の状態】

1【業績等の概要】(11)

2【生産、受注及び販売の状態】(12)

3【対処すべき課題】(13)

4【経営上の重要な契約等】(14)

5【研究開発活動】(15)

第3【設備の状態】

1【主要な設備の状態】(16)

2【設備の新設、除却等の計画】(17)

第4【経理の状態】(18)

1【中間財務諸表】(19)

(1)【中間貸借対照表】

(2)【中間損益計算書】

(3)【中間株主資本等変動計算書】

(4)【中間キャッシュ・フロー計算書】

2【その他】(20)

第5【提出会社の参考情報】(21)

第二部【関係会社の情報】(22)

第三部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

1【保証の対象となっている社債】(23)

2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(24)

(1)【保証会社が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】

事業年度 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務(支)局長に提出

②【臨時報告書】

①の書類の提出後、本半期報告書提出日(平成 年 月 日)までに、臨時報告書を平成 年 月 日に\_\_\_\_財務(支)局長に提出

③【訂正報告書】

訂正報告書(上記 \_\_\_\_\_ の訂正報告書)を平成 年 月 日に\_\_\_\_財務(支)局長に提出

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】(25)

第2【保証会社以外の会社の情報】(26)

- 1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】
- 2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】
- 3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

第3【指数等の情報】(27)

- 1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】
- 2【当該指数等の推移】

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、半期報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
- b 「第一部 企業情報」に係る記載上の注意は主として製造業について示したものであり、他の業種については、これに準じて記載すること。
- c 半期報告書に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。

(2) 会社名

提出者が指定法人である場合には、「会社」を「指定法人」に読み替えて記載すること。

(3) 代表者の役職氏名

法第27条の30の5第1項の規定により半期報告書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。

(4) 縦覧に供する場所

第五号様式記載上の注意(4)に準じて記載すること。

(5) 主要な経営指標等の推移

- a 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。
  - (a) 売上高
  - (b) 経常利益金額又は経常損失金額
  - (c) 中間純利益金額又は中間純損失金額
  - (d) 当期純利益金額又は当期純損失金額
  - (e) 資本金
  - (f) 発行済株式総数
  - (g) 純資産額
  - (h) 総資産額
  - (i) 1株当たり純資産額(中間財務諸表等規則第36条の3及び財務諸表等規則第68条の4の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をい

う。)

- (j) 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（中間財務諸表等規則第52条の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）
  - (k) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（財務諸表等規則第95条の5の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。）
  - (l) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額（中間財務諸表等規則第52条の2第2項に規定する潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額をいう。）
  - (m) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（財務諸表等規則第95条の5の2第2項に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。）
  - (n) 1株当たり配当額（会社法第453条の規定に基づき支払われた剰余金の配当（同法第454条第5項に規定する中間配当の金額を含む。）をいう。）
  - (o) 自己資本比率（中間会計期間に係るものにあつては、中間会計期間に係る純資産額から中間財務諸表等規則第36条の2の4の規定による新株予約権の金額を控除した額を当該中間会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあつては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第68条第1項の規定による新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。）
  - (p) 営業活動によるキャッシュ・フロー
  - (q) 投資活動によるキャッシュ・フロー
  - (r) 財務活動によるキャッシュ・フロー
  - (s) 現金及び現金同等物の中間期末残高又は期末残高
  - (t) 従業員数
- b 「6 従業員の状況」において、提出会社における臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、aの(t)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。
- (6) 事業の内容  
当中間会計期間において、提出会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があった場合には、その内容を記載すること。
- (7) 株式等の状況  
第五号様式記載上の注意(16)から(21)までに準じて記載すること。
- (8) 株価の推移  
第五号様式記載上の注意(22)に準じて記載すること。
- (9) 役員の状況  
第五号様式記載上の注意(23)に準じて記載すること。
- (10) 従業員の状況
- a 当中間会計期間の末日現在の従業員について、その数を記載すること。また、事業部門別の従業員を記載すること。
  - b 臨時従業員が相当数以上ある場合には、当中間会計期間におけるその平均雇用人員を外書きで示すこと。ただし、当該臨時従業員の総数が従業員数の10分の10未満であるときは、記載を省略することができる。
  - c 当中間会計期間において、従業員の人員に著しい増減があった場合にはその事情を、労働組合との間に特記すべき事項等があった場合にはその旨を簡潔に記載すること。
- (11) 業績等の概要  
当中間会計期間における業績及びキャッシュ・フロー（中間財務諸表等規則第

2条の2第4号に規定するキャッシュ・フローをいう。)の状況について、前年同期と比較して分析的に記載すること。

(12) 生産、受注及び販売の状況

- a 当中間会計期間における生産、受注及び販売の実績について前年同期と比較して事業部門等に関連付けて記載すること。また、当中間会計期間の前中間会計期間及び当中間会計期間における輸出高の総額及び総販売実績に対する輸出高の割合並びに輸出高の総額に対する主要な輸出先国又は地域別の輸出の割合を記載すること。ただし、総販売実績に対する輸出高の割合が100分の10未満である場合には、記載を省略することができる。
- b 生産能力、主要な原材料価格、主要な製商品の仕入価格・販売価格等に著しい変化があった場合、季節的変動が大きい場合、その他生産、受注及び販売等に関して特記すべき事項があるときは、事業部門別に関連付けてその内容について記載すること。
- c 主要な販売先がある場合には、当中間会計期間の前中間会計期間及び当中間会計期間における相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合を記載すること。ただし、当該割合が100分の10未満の相手先については記載を省略することができる。

(13) 対処すべき課題

当中間会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合には、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。

なお、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている会社については、会社法施行規則第127条各号に掲げる事項を記載すること。

(14) 経営上の重要な契約等

- a 当中間会計期間において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社（吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。
- b 当中間会計期間において、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は重要な事業の全部若しくは一部の譲受けが行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、その概要について記載すること。
- c 当中間会計期間において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、その内容を記載すること。
- d 当中間会計期間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社とな

る会社又は株式移転設立完全親会社となる会社（以下この様式において「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換又は株式移転の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。

- e 当中間会計期間において、吸収分割又は新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収分割又は新設分割の目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況、吸収分割会社となる会社又は新設分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収分割承継会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収分割又は新設分割の後の吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社（吸収分割会社に割り当てられる財産が吸収分割承継会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。

(15) 研究開発活動

当中間会計期間における研究開発活動の状況（例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等）及び研究開発費の金額を、事業の種類別セグメントに関連付けて概括的に記載すること。

(16) 主要な設備の状況

- a 当中間会計期間における主要な設備（賃借しているものを含む。）について重要な異動があった場合には、事業所名、所在地、設備の内容、関連する事業部門等設備の種類別の帳簿価額（土地については、その面積も示す。）及び従業員数を記載すること。
- b 当中間会計期間において、主要な設備のうちに生産能力に重要な影響を及ぼすような機械装置等の休止があった場合には、その内容を記載すること。

(17) 設備の新設、除却等の計画

- a 前事業年度末において計画中であった重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等について、当中間会計期間に重要な変更があった場合には、変更の内容を記載すること。
- b 前事業年度末において計画中であった重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等のうち、当中間会計期間において完了したものがあるときは、その旨及び完了年月を記載すること。なお、「主要な設備の状況」の項で記載しても差し支えない。
- c 当中間会計期間において、新たに重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画が確定した場合には、その内容（例えば、事業所名、所在地、事業の内容、設備の内容、関連する事業の部門等、投資予定金額（総額及び既支払額）、資金調達方法（増資資金、社債発行資金、自己資金、借入金等の別をいう。）、着手及び完了予定年月、完成後における増加能力等）を記載すること。

(18) 経理の状況

- a 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれに準じて中間財務諸表を作成している場合には、その旨を記載すること。

- b 中間財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨及び公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。なお、当中間会計期間において、公認会計士又は監査法人が交代した場合には、その旨を記載すること。
- (19) 中間財務諸表  
第五号様式記載上の注意(31)から(35)までに準じて記載すること。
- (20) その他  
第五号様式記載上の注意(36)に準じて記載すること。
- (21) 提出会社の参考情報  
第五号様式記載上の注意(37)に準じて記載すること。
- (22) 関係会社の情報
  - a 当中間連結会計期間において、提出会社の関係会社（重要性の乏しい関係会社を除く。以下この(22)において同じ。）に異動があった場合には、その内容を記載すること。  
また、新たに提出会社の関係会社となった会社等については、当該関係会社の名称、住所、資本金又は出資金、主要な事業の内容、議決権に対する提出会社の所有割合及び提出会社と関係会社との関係内容（例えば、役員の兼任等、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借、業務提携等の関係内容をいう。）について記載すること。なお、中間連結財務諸表を作成していない場合には、当中間会計期間における提出会社の関係会社の異動の状況について、これに準じて記載すること。
  - b 住所については、市町村（政令指定都市にあつては区）程度の記載で差し支えない。また、主要な事業の内容については、事業の種類別セグメントの名称を記載することで差し支えない。
  - c 議決権に対する提出会社の所有割合については、提出会社の他の子会社による間接所有の議決権がある場合には、当該関係会社の議決権の総数に対する提出会社及び当該他の子会社が所有する当該関係会社の議決権の合計の割合を記載するとともに、間接所有の議決権の合計の割合を内書きとして記載すること。
  - d 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が存在することにより、新たに子会社又は関連会社として判定された会社等がある場合には、これらの者が所有する議決権の割合を併せて記載すること。
  - e 新たに関係会社となった会社等が親会社又はその他の関係会社である場合には、提出会社の議決権に対する当該親会社又はその他の関係会社の所有割合を記載すること。
  - f 新たに関係会社となった会社等について、次に掲げる事項を記載すること。
    - (a) 特定子会社に該当する関係会社があるときは、その旨
    - (b) 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している関係会社があるときは、その旨
    - (c) 重要な債務超過の状況にある関係会社があるときは、その旨及び債務超過の金額
- (23) 保証の対象となっている社債  
第五号様式記載上の注意(38)に準じて記載すること。
- (24) 継続開示会社たる保証会社に関する事項  
第五号様式記載上の注意(39)に準じて記載すること。
- (25) 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項

第五号様式記載上の注意(40)に準じて記載すること。ただし、「第5 経理の状況」とあるのは「第4 経理の状況」と読み替えるものとする。

(26) 保証会社以外の会社の情報

第五号様式記載上の注意(41)に準じて記載すること。

(27) 指数等の情報

第五号様式記載上の注意(42)に準じて記載すること。

(28) 読替え

a 提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「社会医療法人債」と、「企業」とあるのは「法人」と、「会社」とあるのは「法人」と読み替えて記載すること。

b 提出者が、学校法人等である場合には、本様式中「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「学校法人等に対する金銭債権」と、「企業」とあるのは「学校法人等」と、「会社」とあるのは「学校法人等」と読み替えて記載すること。

(29) 社会医療法人債券の特例

提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」の項目については、第二号様式記載上の注意(86)に準じて記載すること。なお、第二号様式記載上の注意(86)中「最近事業年度」とあるのは「最近中間会計期間」と読み替えて記載すること。

(30) 学校法人等の特例

提出者が、学校法人等である場合には、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」の項目については、第二号様式記載上の注意(87)に準じて記載すること。なお、第二号様式記載上の注意(87)中「最近事業年度」とあるのは「最近中間会計期間」と読み替えて記載すること。



とあるのは「医療法人名」と、「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所  
の所在地」と読み替えて記載すること。

- b 提出者が、学校法人等である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「学  
校法人等名」と、「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」  
と読み替えて記載すること。

第五号の四様式

【表紙】

【提出書類】 親会社等状況報告書  
 【根拠条文】 金融商品取引法第24条の7第1項及び第2項  
 【提出先】 〃財務(支)局長  
 【提出日】 平成 年 月 日  
 【事業年度】 第 期(自 平成 年 月 日至 平成 年 月 日)

【会社名】 \_\_\_\_\_  
 【英訳名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【提出子会社名】(1) \_\_\_\_\_  
 【提出子会社代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_  
 【提出子会社本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

第1【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【所有者別状況】

区 分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未 満株式 の状況 (株)
	政府及 び地方 公共団 体	金融機 関	金融商 品取引 業者	その他 の法人	外国法人等		個人そ の他	
					個人以 外	個人		計
株主数(人)								—
所有株式数 (単元)								
所有株式数の 割合(%)							100	—

(2)【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
計	—		

2【役員 of 状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式 数(株)
計						

第2【会社法の規定に基づく計算書類等】(2)

- 1 【貸借対照表】
- 2 【損益計算書】
- 3 【株主資本等変動計算書】
- 4 【個別注記表】
- 5 【事業報告】
- 6 【附属明細書】

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第三号様式に準じて記載すること。

- (1) 提出会社を親会社等とする提出子会社について記載すること。
- (2) 親会社等の最近事業年度末における当該親会社等の会社法第435条第2項及び会社計算規則第91条第1項に規定する貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業報告及びこれらの附属明細書（以下「計算書類等」という。）を記載すること（同法第436条第1項及び第2項の規定による監査役（委員会設置会社にあつては、監査委員会）の監査に係る監査報告及び同項の規定による会計監査人の監査を受けている場合の当該会計監査人の監査に係る監査報告を当該計算書類等に添付すること。）。
- (3) 親会社等が会社以外の者の場合、(2)に準じた書類を提出すること。
- (4) 会社法の規定に基づく計算書類等の記載に代えて、当該計算書類等を報告書に添付することができる。

第六号様式

【表紙】

【提出書類】 有価証券通知書  
 【根拠条文】 企業内容等の開示に関する内閣府令第 条  
 【提出先】 関東財務局長  
 【提出日】 平成 年 月 日  
 【会社名】(2) \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】(3) \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】(4) \_\_\_\_\_  
 【連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_

1 【新規発行（売出）有価証券】(5)

銘柄	記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行（売出）数	発行（売出）価額の総額	資本組入額の総額

2 【有価証券の募集（売出し）の方法及び条件】(6)

(1) 【募集の場合】

区分	発行（売出）数	発行（売出）価格	資本組入額	申込期間	払込期日
株式の株主割当					
株式のその他の者に対する割当					
株式の一般募集 (発起人の引受株式)					
株式計（総発行株式）		—	—	—	—
新株予約権証券			—		
社債（短期社債を除く。）	—		—		
コマーシャル・ペーパー 短期社債 外国譲渡性預金証書	—		—		—
カバードワラント					
預託証券及び有価証券信託受益証券					

(2) 【売出しの場合】

区分	発行（売出）数	発行（売出）価格	申込期間	払込期日
株式				—
社債 コマーシャル・ペーパー 外国譲渡性預金証書	—			—
カバードワラント	—			
預託証券及び有価証券信託受益証券				

3 【有価証券の引受けの概要】(7)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件

計	—		—

4【過去1年以内における募集又は売出し】(8)

(1)【募集の場合】

銘柄	記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行(売出)価格	発行(売出)数	発行(売出)価額の総額

(2)【売出しの場合】

銘柄	記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行(売出)価格	発行(売出)数	発行(売出)価額の総額

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項及び記載上の注意は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載することができる。
- b 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
- c 本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、一定の日における為替相場により換算することとし、換算に当たって採用した換算の基準として当該日、換算率、為替相場の種類その他必要な事項を注記すること。

(2) 会社名

原語名を括弧内に記載すること。

(3) 代表者の役職氏名

有価証券通知書(以下この様式において「通知書」という。)の提出について正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。

会社設立の場合にあつては、発起人全員の氏名を記載すること。

(4) 事務連絡者氏名

本邦内に住所を有する者であつて、関東財務局長から指示又は連絡を受けるものの氏名を記載すること。

(5) 新規発行(売出)有価証券

- a 募集若しくは売出しをしようとする有価証券で当該取得に係る発行価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額)が1億円未満であるものについて、記載すること。
- b 「銘柄」欄には、「第何回何%利付無担保社債」等のように記載すること。
- c 「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」欄には、「記名式額面普

通株」のように記載し、額面株式については券面額を付記すること。ただし、当該有価証券が振替社債である場合には、記名・無記名の別及び額面・無額面の別について記載することを要しない。優先株、後配株等の株式を発行する場合には、その内容を欄外に記載すること。

- d 「発行（売出）数」欄は、株式については「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」欄の区分に従い記録し、社債、コマーシャル・ペーパー、外国譲渡性預金証書及びカバードワラントについては記載を要しない。
  - e 算式表示の場合には、「発行（売出）価額の総額」及び「資本組入額の総額」は通知書提出日現在における見込額により記載し、その旨を注記すること。
  - f (6)eにより「発行（売出）価格」を見込額によって記載する場合には、当該見込額によって算出した発行（売出）価額の総額を「発行（売出）価額の総額」欄に記載し、その旨を注記すること。

また、一部払込発行の場合には、その払込金額の総額を「発行（売出）価額の総額」欄に内書きすること。
  - g (6)eにより「資本組入額」を見込額によって記載する場合には、当該見込額によって算出した資本組入額の総数を「資本組入額の総額」欄に記載し、その旨を注記すること。
  - h 新規発行株式、新規発行新株予約権証券又は新規発行社債については、当該有価証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の決議年月日を欄外に記載すること。
  - i 新株予約権証券については、その新株予約権の内容（新株予約権の目的となる株式の種類及び数、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額、新株予約権の行使期間、新株予約権の行使の条件、新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうち資本組入額、新株予約権の譲渡に関する事項等）を欄外に記載すること。
  - j 社債（短期社債を除く。）については、その発行券面額の総額若しくは発行振替社債の総額又は売出券面額若しくは売出振替社債の金額及び振替社債である場合にはその旨を欄外に記載すること。
  - k カバードワラントについては、当該カバードワラントに表示されるオプションの内容及び決済の方法を欄外に記載すること。
  - l 預託証券及び有価証券信託受益証券については、当該預託証券及び有価証券信託受益証券に表示される権利に係る有価証券の内容を欄外に記載すること。
  - m 新規発行有価証券について一定の権利等が付されている場合には、その旨及び権利等の内容等を記載すること。
- (6) 有価証券の募集（売出し）の方法及び条件
- a 募集又は売出しをしようとする有価証券について記載すること。
  - b 「募集の形態」欄には、募集株式を株主割当、一般募集等に区別して記載すること。

株主割当については割当日、割当比率等を、一般募集については発行会社が直接募集するものとその他のものに区別しその募集数を、それぞれ欄外に記載すること。

なお、一般募集の場合であって株主に対し他の者に優先して募入決定を行うときは、その旨、その株数及び優先募入の決定方法等を欄外に記載すること。
  - c 「発行（売出）価格」欄には、株式については1株の発行価額又は売出価額、新株予約権証券については新株予約権1個の発行価額又は売出価額、社債、コマーシャル・ペーパー及び外国譲渡性預金証書については券面額についての発行価額若しくは売出価額又は振替社債の発行価額若しくは売出価額、カバード

ワラント、預託証券及び有価証券信託受益証券については1単位の発行価額又は売出価額を記載すること。

なお、一部払込発行の場合には、払込金額を「発行（売出）価格」欄に内書きすること。

d 「資本組入額」欄には、1株の発行価額のうち資本金に組み入れる金額を記載すること。

なお、算式表示の場合には、当該算式に基づいて記載すること。

e 発行価格若しくは売出価格又は資本組入額が決定されていない場合には、通知書提出日現在における見込額を記載し、その旨及びその決定予定時期を注記すること。

f 売出しの場合には、売出しに係る有価証券の所有者の住所、氏名又は名称を欄外に記載すること。

(7) 有価証券の引受けの概要

a 「引受けの条件」欄には、買取引受け・残額引受け等の別、引受人に支払う手数料等を記載すること。

なお、算式表示の場合には、引受人に支払う手数料等は当該算式に基づいて記載すること。

b 新株予約権証券の引受けについては引受新株予約権数並びに社債（短期社債を除く。）カバードワラント、預託証券及び有価証券信託受益証券の引受けについては引受金額を「引受株式数」欄に記載すること。

c 社債の管理会社の名称、住所及び委託の条件並びに債権者のための行為をする職務及び発行者のための行為をする職務の内容について記載すること。

(8) 過去1年以内における募集又は売出し

a この通知書の提出日前1年以内における募集又は売出し（法第4条第1項本文の規定により届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。）について記載すること。

b 「発行（売出）価格」欄には、株式については1株の発行価額又は売出価額を、新株予約権証券については新株予約権1個の発行価額又は売出価額、社債及びコマーシャル・ペーパーについては券面額についての発行価額若しくは売出価額又は振替社債の発行価額若しくは売出価額、外国譲渡性預金証券については申込単位当たりの発行価額又は売出価額、カバードワラント、預託証券及び有価証券信託受益証券については1単位の発行価額又は売出価額を記載すること。

c 社債（短期社債を除く。）及びカバードワラントについては、「発行（売出）数」欄の記載を要しない。

d 欄外には、aに掲げる募集又は売出しに係る通知書の提出年月日を記載すること。

(9) 読み替え

提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「医療法人名」と、「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「社会医療法人債」と読み替えて記載すること。

第七号様式

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書  
 【提出先】 関東財務局長  
 【提出日】 平成 年 月 日  
 【会社名】(2) \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】(3) \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【代理人の氏名又は名称】(4) \_\_\_\_\_  
 【代理人の住所又は所在地】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】(5) \_\_\_\_\_  
 【連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集(売出) 有価証券の種類】(6) \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集(売出)金額】(7) \_\_\_\_\_  
 【安定操作に関する事項】(8) \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】(9) 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【株式の募集】

(1)【新規発行株式】(10)

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行数

(2)【募集の方法及び条件】

①【募集の方法】(11)

募集の形態	発行数	発行価額の総額	資本組入額の総額
募集株式( )			
募集株式( )			
募集株式( )			
発起人の引受株式			
計(総発行株式)			

②【募集の条件】(12)

額面・無額面の別	発行価格	資本組入額	申込株数単位	申込期間	申込証拠金	払込期日

③【申込取扱場所】

店名	所在地

④【払込取扱場所】

店名	所在地

(3)【株式の引受け】(13)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件

計	—		—

2【新株予約権証券の募集】(14)

(1)【募集の条件】

発行数	
発行価額の総額	
発行価格	
申込手数料	
申込単位	
申込期間	
申込証拠金	
申込取扱場所	
割当日	
払込期日	
払込取扱場所	

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3)【新株予約権証券の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受新株予約権数	引受けの条件
計	—		—

3【社債（短期社債を除く。）の募集】(15)

銘柄	
----	--

記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額	
発行価額の総額	
発行価格	
利率 (%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証	
財務上の特約 (担保提供制限)	
財務上の特約 (その他の条項)	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項) (16)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	

新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

4 【コマーシャル・ペーパー及び短期社債の募集】(17)

振出日	
振出地	
発行価格	
券面総額又は短期社債の総額	
発行価額の総額	
発行限度額	
発行限度額残高	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

5 【外国譲渡性預金証書の募集】(18)

預入日	
利払日	
記名・無記名の別	
満期日	
発行単位	
額面金額の総額	
割引率	
申込期間	
利率	
申込取扱場所	
利息支払の方法	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

6 【カバードワラントの募集】(19)

7 【預託証券及び有価証券信託受益証券の募集】(20)

8 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】(21)

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
---------	-----------	---------

--	--	--

(2) 【手取金の使途】 (22)

第2 【売出要項】

1 【売出有価証券】 (23)

(1) 【売出株式】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	売出数	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称

(2) 【売出新株予約権証券】

売出数	売出価額の総額	売出しに係る新株予約権証券の所有者の住所及び氏名又は名称

(新株予約権の内容等)

(3) 【売出社債（売出短期社債を除く。）】

銘柄	売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称

(新株予約権付社債に関する事項)

(4) 【売出コマーシャル・ペーパー及び売出短期社債】

支払期日	売出券面額の総額又は売出短期社債の総額	売出価額の総額	売出しに係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債の所有者の住所及び氏名又は名称

(5) 【売出外国譲渡性預金証書】

満期日	売出対象の預入金額	売出価額の総額	売出しに係る外国譲渡性預金証書の所有者の住所及び氏名又は名称

(6) 【売出カードワラント】

(7) 【売出預託証券及び売出有価証券信託受益証券】

2 【売出しの条件】 (24)

売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	申込受付場所	売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	売出しの委託契約の内容

第3 【その他の記載事項】 (25)

第二部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

1 【会社制度等の概要】 (26)

(1) 【提出会社の属する国・州等における会社制度】

(2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

2 【外国為替管理制度】 (27)

3 【課税上の取扱い】 (28)

4 【法律意見】 (29)

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】 (30)

- 2 【沿革】 (31)
- 3 【事業の内容】 (32)
- 4 【関係会社の状況】 (33)
- 5 【従業員の状況】 (34)

第3 【事業の状況】

- 1 【業績等の概要】 (35)
- 2 【生産、受注及び販売の状況】 (36)
- 3 【対処すべき課題】 (37)
- 4 【事業等のリスク】 (38)
- 5 【経営上の重要な契約等】 (39)
- 6 【研究開発活動】 (40)
- 7 【財政状態及び経営成績の分析】 (41)

第4 【設備の状況】 (42)

- 1 【設備投資等の概要】
- 2 【主要な設備の状況】
- 3 【設備の新設、除却等の計画】

第5 【提出会社の状況】

- 1 【株式等の状況】
  - (1) 【株式の総数等】 (43)

① 【株式の総数】

授権株数(株)	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株)

② 【発行済株式】

記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
計	—		—

(2) 【発行済株式総数及び資本金の推移】 (44)

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高	資本金増減額	資本金残高

(3) 【所有者別状況】 (45)

(4) 【大株主の状況】 (46)

年 月 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)

計	—		

2 【配当政策】 (47)

3 【株価の推移】 (48)

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次					
決算年月					
最高					
最低					

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別					
最高					
最低					

4 【役員の状況】 (49)

5 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】 (50)

(2) 【監査報酬の内容等】 (51)

① 【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (円)	非監査業務に基づく報酬 (円)	監査証明業務に基づく報酬 (円)	非監査業務に基づく報酬 (円)
提出会社				
連結子会社				
計				

② 【その他重要な報酬の内容】

③ 【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

④ 【監査報酬の決定方針】

第6 【経理の状況】 (52)

1 【財務書類】 (53)

2 【主な資産・負債及び収支の内容】 (54)

3 【その他】 (55)

第7 【外国為替相場の推移】 (56)

1 【最近5年間の事業年度別為替相場の推移】

回次					
決算年月					
最高(円)					
最低(円)					
平均(円)					

期末(円)					
-------	--	--	--	--	--

2 【最近6月間の月別最高・最低為替相場】

月別					
最高(円)					
最低(円)					
平均(円)					

3 【最近日の為替相場】

円(年 月 日)

第8 【本邦における提出会社の株式事務等の概要】(57)

第9 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】(58)

2 【その他の参考情報】(59)

第三部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

1 【保証の対象となっている社債】(60)

2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(61)

(1) 【保証会社が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日\_\_財務(支)局長に提出

② 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 期第 四半期(第 期中)(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日\_\_財務(支)局長に提出

③ 【臨時報告書】

①の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成 年 月 日)までに、臨時報告書を平成 年 月 日に\_\_財務(支)局長に提出

④ 【訂正報告書】

訂正報告書(上記 〃の訂正報告書)を平成 年 月 日に\_\_財務(支)局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】(62)

(1) 【会社名・代表者の役職氏名及び本店の所在の場所】

(2) 【本国における法制度の概要】

(3) 【企業の概況】

(4) 【事業の状況】

(5) 【設備の状況】

(6) 【保証会社の状況】

(7) 【経理の状況】

第2 【保証会社以外の会社の情報】(63)

1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

第3 【指数等の情報】(64)

1 【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

2 【当該指数等の推移】

#### 第四部【特別情報】

第1【最近の財務書類】(65)

第2【有価証券の様式】(66)

第3【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】(67)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項及び記載上の注意は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。
- b 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券届出書(以下この様式において「届出書」という。)の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
- c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
- d 本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、一定の日における為替相場により換算することとし、換算に当たって採用した換算の基準として当該日、換算率、為替相場の種類その他必要な事項を注記すること。
- e 「第二部 企業情報」に係る記載上の注意は、主として製造業について示したものであり、他の業種については、これに準じて記載すること。
- f 「第二部 企業情報」に掲げる事項は、図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
- g 第二部中「第2 企業の概況」から「第4 設備の状況」までの記載については、次によること。
  - (a) 財務書類として連結財務諸表のみを掲げている場合には、連結会社を連結したものについて記載すること。
  - (b) 財務書類として個別財務諸表のみを掲げている場合には、提出会社について記載すること。ただし、提出会社の事業に密接な関係を有する親会社又は重要な子会社がある場合には、それらについても記載事項ごとに又は一括して記載すること。
  - (c) 財務書類として連結財務諸表と個別財務諸表の両者を掲げている場合には、次によること。
    - ① 財務諸表等規則第127条第1項又は第2項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載するとともに、企業集団の状況に関する重要な事項及び業績の概要を記載すること。
    - ② 財務諸表等規則第127条第3項又は第4項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。
- h 「第四部 特別情報」のうち、「第1 最近の財務書類」及び「第2 有価

証券の様式」に掲げる事項にあつては提出会社が継続開示会社である場合、「第3 保証会社の最近の財務書類」に掲げる事項にあつては当該保証会社が継続開示会社である場合には、それぞれ記載を要しない。

(2) 会社名

原語名を括弧内に記載すること。

(3) 代表者の役職氏名

届出書の提出について正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。

会社設立の場合にあつては、発起人全員の氏名を記載すること。

(4) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であつて、届出書の提出に関する一切の行為につき提出会社を代理する権限を有するもの（以下この(4)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。

(5) 事務連絡者氏名

本邦内に住所を有する者であつて、関東財務局長から指示又は連絡を受けるものの氏名を記載すること。

(6) 届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類

届出書により募集又は売出しをしようとする有価証券の種類を記載すること。

(7) 届出の対象とした募集（売出）金額

a 募集又は売出しごとに発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。

なお、募集（売出）有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額を併せて記載すること。

「発行価格」若しくは「売出価格」を記載しないで届出書を提出する場合又は算式表示により届出書を提出する場合には、届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

b 本邦通貨への換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。

(8) 安定操作に関する事項

令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われることがある場合には、令第21条各号に掲げる事項（本邦以外の地域において安定操作取引に準ずる取引が行われることがある場合には、これらに準ずる事項）を記載すること。

(9) 縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する主要な支店、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。

(10) 新規発行株式

a 「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」の欄には、「記名式額面普通株」のように記載し、額面株式については券面額を付記すること。

b 「発行数」の欄には、「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」の欄の区分に従い発行数を記載すること。

c 欄外には、新株発行を決議した取締役会又は株主総会の決議年月日を記載すること。一部払込発行の場合には、その決議内容についても記載すること。

優先株、後配株等の数種の株式を発行する場合には、その内容を欄外に記載すること。

d 当該発行株式について一定の権利等が付されている場合には、その旨及び権

利等の内容等を注記すること。

(11) 募集の方法

a 「募集の形態」の欄には、募集株式を株主割当、一般募集等に区分して記載すること。

株主割当については割当日、割当比率等を、一般募集については発行会社が直接募集するものとその他のものに区分しその募集数を、それぞれ欄外に記載すること。

なお、一般募集の場合であって株主に対し他の者に優先して募入決定を行うときは、その旨、その株数及び優先募入の決定方法等を欄外に記載すること。

b 一部払込発行の場合には、払込金額の総額を「発行価額の総額」の欄に内書きすること。

c 「発行価格」若しくは「資本組入額」を記載しないで届出書を提出する場合又は算式表示により届出書を提出する場合には、「発行価額の総額」又は「資本組入額の総額」は届出書提出日現在における見込額により記載し、その旨を注記すること。

d 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。

(12) 募集の条件

a 「発行価格」の欄には、1株の発行価額を記載すること。一部払込発行の場合には、1株の払込金額を「発行価格」の欄に内書きすること。

b 「資本組入額」の欄には、1株の発行価額のうち資本金に組み入れる金額を記載すること。

なお、算式表示の場合には、当該算式に基づいて記載すること。

c 欄外には、申込みの方法、申込証拠金の利息、申込みがない場合の新株引受権の消滅、申込みがない株式の処理、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した場合の処理、払込期日の確定の有無その他申込み及び払込みに関し必要な事項を記載すること。

d 「発行価格」又は「資本組入額」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

e 「申込取扱場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定時期を注記すること。

(13) 株式の引受け

a 元引受契約（株主割当の場合の失権株を引き受けるものを含む。）を締結する金融商品取引業者のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものを記載すること。

b 「引受けの条件」の欄には、買取引受け・残額引受け等の別、引受人に支払う手数料等を記載すること。

なお、算式表示の場合には、引受人に支払う手数料等は当該算式に基づいて記載すること。

c 「引受人の氏名又は名称」、「住所」、「引受株式数」又は「引受の条件」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの決定予定時期を注記すること。

(14) 新株予約権証券の募集

a 新株予約権の目的となる株式の種類が異なる場合には、当該株式の種類ごとに区分して記載すること。

b 「発行価格」を記載しないで届出書を提出する場合には、「発行価額の総額」は届出書提出日現在における見込額により記載し、その旨を注記すること。

- c 「発行価格」の欄には、新株予約権1個の発行価格を記載すること。  
また、「発行価格」を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
  - d 「申込取扱場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定時期を注記すること。
  - e 「割当日」の欄には、会社法第238条第1項第4号に規定する割当日を記載すること。
  - f 欄外には、新株予約権証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の決議年月日を記載すること。  
また、申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した場合の処理その他申込み又は払込みに関し必要な事項を記載すること。
  - g 新株予約権行使の効力の発生及び新株予約権の行使後第1回目の配当、株券の交付方法等新株予約権の行使により発行し、又は移転する株式に関し必要な事項を欄外に記載すること。
  - h 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の欄には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格及び資本組入額を記載すること。  
なお、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格について算式表示を行う場合には、資本組入額は当該算式に基づいて記載すること。
  - i 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」又は「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの事項の決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
  - j 「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」の欄は、第二号様式記載上の注意(12)のjに準じて記載すること。
  - k 「代用払込みに関する事項」の欄には、金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。
  - l 「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄は、第二号様式記載上の注意(12)のlに準じて記載すること。
  - m 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下この様式において「基本方針」という。）を定めている会社については、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権証券を発行する場合はその旨を欄外に記載すること。
  - n 「新株予約権証券の引受け」については、(13)に準じて記載すること。
- (15) 社債（短期社債を除く。）の募集
- a 「銘柄」の欄には、「第何回物上担保付転換社債」、「第何回無担保社債（担保提供禁止特約付）」、「第何回無担保社債（担保提供限定特約付）」、「第何回無担保社債（社債間限定同順位特約付）」のように記載すること。
  - b 当該募集に係る社債が振替社債である場合には、「記名・無記名の別」の欄への記載を要しない。
  - c 「発行価格」を記載しないで届出書を提出する場合には、「発行価額の総額」は届出書提出日現在における見込額により記載し、その旨を注記すること。
  - d 「発行価格」の欄には、券面額又は振替社債の金額についての発行価額を記載すること。

- e 「発行価格」、「利率」又は「申込取扱場所」の記載をしなくて届出書を提出する場合には、その事項の決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
- f 「振替機関」の欄には、振替機関（社債等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下このfにおいて同じ。）を定めている場合の当該振替機関の名称及び住所を記載すること。
- g 「募集の方法」の欄には一般募集、株主優先募入等募集方法の概要について記載すること。
- h 「公告の方法」の欄には、当該社債に関する公告を行う場合の公告の方法について記載すること。
- i 「引受人」の欄には、引受人の氏名又は名称、住所、引受金額及び引受けの条件（買取引受け・残額引受け等の別、引受人に支払う手数料等）を記載すること。
- 元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものを記載すること。
- 引受人の氏名又は名称、住所、引受金額及び引受けの条件を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの事項の決定予定時期を注記すること。
- j 「社債の管理会社とその職務」の欄には、社債の管理会社の名称、住所及び委託の条件並びに債権者のための行為をする職務及び発行者のための行為をする職務の内容について記載すること。
- 社債の管理会社が決定していない場合には、委託契約を締結する予定の社債の管理会社を記載すること。
- 社債の管理会社の名称、住所及び委託の条件を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの事項の決定予定時期を注記すること。
- k 「利息支払の方法」の欄には、利息の計算期間、支払場所等を記載すること。利息の支払場所を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
- l 「償還の方法」の欄には、償還金額、償還の方法（買入消却、任意償還、減債基金等）を記載すること。
- m 「保証」の欄には、保証が付されている場合に、その内容及び条件等を記載すること。
- n 「財務上の特約」の欄には、当該発行に係る社債において社債権者保護のために設定されている財務上の特約で、一定の事由の下に期限の利益を喪失させる効果を有するもの及びその効果に変更を与えるものについて、担保提供制限とその他の条項（純資産額維持、利益維持、担付切換等）に分けて、その内容を記載すること。
- また、保証会社に関して財務上の特約が設定されている場合には、その内容を記載すること。
- o 「債権者集会」の欄には、債権者集会に関する規定の有無並びに債権者集会の付議事項、招集手続、決議の方法及びその執行等について記載すること。
- p 「準拠法及び管轄裁判所」の欄には、次に掲げる事項を記載すること。
- (a) 当該社債の債権者を含む全当事者の権利義務等（特に担保権を設定する場合には、担保権の設定、管理及び執行に関し準拠する法令）
- (b) 当該社債に関する訴訟の管轄裁判所並びに訴訟に関する送達受領者の名称及び住所
- (c) 債務不履行があった場合における債務の強制履行の請求手続

- q 「取得格付」の欄には、当該発行に係る社債について、発行者が申込みにより取得する格付（指定格付機関から取得するものに限る。）、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「取得していない」旨を記載すること。
- また、当該発行に係る社債が新株予約権付社債である場合において、複数の格付を取得していないときは、「複数の格付を取得していない」旨を記載すること。
- (16) 新株予約権付社債に関する事項
- (14)のa、g、h、i、j、k、l及びmに準じて記載すること。
- (17) コマーシャル・ペーパー及び短期社債の募集
- a 「発行価格」の欄には、券面額又は短期社債の金額についての発行価額を記載すること。
- b 「券面総額又は短期社債の総額」の欄には、当該発行に係るコマーシャル・ペーパーの券面額の合計又は短期社債の発行総額を記載すること。
- c 取締役会決議等でコマーシャル・ペーパー又は短期社債の発行総額が決定されている場合には、「発行限度額」の欄には当該限度額を、「発行限度額残高」の欄には届出書提出日の前日現在における発行限度額の残高を記載すること。
- d 「支払期日」の欄には、当該コマーシャル・ペーパー又は短期社債の償還期限を記載すること。
- e 「バックアップラインの設定」の「内容」の欄には、当該金融機関から借入れができる短期借入枠の金額、条件等を記載すること。
- f 当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債に保証が付されている場合には、「保証」の「保証者の概要」の欄に保証者の資本金の額及び事業の内容を記載し、「保証の内容」の欄に保証の内容及び条件等を記載すること。
- g 「準拠法及び管轄裁判所」の欄には、次に掲げる事項を記載すること。
- (a) 当該コマーシャル・ペーパー又は短期社債に関する訴訟の管轄裁判所並びに訴訟に関する送達を受領者の名称及び住所
- (b) 債務不履行があった場合における債務の強制履行の請求手続
- h 「取得格付」の欄には、当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債について、発行者が申込みにより取得するすべての格付（指定格付機関から取得するものに限る。）、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。
- (18) 外国譲渡性預金証書の募集
- a 「発行単位」の欄には、最低額面金額が定められている場合に当該金額を記載すること。
- b 「割引率」の欄には、割引方式で発行される外国譲渡性預金証書について当該割引率を記載すること。
- c 「割引率」、「利率」又は「申込取扱場所」の記載をしないで届出書を提出する場合には、その事項の決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
- d 割引方式で発行される外国譲渡性預金証書については、「額面金額の総額」の欄に発行価額の総額を注記すること。
- e 「利息支払の方法」の欄には、利息の計算期間、支払場所等を記載すること。利息の支払場所を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定時期

- 及び具体的な決定方法を注記すること。
- f 「準拠法及び管轄裁判所」の欄には、次に掲げる事項を記載すること。
- (a) 当該外国譲渡性預金証書に関する訴訟の管轄裁判所並びに訴訟に関する送達を受領者の名称及び住所
  - (b) 債務不履行があった場合における債務の強制履行の請求手続
- g 「取得格付」の欄には、当該発行に係る外国譲渡性預金証書について、発行者が申込みにより取得する格付（指定格付機関から取得するものに限る。）、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「取得していない」旨を記載すること。
- (19) カバードワラントの募集
- a 届出書に係るカバードワラントについて、銘柄、発行価額の総額、発行価格、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、オプションの内容、オプション行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を記載すること。
  - b 当該カバードワラントの発行の仕組みについて、明瞭に記載すること。
  - c a及びbに掲げる事項以外の事項で、当該カバードワラントに係るオプションにつき投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を記載すること。
- (20) 預託証券及び有価証券信託受益証券の募集
- a 届出書に係る預託証券及び有価証券信託受益証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を記載すること。
  - b 当該預託証券及び有価証券信託受益証券に表示される権利に係る有価証券の内容について具体的に記載すること。
  - c 当該預託証券及び有価証券信託受益証券の発行の仕組みについて、明瞭に記載すること。
  - d aからcまでに掲げる事項以外の事項で、当該預託証券及び有価証券信託受益証券に係る権利につき投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を記載すること。
- (21) 新規発行による手取金の額
- a 「発行価格」を記載しないで届出書を提出する場合又は算式表示により届出書を提出する場合には、「払込金額の総額」は、届出書提出日現在における見込額を記載し、その旨を注記すること。
  - b 「発行諸費用の概算額」の欄には、会社が負担すべき発行諸費用の総額を記載すること。
- (22) 手取金の使途
- a 新規発行による手取金の使途を設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、関係会社に対する出資又は融資等に区分し、その内容及び金額を具体的に記載すること。
  - b 当該手取金を事業の買収に充てる場合には、その事業の内容及び財産について概要を説明すること。
- (23) 売出有価証券
- a 額面株式については、「売出株式」の「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」の欄に券面額を付記すること。
  - b 「売出価格」を記載しないで届出書を提出する場合又は算式表示により届出書を提出する場合には、「売出価額の総額」は届出書提出日現在における見込

額により記載し、その旨を注記すること。

- c 売出しに係る株式、新株予約権証券、社債、コマーシャル・ペーパー又は外国譲渡性預金証券の所有者が2人以上ある場合には、「売出株式」、「売出新株予約権証券」、「売出社債（売出短期社債を除く。）」、「売出コマーシャル・ペーパー及び売出短期社債」又は「売出外国譲渡性預金証券」について、所有者別に記載すること。
  - d 「売出新株予約権証券」の「新株予約権の内容等」は、(14)に準じて記載すること。
  - e 売出社債（売出短期社債を除く。）に保証が付されている場合には、その内容及び条件等を欄外に記載すること。
  - f 「売出社債（売出短期社債を除く。）」の「新株予約権付社債に関する事項」は、(16)に準じて記載すること。
  - g 売出社債、売出コマーシャル・ペーパー又は売出外国譲渡性預金証券について発行者が申込みにより格付（指定格付機関から取得しているものに限る。）を取得している場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を欄外に記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨を記載すること。
  - h 振替社債については、その旨を欄外に記載すること。
- (24) 売出しの条件
- a 「売出価格」の欄には、株式については1株の売出価額を、新株予約権証券については新株予約権1個の売出価額を記載し、社債及びコマーシャル・ペーパーについては券面額又は振替社債の金額についての売出価額、外国譲渡性預金証券については申込単位当たりの売出金額を記載すること。
  - b 「売出しの委託契約の内容」の欄には、売出しの委託手数料の額、売出残が生じた場合の処理等について記載すること。  
なお、算式表示の場合には、委託手数料の額は当該算式に基づいて記載すること。
  - c 株式受渡期日その他売出しの手続上必要な事項を欄外に記載すること。
  - d 元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものを記載すること。
  - e 「売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称」を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定時期を注記すること。
  - f 「売出価格」又は「申込受付場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定時期を注記すること。
- (25) その他の記載事項
- 工場、製品等の写真、図面その他特に目論見書に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書の記載箇所を示すこと。
- (26) 会社制度等の概要
- a 提出会社の属する国・州等における会社制度全般についてその概要を記載すること。特に株主総会、取締役会等の会社の機関及びその権限に関する事項、株式に関する事項並びに会社の計算に関する事項等について記載すること。
  - b 提出会社が定款等において規定する当該提出会社の制度についてその概要を記載すること。特に議決権、取締役の選任権及び配当請求権等株主の権利（株式の譲渡制限等権利の制限を含む。）に関する事項について記載すること。

- (27) 外国為替管理制度  
配当等の送金等に関する提出会社の属する国の外国為替管理制度について、その概要を記載すること。
- (28) 課税上の取扱い  
配当等に関する課税上の取扱いについて記載すること。
- (29) 法律意見  
届出書に係る募集又は売出しが適法であること及び届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書の内容を要約して記載すること。
- (30) 主要な経営指標等の推移  
最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。  
また、提出会社の最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。
- (31) 沿革  
提出会社の設立日（設立登記日とする。）から届出書提出日までの間につき、設立経緯（設立根拠法令についても記載すること。）、商号の変更及び企業集団に係る重要な事項（合併、事業内容の変更、主要な関係会社の設立・買収、上場等）等について簡潔に記載すること。
- (32) 事業の内容  
第二号様式記載上の注意(27)に準じて記載すること。
- (33) 関係会社の状況  
第二号様式記載上の注意(28)に準じて記載すること。
- (34) 従業員の状況  
第二号様式記載上の注意(29)に準じて記載すること。
- (35) 業績等の概要  
第二号様式記載上の注意(30)に準じて記載すること。
- (36) 生産、受注及び販売の状況  
第二号様式記載上の注意(31)に準じて記載すること。
- (37) 対処すべき課題  
第二号様式記載上の注意(32)に準じて記載すること。
- (38) 事業等のリスク  
第二号様式記載上の注意(33)に準じて記載すること。
- (39) 経営上の重要な契約等  
第二号様式記載上の注意(34)に準じて記載すること。
- (40) 研究開発活動  
第二号様式記載上の注意(35)に準じて記載すること。
- (41) 財政状態及び経営成績の分析  
第二号様式記載上の注意(36)に準じて記載すること。
- (42) 設備の状況  
第二号様式記載上の注意(37)から(39)までに準じて記載すること。
- (43) 株式の総数等
- a 「未発行株式数」の欄には、新株予約権の行使等により発行される予定の株式がある場合には、その数、種類等について付記すること。
  - b 額面株式については、「記名・無記名の別及び額面・無額面の別」の欄に券面額を付記すること。
  - c 「種類」の欄には、優先株、後配株等の種類を記載し、その内容を欄外に記載すること。

- d 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。
  - e 「第二部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「3 対処すべき課題」において記載を要する、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行している場合には、その数及び種類を欄外に記載すること。なお、aにおいて新株予約権の内容を記載している場合には、重複する事項についてはその旨のみを記載することができる。
- (44) 発行済株式総数及び資本金の推移
- a 最近5年間における（最近5年間に発行済株式総数及び資本金の増減がない場合にはその直近の）発行済株式総数及び資本金の増減について株式の種類別に区分して記載すること。

なお、各事業年度における資本金の増減額については、その増減ごとの金額が当該事業年度の末日の資本金の100分の10以上のものについては、その増減ごとに記載することとするが、100分の10未満のものについては、期中の増加額及び減少額をそれぞれ一括して記載することができる。
  - b 新株の発行による発行済株式総数及び資本金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合は割当比率等）を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使等による発行済株式総数及び資本金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。

発行済株式総数及び資本金の減少については、その理由、減資割合等を欄外に記載すること。
  - c 新株予約権付社債を発行している場合には、最近事業年度の末日における新株予約権の残高、新株予約権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を付記すること。
- (45) 所有者別状況
- 最近日現在の議決権のある記名株式について記載すること。ただし、最近日現在のものを記載することが困難な場合には、最近事業年度の末日（1年を1事業年度とする会社にあつては、6箇月を1事業年度とする会社とみなした場合にこの日に対応する日）現在のものによることができる。
- (46) 大株主の状況
- a 最近日現在の議決権のある記名株式（他人（仮設人を含む。）名義のものを含む。）及び会社が把握している議決権のある無記名株式の所有者の多い順に10名程度について記載すること。ただし、その所有数が発行済株式総数の100分の1未満の株主については記載を要しない。

なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名（外国である場合には、これに準ずるもの）までを記載しても差し支えない。
  - b 最近事業年度の末日後最近日までの間において、主要株主に異動があつた場合には、その旨を注記すること。
- (47) 配当政策
- a 配当政策については、配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、配当の決定機関、最近事業年度の配当決定に当たつての考え方及び内部留保資金の使途について記載すること。

なお、配当財産が金銭以外の財産であるときはその内容を記載し、当該配当

- 財産に代えて金銭を交付することを株式会社に対して請求する権利を与えている場合にはその内容を記載すること。
- b 最近事業年度に剰余金の配当をしたときは、当該剰余金の配当についての株主総会又は取締役会等の決議の年月日を注記すること。
  - c 届出書提出日の属する事業年度開始の日から届出書提出日までの間に剰余金の配当について株主総会又は取締役会等の決議があったときは、その旨、決議の年月日並びに当該剰余金の配当による配当金の総額及び1株当たりの配当額を注記すること。
- (48) 株価の推移
- a 株式が本邦内の金融商品取引所に上場されている場合には、主要な1金融商品取引所の市場相場を記載し、当該金融商品取引所名を注記すること。
  - b 株式が本邦以外の地域の金融商品取引所に上場されている場合には、主要な1金融商品取引所の市場相場についてaと同様の記載をし、当該金融商品取引所名を注記すること。
  - c 株式が店頭売買有価証券として本邦内の認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、当該認可金融商品取引業協会の発表する相場を記載するとともに、その旨を注記すること。
  - d その他の銘柄で気配相場がある場合には、当該気配相場を記載し、その旨を注記すること。
  - e 株価は普通株について記載すること。
- (49) 役員状況
- a 届出書提出日現在の役員（取締役、監査役及び政策決定又は業務執行に関しこれらのものと同等の権限を有する職員をいう。以下この様式において同じ。）について、その役職名、氏名、生年月日、主要略歴、任期並びに所有株式の種類及びその数を記載すること。
  - b 最近事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては最近2事業年度）における役員の報酬の総額について記載すること。ただし、本国において個々の役員について報酬が開示されている場合には、主要な役員の報酬についても記載すること。
  - c 役員が特別な利益を受けることがある場合には、その内容を示すこと。
  - d 役員間において二親等内の親族関係がある場合には、その内容を記載すること。
  - e 会社が、異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合に、当該種類の株主によって選任された役員がいる場合はその旨を欄外に注記すること。
- (50) コーポレート・ガバナンスの状況
- 第二号様式記載上の注意(57)に準じて記載すること。
- (51) 監査報酬の内容等
- 第二号様式記載上の注意(58)に準じて記載すること。この場合において、「監査公認会計士等（第19条第2項第9号の2に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。）」とあるのは「外国監査公認会計士等（監査公認会計士等（第19条第2項第9号の2に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式において同じ。））、当該提出会社の財務計算に関する書類（法第193条の2第1項に規定する財務計算に関する書類をいう。）について同項第1号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等（公認会計士法第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。以下この様式及び第八号様式において同じ。）又は当該提出会社の内部統制報告書について法第193条の2第2項第1号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査

法人等をいう。以下この様式において同じ。）」と、「第2条第1項に規定する業務」とあるのは「第2条第1項に規定する業務（外国監査法人等にあつては、同項の業務に相当すると認められる業務）」と、「監査公認会計士等と同一」とあるのは「外国監査公認会計士等と同一」と、「提出会社が監査公認会計士等」とあるのは「提出会社が外国監査公認会計士等」と読み替えるものとする。

(52) 経理の状況

- a 財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載すること。
- b 財務書類は、財務諸表等規則第127条第1項から第4項までの規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。
- c 最近において決算期を変更した場合には、その旨を記載すること。

(53) 財務書類

- a 次の財務書類を掲げること。
  - (a) 提出会社の本邦以外の地域において開示している財務計算に関する書類が、財務諸表等規則第127条第1項又は第2項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められた場合には、次の区分により財務書類を掲げること。

この場合において、財務書類の種類（貸借対照表、損益計算書等をいう。以下同じ。）は、当該地域で開示すべきこととされているものによる。

- ① 当該地域において連結財務諸表のみを開示している場合 連結財務諸表
- ② 当該地域において個別財務諸表のみを開示している場合 個別財務諸表
- ③ 当該地域において連結財務諸表と個別財務諸表の両者を開示している場合 連結財務諸表及び個別財務諸表

- (b) (a)の②の規定により個別財務諸表のみを掲げることとされた提出会社は、財務諸表等規則第127条第3項の規定により連結財務諸表を作成し、当該個別財務諸表と併せて掲げること。
- (c) 財務諸表等規則第127条第3項又は第4項の規定により、財務書類の用語、様式及び作成方法が指示された場合には、その指示されたところにより作成された財務書類を掲げること。

- b 財務書類は、最近2事業年度（附属明細表については最近1事業年度）のものを掲げること。

ただし、四半期報告書を提出する会社において、1年を1事業年度とする会社が最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して次の(a)から(c)までに定める期間を経過した後に届出書を提出する場合には、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る直近の四半期財務書類も掲げること。

- (a) 最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して3箇月を経過した日以後令第4条の2の10第3項に規定する期間（以下このbにおいて「提出期間」という。）を経過した日 当該次の事業年度の最初の四半期会計期間
- (b) 最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して6箇月を経過した日以後提出期間を経過した日 当該次の事業年度における最初の四半期会計期間の翌四半期会計期間
- (c) 最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9箇月を経過した日以後提出期間を経過した日 当該次の事業年度における最初の四半期会計期間の翌々四半期会計期間

また、半期報告書を提出する会社において、1年を1事業年度とする会社が最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して8箇月を経過した日以後に

届出書を提出する場合には、当該次の事業年度に係る中間財務書類も掲げること。

- (54) 主な資産・負債及び収支の内容
- a 最近事業年度末の貸借対照表のうち、流動資産及び流動負債について、その主な科目の内容を説明すること。  
なお、未決算勘定又は特殊な科目がある場合には、その内容についても説明すること。
  - b 最近事業年度の損益計算書のうち、特殊な科目で金額の大きいものについて、その内容を説明すること。
- (55) その他
- a 最近事業年度の末日後届出書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。ただし、当該届出書の他の箇所に含めて記載したものについては、記載を要しない。
  - b 最近事業年度の次の事業年度の業績を記載しうる程度の期間が経過している場合には、その概要を前事業年度の同期間と比較して記載すること。(53)のbにより掲げた財務書類に係る事業年度の次の事業年度経過後に届出書を提出する場合であって、財務書類の形式による記載が可能なときは、それによること。
  - c 第二号様式記載上の注意(66)のc又は(74)のdに準じて記載すること。
  - d 営業その他に関し重要な訴訟事件等があるときは、その概況を記載すること。
- (56) 外国為替相場の推移
- a 財務書類の表示に用いられた通貨と本邦通貨との間の為替相場の推移を記載すること。
  - b 平均相場とは、事業年度の各月末における為替相場の平均額をいう。
  - c 財務書類の表示に用いられた通貨と本邦通貨との間の為替相場が、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に最近5年間の事業年度及び最近6箇月間において掲載されている場合には、記載を省略することができる。
- (57) 本邦における提出会社の株式事務等の概要
- a 本邦における株式の名義書換取扱場所、株主名簿管理人、株主に対する特典、株式の譲渡制限その他株式事務に関し投資者に示すことが必要であると思われる事項を記載すること。
  - b 株式の募集又は売出しをする場合には、本邦における株主の権利行使の手続等について、次の事項を簡潔に記載すること。
    - (a) 株主の議決権の行使に関する手続
    - (b) 剰余金の配当(株式の配当等を含む。)請求に関する手続
    - (c) 株式の移転に関する手続
    - (d) 提出会社の未発行株式又は自己株式を他の株主に優先して買い取り又は引き受ける権利を有する場合には、その権利の行使に関する手続
    - (e) 配当等に関する課税上の取扱い
    - (f) その他株主の権利行使について必要な手続
- (58) 提出会社の親会社等の情報
- 第二号様式記載上の注意(76)に準じて記載すること。
- (59) その他の参考情報
- a 最近事業年度の開始日から届出書提出日までの間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること。

- b 臨時報告書が当該書類に含まれている場合には、その提出理由について、第19条第2項各号若しくは第3項又は第19条の2のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを併せて記載すること。
  - c 訂正報告書が当該書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを併せて記載すること。
- (60) 保証の対象となっている社債（短期社債を除く。）
- 当該届出が売出しに係るものである場合に、保証の対象となっている社債（短期社債を除く。）について、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債の総額、償還額、提出会社の最近事業年度末日の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。
- (61) 継続開示会社たる保証会社に関する事項
- a 当該届出に係る社債が保証の対象となっており、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者である場合に記載すること。
  - b 当該届出書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）、半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。
  - c 「③ 臨時報告書」については、その提出理由について、第19条第2項各号若しくは第3項又は第19条の2のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。
  - d 「④ 訂正報告書」については、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを付記すること。
- (62) 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項
- a 当該届出に係る社債が保証の対象となっており、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者でない場合に記載すること。
  - b 「(2) 本国における法制等の概要」から「(7) 経理の状況」までの事項については、本様式「第二部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。
- (63) 保証会社以外の会社の情報
- 当該届出に係る有価証券に関し、連動子会社（第19条第3項に規定する連動子会社をいう。以下同じ。）その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社等（例えば、当該届出に係る有価証券がカバードワラントにあつてはオプションの行使の対象となる有価証券の発行者、預託証券にあつては預託を受ける者、有価証券信託受益証券にあつては受託者）の企業情報について記載すること。
- a 「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、発行価額又は売出価額の総額、上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名等を記載すること。
  - b 「2 継続開示会社たる当該会社に関する事項」及び「3 継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項」については、第三部中「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」及び「3 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項」に準じて記載すること。
- (64) 指数等の情報
- 当該届出に係る有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報について記載すること。
- a 「1 当該指数等の情報の開示を必要とする理由」については、理由及び当該指数等の内容を記載すること。

- b 「2 当該指数等の推移」については、当該指数等の有価証券届出書提出日の直近5年間の年別最高・最低値及び直近6箇月間の月別最高・最低値を記載すること。
- (65) 最近の財務書類  
最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）の財務書類（附属明細表を除く。）のうち、第二部に掲げたもの以外のものを第二部の記載に準じて掲げること。
- (66) 有価証券の様式  
募集又は売出しが行われる有価証券（発行予定のものを含む。）の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。
- (67) 保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類  
保証会社及び連動子会社について提出会社に準じて記載すること。
- (68) 読替え  
提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「医療法人名」と、「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「社会医療法人債」と、「企業」とあるのは「法人」と、「会社」とあるのは「法人」と読み替えて記載すること。
- (69) 社会医療法人債券の特例  
提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第二部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」の「1 会社制度等の概要」の項目については、提出者の属する国・州等の法人制度全般について記載するとともに、医療法人に関する制度の内容についても記載すること。また、「第二部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」の項目については、第二号様式記載上の注意(86)に準じて記載すること。

第七号の二様式

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書  
 【提出先】 関東財務局長  
 【提出日】 平成 年 月 日  
 【会社名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【代理人の氏名又は名称】 \_\_\_\_\_  
 【代理人の住所又は所在地】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集（売出）金額】 \_\_\_\_\_  
 【安定操作に関する事項】 \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【株式の募集】

(1)【新規発行株式】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行数

(2)【募集の方法及び条件】

①【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額	資本組入額の総額
募集株式（ ）			
募集株式（ ）			
募集株式（ ）			
発起人の引受株式			
計（総発行株式）			

②【募集の条件】

額面・無額面の別	発行価格	資本組入額	申込株数単位	申込期間	申込証拠金	払込期日

③【申込取扱場所】

店名	所在地

④【払込取扱場所】

店名	所在地

(3) 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
計	—		—

2 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

発行数	
発行価額の総額	
発行価格	
申込手数料	
申込単位	
申込期間	
申込証拠金	
申込取扱場所	
割当日	
払込期日	
払込取扱場所	

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) 【新株予約権証券の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受新株予約権数	引受けの条件
計	—		—

3 【社債（短期社債を除く。）の募集】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額	
発行価額の総額	
発行価格	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	

担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

（新株予約権付社債に関する事項）

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

4【コマーシャル・ペーパー及び短期社債の募集】

振出日	
振出地	
発行価格	
券面総額又は短期社債の総額	
発行価額の総額	
発行限度額	
発行限度額残高	
支払期日	

支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

5 【外国譲渡性預金証書の募集】

預入日	
利払日	
記名・無記名の別	
満期日	
発行単位	
額面金額の総額	
割引率	
申込期間	
利率	
申込取扱場所	
利息支払の方法	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

6 【カバードワラントの募集】

7 【預託証券及び有価証券信託受益証券の募集】

8 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額

(2) 【手取金の使途】

第2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

(1) 【売出株式】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	売出数	売出価額の総額	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称

(2) 【売出新株予約権証券】

売出数	売出価額の総額	売出しに係る新株予約権証券の所有者の住所及び氏名又は名称

(新株予約権の内容等)

(3) 【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称

(新株予約権付社債に関する事項)

(4) 【売出コマーシャル・ペーパー及び売出短期社債】

支払期日	売出券面額の総額又は売出短期社債の総額（円）	売出価額の総額（円）	売出しに係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債の所有者の住所及び氏名又は名称

(5) 【売出外国譲渡性預金証書】

満期日	売出対象の預入金額（円）	売出価額の総額（円）	売出しに係る外国譲渡性預金証書の所有者の住所及び氏名又は名称

(6) 【売出カバードワラント】

(7) 【売出預託証券及び売出有価証券信託受益証券】

2 【売出しの条件】

売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	申込受付場所	売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	売出しの委託契約の内容

第3 【その他】

1 【法律意見】(1)

2 【その他の記載事項】

第二部 【公開買付けに関する情報】(2)

第1 【公開買付けの概要】

1 【公開買付けの目的等】

2 【公開買付けの当事会社の概要】

3 【公開買付けに係る契約】

4 【公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠】

5 【対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行（交付）される有価証券との相違】

6 【公開買付けに関する手続】

第2 【統合財務情報】

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

第三部 【追完情報】(3)

第四部 【組込情報】(4)

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

第六部 【特別情報】

【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第七号様式に準じて記載すること。

(1) 法律意見

有価証券届出書（以下この様式において「届出書」という。）に係る募集又は売出しが適法であること及び届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書の内容を要約して記載すること。

(2) 公開買付けに関する情報

第二号の六様式記載上の注意(1)から(9)までに準じて記載すること。

(3) 追完情報

a (4)の(a)の有価証券報告書の提出日以後届出書の提出日までの間において、次に掲げる場合に該当することとなったときは、その内容を記載すること。

(a) 法第7条前段に規定する重要な事項の変更があった場合又は第11条第1号若しくは第2号に掲げる事情が生じた場合

(b) 第19条第2項各号若しくは第3項又は第19条の2に掲げる場合

(c) その他財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象が生じた場合

b (4)の(a)の有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間において資本金の増減があった場合には、その旨及びその金額を記載すること。

c (4)の(a)の有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、当該有価証券報告書に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。

d 最近事業年度の次の事業年度の業績を記載しうる程度の期間が経過している場合には、その概要を前事業年度の同期間と比較して記載すること。最近事業年度の次の事業年度経過後に届出書を提出する場合にあって、財務書類の形式による記載が可能なときは、それによること。

(4) 組込情報

次に掲げる書類を届出書に添付し、その旨を記載すること。

(a) 最近事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類

(b) (a)の有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に四半期報告書又は半期報告書を提出している場合にあっては、当該四半期報告書又は半期報告書

(c) (a)の有価証券報告書又は(b)の四半期報告書若しくは半期報告書に係る訂正報告書を提出している場合にあっては、当該訂正報告書

(d) (a)の有価証券報告書の「第一部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」の1から3までが第八号様式記載上の注意(7)のbにより記載されている場合又は「第8 本邦における提出会社の株式事務等の概要」が同様式記載上の注意(39)のcにより記載されている場合には、直前に提出されたこれらの基準事業年度に係る有価証券報告書のそのように記載されている部分（最近事業年度が基準事業年度である場合を除く。）

(5) 読替え

提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「医療法人名」と、「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「社会医療法人債」と読み替えて記載すること。

第七号の三様式

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書  
 【提出先】 関東財務局長  
 【提出日】 平成 年 月 日  
 【会社名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【代理人の氏名又は名称】 \_\_\_\_\_  
 【代理人の住所又は所在地】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集（売出）金額】 \_\_\_\_\_  
 【安定操作に関する事項】 \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【株式の募集】

(1)【新規発行株式】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行数

(2)【募集の方法及び条件】

①【募集の方法】

募集の形態	発行数	発行価額の総額	資本組入額の総額
募集株式（ ）			
募集株式（ ）			
募集株式（ ）			
発起人の引受株式			
計（総発行株式）			

②【募集の条件】

額面・無額面の別	発行価格	資本組入額	申込株数単位	申込期間	申込証拠金	払込期日

③【申込取扱場所】

店名	所在地

④【払込取扱場所】

店名	所在地

## (3) 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
計	—		—

## 2 【新規発行新株予約権証券】

## (1) 【募集の条件】

発行数	
発行価額の総額	
発行価格	
申込手数料	
申込単位	
申込期間	
申込証拠金	
申込取扱場所	
割当日	
払込期日	
払込取扱場所	

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取扱場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

## (3) 【新株予約権証券の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受新株予約権数	引受けの条件

計	—		—

### 3【社債（短期社債を除く。）の募集】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額	
発行価額の総額	
発行価格	
利率（％）	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

#### （新株予約権付社債に関する事項）

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

#### 4【コマーシャル・ペーパー及び短期社債の募集】

振出日	
発行価額の総額	
振出地	
発行限度額	
発行価格	
発行限度額残高	
券面総額又は短期社債の総額	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

#### 5【外国譲渡性預金証書の募集】

預入日	
利払日	
記名・無記名の別	
満期日	
発行単位	
額面金額の総額	
割引率	
申込期間	
利率	
申込取扱場所	

利息支払の方法	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

6 【カバードワラントの募集】

7 【預託証券及び有価証券信託受益証券の募集】

8 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額

(2) 【手取金の使途】

第2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

(1) 【売出株式】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	売出数	売出価額の総額	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称

(2) 【売出新株予約権証券】

売出数	売出価額の総額	売出しに係る新株予約権証券の所有者の住所及び氏名又は名称

(新株予約権の内容等)

(3) 【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称

(新株予約権付社債に関する事項)

(4) 【売出コマーシャル・ペーパー及び売出短期社債】

支払期日	売出券面額の総額又は売出短期社債の総額(円)	売出価額の総額(円)	売出しに係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債の所有者の住所及び氏名又は名称

(5) 【売出外国譲渡性預金証書】

満期日	売出対象の預入金額(円)	売出価額の総額(円)	売出しに係る外国譲渡性預金証書の所有者の住所及び氏名又は名称

(6) 【売出カバードワラント】

(7) 【売出預託証券及び売出有価証券信託受益証券】

2 【売出しの条件】

売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	申込受付場所	売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	売出しの委託契約の内容

第3 【その他の記載事項】

第二部 【公開買付けに関する情報】 (1)

第1 【公開買付けの概要】

- 1 【公開買付けの目的等】
- 2 【公開買付けの当事会社の概要】
- 3 【公開買付けに係る契約】
- 4 【公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠】
- 5 【対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行（交付）される有価証券との相違】
- 6 【公開買付けに関する手続】

第2 【統合財務情報】

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

第三部 【参照情報】（2）

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第 期（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）平成 年 月 日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 期第 四半期（第 期中）（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）平成 年 月 日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成 年 月 日）までに、臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正報告書（上記 の訂正報告書）を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

名称

所在地

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第七号様式に準じて記載すること。

（1） 公開買付けに関する情報

第二号の六様式記載上の注意（1）から（9）までに準じて記載すること。

（2） 参照情報

a 臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第19条第2項各号若しくは第3項又は第19条の2のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。

b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを付記すること。

c 参照書類としての有価証券報告書の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

d 参照書類としての有価証券報告書に将来に関する事項が記載されている場合

又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は有価証券届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。

第七号の四様式

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 年 月 日

【会社名】 \_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_

【代理人の氏名又は名称】 \_\_\_\_\_

【代理人の住所又は所在地】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【連絡場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）有価

証券の種類】 \_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）金額】 \_\_\_\_\_

【安定操作に関する事項】 \_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】 名称 \_\_\_\_\_  
(所在地) \_\_\_\_\_

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【株式の募集】

(1)【新規発行株式】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行数

(2)【募集の方法及び条件】

①【募集の方法】

募集の形態	発行数	発行価額の総額	資本組入額の総額
募集株式（ ）			
募集株式（ ）			
募集株式（ ）			
発起人の引受株式			
計（総発行株式）			

②【募集の条件】

額面・無額面の別	発行価格	資本組入額	申込株数単位	申込期間	申込証拠金	払込期日

③【申込取扱場所】

店名	所在地

④【払込取扱場所】

店名	所在地

(3) 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
計	—		—

2 【新株予約権証券の募集】

(1) 【募集の条件】

発行数	
発行価額の総額	
発行価格	
申込手数料	
申込単位	
申込期間	
申込証拠金	
申込取扱場所	
割当日	
払込期日	
払込取扱場所	

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) 【新株予約権証券の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受新株予約権数	引受けの条件
計	—		—

### 3 【社債（短期社債を除く。）の募集】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額	
発行価額の総額	
発行価格	
利率（％）	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

#### （新株予約権付社債に関する事項）

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	

新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

4 【コマーシャル・ペーパー及び短期社債の募集】

振出日	
振出地	
発行価格	
券面総額又は短期社債の総額	
発行価額の総額	
発行限度額	
発行限度額残高	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

5 【外国譲渡性預金証書の募集】

預入日	
利払日	
記名・無記名の別	
満期日	
発行単位	
額面金額の総額	
割引率	
申込期間	
利率	
申込取扱場所	
利息支払の方法	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

6 【カバードワラントの募集】

7 【預託証券及び有価証券信託受益証券の募集】

8 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額

(2) 【手取金の使途】

第2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

(1) 【売出株式】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称

(2) 【売出新株予約権証券】

売出数	売出価額の総額	売出しに係る新株予約権証券の所有者の住所及び氏名又は名称

(新株予約権の内容等)

(3) 【売出社債（売出短期社債を除く。）】

銘柄	売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称

(新株予約権付社債に関する事項)

(4) 【売出コマーシャル・ペーパー及び売出短期社債】

支払期日	売出券面額の総額又は売出短期社債の総額	売出価額の総額	売出しに係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債の所有者の住所及び氏名又は名称

(5) 【売出外国譲渡性預金証書】

満期日	売出対象の預入金額(円)	売出価額の総額(円)	売出しに係る外国譲渡性預金証書の所有者の住所及び氏名又は名称

(6) 【売出カバードワラント】

(7) 【売出預託証券及び売出有価証券信託受益証券】

2 【売出しの条件】

売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	申込受付	売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	売出しの委託契約の内容

第3 【その他の記載事項】

第二部 【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1 【組織再編成（公開買付け）の概要】

- 1 【組織再編成（公開買付け）の目的等】
- 2 【組織再編成（公開買付け）の当事会社の概要】
- 3 【組織再編成（公開買付け）に係る契約】
- 4 【組織再編成（公開買付け）に係る割当ての内容及びその算定根拠】
- 5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行（交付）される有価証券との相違（対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行（交付）される有価証券との相違）】
- 6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】
- 7 【組織再編成に関する手続（公開買付けに関する手続）】

第2 【統合財務情報】

第3 【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約（発行者（その関連者）と対象者との重要な契約）】

第三部 【発行者情報】

第1 【本国における法制等の概要】

- 1 【会社制度等の概要】
  - (1) 【提出会社の属する国・州等における会社制度】
  - (2) 【提出会社の定款等に規定する制度】
- 2 【外国為替管理制度】
- 3 【課税上の取扱い】
- 4 【法律意見】

第2【企業の概況】

- 1【主要な経営指標等の推移】
- 2【沿革】
- 3【事業の内容】
- 4【関係会社の状況】
- 5【従業員の状況】

第3【事業の状況】

- 1【業績等の概要】
- 2【生産、受注及び販売の状況】
- 3【対処すべき課題】
- 4【事業等のリスク】
- 5【経営上の重要な契約等】
- 6【研究開発活動】
- 7【財政状態及び経営成績の分析】

第4【設備の状況】

- 1【設備投資等の概要】
- 2【主要な設備の状況】
- 3【設備の新設、除却等の計画】

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

授権株数(株)	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株)

②【発行済株式】

記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
計	—		—

(2)【発行済株式総数及び資本金の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高	資本金増減額	資本金残高

(3)【所有者別状況】

(4)【大株主の状況】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計	—		

2【配当政策】

3【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次					
決算年月					
最高(円)					
最低(円)					

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別					
最高(円)					
最低(円)					

4【役員の状態】

5【コーポレート・ガバナンスの状態等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状態】

(2)【監査報酬の内容等】

①【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(円)	非監査業務に基づく報酬(円)	監査証明業務に基づく報酬(円)	非監査業務に基づく報酬(円)
提出会社				
連結子会社				
計				

②【その他重要な報酬の内容】

③【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

④【監査報酬の決定方針】

第6【経理の状態】

1【財務書類】

2【主な資産・負債及び収支の内容】

3【その他】

第7【外国為替相場の推移】

1【最近5年間の事業年度別為替相場の推移】

回次					
決算年月					
最高(円)					
最低(円)					
平均(円)					
期末(円)					

2【最近6月間の月別最高・最低為替相場】

月別					
最高(円)					
最低(円)					
平均(円)					

3【最近日の為替相場】

円（年 月 日）

第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

第9【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

2【その他の参考情報】

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

1【保証の対象となっている社債】

2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

(1)【保証会社が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第 期（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）平  
成 年 月 日\_\_財務（支）局長に提出

②【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 期第 四半期（第 期中）（自 平成 年 月 日 至  
平成 年 月 日）平成 年 月 日\_\_財務（支）局長に提出

③【臨時報告書】

①の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成 年 月 日）まで  
に、臨時報告書を平成 年 月 日に\_\_財務（支）局長に提出

④【訂正報告書】

訂正報告書（上記 \_\_\_\_\_ の訂正報告書）を平成 年 月 日に\_\_  
財務（支）局長に提出

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

名称

\_\_\_\_\_  
(所在地)

3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

(1)【会社名・代表者の役職氏名及び本店の所在の場所】

(2)【本国における法制度の概要】

(3)【企業の概況】

(4)【事業の状況】

(5)【設備の状況】

(6)【保証会社の状況】

(7)【経理の状況】

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

第3【指数等の情報】

1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

2【当該指数等の推移】

第五部【特別情報】

第1【最近の財務書類】

第2【有価証券の様式】

第3【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

第六部【組織再編成対象会社情報】

(記載上の注意)

「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報」及び「第六部 組織再編成対象会社情報」については、第二号の六様式の記載上の注意に、それ以外の項目については、第七号様式の記載上の注意に準じて記載すること。



(1) 【株式の総数等】 (25)

① 【株式の総数】

授権株数(株)	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株)

② 【発行済株式】

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名
計	—		—

(2) 【発行済株式総数及び資本金の推移】 (26)

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (円)	資本金残高 (円)

(3) 【所有者別状況】 (27)

(4) 【大株主の状況】 (28)

年 月 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対 する所有株式数の割 合(%)
計	—		

2 【配当政策】 (29)

3 【株価の推移】 (30)

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次					
決算年月					
最高(円)					
最低(円)					

(2) 【当該事業年度中最近6月間の月別最高・最低株価】

月別					
最高(円)					
最低(円)					

4 【役員状況】 (31)

5 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】 (32)

(2) 【監査報酬の内容等】 (33)

① 【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(円)	非監査業務に基づく報酬(円)	監査証明業務に基づく報酬(円)	非監査業務に基づく報酬(円)
提出会社				
連結子会社				
計				

②【その他重要な報酬の内容】

③【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

④【監査報酬の決定方針】

第6【経理の状況】(34)

1【財務書類】(35)

2【主な資産・負債及び収支の内容】(36)

3【その他】(37)

第7【外国為替相場の推移】(38)

1【最近5年間の事業年度別為替相場の推移】

回次					
決算年月					
最高(円)					
最低(円)					
平均(円)					
期末(円)					

2【最近6月間の月別最高・最低為替相場】

月別					
最高(円)					
最低(円)					
平均(円)					

3【最近日の為替相場】

円(年月日)

第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】(39)

第9【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】(40)

2【その他の参考情報】(41)

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

1【保証の対象となっている社債】(42)

2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(43)

(1)【保証会社が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】  
事業年度 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務(支)局長に提出

②【臨時報告書】

①の書類の提出後、本有価証券報告書提出日(平成 年 月 日)までに、

臨時報告書を平成 年 月 日に\_\_\_\_財務（支）局長に提出

③【訂正報告書】

訂正報告書（上記 \_\_\_\_\_ の訂正報告書）を平成 年 月 日に\_\_\_\_  
財務（支）局長に提出

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

名称

（所在地）

3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】(44)

第2【保証会社以外の会社の情報】(45)

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

第3【指数等の情報】(46)

1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

2【当該指数等の推移】

(記載上の注意)

以下の規定により第二号様式及び第七号様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、第二号様式及び第七号様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当連結会計年度末」（連結財務諸表を作成していない場合には「当事業年度末」）と、「最近5連結会計年度」とあるのは「当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近2連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近連結会計年度」及び「最近連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度」と、「最近連結会計年度末」とあるのは「当連結会計年度末」と、「最近5事業年度」とあるのは「当事業年度の前4事業年度及び当事業年度」と、「最近2事業年度」及び「最近2事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。

(1) 一般的事項

- a 記載事項及び記載上の注意は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。
- b 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券報告書（以下この様式において「報告書」という。）の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
- c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
- d 本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。
- e 「第一部 企業情報」に係る記載上の注意は主として製造業について示したものであり、他の業種については、これに準じて記載すること。
- f 「第一部 企業情報」に掲げる事項は図表による表示をすることができる。  
この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。

- g 第一部中「第2 企業の概況」から「第4 設備の状況」までの記載については、次によること。
- (a) 財務書類として連結財務諸表のみを掲げている場合には、連結会社について記載すること。
  - (b) 財務書類として個別財務諸表のみを掲げている場合には、提出会社について記載すること。ただし、提出会社の事業に密接な関係を有する親会社又は重要な子会社がある場合には、それらについても記載事項ごとに又は一括して記載すること。
  - (c) 財務書類として連結財務諸表と個別財務諸表の両者を掲げている場合には、次によること。
    - ① 財務諸表等規則第127条第1項又は第2項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載するとともに、企業集団の状況に関する重要な事項及び業績の概要を記載すること。
    - ② 財務諸表等規則第127条第3項又は第4項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。
- (2) 会社名  
原語名を括弧内に記載すること。
- (3) 代表者の役職氏名  
報告書の提出について正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。
- (4) 代理人の氏名又は名称  
本邦内に住所を有する者であって、報告書の提出に関する一切の行為につき提出会社を代理する権限を有するもの（以下この(4)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により報告書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。
- (5) 事務連絡者氏名  
本邦内に住所を有する者であって、関東財務局長から指示又は連絡を受けるものの氏名を記載すること。
- (6) 縦覧に供する場所  
公衆の縦覧に供する主要な支店、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。
- (7) 本国における法制等の概要  
第1の1から3までの事項については、以下のいずれかにより記載すること。
  - a 毎事業年度において当該事項の記載を行う。この場合において、記載内容がこの報告書の提出前に提出された有価証券届出書又は前事業年度の報告書の記載内容と異なるときは、当該箇所を下線をもって表示し、必要と認められる事項を注記すること。
  - b 5事業年度ごとに当該事項の記載を行う。この場合には、当該事項の記載を行った事業年度（以下このbにおいて「基準事業年度」という。）に続く4事業年度に係る報告書については、基準事業年度を明記した上、以下によること。
    - (a) 基準事業年度以降、記載内容を変更すべき事情が生じていない場合

- 基準事業年度の当該事項の記載内容に変更がない旨を記載すること。
- (b) 基準事業年度以降、記載内容を変更すべき事情が生じた場合  
基準事業年度以降に生じた記載内容を変更すべき事情の概要を、事業年度ごとに区分して累積的に記載すること。
- (8) 会社制度等の概要  
第七号様式記載上の注意(26)に準じて記載すること。
- (9) 外国為替管理制度  
第七号様式記載上の注意(27)に準じて記載すること。
- (10) 課税上の取扱い  
第七号様式記載上の注意(28)に準じて記載すること。
- (11) 法律意見  
報告書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書の内容を要約して記載すること。
- (12) 主要な経営指標等の推移  
第七号様式記載上の注意(30)に準じて記載すること。
- (13) 沿革  
第七号様式記載上の注意(31)に準じて記載すること。
- (14) 事業の内容  
第二号様式記載上の注意(27)に準じて記載すること。
- (15) 関係会社の状況  
第二号様式記載上の注意(28)に準じて記載すること。
- (16) 従業員の状況  
第二号様式記載上の注意(29)に準じて記載すること。
- (17) 業績等の概要  
第二号様式記載上の注意(30)に準じて記載すること。
- (18) 生産、受注及び販売の状況  
第二号様式記載上の注意(31)に準じて記載すること。
- (19) 対処すべき課題  
第二号様式記載上の注意(32)に準じて記載すること。
- (20) 事業等のリスク  
第二号様式記載上の注意(33)に準じて記載すること。
- (21) 経営上の重要な契約等  
第二号様式記載上の注意(34)に準じて記載すること。
- (22) 研究開発活動  
第二号様式記載上の注意(35)に準じて記載すること。
- (23) 財政状態及び経営成績の分析  
第二号様式記載上の注意(36)に準じて記載すること。
- (24) 設備の状況  
第二号様式記載上の注意(37)から(39)までに準じて記載すること。
- (25) 株式の総数等  
第七号様式記載上の注意(43)に準じて記載すること。
- (26) 発行済株式総数及び資本金の推移  
a 最近5事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度)における(この間に発行済株式総数及び資本金の増減がない場合にはその直近の)発行済株式総数及び資本金の増減について株式の種類別に区分して記載すること。  
なお、各事業年度における資本金の増減額については、その増減ごとの金額

が当該事業年度の末日の資本金の100分の10以上のものについては、その増減ごとに記載することとするが、100分の10未満のものについては、期中の増加額及び減少額をそれぞれ一括して記載することができる。

- b 新株の発行による発行済株式総数及び資本金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合は割当比率等）を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使等による発行済株式総数及び資本金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。

発行済株式総数及び資本金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

- c 新株予約権を発行している場合には、最近事業年度の末日における新株予約権の残高、新株予約権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を付記すること。

(27) 所有者別状況

第七号様式記載上の注意(45)の本文に準じて記載すること。

(28) 大株主の状況

- a 当事業年度末現在の議決権のある記名株式（他人（仮設人を含む。）名義のものを含む。）及び会社が把握している議決権のある無記名株式の所有数の多い順に10名程度について記載すること。ただし、その所有数が発行済株式総数の100分の1未満の株主については記載を要しない。

なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名（外国である場合には、これに準ずるもの）までを記載しても差し支えない。

- b 当事業年度において主要株主に異動があった場合には、その旨を注記すること。

(29) 配当政策

第七号様式記載上の注意(47)に準じて記載すること。

(30) 株価の推移

第七号様式記載上の注意(48)に準じて記載すること。

(31) 役員状況

- a 報告書の提出日現在の役員（取締役、監査役及び政策決定又は業務執行に関しこれらのものと同等の権限を有する職員をいう。以下この様式において同じ。）について、その役職名、氏名、生年月日、主要略歴、任期並びに所有株式の種類及びその数を記載すること。

- b 当事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては当事業年度及び当事業年度の前事業年度）における役員の報酬の総額について記載すること。ただし、本国において個々の役員について報酬が開示されている場合には、主要な役員の報酬についても記載すること。

- c 役員が特別の利益を受けることがある場合には、その内容を示すこと。

- d 役員間において二親等内の親族関係がある場合には、その内容を記載すること。

- e 会社が、異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合に、当該種類の株主によって選任された役員がいる場合はその旨を欄外に注記すること。

(32) コーポレート・ガバナンスの状況

第二号様式記載上の注意(57)に準じて記載すること。

(33) 監査報酬の内容等

第二号様式記載上の注意(58)に準じて記載すること。この場合において、「監査公認会計士等（第19条第2項第9号の2に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。）」とあるのは「外国監査公認会計士等（監査公認会計士等（第19条第2項第9号の2に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式において同じ。））、当該提出会社の財務計算に関する書類（法第193条の2第1項に規定する財務計算に関する書類をいう。）について同項第1号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等又は当該提出会社の内部統制報告書について法第193条の2第2項第1号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等をいう。以下この様式において同じ。）」と、「第2条第1項に規定する業務」とあるのは「第2条第1項に規定する業務（外国監査法人等にあつては、同項の業務に相当すると認められる業務）」と、「監査公認会計士等と同一」とあるのは「外国監査公認会計士等と同一」と、「提出会社が監査公認会計士等」とあるのは「提出会社が外国監査公認会計士等」と読み替えるものとする。

(34) 経理の状況

- a 財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載すること。
- b 財務書類は、財務諸表等規則第127条第1項から第4項までの規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。
- c 当事業年度において決算期を変更した場合には、その旨を記載すること。

(35) 財務書類

第七号様式記載上の注意(53)のa及びbの本文に準じて記載すること。

(36) 主な資産・負債及び収支の内容

第七号様式記載上の注意(54)に準じて記載すること。

(37) その他

- a 当事業年度の末日後報告書の提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。ただし、臨時報告書又はこの報告書の他の箇所に含めて記載したものについては、記載を要しない。
- b 第七号様式記載上の注意(55)のcに準じて記載すること。
- c 営業その他に関し重要な訴訟事件等があるときは、その概況を記載すること。

(38) 外国為替相場の推移

- a 財務書類の表示に用いられた通貨と本邦通貨との間の為替相場の推移を記載すること。
- b 平均相場とは、事業年度の各月末における為替相場の平均額をいう。
- c 財務書類の表示に用いられた通貨と本邦通貨との間の為替相場が、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に最近5年間の事業年度において掲載されている場合には、記載を省略することができる。

(39) 本邦における提出会社の株式事務等の概要

- a 本邦における株式の名義書換取扱場所、株主名簿管理人、株主に対する特典、株式の譲渡制限その他株式事務に関し投資者に示すことが必要であると思われる事項を記載すること。
- b 株主の権利行使の手続等について、次の事項を簡潔に記載すること。
  - (a) 株主の議決権の行使に関する手続
  - (b) 剰余金の配当（株式の配当等を含む。）請求に関する手続
  - (c) 株式の移転に関する手続

- (d) 提出会社の未発行株式又は自己株式を他の株主に優先して買い取り又は引き受ける権利を有する場合には、その権利の行使に関する手続
  - (e) 配当等に関する課税上の取扱い
  - (f) その他株主の権利行使について必要な手続
- c bに掲げる事項については、5事業年度ごとに記載することができる。この場合には、当該事項の記載を行った事業年度（以下このcにおいて「基準事業年度」という。）に続く4事業年度に係る報告書の当該事項の記載については、基準事業年度を明記した上、以下によること。
- (a) 基準事業年度以降、記載内容を変更すべき事情が生じていない場合  
基準事業年度の当該事項の記載内容に変更がない旨を記載すること。
  - (b) 基準事業年度以降、記載内容を変更すべき事情が生じた場合  
基準事業年度以降に生じた記載内容を変更すべき事情の概要を、事業年度ごとに区分して累積的に記載すること。
- (40) 提出会社の親会社等の情報  
第二号様式記載上の注意(76)に準じて記載すること。
- (41) その他の参考情報
- a 当事業年度の開始日から報告書提出日までの間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること。
  - b 臨時報告書が当該書類に含まれている場合には、その提出理由について、第19条第2項各号若しくは第3項又は第19条の2のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを併せて記載すること。
  - c 訂正報告書が当該書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを併せて記載すること。
- (42) 保証の対象となっている社債（短期社債を除く。）  
提出会社の発行している公募社債等のうち、保証の対象となっているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債等の総額、償還額、提出会社の当事業年度末現在の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。
- (43) 継続開示会社たる保証会社に関する事項
- a 提出会社の発行している公募社債等に保証の対象となっているものがあり、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者である場合に記載すること。
  - b 本報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の四半期報告書又は半期報告書が提出されている場合には、当該四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。  
なお、本報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類又は本報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る四半期報告書又は半期報告書が本報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を付記すること。
  - c 「② 臨時報告書」については、その提出理由について、第19条第2項各号若しくは第3項又は第19条の2のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。
  - d 「③ 訂正報告書」については、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報

告書であるのかを付記すること。

(44) 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項

- a 提出会社の発行している公募社債等に保証の対象となっているものがあり、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者でない場合に記載すること。
- b 当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に関する当該保証会社の業績の概要について、本様式「第一部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。ただし、当該保証会社の事業年度が1年である場合であって、本報告書の提出日の属する保証会社の事業年度が開始した日からおおむね9箇月経過後に本報告書が提出された場合には、当該事業年度が開始した日以後6箇月の当該保証会社の業績の概要について、第十号様式「第一部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。

(45) 保証会社以外の会社の情報

提出会社の発行している有価証券に関し、連動子会社（第19条第3項に規定する連動子会社をいう。）その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社等（例えば、提出会社の発行している有価証券がカバードワラントにあってはオプションの行使の対象となる有価証券の発行者、預託証券にあっては預託を受けている者、有価証券信託受益証券にあっては受託者）の企業情報について記載すること。

- a 「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、発行価額又は売出価額の総額、上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名等を記載すること。
- b 「2 継続開示会社たる当該会社に関する事項」及び「3 継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項」については、第二部中「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」及び「3 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項」に準じて記載すること。

(46) 指数等の情報

提出会社の発行している有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報について記載すること。

- a 「1 当該指数等の情報の開示を必要とする理由」については、理由及び当該指数等の内容を記載すること。
- b 「2 当該指数等の推移」については、当該指数等の最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）の年度別最高・最低値及び当事業年度中最近6箇月間の月別最高・最低値を記載すること。

(47) 読替え

提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「医療法人名」と、「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「社会医療法人債」と、「企業」とあるのは「法人」と、「会社」とあるのは「法人」と読み替えて記載すること。

(48) 社会医療法人債券の特例

提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第一部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」の「1 会社制度等の概要」の項目については、第七号様式記載上の注意(69)に準じて記載すること。また、「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」の項目については、第二号様式記載上の注意(86)に準じて記載すること。



(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

授権株数(株)	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株)

② 【発行済株式】

記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
計	—		—

(2) 【発行済株式総数及び資本金の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(円)	資本金残高(円)

(3) 【所有者別状況】

(4) 【大株主の状況】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計	—		

2 【配当政策】

3 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次					
決算年月					
最高(円)					
最低(円)					

(2) 【当該事業年度中最近6月間の月別最高・最低株価】

月別						
最高(円)						
最低(円)						

4 【役員の場合】

5 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (円)	非監査業務に基づく報酬 (円)	監査証明業務に基づく報酬 (円)	非監査業務に基づく報酬 (円)
提出会社				
連結子会社				
計				

②【その他重要な報酬の内容】

③【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

④【監査報酬の決定方針】

第6【経理の状況】

1【財務書類】

2【主な資産・負債及び収支の内容】

3【その他】

4【最近の財務書類】

第7【外国為替相場の推移】

1【最近5年間の事業年度別為替相場の推移】

回次					
決算年月					
最高(円)					
最低(円)					
平均(円)					
期末(円)					

2【最近6月間の月別最高・最低為替相場】

月別					
最高(円)					
最低(円)					
平均(円)					

3【最近日の為替相場】

円(年月日)

第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

第9【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

2【その他の参考情報】

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

(記載上の注意)

第七号様式に準じて記載すること。ただし、「第6 経理の状況」の「4 最近の財務書類」については、最近5事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度)の財務書類(附属明細表を除く。)のうち「1 財務書類」に記載したものの以外のもを、第七号様式記載上の注意(53)に準じて掲げること。

第九号の二様式

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第 項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成 年 月 日
【会社名】(2)	_____
【代表者の役職氏名】(3)	_____
【最高財務責任者の役職氏名】(4)	_____
【本店の所在の場所】	_____
【代理人の氏名又は名称】(5)	_____
【代理人の住所又は所在地】	_____
【縦覧に供する場所】(6)	名称 _____

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】(7)

2 【特記事項】(8)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項及び記載上の注意で、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。
- b 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、確認書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。

(2) 会社名

原語名を括弧内に記載すること。

(3) 代表者の役職氏名

法第27条の30の5第1項の規定により確認書を書面で提出する場合には、併せて代表者が署名すること。

(4) 最高財務責任者の役職氏名

会社が、財務報告に関し、代表者に準ずる責任を有する者として、最高財務責任者を定めている場合には、当該者の役職氏名を記載する。

法第27条の30の5第1項の規定により確認書を書面で提出する場合には、併せて最高財務責任者が署名すること。

(5) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、確認書の提出に関する一切の行為につき確認書提出外国会社を代理する権限を有するもの（以下この(5)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により確認書を書面で提出する場合には、併せて代理人の氏名又は名称の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。

(6) 縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する主要な支店、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。

(7) 有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項

- a 確認した有価証券報告書の事業年度を記載すること。なお、有価証券報告書の訂正報告書を確認した場合には、その旨を明記すること。
- b 代表者及び最高財務責任者（会社が(4)にいう最高財務責任者を定めている

場合に限る。)が有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正であることを確認した旨を記載すること。

- c 確認を行った有価証券報告書の記載内容の範囲が限定されている場合には、その旨及びその理由を記載すること。

(8) 特記事項

確認について特記すべき事項がある場合には、その旨及びその内容を記載すること。

(9) 読替え

- a 提出者が、四半期報告書についての確認書を提出する場合には、本様式中「有価証券報告書」とあるのは「四半期報告書」と、「事業年度」とあるのは「四半期会計期間」と読み替えて記載すること。
- b 提出者が、半期報告書についての確認書を提出する場合には、本様式中「有価証券報告書」とあるのは「半期報告書」と、「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と読み替えて記載すること。

第九号の三様式

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書  
 【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7 第 項  
 【提出先】 関東財務局長  
 【提出日】 平成 年 月 日  
 【四半期会計期間】 第 期第 四半期（自 平成 年 月 日  
 至 平成 年 月 日）

【会社名】（2） \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】（3） \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【代理人の氏名又は名称】（4） \_\_\_\_\_  
 【代理人の住所又は所在地】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】（5） \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】（6） 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】（7）

第2【企業の概況】

- 1【主要な経営指標等の推移】（8）
- 2【事業の内容】（9）
- 3【関係会社の状況】（10）
- 4【従業員の状況】（11）

第3【事業の状況】

- 1【生産、受注及び販売の状況】（12）
- 2【経営上の重要な契約等】（13）
- 3【財政状態及び経営成績の分析】（14）

第4【設備の状況】（15）

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】（16）

①【株式の総数】

授権株数（株）	発行済株式総数（株）	未発行株式数（株）

②【発行済株式】

記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
計	—		—

(2)【発行済株式総数及び資本金の推移】（17）

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（円）	資本金残高（円）


(3) 【大株主の状況】 (18) 年 月 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
計	—		

2 【株価の推移】 (19)

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別						
最高(円)						
最低(円)						

3 【役員の状況】 (20)

第6 【経理の状況】 (21)

1 【四半期財務書類】 (22)

2 【その他】 (23)

第7 【外国為替相場の推移】 (24)

1 【当該四半期中における月別為替相場の推移】

月別			
最高(円)			
最低(円)			
平均(円)			

2 【最近日の為替相場】

円 ( 年 月 日 )

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

1 【保証の対象となっている社債】 (25)

2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】 (26)

(1) 【保証会社が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】

事業年度 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日に関東財務局長に提出

② 【臨時報告書】

①の書類の提出後、本四半期報告書提出日 (平成 年 月 日) までに、臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

③ 【訂正報告書】

訂正報告書 (上記 の訂正報告書) を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】 (27)

第2 【保証会社以外の会社の情報】 (28)

- 1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】
- 2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】
- 3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

第3 【指数等の情報】 (29)

- 1 【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】
- 2 【当該指数等の推移】

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項及び記載上の注意は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。
- b 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、四半期報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
- c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
- d 本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。
- e 「第一部 企業情報」に係る記載上の注意は主として製造業について示したものであり、他の業種については、これに準じて記載すること。
- f 四半期報告書に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
- g 第一部中「第2 企業の概況」から「第4 設備の状況」までの記載については、次によること。
  - (a) 有価証券報告書に財務書類として連結財務諸表のみを掲げている場合には、提出会社と連結子会社を連結したものについて記載すること。
  - (b) 有価証券報告書に財務書類として個別財務諸表のみを掲げている場合には、提出会社について記載すること。ただし、提出会社の事業に密接な関係を有する親会社又は重要な子会社がある場合には、それらについても記載事項ごとに又は一括して記載すること。
  - (c) 有価証券報告書に財務書類として連結財務諸表と個別財務諸表の両者を掲げている場合には、次によること。
    - ① 財務諸表等規則第127条第1項又は第2項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載すること。
    - ② 財務諸表等規則第127条第3項又は第4項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。
- h この様式において、「四半期累計期間」とは、四半期財務諸表等規則第3条第6号に規定する四半期累計期間をいう。

(2) 会社名

原語名を括弧内に記載すること。

- (3) 代表者の役職氏名  
四半期報告書の提出について正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。
- (4) 代理人の氏名又は名称  
本邦内に住所を有する者であって、四半期報告書の提出に関する一切の行為につき提出会社を代理する権限を有するもの（以下この(4)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により四半期報告書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。
- (5) 事務連絡者氏名  
本邦内に住所を有する者であって、関東財務局長から指示又は連絡を受けているものの氏名を記載すること。
- (6) 縦覧に供する場所  
公衆の縦覧に供する主要な支店、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。
- (7) 本国における法制等の概要  
当四半期会計期間に、提出会社の属する国・州等における会社制度、提出会社の定款等に規定する制度、外国為替管理制度及び課税上の取扱いについて異動があった場合には、その概要を記載すること。
- (8) 主要な経営指標等の推移  
第四号の三様式記載上の注意(5)に準じて記載すること。
- (9) 事業の内容  
第四号の三様式記載上の注意(6)に準じて記載すること。
- (10) 関係会社の状況  
第四号の三様式記載上の注意(7)に準じて記載すること。
- (11) 従業員の状況  
第四号の三様式記載上の注意(8)に準じて記載すること。
- (12) 生産、受注及び販売の状況  
第四号の三様式記載上の注意(9)に準じて記載すること。
- (13) 経営上の重要な契約等  
第四号の三様式記載上の注意(10)に準じて記載すること。
- (14) 財政状態及び経営成績の分析  
第四号の三様式記載上の注意(11)に準じて記載すること。
- (15) 設備の状況  
第四号の三様式記載上の注意(12)に準じて記載すること。
- (16) 株式の総数等  
第七号様式記載上の注意(43)に準じて記載すること。
- (17) 発行済株式総数及び資本金の推移
- a 当四半期会計期間における発行済株式総数及び資本金の増減について株式の種類別に区分して記載すること。  
なお、資本金の増減については、その増減の金額が当四半期会計期間末日の資本金の100分の10以上のものについては、その増減ごとに記載することとするが、100分の10未満のものについては、四半期会計期間の増加額及び減少額をそれぞれ一括して記載することができる。
- b 新株の発行による発行済株式総数及び資本金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割

当比率等)を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使による発行済株式総数及び資本金の増加については、当四半期会計期間の合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。

発行済株式総数及び資本金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

- c 新株予約権を発行している場合には、当四半期会計期間末日現在における新株予約権の残高、新株予約権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を付記すること。

(18) 大株主の状況

- a 当四半期会計期間が第2四半期会計期間(第1四半期会計期間(当事業年度の最初の四半期会計期間をいう。以下この(18)において同じ。))の翌四半期会計期間をいう。以下この(18)において同じ。)である場合について、当四半期会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。

- b 第2四半期会計期間の末日現在の議決権のある記名株式(他人(仮設人を含む。)名義のものを含む。))及び会社が把握している議決権のある無記名株式の所有者の多い順に10名程度について記載すること。ただし、その所有数が発行済株式総数の100分の1未満の株主については記載を要しない。

なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名(外国である場合には、これに準ずるもの)までを記載しても差し支えない。

- c 当四半期会計期間が第1四半期会計期間及び第3四半期会計期間(第2四半期会計期間の翌四半期会計期間をいう。)である場合について、当四半期会計期間において大株主の異動があった場合には、その旨を注記すること。

(19) 株価の推移

第七号様式記載上の注意(48)に準じて記載すること。

(20) 役員状況

- a 前事業年度の有価証券報告書の提出日後この報告書の提出日までに役員(取締役、監査役及び政策決定又は業務執行に関しこれらの者と同等の権限を有する職員をいう。以下この様式において同じ。)に異動があった場合に記載すること。

- b 新任役員については、その役職名、氏名、生年月日、主要略歴、任期、所有株式数及び就任年月日を記載すること。

- c 退任役員については、その役職名、氏名及び退任年月日を記載すること。

- d 役員役職の異動については、当該役員の氏名、新旧役職名及び異動年月日を記載すること。

(21) 経理状況

四半期財務書類は、四半期財務諸表等規則第83条第1項から第3項までの規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。

(22) 四半期財務書類

- a 次の四半期財務書類を掲げること。

- (a) 提出会社の本邦以外の地域において開示している四半期財務書類が、四半期財務諸表等規則第83条第1項又は第2項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められた場合には、次の区分により、四半期財務書類を掲げること。

この場合において、四半期財務書類の種類(四半期会計期間に係る四半期貸借対照表、四半期会計期間及び四半期累計期間に係る四半期損益計算書並

びに四半期累計期間に係るキャッシュ・フロー計算書をいう。)は、当該地域で開示すべきこととされているものによる((b)において同じ。)

① 当該地域において四半期連結財務諸表のみを開示している場合 四半期連結財務諸表

② 当該地域において四半期財務諸表のみを開示している場合 四半期財務諸表

③ 当該地域において四半期連結財務諸表と四半期財務諸表の両者を開示している場合 四半期連結財務諸表

(b) 四半期財務諸表等規則第83条第3項の規定により、財務書類の用語、様式及び作成方法が指示された場合には、その指示されたところにより作成された四半期財務書類を掲げること。

b 当四半期会計期間に係る四半期財務書類と前年同四半期会計期間に係る四半期財務書類を掲げて比較すること。

なお、この場合には、前事業年度に係る要約貸借対照表(有価証券報告書に記載された貸借対照表を四半期貸借対照表の表示科目に準じて要約したものの。)も掲げること。

(23) その他

a 当該四半期会計期間終了後四半期報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。ただし、この四半期報告書の他の箇所に含めて記載したものについては、記載を要しない。

b 当四半期会計期間に営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要について記載すること。

(24) 外国為替相場の推移

四半期財務書類の表示に用いられた通貨と本邦通貨との間の為替相場の推移を記載すること。

なお、四半期財務書類の表示に用いられた通貨と本邦通貨との間の為替相場が、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に当該四半期中において掲載されている場合には、記載を省略することができる。

(25) 保証の対象となっている社債(短期社債を除く。)

提出会社の発行している公募社債等のうち、保証の対象となっているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債等の総額、償還額、提出会社の当四半期会計期間の末日現在の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。

(26) 継続開示会社たる保証会社に関する事項

a 提出会社の発行している公募社債等に保証の対象となっているものがあり、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者である場合に記載すること。

b 本四半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類(これらの書類の提出以後に当該保証会社の四半期報告書又は半期報告書が提出されている場合には、当該四半期報告書又は当該半期報告書)並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本四半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本四半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る四半期報告書又は半期報告書が本四半期報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を併せて記載すること。

- c 「② 臨時報告書」については、その提出理由について、第19条第2項各号若しくは第3項又は第19条の2のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを併せて記載すること。
  - d 「③ 訂正報告書」については、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを併せて記載すること。
- (27) 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項
- a 提出会社の発行している公募社債等に保証の対象となっているものがあり、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者でない場合に記載すること。
  - b 当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本四半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度（以下このbにおいて「直近事業年度」という。）に関する当該保証会社の業績の概要について、第八号様式「第一部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。  
ただし、当該保証会社の直近事業年度が3月を超える場合であって、おおむね、直近事業年度が開始した日から次の(a)から(c)までに掲げる日までの期間を経過した後に本四半期報告書が提出される場合には、それぞれ(a)から(c)までに定める期間の当該保証会社の業績の概要について、本様式「第一部 企業情報」に準じて記載すること。
    - (a) 直近事業年度が開始した日から3月を経過した日以後令第4条の2の10第3項に規定する期間（(b)及び(c)において「提出期間」という。）を経過した日 当該事業年度が開始した日以後3月間
    - (b) 直近事業年度が開始した日から6月を経過した日以後提出期間を経過した日 直近事業年度が開始した日から3月を経過した日以後3月間
    - (c) 直近事業年度が開始した日から9月を経過した日以後提出期間を経過した日 直近事業年度が開始した日から6月を経過した日以後3月間
- (28) 保証会社以外の会社の情報
- 提出会社の発行している有価証券に関し、連動子会社（第19条第3項に規定する連動子会社をいう。）その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社の企業情報について記載すること。
- a 「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、発行価額又は売出価額の総額、上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名等を記載すること。
  - b 「2 継続開示会社たる当該会社に関する事項」及び「3 継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項」については、第二部中「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」及び「3 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項」に準じて記載すること。
- (29) 指数等の情報
- 提出会社の発行している有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報について記載すること。
- a 「1 当該指数等の情報の開示を必要とする理由」については、理由及び当該指数等の内容を記載すること。
  - b 「2 当該指数等の推移」については、当該指数等の最近5事業年度（6月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）の年度別最高・最低値及び当四半期累計期間の月別最高・最低値を記載すること。

第十号様式

【表紙】

【提出書類】 半期報告書  
 【提出先】 関東財務局長  
 【提出日】 平成 年 月 日  
 【中間会計期間】 第 期中（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）

【会社名】（2） \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】（3） \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【代理人の氏名又は名称】（4） \_\_\_\_\_  
 【代理人の住所又は所在地】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】（5） \_\_\_\_\_  
 【連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】（6） 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】（7）

第2【企業の概況】

- 1【主要な経営指標等の推移】（8）
- 2【事業の内容】（9）
- 3【関係会社の状況】（10）
- 4【従業員の状況】（11）

第3【事業の状況】

- 1【業績等の概要】（12）
- 2【生産、受注及び販売の状況】（13）
- 3【対処すべき課題】（14）
- 4【経営上の重要な契約等】（15）
- 5【研究開発活動】（16）

第4【設備の状況】（17）

- 1【主要な設備の状況】
- 2【設備の新設、除却等の計画】

第5【提出会社の状況】

- 1【株式等の状況】
  - (1)【株式の総数等】（18）

①【株式の総数】

授権株数(株)	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株)

②【発行済株式】

記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
計	—		—

(2) 【発行済株式総数及び資本金の状況】 (19)

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(円)	資本金残高(円)

(3) 【大株主の状況】 (20) 年 月 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計	—		

2 【株価の推移】 (21)

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別						
最高(円)						
最低(円)						

3 【役員 の 状況】 (22)

第6 【経理の状況】 (23)

1 【中間財務書類】 (24)

2 【その他】 (25)

第7 【外国為替相場の推移】 (26)

1 【当該半期中における月別為替相場の推移】

月別						
最高(円)						
最低(円)						
平均(円)						

2 【最近日の為替相場】

円 ( 年 月 日 )

第8 【提出会社の参考情報】 (27)

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

1 【保証の対象となっている社債】 (28)

2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】 (29)

(1) 【保証会社が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】

事業年度 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務(支)局長に提出

② 【臨時報告書】

①の書類の提出後、本半期報告書提出日(平成 年 月 日)までに、臨時報告書を平成 年 月 日に 財務(支)局長に提出

③ 【訂正報告書】

訂正報告書(上記 の訂正報告書)を平成 年 月 日に

財務（支）局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】 (30)

第2 【保証会社以外の会社の情報】 (31)

1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

第3 【指数等の情報】 (32)

1 【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

2 【当該指数等の推移】

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項及び記載上の注意は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。
- b 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、半期報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
- c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
- d 本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。
- e 「第一部 企業情報」に係る記載上の注意は主として製造業について示したものであり、他の業種については、これに準じて記載すること。
- f 「第一部 企業情報」に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
- g 第一部中「第2 企業の概況」から「第4 設備の状況」までの記載については、次によること。
  - (a) 有価証券報告書に財務書類として連結財務諸表のみを掲げている場合には、提出会社と連結子会社を連結したものについて記載すること。
  - (b) 有価証券報告書に財務書類として個別財務諸表のみを掲げている場合には、提出会社について記載すること。ただし、提出会社の事業に密接な関係を有する親会社又は重要な子会社がある場合には、それらについても記載事項ごとに又は一括して記載すること。
  - (c) 有価証券報告書に財務書類として連結財務諸表と個別財務諸表の両者を掲げている場合には、次によること。
    - ① 財務諸表等規則第127条第1項又は第2項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載すること。
    - ② 財務諸表等規則第127条第3項又は第4項の規定により提出会社が金融

庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。

- (2) 会社名  
原語名を括弧内に記載すること。
- (3) 代表者の役職氏名  
半期報告書の提出について正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。
- (4) 代理人の氏名又は名称  
本邦内に住所を有する者であって、半期報告書の提出に関する一切の行為につき提出会社を代理する権限を有するもの（以下この(4)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により半期報告書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。
- (5) 事務連絡者氏名  
本邦内に住所を有する者であって、関東財務局長から指示又は連絡を受けているものの氏名を記載すること。
- (6) 縦覧に供する場所  
公衆の縦覧に供する主要な支店、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。
- (7) 本国における法制等の概要  
当該半期中に、提出会社の属する国・州等における会社制度、提出会社の定款等に規定する制度、外国為替管理制度及び課税上の取扱いについて異動があった場合には、その概要を記載すること。
- (8) 主要な経営指標等の推移  
第五号様式記載上の注意(5)に準じて記載すること。
- (9) 事業の内容  
第五号様式記載上の注意(6)に準じて記載すること。
- (10) 関係会社の状況  
第五号様式記載上の注意(7)に準じて記載すること。
- (11) 従業員の状況  
第五号様式記載上の注意(8)に準じて記載すること。
- (12) 業績等の概要  
第五号様式記載上の注意(9)に準じて記載すること。
- (13) 生産、受注及び販売の状況  
第五号様式記載上の注意(10)に準じて記載すること。
- (14) 対処すべき課題  
第五号様式記載上の注意(11)に準じて記載すること。
- (15) 経営上の重要な契約等  
第五号様式記載上の注意(12)に準じて記載すること。
- (16) 研究開発活動  
第五号様式記載上の注意(13)に準じて記載すること。
- (17) 設備の状況  
第五号様式記載上の注意(14)及び(15)に準じて記載すること。
- (18) 株式の総数等  
第七号様式記載上の注意(43)に準じて記載すること。
- (19) 発行済株式総数及び資本金の状況
  - a 当該半期中における発行済株式総数及び資本金の増減について株式の種類別

に区分して記載すること。

なお、資本金の増減については、その増減の金額が当該半期末資本金の100分の10以上のものについては、その増減ごとに記載することとするが、100分の10未満のものについては、半期中の増加額及び減少額をそれぞれ一括して記載することができる。

- b 新株の発行による発行済株式総数及び資本金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使による発行済株式総数及び資本金の増加については、当該半期中の合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。

発行済株式総数及び資本金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

- c 新株予約権を発行している場合には、当該半期末現在における新株予約権の残高、新株予約権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を付記すること。

(20) 大株主の状況

- a 当該半期末現在の議決権のある記名株式（他人（仮設人を含む。）名義のものを含む。）及び会社が把握している議決権のある無記名株式の所有者の多い順に10名程度について記載すること。ただし、その所有数が発行済株式総数の100分の1未満の株主については記載を要しない。

なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名（外国である場合には、これに準ずるもの）までを記載しても差し支えない。

- b 当該半期中において主要株主の異動があった場合には、その旨を注記すること。

(21) 株価の推移

第七号様式記載上の注意(48)に準じて記載すること。

(22) 役員状況

- a 前事業年度の有価証券報告書の提出日後半期報告書の提出日までに役員（取締役、監査役及び政策決定又は業務執行に関しこれらの者と同等の権限を有する職員をいう。以下この様式において同じ。）に異動があった場合に記載すること。

- b 新任役員については、その役職名、氏名、生年月日、主要略歴、任期、所有株式数及び就任年月日を記載すること。

- c 退任役員については、その役職名、氏名及び退任年月日を記載すること。

- d 役員役職の異動については、当該役員の氏名、新旧役職名及び異動年月日を記載すること。

- e 会社が、異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合に、当該種類の株主によって選任された役員がいる場合はその旨を欄外に注記すること。

(23) 経理状況

中間財務書類は、中間財務諸表等規則第74条第1項、第2項又は第3項の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。

(24) 中間財務書類

- a 次の中間財務書類を掲げること。

(a) 提出会社の本邦以外の地域において開示している中間財務書類が、中間財務諸表等規則第74条第1項又は第2項の規定により、公益又は投資者保護

に欠けることがないものとして認められた場合には、次の区分により、中間財務書類を掲げること。

この場合において、中間財務書類の種類（中間貸借対照表、中間損益計算書等をいう。）は、当該地域で開示すべきこととされているものによる（(b)において同じ。）。

① 当該地域において中間連結財務諸表のみを開示している場合 中間連結財務諸表

② 当該地域において中間個別財務諸表のみを開示している場合 中間個別財務諸表

③ 当該地域において中間連結財務諸表と中間個別財務諸表の両者を開示している場合 中間連結財務諸表及び中間個別財務諸表

(b) 中間財務諸表等規則第74条第3項の規定により、財務書類の用語、様式及び作成方法が指示された場合には、その指示されたところにより作成された中間財務書類を掲げること。

b 当該事業年度に係る中間財務書類と前事業年度に係る中間財務書類を掲げて比較すること。

なお、この場合には、前事業年度に係る要約財務書類（有価証券報告書に記載された財務書類を中間財務書類の表示科目に準じて要約したもの。）も掲げること。

(25) その他

a 当該半期末後半期報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。ただし、臨時報告書又はこの半期報告書の他の箇所に含めて記載したものについては、記載を要しない。

b 当該半期中に営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要について記載すること。

(26) 外国為替相場の推移

中間財務書類の表示に用いられた通貨と本邦通貨との間の為替相場の推移を記載すること。

なお、中間財務書類の表示に用いられた通貨と本邦通貨との間の為替相場が、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に当該半期中において掲載されている場合には、記載を省略することができる。

(27) 提出会社の参考情報

a 当該半期の開始日から半期報告書提出日までの間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること。

b 臨時報告書が当該書類に含まれている場合には、その提出理由について、第19条第2項各号若しくは第3項又は第19条の2のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを併せて記載すること。

c 訂正報告書が当該書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを併せて記載すること。

(28) 保証の対象となっている社債（短期社債を除く。）

提出会社の発行している公募社債等のうち、保証の対象となっているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債等の総額、償還額、提出会社の当該半期末現在の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。

(29) 継続開示会社たる保証会社に関する事項

- a 提出会社の発行している公募社債等に保証の対象となっているものがあり、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者である場合に記載すること。
  - b 本半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の四半期報告書又は半期報告書が提出されている場合には、当該四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。  
 なお、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る四半期報告書又は半期報告書が本半期報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を付記すること。
  - c 「② 臨時報告書」については、その提出理由について、第19条第2項各号若しくは第3項又は第19条の2のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。
  - d 「③ 訂正報告書」については、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを付記すること。
- (30) 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項
- a 提出会社の発行している公募社債等に保証の対象となっているものがあり、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者でない場合に記載すること。
  - b 当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に関する当該保証会社の業績の概要について、第八号様式「第一部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。ただし、当該保証会社の事業年度が1年である場合であって、本半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度が開始した日からおおむね9箇月経過後に本半期報告書が提出された場合には、当該事業年度が開始した日以後6箇月の当該保証会社の業績の概要について、本様式「第一部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。
- (31) 保証会社以外の会社の情報
- 提出会社の発行している有価証券に関し、連動子会社（第19条第3項に規定する連動子会社をいう。）その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社等の企業情報について記載すること。
- a 「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、発行価額又は売出価額の総額、上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名等を記載すること。
  - b 「2 継続開示会社たる当該会社に関する事項」及び「3 継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項」については、第二部中「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」及び「3 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項」に準じて記載すること。
- (32) 指数等の情報
- 提出会社の発行している有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報について記載すること。
- a 「1 当該指数等の情報の開示を必要とする理由」については、理由及び当

該指数等の内容を記載すること。

- b 「2 当該指数等の推移」については、当該指数等の最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）の年度別最高・最低値及び当半期中の月別最高・最低値を記載すること。

(33) 読替え

提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「医療法人名」と、「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「社会医療法人債」と、「企業」とあるのは「法人」と、「会社」とあるのは「法人」と読み替えて記載すること。

(34) 社会医療法人債券の特例

提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第一部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」の項目については、第七号様式記載上の注意(69)に準じて記載すること。また、「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」の項目については、第二号様式記載上の注意(86)に準じて記載すること。なお、第二号様式記載上の注意(86)中「最近事業年度」とあるのは「最近中間会計期間」と読み替えて記載すること。

第十号の二様式

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成 年 月 日
【会社名】	_____
【代表者の役職氏名】	_____
【本店の所在の場所】	_____
【代理人の氏名又は名称】	_____
【代理人の住所又は所在地】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【連絡場所】	_____
【電話番号】	_____
【縦覧に供する場所】	名称 _____ (所在地)

1 【提出理由】

2 【報告内容】

(記載上の注意)

- (1) 次に掲げるものを除き、第五号の三様式に準じて記載すること。
- (2) 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
- (3) 本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。なお、この場合の換算は、一定の日における為替相場により行うものとし、当該換算の基準に関する注記は、当該為替相場について、当該日、換算率、為替相場の種類その他必要な事項を記載するものとする。
- (4) 読み替え

提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「医療法人名」と、「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と読み替えて記載すること。

第十号の三様式

【表紙】

【提出書類】 親会社等状況報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の7第1項及び第2項

【提出先】 \_\_\_\_財務（支）局長

【提出日】 平成 年 月 日

【事業年度】 第 期（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）

【会社名】 \_\_\_\_\_

【英訳名】 \_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_

【代理人の氏名又は名称】 \_\_\_\_\_

【代理人の住所又は所在地】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【提出子会社名】（1） \_\_\_\_\_

【提出子会社代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_

【提出子会社本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

第1【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

- (1)【所有者別状況】
- (2)【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
計	—		

2【役員の状況】

第2【計算書類等】（2）

（記載上の注意）

以下に掲げるものを除き、第八号様式に準じて記載すること。

- (1) 提出会社を親会社等とする提出子会社について記載すること。
- (2) 親会社等の最近事業年度末における当該親会社等の会社法第435条第2項及び会社計算規則第91条第1項に規定する貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業報告及びこれらの附属明細書に準ずるもの（以下「計算書類等」という。）を記載すること（同法第436条第1項及び第2項の規定による監査役（委員会設置会社にあつては、監査委員会）の監査に係る監査報告に準ずるもの及び同項の規定による会計監査人の監査を受けている場合の当該監査に係る監査報告に準ずるものを当該計算書類等に添付すること。）。
- (3) 計算書類等の記載に代えて、当該計算書類等を報告書に添付することができ

る。この場合において、当該計算書類等が日本語によって記載されたものでないときは、その訳文を添付すること。

第十一号様式

【表紙】	
【発行登録番号】	_____
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	____財務（支）局長
【提出日】	平成 年 月 日
【会社名】（1）	_____
【英訳名】	_____
【代表者の役職氏名】（2）	_____
【本店の所在の場所】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【最寄りの連絡場所】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】（3）	_____
【発行予定期間】（4）	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（平成 年 月 日）から 年を経過する日（平成 年 月 日）まで
【発行予定額】（5）	_____
【安定操作に関する事項】（6）	_____
【縦覧に供する場所】（7）	名称 _____ (所在地)

第一部【証券情報】（8）

第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

- 1【新規発行株式】
- 2【株式募集の方法及び条件】
  - (1)【募集の方法】
  - (2)【募集の条件】
- 3【株式の引受け】
- 4【新規発行新株予約権証券】
- 5【新規発行社債】
- 6【社債の引受け及び社債管理の委託】
- 7【新規発行による手取金の使途】
  - (1)【新規発行による手取金の額】
  - (2)【手取金の使途】

第2【売出要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を売出しにより取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

- 1【売出有価証券】
  - (1)【売出株式】
  - (2)【売出新株予約権証券】
  - (3)【売出社債】
- 2【売出しの条件】

### 第3【その他の記載事項】

#### 第二部【参照情報】(9)

##### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

##### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日\_\_財務(支)局長に提出

##### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 期第 四半期(第 期中)(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日\_\_財務(支)局長に提出

##### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(平成 年 月 日)までに、臨時報告書を平成 年 月 日に\_\_財務(支)局長に提出

##### 4【訂正報告書】

訂正報告書(上記 \_\_\_\_\_ の訂正報告書)を平成 年 月 日に\_\_財務(支)局長に提出

##### 第2【参照書類の補完情報】

##### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

名称

\_(所在地)\_

#### 第三部【保証会社等の情報】(10)

(記載上の注意)

##### (1) 会社名

提出者が指定法人である場合には、「会社」を「指定法人」に読み替えて記載すること(以下この様式において同じ。)

##### (2) 代表者の役職氏名

法第27条の30の5第1項の規定により発行登録書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。

##### (3) 発行登録の対象とした募集(売出)有価証券の種類

発行登録による募集又は売出しを予定している有価証券の種類を記載すること。

##### (4) 発行予定期間

a 発行登録による募集又は売出しを予定している期間により1年又は2年と記載すること。

b 発行登録の効力発生予定日には、発行登録書の提出日から、法第23条の5第1項において準用する法第8条第3項の規定により当該発行登録者に係る法第5条第1項第2号に掲げる事項に関する情報が既に公衆に広範に提供されているものとして、財務(支)局長が指定した期間を経過する日を記載すること。

##### (5) 発行予定額

発行登録による募集又は売出しを予定している有価証券の発行価額又は売出価額の総額を記載すること。

##### (6) 安定操作に関する事項

令第20条第1項に規定する安定操作取引を行うことがある場合には、令第21条各号に掲げる事項を記載すること。

##### (7) 縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する主要な支店及び金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。

(8) 証券情報

第十二号様式第一部に準じて記載すること。ただし、当該有価証券について引受けを予定する金融商品取引業者のうち主たるものの名称を除いては、記載事項の全部又は一部の記載を省略することができる。

(9) 参照情報

- a 臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第19条第2項各号若しくは第3項又は第19条の2のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。
- b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを付記すること。
- c 参照書類としての有価証券報告書の提出日以後発行登録書提出日までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- d 参照書類としての有価証券報告書に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は発行登録書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。

(10) 保証会社等の情報

発行登録による募集又は売出しを予定している社債が保証の対象となる場合には、当該保証を予定している会社について、第二号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」及び「第四部 特別情報」の「第2 保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類」に準じて記載すること。

また、発行登録による募集又は売出しを予定している有価証券に関し、連動子会社（第19条第3項に規定する連動子会社をいう。）その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社の企業情報について、第二号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

第十一号の二様式

【表紙】

【発行登録番号】

\_\_\_\_\_

【提出書類】

発行登録書

【提出先】

\_\_\_\_財務（支）局長

【提出日】

平成 年 月 日

【会社名】

\_\_\_\_\_

【英訳名】

\_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】

\_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【発行登録の対象とした募集（売出）有  
価証券の種類】（1）

\_\_\_\_\_

【発行予定期間】

この発行登録書による発行登録の効力発  
生予定日（平成 年 月 日）から 年  
を経過する日（平成 年 月 日）まで

【発行予定枠】

\_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】

名称  
\_\_\_\_\_  
(所在地)

第一部【証券情報】（2）

第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、  
その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1【新規発行コマーシャル・ペーパー】

2【新規発行による手取金の使途】

第2【売出要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を売出しにより取得させるに当  
り、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1【売出コマーシャル・ペーパー】

2【売出しの条件】

第3【その他の記載事項】（3）

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以  
下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第 期（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）平成  
年 月 日\_\_\_\_財務（支）局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 期第 四半期（第 期中）（自 平成 年 月 日 至 平成  
年 月 日）平成 年 月 日\_\_\_\_財務（支）局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成 年 月 日）までに、

臨時報告書を平成 年 月 日に\_\_\_\_財務（支）局長に提出

4【訂正報告書】

訂正報告書（上記 \_\_\_\_\_ の訂正報告書）を平成 年 月 日に\_\_\_\_財務（支）局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

名称

（所在地）

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第十一号様式に準じて記載すること。

(1) 発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類

コマーシャル・ペーパーと記載すること。

(2) 証券情報

第十二号の二様式第一部に準じて記載すること。ただし、当該有価証券について引受けを予定する金融商品取引業者のうち主たるものの名称を除いては、記載事項の全部又は一部の記載を省略することができる。

(3) その他の記載事項

提出者が法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示すこと。

第十一号の二の様式

【表紙】

【発行登録番号】 \_\_\_\_\_

【提出書類】

発行登録書

【提出先】

\_\_\_\_財務（支）局長

【提出日】

平成 年 月 日

【会社名】 \_\_\_\_\_

【英訳名】 \_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【発行登録の対象とした募集（売出）有

価証券の種類】（1） \_\_\_\_\_

【発行予定期間】

この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（平成 年 月 日）から 年を経過する日（平成 年 月 日）まで

【発行限度額】（2） \_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】

名称

\_\_\_\_（所在地）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行短期社債】

バックアップラインの設定	金融機関			
	内容			
保証	保証者			
	保証者の概要			
	保証の内容			
取得格付				

第2【売出要項】

1【売出短期社債】

支払期日	売出短期社債の総額（円）	売出しに係る短期社債の所有者の住所及び氏名又は名称

第3【その他の記載事項】（3）

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第 期（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）平成 年 月 日 \_\_\_\_財務（支）局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 期第 四半期（第 期中）（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）平成 年 月 日 \_\_\_\_財務（支）局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成 年 月 日）までに、  
臨時報告書を平成 年 月 日に\_\_\_\_財務（支）局長に提出

4【訂正報告書】

訂正報告書（上記 の訂正報告書）を平成 年 月 日に\_\_\_\_財務  
（支）局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

名称

所在地

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第十一号様式に準じて記載すること。

- （1）発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類  
短期社債と記載すること。
- （2）発行限度額  
本発行登録に基づき募集又は売出しをすることができる短期社債の上限額を記  
載すること。
- （3）その他の記載事項  
提出者が法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示すこと。

第十一号の三様式

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書  
【提出先】 \_\_\_\_\_財務（支）局長  
【提出日】 平成 年 月 日  
【会社名】 \_\_\_\_\_  
【英訳名】 \_\_\_\_\_  
【代表者の役職氏名】（1） \_\_\_\_\_  
【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
【電話番号】 \_\_\_\_\_  
【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
【電話番号】 \_\_\_\_\_  
【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
【発行登録の対象とした募集（売出）有

価証券の種類】

\_\_\_\_\_

【発行登録書の提出日】 平成 年 月 日  
【発行登録書の効力発生日】 平成 年 月 日  
【発行登録書の有効期限】 平成 年 月 日

【発行登録番号】 \_\_\_\_\_

【発行予定額】 \_\_\_\_\_ 円

【発行残額】 \_\_\_\_\_ 円

【効力停止期間】（2） この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成 年 月 日（提出日）から平成 年 月 日までである。

【提出理由】（3） \_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】（4） 名称

（所在地）

（記載上の注意）

（1） 代表者の役職氏名

法第27条の30の5第1項の規定により訂正発行登録書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。

（2） 効力停止期間

法第23条の5第2項の規定の適用を受けない場合には、「該当なし」と記載すること。

（3） 提出理由

次のいずれの事由に基づいて提出するか及びその訂正内容を記載する。

（a） 発行登録書において参照すべき旨記載されている参照書類と同種の書類が新たに提出されたこと。

（b） 記載された発行予定額のうち未発行分の一部を発行予定期間に発行する見込みがなくなったこと。

（c） 記載された引受けを予定する金融商品取引業者のうちの主たるものに異動があったこと。

（d） 記載された発行登録の効力発生予定日に変更があったこと。

（e） その他記載事項の変更があったこと。

（4） 縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する主な支店、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。

- (5) 発行登録が効力を生じる日前に訂正発行登録書が提出された場合には、この様式の記載に準じて記載すること。

第十二号様式

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 \_\_\_\_\_

【提出書類】

発行登録追補書類

【提出先】

\_\_\_\_財務（支）局長

【提出日】

平成 年 月 日

【会社名】 \_\_\_\_\_

【英訳名】 \_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【発行登録の対象とした募集（売出）有

価証券の種類】（１） \_\_\_\_\_

【今回の募集（売出）金額】（２） \_\_\_\_\_

【発行登録書の内容】（３）

提出日	年 月 日
効力発生日	年 月 日
有効期限	年 月 日
発行登録番号	
発行予定額（円）	

【これまでの募集（売出）実績】（４）

番号	提出年月日	募集（売出）金額 （円）	減額による訂正年 月日	減額金額（円）
実績合計額（円）			減額総額（円）	

【残額】（５）（発行予定額－実績合計額－減額総額） \_\_\_\_\_ 円

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】（６）

名称

\_\_\_\_\_  
(所在地)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当			

一般募集			
計（総発行株式）			

(2) 【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
計	—		—

4 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

発行数	
発行価額の総額	
発行価格	
申込手数料	
申込単位	
申込期間	
申込証拠金	
申込取扱場所	
割当日	
払込期日	
払込取扱場所	

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	

新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) 【新株予約権証券の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受新株予約権数	引受けの条件
計	—		—

5 【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	
各社債の金額（円）	
発行価額の総額（円）	
発行価格（円）	
利率（％）	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金（円）	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

## 6 【社債の引受け及び社債管理の委託】

### (1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額（円）	引受けの条件
計	—		—

### (2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件

## 7 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）

### (2) 【手取金の使途】

## 第2 【売出要項】

### 1 【売出有価証券】

#### (1) 【売出株式】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称

#### (2) 【売出新株予約権証券】

売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る新株予約権証券の所有者の住所及び氏名又は名称

(新株予約権の内容等)

(3) 【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	売出券面額の総額又は売出振替社債の総額(円)	売出価額の総額(円)	売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称

(新株予約権付社債に関する事項)

2 【売出しの条件】

売出価格(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	売出しの委託契約の内容

第3 【その他の記載事項】

第二部 【公開買付けに関する情報】 (7)

第1 【公開買付けの概要】

- 1 【公開買付けの目的等】
- 2 【公開買付けの当事会社の概要】
- 3 【公開買付けに係る契約】
- 4 【公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠】
- 5 【対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行（交付）される有価証券との相違】
- 6 【公開買付けに関する手続】

第2 【統合財務情報】

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

第三部 【参照情報】 (8)

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

- 1 【有価証券報告書及びその添付書類】  
事業年度 第 期（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日） 平成 年 月 日\_\_財務（支）局長に提出
- 2 【四半期報告書又は半期報告書】  
事業年度 第 期第 四半期（第 期中）（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日） 平成 年 月 日\_\_財務（支）局長に提出
- 3 【臨時報告書】  
1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成 年 月 日）までに、臨時報告書を平成 年 月 日に\_\_財務（支）局長に提出
- 4 【訂正報告書】  
訂正報告書（上記 の訂正報告書）を平成 年 月 日に\_\_財務（支）局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

名称

所在地

第四部 【保証会社等の情報】 (9)

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。）において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略するこ

とができる。

(1) 発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類

今回発行登録により募集又は売出しを行う有価証券の種類を記載すること。

(2) 今回の募集（売出）金額

今回発行登録により募集又は売出しを行う有価証券の発行価額又は売出価額の総額を募集又は売出しごとに記載すること。

なお、当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額を併せて記載すること。

(3) 発行登録書の内容

a 「発行登録番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録を行うに際し提出した発行登録書に付された番号を記載すること。

b 「有効期限」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録について発行予定期間を経過する日を記載すること。

c 「発行予定額」欄には、発行登録書に記載された発行予定額を記載すること。

(4) これまでの募集（売出）実績

a 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。

なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。

b 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうち未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(5) 残額

「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引いた金額を記載すること。

(6) 縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する主要な支店及び金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。

(7) 公開買付けに関する情報

第二号の六様式記載上の注意(1)から(9)までに準じて記載すること。

(8) 参照情報

a 臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その理由について、第19条第2項各号若しくは第3項又は第19条の2のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。

b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを付記すること。

c 参照書類としての有価証券報告書の提出日以後発行登録追補書類提出日までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

d 参照書類としての有価証券報告書に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は発行登録追補書類提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。

(9) 保証会社等の情報

今回発行登録により募集又は売出しを行う社債が保証の対象となっている場合

には、当該保証をしている会社について、第二号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」及び「第四部 特別情報」のうち「第2 保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類」に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。）において当該保証をしている会社に関する保証会社情報が記載されている場合には、その旨の記載を行うことにより当該保証会社情報の記載を省略することができる。また、今回発行登録により募集又は売出しを行う有価証券に関し、連動子会社（第19条第3項に規定する連動子会社をいう。）その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社の企業情報について、第二号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

第十二号の二様式

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 \_\_\_\_\_

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 \_\_\_\_\_財務（支）局長

【提出日】 平成 年 月 日

【会社名】 \_\_\_\_\_

【英訳名】 \_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】（1） \_\_\_\_\_

【今回の募集（売出）金額】（2） \_\_\_\_\_

【発行登録書の内容】（3）

提出日	年 月 日
効力発生日	年 月 日
有効期限	年 月 日
発行登録番号	
発行予定枠（円）	
発行残高（円）	

【縦覧に供する場所】（4） 名称 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_（所在地）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行コマーシャル・ペーパー】

ディーラーの名称			
振出日			
振出地			
発行価格（円）			
券面総額（円）			
支払期日			
バックアップラインの設定金融機関			
バックアップラインの内容			
保証者			
保証者の概要			
保証の内容			

2【新規発行による手取金の使途】

第2【売出要項】

1【売出コマーシャル・ペーパー】

支払期日	売出券面額の総額 (円)	売出価額の総額 (円)	売出しに係るコマーシャル・ペーパーの所有者の住所及び氏名又は名称

2 【売出しの条件】

売出価格 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠金 (円)	申込受付場所	売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	売出しの委託契約の内容

第3 【その他の記載事項】

第二部 【公開買付けに関する情報】 (5)

第1 【公開買付けの概要】

- 1 【公開買付けの目的等】
- 2 【公開買付けの当事会社の概要】
- 3 【公開買付けに係る契約】
- 4 【公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠】
- 5 【対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行 (交付) される有価証券との相違】
- 6 【公開買付けに関する手続】

第2 【統合財務情報】

第3 【発行者 (その関連者) と対象者との重要な契約】

第三部 【参照情報】 (6)

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務 (支) 局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 期 第 四半期 (第 期中) (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務 (支) 局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日 (平成 年 月 日) までに、臨時報告書を平成 年 月 日に 財務 (支) 局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正報告書 (上記 の訂正報告書) を平成 年 月 日に 財務 (支) 局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書 (当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。) において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。

- (1) 発行登録の対象とした募集 (売出) 有価証券の種類  
コマーシャル・ペーパーと記載すること。
- (2) 今回の募集 (売出) 金額

- 第十二号様式に準じて記載すること。
- (3) 発行登録書の内容  
第十二号様式に準じて記載すること。
  - (4) 縦覧に供する場所  
第十二号様式に準じて記載すること。
  - (5) 公開買付けに関する情報  
第二号の六様式記載上の注意(1)から(9)までに準じて記載すること。
  - (6) 参照情報  
第十二号様式に準じて記載すること。

第十四号様式

【表紙】

【発行登録番号】

\_\_\_\_\_

【提出書類】

発行登録書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

平成 年 月 日

【会社名】

\_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】

\_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】

\_\_\_\_\_

【代理人の氏名又は名称】(2)

\_\_\_\_\_

【代理人の住所又は所在地】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【連絡場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【発行登録の対象とした募集(売出)有価

証券の種類】(3)

\_\_\_\_\_

【発行予定期間】(4)

この発行登録書による発行登録の効力発  
生予定日(平成 年 月 日)から 年を  
経過する日(平成 年 月 日)まで

【発行予定額】(5)

\_\_\_\_\_

【安定操作に関する事項】(6)

\_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】(7)

名称

\_\_\_\_\_  
(所在地)

第一部【証券情報】(8)

第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、  
その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1【株式の募集】

(1)【新規発行株式】

(2)【募集の方法及び条件】

①【募集の方法】

②【募集の条件】

(3)【株式の引受けの概要】

2【新株予約権証券の募集】

3【社債(短期社債を除く。)の募集】

4【コマーシャル・ペーパー及び短期社債の募集】

5【外国譲渡性預金証券の募集】

6【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(2)【手取金の使途】

第2【売出要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を売出しにより取得させるに当た  
り、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1【売出有価証券】

(1)【売出株式】

(2)【売出新株予約権証券】

- (3) 【売出社債（短期社債を除く。）】
- (4) 【売出コマーシャル・ペーパー及び売出短期社債】
- (5) 【売出外国譲渡性預金証書】

2 【売出しの条件】

第3 【その他の記載事項】

第二部 【参照情報】 (9)

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 期第 四半期(第 期中)(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(平成 年 月 日)までに、臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正報告書(上記 の訂正報告書)を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

第三部 【保証会社等の情報】 (10)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
- b 本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。

(2) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、発行登録書の提出に関する一切の行為につき提出会社を代理する権限を有するもの(以下この(2)において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により発行登録書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)

(3) 発行登録の対象とした募集(売出)有価証券の種類

発行登録による募集又は売出しを予定している有価証券の種類を記載すること。

(4) 発行予定期間

- a 発行登録による募集又は売出しを予定している期間により1年又は2年と記載すること。
- b 発行登録の効力発生予定日には、発行登録書の提出日から、法第23条の5第1項において準用する法第8条第3項の規定により当該発行登録者に係る法第

5条第1項第2号に掲げる事項に関する情報が既に公衆に広範に提供されているものとして、関東財務局長が指定した期間を経過する日を記載すること。

(5) 発行予定額

発行登録による募集又は売出しを予定している有価証券の発行価額又は売出価額の総額を記載すること。

(6) 安定操作に関する事項

令第20条第1項に規定する安定操作取引を行うことがある場合には、令第21条各号に掲げる事項（本邦以外の地域において安定操作取引に準ずる取引が行われることがある場合には、これらに準ずる事項）を記載すること。

(7) 縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する主要な支店及び金融商品取引所について記載すること。

(8) 証券情報

第十五号様式第一部に準じて記載すること。ただし、当該有価証券について引受けを予定する金融商品取引業者のうち主たるものの名称を除いては、記載事項の全部又は一部の記載を省略することができる。

(9) 参照情報

a 臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第19条第2項各号若しくは第3項又は第19条の2のうちいずれかの規定に基づいて提出したのかを付記すること。

b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを付記すること。

c 参照書類としての有価証券報告書の提出日以後発行登録書提出日までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

d 参照書類としての有価証券報告書に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は発行登録書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。

(10) 保証会社等の情報

発行登録による募集又は売出しを予定している社債が保証の対象となる予定の場合には、当該保証を予定している会社について、第七号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」及び「第四部 特別情報」の「第3 保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類」に準じて記載すること。また、発行登録による募集又は売出しを予定している有価証券に関し、連動子会社（第19条第3項に規定する連動子会社をいう。）その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社の企業情報について、第七号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

第十四号の三様式

【表紙】

【発行登録番号】

発行登録取下届出書

【提出書類】

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

平成 年 月 日

【会社名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】

【代理人の住所又は所在地】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【連絡場所】

【電話番号】

1 【取下げに係る発行登録の対象とした

募集（売出）有価証券の種類】

2 【取下げに係る発行登録書の提出日】

3 【取下理由】

（記載上の注意）

代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、発行登録取下届出書の提出に関する一切の行為につき提出会社を代理する権限を有するもの（以下「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により発行登録取下届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。

第十四号の四様式

【表紙】

【発行登録番号】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【会社名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】

【代理人の住所又は所在地】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【連絡場所】

【電話番号】

【発行登録の対象とした募集(売出)有価

証券の種類】(1)

【発行予定期間】

【発行限度額】(2)

【縦覧に供する場所】

発行登録書

関東財務局長

平成 年 月 日

この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(平成 年 月 日)から 年を経過する日(平成 年 月 日)まで

名称

(所在地)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行短期外債】

バックアップラインの設定	金融機関			
	内容			
保証	保証者			
	保証者の概要			
	保証の内容			
準拠法及び管轄裁判所				
取得格付				

第2【売出要項】

1【売出短期外債】

支払期日	売出短期外債の総額	売出しに係る短期外債の所有者の住所及び氏名又は名称

第3【その他の記載事項】(3)

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 期第 四半期(第 期中) (自 平成 年 月 日 至 平成

年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(平成 年 月 日)までに、  
臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

訂正報告書(上記 の訂正報告書)を平成 年 月 日に関東財務  
局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

名称

所在地

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第十四号様式に準じて記載すること。

- (1) 発行登録の対象とした募集(売出)有価証券の種類  
短期外債と記載すること。
- (2) 発行限度額  
本発行登録に基づき募集又は売出しをすることができる短期外債の上限額を記  
載すること。
- (3) その他の記載事項  
提出者が法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示すこと。

第十五号様式

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 \_\_\_\_\_

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 年 月 日

【会社名】 \_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_

【代理人の氏名又は名称】 \_\_\_\_\_

【代理人の住所又は所在地】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【連絡場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【発行登録の対象とした募集（売出）有価

証券の種類】（１） \_\_\_\_\_

【今回の募集（売出）金額】（２） \_\_\_\_\_

【発行登録書の内容】（３）

提出日	年 月 日
効力発生日	年 月 日
有効期限	年 月 日
発行登録番号	
発行予定額	

【これまでの募集（売出）実績】（４）

番号	提出年月日	募集（売出）金額	減額による訂正年月日	減額金額
実績合計額			減額総額	

【残額】（５）（発行予定額－実績合計額－減額総額） \_\_\_\_\_

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】（６） 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

１【株式の募集】

（１）【新規発行株式】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行数

（２）【募集の方法及び条件】

①【募集の方法】

募集の形態	発行数	発行価額の総額	資本組入額の総額

計（総発行株式）			

②【募集の条件】

額面・無額面の別	発行価格	資本組入額	申込株数単位	申込期間	申込証拠金	払込期日

イ【申込取扱場所】

店名	所在地

ロ【払込取扱場所】

店名	所在地

(3)【株式の引受けの概要】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
計	—		—

2【新株予約権証券の募集】

(1)【募集の条件】

発行数	
発行価額の総額	
発行価格	
申込手数料	
申込単位	
申込期間	
申込証拠金	
申込取扱場所	
割当日	
払込期日	
払込取扱場所	

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) 【新株予約権証券の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受新株予約権数	引受けの条件
計	—		—

3 【社債（短期社債を除く。）の募集】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額	
発行価額の総額	
発行価格	
利率（％）	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	

担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

（新株予約権付社債に関する事項）

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

4 【コマーシャル・ペーパー及び短期社債の募集】

振出日	
振出地	
発行価格（円）	
券面総額又は短期社債の総額（円）	
発行価額の総額（円）	
発行限度額（円）	
発行限度額残高（円）	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

5 【外国譲渡性預金証書の募集】

預入日	
-----	--

利払日	
記名・無記名の別	
満期日	
発行単位	
額面金額の総額	
割引率	
申込期間	
利率	
申込取扱場所	
利息支払の方法	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

6 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額

(2) 【手取金の使途】

第2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

(1) 【売出株式】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	売出数	売出価額の総額	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称

(2) 【売出新株予約権証券】

売出数	売出価額の総額	売出しに係る新株予約権証券の所有者の住所及び氏名又は名称

(新株予約権の内容等)

(3) 【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称

(新株予約権付社債に関する事項)

(4) 【売出コマーシャル・ペーパー及び売出短期社債】

支払期日	売出券面額の総額又は売出短期社債の総額(円)	売出価額の総額(円)	売出しに係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債の所有者の住所及び氏名又は名称

(5) 【売出外国譲渡性預金証書】

満期日	売出対象の預入金額(円)	売出価額の総額(円)	売出しに係る外国譲渡性預金証書の所有者の住所及び氏名又は名称

2 【売出しの条件】

売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	申込受付場所	売出しの委託を受けた者の住所、氏名又は名称	売出しの委託契約の内容

第3【その他の記載事項】

第二部【公開買付けに関する情報】（7）

第1【公開買付けの概要】

- 1【公開買付けの目的等】
- 2【公開買付けの当事会社の概要】
- 3【公開買付けに係る契約】
- 4【公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠】
- 5【対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行（交付）される有価証券との相違】
- 6【公開買付けに関する手続】

第2【統合財務情報】

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

第三部【参照情報】（8）

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 期第 四半期(第 期中)(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(平成 年 月 日)までに、臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

訂正報告書(上記 の訂正報告書)を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

第四部【保証会社等の情報】（9）

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第七号様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。）において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。

(1) 発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類

今回発行登録により募集又は売出しを行う有価証券の種類を記載すること。

(2) 今回の募集（売出）金額

今回発行登録により募集又は売出しを行う有価証券の発行価額又は売出価額の総額を募集又は売出しごとに記載すること。

なお、当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の

発行価額又は売価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額を併せて記載すること。

(3) 発行登録書の内容

- a 「発行登録番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録を行うに際し提出した発行登録書に付された番号を記載すること。
- b 「有効期限」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録について発行予定期間を経過する日を記載すること。
- c 「発行予定額」欄には、発行登録書に記載された発行予定額を記載すること。

(4) これまでの募集（売出）実績

- a 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。  
なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。
- b 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうち未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(5) 残額

「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引いた金額を記載すること。なお、発行予定額を表示する通貨と当該発行登録に係る有価証券を取得させ、又は売り付けた際の当該有価証券を表示する通貨が異なる場合の残額の計算方法については、当該有価証券の発行価額又は売価額の総額を払込期日における外国為替相場の終値により発行予定額を表示する通貨に換算した金額を、当該発行予定額から控除するものとする。

(6) 縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する主要な支店及び金融商品取引所について記載すること。

(7) 公開買付けに関する情報

第二号の六様式記載上の注意(1)から(9)までに準じて記載すること。

(8) 参照情報

- a 臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第19条第2項各号若しくは第3項又は第19条の2のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。
- b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを付記すること。
- c 参照書類としての有価証券報告書の提出日以後発行登録追補書類提出日までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- d 参照書類としての有価証券報告書に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は発行登録追補書類提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。

(9) 保証会社等の情報

今回発行登録により募集又は売出しを行う社債が保証の対象となっている場合には、当該保証をしている会社について、第七号様式の「第三部 提出会社の保証会社等の情報」及び「第四部 特別情報」のうち「第3 保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類」に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。）に

において当該保証をしている会社に関する保証会社情報が記載されている場合には、その旨の記載を行うことにより当該保証会社情報の記載を省略することができる。また、今回発行登録により募集又は売出しを行う有価証券に関し、連動子会社（第19条第3項に規定する連動子会社をいう。）その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社の企業情報について、第七号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

第十七号様式

【表紙】

【提出書類】 自己株券買付状況報告書  
 【根拠条文】 金融商品取引法第24条の6第1項  
 【提出先】 \_\_\_\_\_財務（支）局長  
 【提出日】 平成 年 月 日  
 【報告期間】 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日  
 【会社名】 \_\_\_\_\_  
 【英訳名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

株式の種類 \_\_\_\_\_

1 【取得状況】

(1) 【株主総会決議による取得の状況】 \_\_\_\_\_年 月 日現在

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
株主総会 ( 年 月 日 ) での決議状況 (取得期間 年 月 日 ~ 年 月 日)		
報告月における取得自己株式 (取得日)	月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日	
計	—	
報告月末現在の累計取得自己株式		
自己株式取得の進捗状況 (%)		

(2) 【取締役会決議による取得の状況】 \_\_\_\_\_年 月 日現在

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 ( 年 月 日 ) での決議状況 (取得期間 年 月 日 ~ 年 月 日)		
報告月における取得自己株式 (取得日)	月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日	
計	—	
報告月末現在の累計取得自己株式		
自己株式取得の進捗状況 (%)		

2 【処理状況】

\_\_\_\_\_年 月 日現在

区分	報告月における 処分株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	(処分日)	

	月 日		
	月 日		
	月 日		
計	—		
消却の処分を行った取得自己株式	(消却日)		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
計	—		
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	(移転日)		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
計	—		
その他 ( )	(処分日)		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
計	—		
合計			

3 【保有状況】 年 月 日現在

報告月末日における保有状況	株式数 (株)
発行済株式総数	
保有自己株式数	

(記載上の注意)

1 一般的事項

- (1) 法第27条の30の5第1項の規定により自己株券買付状況報告書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」欄に代表者印を押印すること。
- (2) この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、委員会設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。
- (3) 自己株式に係る会社法第156条第1項(同法第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による株主総会又は取締役会の決議(以下この(3)において「授権決議」という。)があった日の属する月から同法第156条第1項第3号に掲げる期間の満了する日の属する月までの各月(この様式において「報告月」という。)の末日現在の自己の株式に係る株券の買付けの状況等について記載すること。

なお、複数の種類の株式について自己株式に係る授権決議がされた場合には、株式の種類ごとに記載すること。

2 「取得状況」

- (1) 株主総会又は取締役会で、自己株式の取得に関し株式の種類、総数、価額の総額及び取得することができる期間以外の事項を決議している場合は、その決議内容を欄外に記載すること。
- (2) 「報告月末現在の累積取得自己株式」欄には、自己株式に係る株主総会又は取締役会の決議のあった日の属する月から報告月末までに取得された自己株式の総数及び価額の総額を記載すること。

(3) 「自己株式取得の進捗状況」欄には、「報告月末現在の累積取得自己株式」欄の株式数及び価額の総額を「株主総会での決議状況」又は「取締役会での決議状況」欄の株式数及び価額の総額で除して計算した割合を記載すること。

(4) 公開買付けにより自己株式を取得している場合のその概要等を欄外に記載すること。

### 3 「処理状況」

(1) 「引き受ける者の募集を行った取得自己株式」欄には、会社法第199条第1項の規定により自己株式を引き受ける者の募集を行って報告月中に処分したものの総数及び処分価額の総額を、処分日ごとに記載すること。

(2) 「消却の処分を行った取得自己株式」欄には、報告月中に消却したものの総数及び処分価額の総額を、消却日ごとに記載すること。

(3) 「合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式」欄には、合併、株式交換又は会社分割により報告月中に移転したものの総数及び処分価額の総額を、移転日ごとに記載すること。

(4) 「その他」欄には、(1)から(3)までの方法以外の方法により報告月中に処理を行った場合に、その内容、処分株式の総数及び処分価額の総額を、処分日ごとに記載すること。

### 4 「保有状況」

「保有自己株式数」の欄には、報告月末日現在において保有している自己株式の総数を記載すること。

【第十九号様式】

(日本工業規格 A4)

届出日：平成 年 月 日

電子公告届出書

財務(支)局長 殿

電子開示システム(法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織をいう。)により公告を行いたいので、添付書類(2)とともに電子公告届出書を提出いたします。

1. 仮番号(3)
2. 届出者の名称(4)
3. 代表者の役職氏名(5)
4. 設立日(6)
5. 本店所在地(7)
6. 電話番号(8)
7. 連絡場所(9)
8. 連絡先電話番号(10)
9. 連絡先電子メールアドレス(11)
10. その他(12)

(記載上の注意)

(1) 届出者が外国法人である場合には、この様式に準じて記載すること。この場合、「6. 電話番号」の次に「6-2 代理人の氏名又は名称」、「6-3 代理人の署名」(代理人が法人である場合には、その代表者の署名)、「6-4 代理人の住所又は所在地」及び「6-5 代理人の電話番号」の項を設け、代理人について記載すること。また、「7. 連絡場所」から「9. 連絡先電子メールアドレス」までは、代理人の事務担当者(当該電子公告届出に係る担当者をいう。以下この様式において同じ。)について記載すること。

(2) 添付書類

第17条の5第1項において準用する開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令(平成14年内閣府令第45号)第2条第4項各号に掲げる届出者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付すること。

(3) 仮番号

第17条の5第1項において準用する開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第2条第1項に規定する番号を記載すること。

(4) 届出者の名称

届出者の名称を記載すること。

(5) 代表者の役職氏名

代表者の役職及び氏名を記載するとともに代表者印を押印すること。

(6) 設立日

法人の設立年月日を記載すること。

(7) 本店所在地

本店所在地を郵便番号とともに記載すること。

(8) 電話番号

法人の代表番号等(対外的な窓口となる電話番号)を記載すること。

(9) 連絡場所

事務担当者に係る連絡場所の所在地を記載すること。

(10) 連絡先電話番号

連絡場所の電話番号を記載すること。

(11) 連絡先電子メールアドレス

事務担当者又は連絡場所の電子メールアドレスを記載すること。

(12) その他

その他記載すべき事項があれば記載すること。